

令和3年度 文部科学省委託調査

令和3年度大学改革推進委託事業

諸外国における通信制大学等の制度・実態に関する調査研究

報告書

令和4年3月

WIPアンドアソシエイツ株式会社

令和３年度先導的大学改革推進委託事業
諸外国における通信制大学等の制度・実態に関する調査研究

1. 事業の目的

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、大学等では学修機会を保証する観点から遠隔授業の実施が大幅に増加した。文部科学省において実施した「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」によると、令和２年５月時点では、約 97%もの大学等が遠隔授業を活用しているなど、非常に急速なペースでオンライン教育が浸透していることが判明した。こうしたオンライン教育の機運の高まりは、今般のコロナ禍で明らかになったオンライン教育の強みを活かしたハイブリッド教育等、各大学等における将来的なオンライン授業の手法のみならず、通信制大学の制度等の在り方をも見直す契機となったが、ポストコロナ時代の遠隔教育における教育の質保証に関する議論は未だ途上である。

「規制改革実施計画」（令和３年６月 18 日閣議決定）においては、大学設置基準及び大学通信教育設置基準の見直しについて、令和３年度中に結論を得るとされている。同計画等を受けて、現在、中央教育審議会・質保証システム部会において、ポストコロナ時代における高等教育段階での遠隔教育の在り方や時代に即した大学通信教育設置基準の見直し等について議論が行われており、さらに、それを踏まえて来年度中に基準改正を行うことを予定しているが、我が国の高等教育段階における通信教育の今後の在り方を議論するに際し、諸外国の通信制大学の制度・実態等に関する情報は、検討に際して必要となる資料の一つとなり得るものの、本件について最新の状況を体系的にまとめた資料等は存在しない。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、世界的にも大規模公開オンライン講座（MOOC）の利用が拡大しており、「教育再生実行会議第 12 次提言」（令和３年６月 3 日）においても「MOOC の戦略的な活用」など、大学における遠隔教育の活用・推進について提言されている。しかしながら、諸外国において、大学等において MOOC 等をどのように位置付け活用しているのか、最新の状況について体系的な把握はできていない。

そこで、今般、諸外国の通信制大学の制度・実態や遠隔教育の取扱いに関する情報について、諸外国政府機関等へのヒアリングや文献調査等を通じて網羅的に収集し、今後の我が国の大学通信教育設置基準の見直しに向けた議論に活用すること、又、同調査研究結果を各高等教育機関に共有することで、ポストコロナ時代における各機関の通信教育内容の向上や教育環境の改善にもつなげることを目的とし、本調査研究を行う。

2. 調査対象国

韓国、米国、ドイツ、英国、フランス、オーストラリア

3. 調査方法

文献調査及びヒアリング調査により実施した。

4. 事業実施期間

令和４年１月～３月

5. 受託者・執筆編集責任者

WIP アンドアソシエイツ株式会社

代表取締役 高瀬富康

6. 本文の表記

- 外国語の一次資料にあるテキストの日本語訳に当たっては必ずしも直訳せず、テキストが持つ意味の理解しやすさを重視した。
- 脚注に表記した URL は、令和 4 年 3 月現在のものである。
- 我が国の大学通信教育設置基準の規定を踏まえ、便宜上、大学に基礎となる通学課程がなく通信課程が独立して置かれている場合を「通信課程（独立制）」、大学に基礎となる通学課程があり、当該課程に通信課程が併設されている場合を「通信課程（併設制）」と表記する。我が国においては、これらを総称して「通信制大学」と呼ぶ。

7. 外国通貨の取扱い

- 外国通貨による金額の日本円換算額は併記せず、読者の判断に委ねる方針とした。
- 各国章冒頭の脚注に、各国通貨の 2021 年における対円年平均為替レートを表記した。
- 参考までに、近年の対円年平均為替レートを以下に示す。

調査対象国	通貨単位	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
韓国	1,000 ウォン	99.25	100.38	93.80	90.70	96.10
米国	1 ドル	112.14	110.43	109.00	106.72	109.81
ドイツ, フランス	1 ユーロ	126.70	130.35	122.12	121.90	129.83
英国	1 ポンド	144.50	147.31	139.23	137.10	150.97
オーストラリア	1 豪ドル	85.98	82.49	75.82	73.83	82.45

8. 調査結果の整理方法

我が国では通信課程を提供する大学の審査に「大学通信教育設置基準」を用いているところ、調査対象 6 か国における通学課程と通信課程の設置基準を明らかにすることが本調査研究のとりわけ重要な部分である。

しかし、我が国のように通信課程特有の設置基準が設けられているのは 6 か国中韓国のみであり、韓国以外の 5 か国には通学課程と通信課程の区別がないか、両者が区別されていても同じ大学設置基準が用いられている。

韓国については、サイバー大学が我が国の「通信課程（独立制）のみからなる大学」に、一般大学の大学院に置かれる「オンライン学位課程」が「通信課程（独立制）の一課程」に相当し、それぞれに異なる設置基準が適用されている。なお韓国には、基礎となる通学課程があってそこにオンライン学位課程が併設されているケースはない。

そのため、本調査研究の調査結果は韓国と韓国以外の国とで異なる項目立てを用いて整理し、大項目と中項目を以下のように統一した。

韓国	米国, ドイツ, 英国, フランス, オーストラリア
1. 概要 2. 関係機関 3. 関係法令 4. 大学	1. 概要 2. 関係機関 3. 関係法令 4. 大学

韓国	米国, ドイツ, 英国, フランス, オーストラリア
5. 大学の設置認可 6. サイバー大学 (1) 現況 (2) 設置基準 (3) 質評価 (4) 教育課程 (5) 課題・今後の取組等 7. 一般大学のオンライン学位課程 (1) 現況 (2) 設置基準 (3) 質評価 (4) 教育課程 (5) 課題・今後の取組等 8. 一般大学における遠隔授業 (1) 現況 (2) 設置基準 (3) 質評価 (4) 教育課程 (5) 課題・今後の取組等 9. 大学における大規模公開オンライン講座 (MOOC) 10. 我が国との比較 11. 参考文献	5. 大学の設置認可 6. 大学における遠隔授業 (1) 現況 (2) 設置基準 (3) 質評価 (4) 教育課程 (5) 課題・今後の取組等 7. 大学における大規模公開オンライン講座 (MOOC) 8. 参考文献

【総目次】

第1章 韓国	3
1. 概要	3
2. 関係機関	4
3. 関係法令	5
4. 大学	6
5. 大学の設置認可	11
6. サイバー大学	22
(1) 現況	22
(2) 設置基準	23
(3) 質評価	39
(4) 教育課程	41
(5) 課題・今後の取組等	43
7. 一般大学のオンライン学位課程	44
(1) 現況	44
(2) 設置基準	45
(3) 質評価	46
(4) 教育課程	46
(5) 課題・今後の取組等	46
8. 一般大学における遠隔授業	47
(1) 現況	47
(2) 運営基準	47
(3) 質評価	48
(4) 教育課程	49
(5) 課題・今後の取組等	51
9. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	52
10. 我が国との比較	53
(1) 概念・用語	53
(2) 卒業所要単位	53
(3) 通信制大学の授業方法	53
(4) 通信制大学の専任教員数	54
(5) 通信制大学の校舎・校地	54
11. 参考文献	56
第2章 米国	59
1. 概要	59
2. 関係機関	60
(1) 政府機関	60
(2) 民間団体	61
(3) 認証評価団体	62
3. 関係法令	66
(1) 連邦法	66
(2) 州法	66
4. 大学	68
(1) 大学の種類及び機関数	68
(2) 営利大学	71
5. 大学の設置認可	77
(1) 州の認可	78
(2) 認証評価団体による認証評価	80
(3) 連邦教育省長官の認可	85
6. 大学における遠隔授業	89
(1) 現況	89
(2) 運営基準	90
(3) 質評価	92
(4) 教育課程	97
(5) 課題・今後の取組等	98
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	102
8. 参考文献	103

第3章 ドイツ	107
1. 概要	107
2. 関係機関	108
(1) 大学の設置に関する機関	108
(2) 大学の質保証に関する機関	109
(3) 大学の遠隔教育に関する機関	110
3. 関係法令	111
(1) 基本法	111
(2) 連邦法	111
(3) 連邦・州間合意	113
(4) 州間協定	113
(5) 州高等教育法	114
(6) 州省令	115
4. 大学	118
5. 大学の設置認可	119
(1) 州の認可	119
(2) 学術評議会の機関認証評価	122
(3) 認証評価団体のプログラム認証評価及びシステム認証評価	125
6. 大学における遠隔授業	128
(1) 現況	128
(2) 運営基準	128
(3) 質評価	131
(4) 教育課程	131
(5) 課題・今後の取組等	132
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	133
8. 参考文献	134
第4章 英国	137
1. 概要	137
2. 関係機関	138
3. 関係法令	139
4. 大学	140
5. 大学の設置認可	142
(1) OfS への登録	142
(2) QAA による認証評価	145
6. 大学における遠隔授業	150
(1) 現況	150
(2) 運営基準	150
(3) 質評価	154
(4) 教育課程	155
(5) 課題・今後の取組等	155
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	161
8. 参考文献	162
第5章 フランス	165
1. 概要	165
2. 関係機関	166
3. 関係法令	167
4. 大学	171
5. 大学の設置認可	177
(1) 私立大学の設置	177
(2) 認証評価	179
6. 大学における遠隔授業	181
(1) 現況	181
(2) 運営基準	181
(3) 質評価	181
(4) 教育課程	181
(5) 課題・今後の取組等	182

7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	183
8. 参考文献	184
第6章 オーストラリア	187
1. 概要	187
2. 関係機関	188
3. 関係法令	189
4. 大学	190
5. 大学の設置認可	194
6. 大学における遠隔授業	196
(1) 現況	196
(2) 運営基準	197
(3) 質評価	198
(4) 教育課程	198
(5) 課題・今後の取組等	198
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	199
8. 参考文献	200

第1章 韓国

【目次】

第1章 韓国	3
1. 概要	3
2. 関係機関	4
3. 関係法令	5
4. 大学	6
5. 大学の設置認可	11
6. サイバー大学	22
(1) 現況	22
(2) 設置基準	23
(3) 質評価	39
(4) 教育課程	41
(5) 課題・今後の取組等	43
7. 一般大学のオンライン学位課程	44
(1) 現況	44
(2) 設置基準	45
(3) 質評価	46
(4) 教育課程	46
(5) 課題・今後の取組等	46
8. 一般大学における遠隔授業	47
(1) 現況	47
(2) 運営基準	47
(3) 質評価	48
(4) 教育課程	49
(5) 課題・今後の取組等	51
9. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	52
10. 我が国との比較	53
(1) 概念・用語	53
(2) 卒業所要単位	53
(3) 通信制大学の授業方法	53
(4) 通信制大学の専任教員数	54
(5) 通信制大学の校舎・校地	54
11. 参考文献	56

第1章 韓国¹

1. 概要

「高等教育法」第2条第5号は遠隔大学（원격대학）という大学種を規定しており、遠隔大学に当たるのは、国立韓国放送通信大学、私立のサイバー大学19校、及び「生涯教育法」第33条に基づく遠隔大学形態の生涯学習施設とされている2校の合計22校である。これらの大学には通学課程がなく、通信課程のみが独立して置かれている。またサイバー大学の設置基準は「サイバー大学設立・運営規定」に規定されている。

「高等教育法」第2条各号の高等教育機関のうち、遠隔大学以外の機関は一般大学と呼ばれ、設置基準は「大学設立・運営規定」に規定されている。

一般大学において全授業をオンラインで行う課程をオンライン学位課程といい、2021年2月に教育部が発出した「一般大学の遠隔教育に関する訓令」に基づき、教育部長官の承認を得た一般大学に新規に設置されるか既存の通学課程を転換して設置される。2022年2月には6大学についてオンライン修士課程が初承認された。

「高等教育法」第22条及び「高等教育法施行令」第14条の2は、遠隔授業を「放送・通信による、又は学校外で行われる授業方法」と定義している。「一般大学の遠隔授業に関する訓令」はまた、一般大学が遠隔授業を行う場合は詳細事項を学則等で定めること、学内に遠隔授業管理委員会を設置すること等を定めている。

大規模公開オンライン講座は韓国政府が主導的に推進しており、2015年に教育部の下部機関である国家生涯教育振興院（NILE）が韓国型のMOOCとして立ち上げたK-MOOCは2017年迄に韓国型モデルの実装とコンテンツの標準化が完了した。2019年からは6大学11講座において単位銀行制の学修課程を開始した。単位銀行制とは、1997年3月に施行された「単位認定等に関する法律」に基づいて学校外で取得した資格や受講履歴等を累積管理し、一定の単位の累積が認められた者が学位取得を目指すことを可能とする制度で、K-MOOCでは2021年下半年で10大学合計30講座が単位銀行制の対象とされている。これら30講座の履修期間は3か月であり、修了者には3単位が与えられる。

¹ 本章において韓国の通貨を表す際には、ウォンを用いる。

参考までに、2021年における対円年平均為替レートは、1,000ウォン = 96.1円である。

www.ofx.com/en-au/forex-news/historical-exchange-rates/yearly-average-rates/

2. 関係機関

図表-1-1 通信制大学に関する機関

【政府機関】

- ・教育部（교육부）
 - ↳ 高等教育政策室（고등교육정책실）
 - ↳ 高等教育政策官（고등교육정책관실）
 - ↳ 高等教育政策課（고등교육정책과）
 - ↳ 大学学術政策官（대학학술정책관）
 - ↳ 大学学事制度課（대학학사제도과）
 - ↳ 生涯教育局（평생교육국）
 - ↳ Eラーニング課（이러닝과）
 - ↳ 韓国教育學術情報院（한국교육학술정보원, KERIS）
 - ↳ 大学学術本部（대학학술본부）
 - ↳ 高等生涯教育部（고등평생교육부）
 - ↳ 大学遠隔教育特任チーム（고등교육정책실）
 - ↳ 大学遠隔教育支援センター（원격교육연구지원센터）
 - ↳ 国家生涯教育振興院（국가평생교육진흥원, NILE）
 - ↳ 単位・學歷認証本部（학점・학력인증본부）
 - ↳ 評価企画運営室（평가기획운영실）
 - ↳ デジタル生涯教育本部（디지털평생교육본부）
 - ↳ K-MOOC 運営室（K-MOOC 운영실）

【民間団体】

- ・韓国遠隔大学協議会（한국원격대학협의회, KCOU）

3. 関係法令

図表-1-2 通信制大学に関する法令

- ・教育基本法（教育기본법）²
- ・高等教育法（고등교육법）³
 - ↳ 一般大学の遠隔授業運営に関する訓令（일반대학의 원격수업 운영에 관한 훈령）⁴
 - ↳ 高等教育法施行令（고등교육법 시행령）⁵
 - ↳ 一般大学の遠隔授業運営基準（일반대학의 원격수업 운영 기준）：訓令の発出に伴い廃止
 - ↳ 高等教育機関の評価・認証等に関する規定（고등교육기관의 평가・인증 등에 관한 규정）⁶
 - ↳ 高等教育評価・認証認定機関の指定基準（고등교육 평가・인증 인정기관 지정기준）⁷
 - ↳ 大学設立・運営規定（대학설립・운영 규정）⁸
 - ↳ 大学設立・運営規定施行規則（대학설립・운영 규정 시행규칙）⁹
 - ↳ 技術大学設立・運営規定（기술대학설립・운영규정）¹⁰
 - ↳ 技術大学設立・運営規定施行規則（기술대학설립・운영규정시행규칙）¹¹
 - ↳ 사이버大学設立・運営規定（사이버대학 설립・운영 규정）¹²
 - ↳ 遠隔教育設備基準告示（원격교육 설비 기준 고시）¹³
 - ↳ 韓国教員大学設置令（한국교원대학교 설치령）¹⁴
 - ↳ 韓国放送通信大学設置令（한국방송통신대학교 설치령）¹⁵
 - ↳ 韓国放送通信大学設置令施行規則（한국방송통신대학교 설치령시행규칙）¹⁶
 - ↳ 高等教育機関の評価・認証等に関する規定（고등교육기관의 평가・인증 등에 관한 규정）¹⁷
 - ↳ 高等教育評価・認証認定機関の指定基準（고등교육 평가・인증 인정기관 지정기준）¹⁸
 - ↳ 高等教育機関の自己評価に関する規則（고등교육기관의 자체평가에 관한 규칙）¹⁹
- ・生涯教育法（평생교육법）
- ・国民生涯職業能力開発法（국민 평생 직업능력 개발법）：2022 年 2 月 18 日施行
※旧 労働者職業能力開発法（근로자직업능력 개발법）²⁰
- ・単位認定等に関する法律（학점인정등에관한법률）²¹
 - ↳ 単位認定等に関する法律施行令（학점인정 등에 관한 법률 시행령）²²
 - ↳ 単位認定等に関する法律施行規則（학점인정 등에 관한 법률 시행규칙）²³
 - ↳ 評価認定学習課程の運営に関する規定（평가인정 학습과정 운영에 관한 규정）²⁴

² www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=205788&efYd=20190619&ancYnChk=0#0000

³ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=212067&efYd=20200611&ancYnChk=0#0000

⁴ www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000198212&lsId=76256&chrClsCd=010202

⁵ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218497&efYd=20200611&ancYnChk=0#0000

⁶ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=204032&efYd=20180710&ancYnChk=0#0000

⁷ www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000188412

⁸ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220403&efYd=20200804&ancYnChk=0#0000

⁹ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=173025&efYd=20150716&ancYnChk=0#0000

¹⁰ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208812&efYd=20190801&ancYnChk=0#0000

¹¹ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=137529&efYd=20130323&ancYnChk=0#0000

¹² www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208817&efYd=20190801&ancYnChk=0#0000

¹³ www.law.go.kr/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000055170

www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=141&boardSeq=79299&lev=0&searchType=null&statusYN=W&p age=1&s=moe&m=040401&opType=N

¹⁴ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=216381&efYd=20200331&ancYnChk=0#0000

¹⁵ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=216383&efYd=20200331&ancYnChk=0#0000

¹⁶ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210532&efYd=20190917&ancYnChk=0#0000

¹⁷ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=204032&efYd=20180710&ancYnChk=0#0000

¹⁸ www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000188412

¹⁹ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=137527&efYd=20130323&ancYnChk=0#0000

²⁰ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228225&efYd=20210406&ancYnChk=0#0000

²¹ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=56309&ancYd=19970113#0000

²² www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=222697&efYd=20201210&ancYnChk=0#0000

²³ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233555&efYd=20210630&ancYnChk=0#0000

²⁴ www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211995&efYd=20200101&ancYnChk=0#0000

第1章 韓国

4. 大学

韓国の高等教育機関（고등교육기관）の設置根拠法には高等教育法²⁵の他、生涯教育法、国民生涯職業能力開発法がある。

図表－1-3 高等教育機関の種類

ref.	高等教育機関の種類	根拠法	修了年限
①	大学（대학）	高等教育法 第2条第1号、第28条	4～6年
②	産業大学（산업대학）	高等教育法 第2条第2号、第37～40条の2	4年
③	教育大学（교육대학）	高等教育法 第2条第3号、第41～46条	4年
④	専門大学（전문대학）	高等教育法 第2条第4号、第47～51条の2	2～3年
⑤	遠隔大学（원격대학）	高等教育法 第2条第5号、第52～54条	4年
	放送通信大学（방송통신대학）	高等教育法 第2条第5号	4年
	サイバー大学（사이버대학）	高等教育法 第2条第5号	2年又は4年
⑥	技術大学（기술대학）	高等教育法 第2条第6号、第55～58条	2年
⑦	各種学校（각종학교）	高等教育法 第2条第7号、第59条	4年
⑧	専攻大学（전공대학）	生涯教育法 第31条第4項	2年
	社内大学（사내대학）	生涯教育法 第32条	2年又は4年
⑨	技能大学（기능대학）	高等教育法 第2条第4号 労働者職業能力開発法 第2条第5号	1年又は2年
⑩	大学院大学（대학원대학）	高等教育法 第30条	2～4年以上
⑪	大学院（대학원）	高等教育法 第29～29条の3	2～4年以上

なお、法律の上で一般大学（일반대학）という場合は、2021年2月15日の「一般大学の遠隔授業運営に関する訓令」第2条により、高等教育法第2条第1号から第4号まで及び第6号から第7号の規定に該当する学校をいう。また一般大学という用語は、学士課程の修業年限が4年間とされている大学を6年間とされている医学系・獣医学系・薬学系の大学と区別する際にも用いられることがあるが、法律上の概念ではない。

以下に、図表－1-3 に示した大学種について解説する。

① 大学

高等教育法第2条の各号の中で大学（대학）とされている機関は機関名称を大学校（대학교；university）としており、第2条第1号に当たる大学は総合大学（종합대학）と呼ばれる。また単科大学（단과대학；college）は、大学校の学部を意味するか、教育大学や神学大学等を意味するかのいずれかである。総合大学と単科大学は1949年に制定された教育法（교육법）上の概念であり、教育法が1997年12月13日に廃止されて教育基本法と教育基本法第9条に基づく高等教育法が制定されて以降の法律上の名称は、4年制が大学、2～3年制が専門大学とされた²⁵。

国立のソウル大学校の場合、大学本部がある冠岳キャンパスには自然科学大学や人文大学等15個の単科大学が設置されており、これらの単科大学は我が国の学部に対応する機関である。そして、自然科学大学に設置されている生命科学部や、人文大学に設置されている哲学学科のような学部（학부）や学科（과정）は、我が国でいう学部の学科に対応する。

② 産業大学

²⁵ 専門大学は我が国の短期大学に相当する。しかし法律上、専門大学は校名に「専門」を付ける必要はないとされているため、大学と専門大学は名称から判別できない。

産業大学（산업대학）は、高等教育法第 37 条に「産業社会で必要とされる学術又は専門的な知識や技術の研究と練磨のための教育を継続して受けようとする者に高等教育の機会を提供し、国家と社会の発展に貢献する産業人材の養成を目的とする」とあるように、産業と直結した実務的・実践的な学問の修得に重点が置かれた 4 年制の大学である。かつては国立 11 校と私立 12 校があったが、他大学との統合や大学への転換により、現在では私立の青雲大学校、湖原大学校の 2 校のみがある。

③ 教育大学

教育大学（교육대학）は、初等教育課程の学校教員の養成を目的とした大学である²⁶。教育大学の設置者は国又は地方公共団体に限られ、事実上 10 校すべてが国立である。

④ 専門大学

専門大学（전문대학）は職業教育に重点を置く 2～3 年制の大学であり、ほとんどが私立である。旧教育法の 1977 年改正によって当時の中後教育機関種であった初級大学（초급대학）、専門学校（전문학교）、実業高校（실업고등）を一本化したのが始まりで、職業教育に重点を置く。2 年制と 3 年制があるが、看護課程に限り 4 年制での開設が認められている。修了後さらに 1 年間の専攻深化課程（전공심화과정）を修了すれば、2+1 年課程の場合は専門学士号（전문학사 학위）が授与されて大学の学士課程への編入が可能となり、3+1 年課程を修了すれば大学修了者と同じ学士号が授与される。専門大学は機関の名称からは判別できず、名称には 4 年制大学と同じ大学校（대학교）が用いられている。

⑤ 遠隔大学・放送通信大学・サイバー大学

遠隔大学（원격대학）は、高等教育法が 2008 年 3 月 28 日に改正施行された際に再定義された大学種である。高等教育の種類に関して規定された第 2 条第 5 号は、改正前は「放送大学・通信大学及び放送通信大学（以下「放送・通信大学」という）」であったのが「放送大学・通信大学・放送通信大学及びサイバー大学（以下「遠隔大学」という）」に改正された。しかし放送大学と通信大学は事実上設置されていない。現在遠隔大学に当たる高等教育機関は、国立の韓国放送通信大学校（한국방송통신대학교; Korea National Open University (KNOU)）と私立のサイバー大学 19 校である。

韓国放送通信大学校は、1972 年 3 月に公布された韓国放送通信大学設置令に基づいて国立ソウル大学校付設の韓国放送通信大学として開校し、1982 年にソウル大学校から分離独立し、1993 年に現在の名称となった。その後 2001 年に大学院が、2012 年に経営大学院が、2012 年に高卒就業者を対象としたプライムカレッジ（프라임칼리지）が併設された²⁷。

私立のサイバー大学は高等教育法上の学校種であるが、同法第 52 条が 2011 年 7 月 21 日に

²⁶ 中等教育課程の学校教員の養成は師範大学（사범대학）が担う。師範大学は旧教育法上の大学種であるが、現在でも「ソウル大学校師範大学」のように、我が国でいう大学の学部にあたる総合大学の単科大学の名称に使われている。

²⁷ 韓国放送通信大学校 大学沿革（한국방송통신대학교 대학연혁）

www.knou.ac.kr/knou/737/subview.do?epTicket=LOG

なお、国会では 2021 年 1 月 6 日に「放送通信法学専門大学院」の設置・運営に関する特別法案が提案されており、現在審議中である。

www.lawmaking.go.kr/mob/nsmLmSts/out/2107190/detailR

改正される以前のサイバー大学は生涯教育法第33条を根拠とした大学種であった。2008年3月28日の高等教育法改正時に第2条5号に遠隔教育を行う高等教育機関としてサイバー大学が追加され、それまでに開校していたサイバー大学の多くが高等教育法上のサイバー大学に転換又は設置認可を受けた²⁸。

サイバー大学に分類される大学には2年制と4年制があり、4年制のサイバー大学には高等教育法施行令第22条に基づき、高等教育法第29条の2の特殊大学院(특수대학원)による修士課程を設置することができる。

なお、教育部が遠隔大学という用語を用いる場合、専らサイバー大学を意味する。

⑥ 技術大学

技術大学(기술대학)は、高等教育法第55条に「産業労働者が産業現場での専門的な知識・技術の研究・研磨のための教育を継続して受けられるようにすることの理論と実務能力を備えた専門人材を養成することを目的とする」とあり、高等学校又は専門大学を修了した者で1年6か月以上の実務経験を有する者を入学対象とした2年制の大学であり、高等学校を卒業した者で大学課程を修了した者には学士号が、専門大学を修了した者で専門大学課程を修了した者には専門学士号が授与される。技術大学は静石大学の1校のみであり、経営学科、産業工学科、航空システム工学科が置かれている。

⑦ 各種学校

各種学校(각종학교)は、高等教育法第59条に「第2条第1号から第6号までの学校と同様の教育機関をいう」と定義され、かつて20数校あったキリスト教各派の4年制神学校は、開設当初は各種学校として設置認可を受けた。しかしこれらのほとんどが大学に昇格したことから、現在、国立の韓国芸術総合学校と私立の純福音総合神学校の2校のみとなっている。

⑧ 専攻大学・社内大学

専攻大学(전공대학)と社内大学(사내대학)は共に生涯教育法を根拠とした教育機関であり、第31条に基づく「学校形態の生涯教育施設」を専攻大学、第32条に基づく「社内大学形態の生涯教育施設」を社内大学という。

専攻大学は、生涯教育法が2008年に改正施行された際に職業教育を専門に行う中等教育機関であった高等技術学校が設置していた中等後課程を高等教育の枠組みに転換した2年制大学であり、現在、国際芸術大学、白石芸術大学校、貞華芸術大学の私立3校がある。

社内大学は2年制又は4年制であり、サムスン電子、現代重工業、ポスコ、SPC食品、韓国土地住宅公社、大宇造船、KDB金融グループが社内に設置し、現在8校がある²⁹。社内大学で専門学士号又は学士号を取得した者は、契約学科(계약학과)に進んで学士号、修士号、博士号の取得を目指すことができる³⁰。

⑨ 技能大学

²⁸ 韓国遠隔大学協議会(KCOU)は、世界サイバー大学と嶺南サイバー大学の2校を含めた21校をサイバー大学としている。

²⁹ KDB金融グループのKDB金融大学は2018年に入学者募集を中止し、全在学生在が卒業した段階で廃校とされる予定である。

³⁰ 契約学科とは、国又は地方自治体が社内大学を設置している企業と契約して設置する学科であり、企業が運営経費の50%以上を負担するもので、教育部の「契約学科・運営規定」に設置要件が規定されている。

技能大学（기능대학）は高等教育法第2条第4号の専門大学であるが、国民生涯職業能力開発法³¹第2条第5号を設置根拠とする教育・訓練機関で、韓国情報通信工事協会傘下の ICT ポリテック大学1校と、雇用労働部傘下の韓国ポリテック大学系列8校がある。1年制と2年制の課程及び職業訓練課程を併設運営し、1年制課程は技術関連の国家資格の取得を目指す者のための課程、2年制課程は専門大学と同様の課程である。

⑩ 大学院大学

大学院大学（대학원대학）は修士課程のみを置く大学であり、その多くが私立の神学校である。なお、学部と大学院からなる KAIST（韓国科学技術院）も統計上は大学院大学に数えられている³²。

⑪ 大学院

大学院（대학원）は、高等教育法第29条により、大学（産業大学、教育大学、遠隔大学を含む）、及び教育条件や教育課程の運営に対する評価など大統領令で定める基準を満たした場合に基準を満たしたサイバー大学に置くことができる。また、同法第29条2には大学院の種類として、修士課程と博士課程からなる一般大学院（일반대학원）、修士課程からなり学則で博士課程を置くことができる専門大学院（전문대학원）、修士課程のみからなる特殊大学院（특수대학원）の3つが示されている。大学には一般大学院を、産業大学・教育大学・大学院大学には専門大学院又は特殊大学院を、遠隔大学には特殊大学院を置くことができる。

なお、3年制の法学専門大学院（법학전문대학원）は、「法学専門大学院設置・運営に関する法律」に基づき、既存の大学法学部学士課程を廃止して設置される。

図表－1-4 高等教育機関数 2022年2月20日時点

		合計	国立	公立	私立
合計	大学校（대학교）	426	49	8	369
	産業大学（산업대학）	190	33	1	156
	教育大学（교육대학）	2	-	-	2
	教育大学（교육대학）	10	10	-	-
	専門大学（전문대학）	134	2	7	125
	放送通信大学（방송통신대학）	1	1	-	-
	サイバー大学（사이버대학）	19	-	-	19
	遠隔大学形態の生涯教育施設（원격대학형태의 평생교육시설）	2	-	-	2
	技術大学（기술대학）	1	-	-	1
	各種学校（각종학교）	2	1	-	1
	専攻大学（전공대학）	3	-	-	3
	社内大学形態の生涯教育施設（사내대학형태의 평생교육시설）	8	-	-	8
	技能大学（기능대학）	9	-	-	9
	大学院大学（대학원대학）	45	2	-	43

（KOSIS 高等教育機関概況を基に整理）³³

³¹ 国民生涯職業能力開発法は労働者職業能力開発法を改正して法律名称を変更したもので、2021年8月17日に成立し、2022年2月18日に施行された。

³² 特別法によって1972年に設置された大学院のみの KAIS（韓国科学院）が1989年に KIT（韓国科学技術大学）と統合し、学部と大学院からなる KAIST（韓国科学技術院）となった。

³³ KOSIS, 高等教育機関概況（고등교육기관 개황）

https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=334&tblId=DT_1963003_010

図表－1-5 高等教育機関の概況 2022年2月20日時点

	学校数		学科数	在籍学生数	専任教員数	入学定員	職員数
		付設大学院					
全体	426	1,129	34,720	3,201,561	90,464	707,342	70,075
学部	381	-	19,205	2,874,146	82,746	578,201	68,824
大学	190	-	12,028	1,938,254	67,473	313,073	54,529
産業大学	2	-	251	14,539	350	2,350	242
教育大学	10	-	140	15,409	833	3,583	1,008
専門大学	134	-	5,958	576,041	12,028	155,990	9,742
放送通信大学	1	-	36	142,719	153	55,050	655
サイバー大学	19	-	394	142,127	607	32,045	1,048
遠隔大学	2	-	24	2,486	18	1,900	38
技術大学	1	-	2	62	0	25	0
各種学校	2	-	35	3,438	149	629	109
専攻大学	3	-	68	14,821	268	6,246	154
社内大学	8	-	6	340	4	209	10
技能大学	9	-	263	23,910	863	7,101	1,289
大学院	45	1,129	15,515	327,415	7,718	129,141	1,251
大学院大学	45	-	358	10,452	1,583	3,507	696
付設大学院	-	1,129	15,157	316,963	6,135	125,634	555

(韓国教育統計サービスウェブサイトの情報を基に整理) ³⁴

図表－1-6 高等教育機関の入学者数 過去10年間の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
学部	合計	832,631	817,142	788,994	791,242	774,611	756,527	735,581	734,291	733,517	726,981	697,318
	大学	361,686	372,941	365,515	363,655	355,772	348,393	343,076	342,841	343,248	342,699	329,306
	産業大学	15,582	2,718	2,944	3,281	3,210	3,120	3,018	2,821	2,898	2,824	2,379
	教育大学	4,395	3,923	3,892	3,868	3,850	3,849	3,863	3,866	3,870	3,861	3,864
	専門大学	249,693	238,952	227,707	221,750	214,466	208,808	200,021	198,110	197,897	188,533	166,707
	放送通信大学	31,619	28,822	29,576	25,406	21,730	18,301	16,835	16,463	14,689	13,161	12,670
	遠隔&サイバー大学	29,043	29,209	17,254	30,455	31,173	31,957	30,460	31,342	31,753	34,067	38,273
	技術大学	95	76	80	68	46	46	47	42	29	31	27
	各種学校	946	830	785	655	659	633	608	593	594	564	585
	専攻大学	3,879	4,302	4,364	4,279	4,481	4,525	5,074	5,226	5,908	5,962	4,910
	社内大学	63	80	323	312	243	189	157	155	138	106	100
	技能大学	8,758	9,173	9,694	9,756	9,780	9,734	9,502	9,127	8,571	8,116	7,565
大学院	合計	126,872	126,116	126,860	127,757	129,201	126,972	122,920	123,705	123,922	127,057	130,932
	修士課程	105,353	102,788	101,940	101,833	103,047	100,227	97,185	97,857	96,694	98,402	101,338
	博士課程	21,519	23,328	24,920	25,924	26,154	26,745	25,735	25,848	27,228	28,655	29,594

(韓国教育統計サービスウェブサイトの情報を基に整理) ³⁵

³⁴ 韓国教育統計サービス 2021 > 教育統計 > 大学統計 > 概況

(2021 > 교육통계 > 대학통계 > 개황)

https://kess.kedi.re.kr/mobile/stats/school?menuCd=0102&cd=5448&survSeq=2021&itemCode=01&menuId=m_010202&uppCd1=010202&uppCd2=010202&flag=B

³⁵ 韓国教育統計サービス 2021 > 教育統計 > 大学統計 > 年別推移

(2021 > 교육통계 > 대학통계 > 연도별 추이)

https://kess.kedi.re.kr/mobile/stats/school?menuCd=0102&cd=5545&survSeq=2021&itemCode=01&menuId=m_010205&uppCd1=010205&uppCd2=010205&flag=A

5. 大学の設置認可

一般大学の設置認可の基準及び手続は、「大学設立・運営規定」及び「大学設立・運営規定施行規則」に規定されている。以下に日本語訳を掲載する³⁶。

● 大学設立・運営規定

(1996年7月26日制定, 最新改正2020年8月4日)³⁷

第1条 (目的)

この令は、「高等教育法」と「私立学校法」の規定により、大学・産業大学・教育大学・専門大学及びこれに準ずる各種学校（以下「大学」という。）の設立基準と大学を運営するに当たり、必要な施設・教員と収益用基本財産等に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (設立認可基準等)

- ① 大学を設立しようとする者（以下「設立主体」という。）は、次の各号の基準を備え、教育部長官に大学設立の認可（国立大学の場合には、開校措置という。以下同じ。）を申請しなければならない。
 1. 第4条に基づく校舎と第5条に基づく校地を確保すること
 2. 教員（「高等教育法」第14条第2項に基づく教授及び副教授と助教授をいう。以下同じ。）を第6条に基づく確保基準の2分の1以上を確保すること。この場合、残りの教員は、学生定員に応じて年次的に確保するが、編制完了した年までにすべて備えなければならない。
 3. 第7条に基づく利益の基本財産を確保すること（国又は地方自治団体が大学を設立する場合は除く）
- ② 教育部長官は、大学の設立を認可しようとする場合には、第1項各号の基準と「高等教育法施行令」第2条第2項各号の事項及びカリキュラム等教育部令が定める事項について第3条の規定による大学設立審査委員会の審議を経なければならない。
- ③ 設立主体は、第1項の規定により、大学設立の認可を申請する前に、教育部令が定めるところにより、大学設立計画書を教育部長官に提出しなければならない。
- ④ 第1項及び第2項の規定は、大学の分校を設立する場合にこれを準用する。ただし、国外に大学の分校を設立する場合には、分校を設立しようとする国の法令等を考慮して、教育部長官が第1項及び第2項の基準を調整して告示する基準に従う。
- ⑤ 削除
- ⑥ 第4条に基づく校舎と第5条に基づく校地は設立主体の所有でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 1. 特別法に基づいて設立された政府出資の研究機関（以下「研究機関」という。）のうち、その特別法に基づいて「高等教育法」第30条に基づく大学院大学（以下「大学院大学」という。）を設立することができる研究機関が国及び地方自治団体又は他の研究機関が所有する建築物や土地を使用する場合
 2. 設立主体が次の各目の土地を他人と共同で所有して大学院大学を設立する場合や、大学に大学院を置く場合
 - ア. 「宅地開発促進法施行令」第2条第1号に基づく施設の教育や研究用施設で使用されている土地
 - イ. 「宅地開発促進法施行令」第2条第3号の各目の施設で使用されている土地
 - ウ. 「産業立地及び開発に関する法律」第2条第8号の産業団地
 3. 設立主体が第2号各目の土地に所在する建物を賃貸して、別表2による研究施設を置く場合
 4. 「産業教育振興と産学研協力の促進に関する法律施行令」第8条の契約学科等を国、地方自治団体、産業、事業者団体と職能団体が提供する施設で運営している場合
 5. 設立主体が設立主体の所有ではなく、施設・建築物を別表2による学生寮等の学生住宅施設として使用する場合
- ⑦ 第5条に基づく校地に設立主体以外の者が所有する建築物を置くことができない。ただし、「建築法」第2条第2項の文化や集会施設、販売施設、教育研究施設、老幼者施設、修練施設、スポーツ施設、業務施設や「駐車場法」第2条第1号ウの付設駐車場等の教育や公共の目的に合致する施設として、次の各号のいずれかに該当する建築物は、この限りでない。

³⁶ 韓国の法令の各条は項からなり、項番号は項が一つの場合は振られず、複数ある場合は、①、②のように表記される。項の細目は、「号」「目」「款」である。このうち「目」には、日本語の五十音表に相当する反切表（반절표）の掲載順に、가・나・다·라·마…（ガ・ナ・ダ・ラ・マ…）が使用される。本章では「目」の日本語表記に当たり、便宜上頭から順番に、ア・イ・ウ・エ・オ…を充てた。

³⁷ 大学設立・運営規定（대학설립·운영 규정）

www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220403&efYd=20200804&ancYnChk=0#0000

1. 設立主体に所有権が移転されている建築物
 2. 国及び地方自治団体・研究機関及び産業等（以下「産業等」という。）が校地で建設しようとする施設として設立主体がその必要性を認めている建築物
- ⑧ 大学を設立・運営する者又は大学の長が産学協力による教育と研究等を促進するために必要な場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、産業界等が「産業教育振興と産学研協力の促進に関する法律施行令」第33条に基づく事業種目の用途に限定して、大学の施設を利用できるようにすることができる。この場合、産業等が利用できる校舎の面積は、その大学が確保した全校舎の面積（付属設備の校舎面積は除く）から第4条第3項に基づいて算出された校舎の面積を引いた面積 [その面積がゼロ以下の場合には、ゼロとみなす] と第4条第3項に基づいて算出された校舎の面積の10パーセントに相当する面積の合計を超えることはできない。
1. 産業等の機材や人材を大学の教育・研究や学生の実習に共同で利用できるようにする約定がある場合
 2. 産業等が大学に機材や寄付等を寄付するという約定がある場合
- ⑨ この令の規定により、校舎と教員を算定するに当たり、基準となる大学の学生定員を系列別に分類する場合、その系列別区分は、別表1のとおりである。

別表1 系列別区分

大系列	小系列
人文・社会系	語学、文学、社会学、神学等
自然科学系	理学、海洋学、農学、水産学、介護学、保健学、薬学、韓薬学等
工学系	工学等
芸術・スポーツ系	音楽、美術、体育、舞踊等
医学系	医学、歯学、韓医学、獣医学等

第2条の2（大学院等の設置基準）

- ① 大学に置く大学院、大学院大学とその学位プログラムの学科又は専攻（第2項の規定による協働のプロセスに置く専攻以外の専攻をいう。以下この条において同じ。）の設置基準は、別表1の2による。
- ② 大学院に学位課程で、第1項の規定による学科又は専攻のほか、2以上の学科又は専攻が共同で設置・運営する学科間協同課程や研究機関や産業との契約に基づいて設置・運営する学研産（学及び研及び産）、学研（学及び研）又は学産（学及び産）協同課程を置くことができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による大学院等の設置に必要な細目基準は、教育部長官が定める。
- ④ 大学（専門大学とこれに準ずる各種学校は除く）が一般大学院や専門大学院に博士号課程を新設する場合、別表1の2による教員のうち2分の1以上は、博士号課程の設置学期開始日を目安として、次の各号の要件を満たしている者としなければならない。この場合、論文又はこれに準ずる研究実績の認定範囲と具体的な基準は、教育部長官が定めて告示する。
 1. 人文・社会系：最近5年間の教育部長官が定めて告示する国内外の学術誌等に発表した論文又はこれに準ずる研究実績が4報以上であること
 - 1の2. 芸術・体育系：最近5年間の教育部長官が定めて告示する国内外の学術誌等に発表した論文又はこれに準ずる研究実績が3報以上であること
 2. 自然科学及び工学及び医学系：最近5年間の教育部長官が定めて告示する国内外の学術誌等に発表した論文又はこれに準ずる研究実績が6報以上であること

別表1の2 大学院及びその学位プログラムの学科又は専攻の設置基準

区分	大学院を新設	修士課程に学科（専攻）を新設	博士課程に学科（専攻）を新設
一般大学院	—	5人以上関連分野の教員を確保	7人以上関連分野の教員を確保、かつ、全体単位数に基づく教員の講義の割合が60%以上
専門大学院	大学に置く専門大学院の場合は、第4条第3項前段及び第6条の規定による専任教員の施設と教員数を確保するが、編制完成年を基準とした系列別の学生定員が100人未満の場合は100人とみなす。	—	7人以上関連分野の教員を確保
特殊大学院	—	3人以上関連分野の教員を確保	—

第2条の3（学科及び定員等の増設及び増員基準）

- ① 大学（大学院及び大学院大学を含む。以下、第4項から第6項までにおいて同じ。）は、設立認可後編制が完成した後にのみ学科又は学部（以下「学科等」という。）を増設したり、学生定員を増員することができるが、学科等を増設したり、学生定員を増員する場合には、その増設や増員分を含む全体に

対してこの令による基準を満たさなければならない。ただし、構造改革のために大学が別表1の3に基づく統廃合を実施して入学定員削減の基準を満たしている場合、校舎及び校地及び教員と収益用基本財産は、次の各号の基準に従う、本文に応じた基準を満たされた場合には、第1号の基準を備えたものとみなす。

1. 統廃合後、校舎及び校地及び収益の基本財産（以下「校舎等」という。）及び教員（医学系の教員は、教員確保率算定時を除く。以下この号において同じ。）の確保率は統廃合を申請した日が属する年の3年前の4月1日を基準とした校舎等と教員の確保率以上を維持すること
2. 第1号のほか、教育部長官が定めて告示する基準に従うこと

別表1の3 統廃合の種類及び入学定員削減の基準

統廃合の種類	入学定員削減の基準 (統廃合申請日が属する年の3年前の学年度を基準)
1. 大学間の統廃合 (大学の本校と分校の統廃合を含む)	直近3年間に於ける入学定員未充足数の平均以上の入学定員を削減
2. 大学と大学院大学の統廃合	直近3年間に於ける大学院大学の入学定員未充足数に相当する入学定員を削減
3. 大学と専門大学の統廃合	専門大学入学定員の60%以上に相当する入学定員を削減。ただし修業年限3年は入学定員の40%以上、修業年限4年は入学定員の20%以上を削減
4. 大学と産業大学間の統廃合	産業大学入学定員の60%以上に相当する入学定員を削減。ただし修業年限3年は入学定員の40%以上、修業年限4年は入学定員の20%以上を削減
5. 産業大学と専門大学間の統廃合	専門大学入学定員の60%以上に相当する入学定員を削減。ただし修業年限3年は入学定員の40%以上、修業年限4年は入学定員の20%以上を削減
6. 専門大学間の統廃合	直近3年間に於ける入学定員未充足数の平均以上の入学定員を削減

- ② 大学院が次の各号の要件を備えた学科や専攻を増設し、入学定員を増員する場合には、第1項各号以外の部分の本文を適用しない。ただし、その増設又は増員分を含めた全体の教員確保率は前年度の教員確保率以上を維持しなければならない。

1. 国家研究開発事業や教育部長官の出捐を受ける事業に選定されていること
2. 第1号の事業を遂行するために、海外の学者を集めて別表1の5を満たすこと

別表1の5 学科や専攻の増設に伴う入学定員の増員範囲及び教員数

入学定員の増員範囲	学科や専攻の増設に伴う教員数（海外の学者の数）
30人以内	7～10人（教員数の40%以上）
50人以内	11～20人（教員数の35%以上）
90人以内	21人以上（教員数の30%以上）

- ③ 第1項の規定により学科等を増設し、学生定員を増員する場合に備えることの基準は、編制完了した年の系列別の学生定員とする。
- ④ 大学が前年の合計入学定員の範囲で学位課程別科等を新設統合した場合や、学科等の入学定員を調整（以下「自己調整」という。）した場合には、独自の調整後の教員確保率を編制完了した年の系列別学生定員を基準にした前年度の確保率以上に維持しなければならない。ただし、大学院又は大学院大学が人工知能及びビッグデータ等の教育部長官が定めて告示する先端産業分野の人材を養成するために、前年度の合計入学定員の範囲で自己調整する場合には、独自の調整後の教員確保率を編制完了した年の系列別の学生定員を基準にした前年度の確保率以上や、編制完了した年の系列別の学生定員を基準にした90%の確保率以上に維持することができる。
- ⑤ 校地が分離されている大学が前年の合計入学定員の範囲で自己調整する場合に、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項後段を適用しない。

1. それぞれの校地が同じ地方自治団体（「地方自治法」第2条第1項第2号による地方自治団体をいう。）内にある場合
2. それぞれの校地間の距離が校地境界線から20キロ以内の場合
3. それぞれの校地間の距離が校地境界線から20キロを超過し、独自の調整のためにやむを得ず必要と第3条に基づく大学設立の審査委員会の認定を受けた場合

- ⑥ 大学（編制完了した年の系列別の学生定員を基準にした教員確保率が65%未満の大学は除く）が構造改革のために別表1の6に定める基準に基づいて、次の各号のいずれかに該当する定員の相互調整（以下「相互調整」という。）をする場合には、第1項各号以外の部分の本文を適用しない。ただし、相互調整後の教員確保率は、編制完了した年の系列別の学生定員を基準にした前年度の確保率以上に維持しなければならない。

1. 学士課程の入学定員と大学院の入学定員の相互調整
2. 大学院又は大学院大学の修士課程の入学定員と博士号課程の入学定員の相互調整

別表1の6 相互調整の基準

対象	増員基準
1. 次の各目のいずれかに該当する大学 ア. 学士課程の直近4年間の平均在学生充足率が95%以上の大学 イ. 学士課程の入学定員を直近4年間の平均登録学生数以下に削減した大学	1. 次の各目のいずれかに該当する範囲で定員を設定 ア. 学士課程の入学定員から1.5人を削減し、一般大学院と特殊大学院の入学定員1人を増員する割合で調整 イ. 学士課程の入学定員から2人を削減し、専門大学院の入学定員1人を増員する割合で調整 ウ. 医科・歯科大学の入学定員から1人を削減し、医科・歯科専門大学院の入学定員1人を増員する割合で調整。この場合、削減される歯科大学の入学定員の2分の1の範囲で医科・歯科を除く学士課程の入学定員を増員することができる。
2. 医科・歯科専門大学院を廃止して医科・歯科大学に転換する大学	2. 医科・歯科専門大学院の医師又は歯科医師を養成する修士課程の入学定員2人を削減し医科・歯科大学の入学定員1人を増員する割合で調整
3. 大学院の修士課程及び博士課程の入学定員を相互に調整する大学	3. 次の各目のいずれかに該当する範囲で定員を設定 ア. 博士課程の入学定員1人を削減して修士課程の入学定員を2人以内で増員する割合で調整 イ. カリキュラム及び教育環境等を考慮し、教育部長官が定める基準に基づいて修士課程の入学定員から2人を削減し、人工知能及びビッグデータ等教育部長官が定めて告示する先端産業分野の人材育成を目的とする博士学位プログラムの入学定員1人を増員する割合で調整

- ⑦「高等教育法」第3条に基づく国立学校が海技士等の教育部長官が定めて告示する特定分野の人材を養成するために学科等を増設した場合や、学生定員を増員する場合には、その増設や増員分を含む完全に対して第6条（同条第4項を除く。）に基づいて確保しなければ教員数の80%以上を確保すれば、第1項各号以外の部分の本文による基準の教員の確保基準を備えたものとみなす。

第2条の4（専門大学と産業大学を統廃合して大学を設立する場合の特例）

産業大学と専門大学の設置・経営する学校法人が二つの大学を統廃合して「高等教育法」第2条第1号の規定による大学を設立する場合であって統廃合を申請した日が属する年の3年年度前の入学定員を基準として、産業大学は25%以上、専門大学は60%以上に該当する入学定員をそれぞれ削減する場合、教員と校舎等は、第4条から第7条の規定にかかわらず、次の各号の基準による。

1. 統廃合後、校舎等が統廃合を申請した日が属する年の3年前の年度における産業大学の校舎等と専門大学の校舎等の合計と同じ又は増加すること
2. 統廃合後、校舎等の確保率が統廃合を申請した日が属する年の3年前の年度における産業大学や専門大学の校舎等の確保率よりも増加すること
3. 教員確保率が61%以上であること（医学系の教員は、教員確保率算定時を除く）

第2条の5（経営等の関連専門大学院の設置等に関する特例）

- ① 大学（大学院大学を除く。以下この条において同じ。）が「高等教育法施行令」第22条の2第1項に基づく経営等の関連専門大学院を設置しようとする場合には、次の各号の基準を満たさなければならない。この場合、経営等の関連専門大学院の学生定員が100人未満の場合は、これを100人とみなす。

1. 学生定員の2倍の生徒数を25で除した数の教員。この場合、教員の確保は、第2条第1項第2号に従うものとし、教員の3分の1は、「高等教育法施行令」第7条第2号及び第3号に基づく兼任教員と招聘教員等（以下「兼任教員等」という。）とすることができる。
2. 第4条第3項前段による校舎。この場合、昼間と夜間の2以上の教育課程を運営する経営等の関連専門大学院の校舎の面積は、生徒数が最も多いコースの学生定員を基準に換算しなければならない。

- ② 大学は経営等の関連専門大学院の教員をその大学の関連する学科や学部配置することができる。この場合、教員が担当する経営等の関連専門大学院の科目は、その専門大学院に開設された全教科の4分の3以上になるようにしなければならない。

- ③ 大学は経営等の関連専門大学院を設置しようとするときは、第1項及び第2項及び「高等教育法施行令」第22条の2第2項ないし第4項の内容が記載された経営等の関連専門大学院設置計画書を、当該年度6月末までに教育部長官に提出しなければならない。

- ④ 経営等の関連専門大学院を設置するために設立される大学院大学が次の各号に該当する場合には、第2条第6項本文の規定にかかわらず、設立主体は、施設や土地を賃借して、校舎と校地として使用することができる。この場合、校地の基準面積は、第5条第1項前段にかかわらず、「建築法施行令」第119条第1項第2号に基づいて算定した建築面積以上でなければならない。

1. 「国土の計画及び利用に関する法律」第36条第1項第1号に基づく都市の商業地域や工業地域に大学院大学を設立する場合

2. 第7条第1項に基づく収入の基本財産に加えて、1年分の家賃に相当する金額を収入の基本財産に出捐した場合

⑤ 第4項の規定により施設及び土地を賃借して大学院大学を設立しようとする設立主体は賃借した施設に対して、「民法」第621条に基づく賃借の登記を完了した後、設立認可を申請しなければならない。

⑥ 第4項の規定により施設及び土地を賃借して大学院大学を設立した設立主体は、その教育施設の賃借期間が継続して5年以上維持されるようしなければならない。

⑦ 削除

第2条の6（産業大学を廃止して大学を設立する場合の特例）

① 「高等教育法」第40条の2に基づいて、産業大学を廃止し、同法第2条第1号の大学を設立する場合に備えなければならない教員と収益用基本財産は、次の各号の基準に従う。

1. 設立当時の教員の確保率が第6条第1項前段の規定により確保しなければならない教員の100分の61以上であること

2. 収益の基本財産の確保率が第7条第1項に基づく金額の1千分の556以上であること

② 第1項の規定による収入の基本財産の確保率を算定する際に、1996年7月26日以前に設立された学校法人が設立・運営する産業大学を廃止して大学を設立する場合に限り、第7条第3項を適用しない。

第2条の7（大学の一部を工業団地内の場所を変更する場合の特例）

① 大学（大学院大学は除く）が、教育部長官が定めて告示する基準に基づいて、大学の一部をメインキャンパス以外の場所に変更して「産業立地及び開発に関する法律」第2条第8号に基づく産業団地（産業団地と隣接地域を含む。以下「産業団地」という。）の中で運営している場合には、第2条第6項の各号以外の部分本文にもかかわらず、設立主体の所有ではなく、建築物や土地を校舎と校地で使用することができる。

② 第1項の規定により、産業団地内で運営する大学に適用される校舎と校地の基準面積は、第4条第6項及び第5条第1項にもかかわらず、次の各号の基準に従う。ただし、建築物を賃借した場合や、建築物の一部を所有して校舎として使用する場合には、第2号による校地の確保は必要ない。

1. 校舎：別表3による系列別の学生1人当たりの校舎基準面積に変更する位置に収容する学生定員を乗じて合算した面積以上

2. 校地：第1号による校舎の建築面積以上

第2条の8（医学及び歯学及び韓医学関連の学士号及び修士号の課程が統合されたコースを設置する場合の特例）

医学及び歯学及び韓医学の関連学科や学部を廃止し、「高等教育法施行令」第22条による医学及び歯学及び韓医学専門大学院を設置・運営している大学が、同令第30条の2に基づく医学及び歯学及び韓医学関連の学士号と修士号の課程が統合されたコース（以下この条において「統合コース」とする）を設置する場合に、編成完了した年を基準とした統合コースの定員の内学士課程に相当する学生定員については、第2条の3第1項本文を適用しない。

第3条（大学設立審査委員会）

① 次の各号の事項を審議するために、文部科学省に大学設立の審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

1. 設立主体が第2条第1項及び第2条の2に基づく設立の基準を満たしているかの確認

2. 第2条の4及び第2条の6に基づく大学の統廃合に関する事項

3. 「高等教育法」第4条第3項及び同法施行令第2条第5項に基づく大学の場所を変更する（大学の一部又は全部を、その主な位置で変更して、国内の別の場所で運営する場合を含む）ことに関する事項

4. 他の法令で委員会の審議を受けるように規定した事項

5. その他の大学の設立・運営に関連して、教育部長官が審議に付す事項

② 委員会は、委員長を含む13人以内の委員で構成し、委員は次の各号のいずれかに該当する者の中から教育部長官が性別を考慮して委嘱する。

1. 教育経験、教育行政経験又は教育研究の経験が5年（複数の経験があれば、合算した経験を基準とする）以上の者

2. 裁判官、検査、弁護士や公認会計士を務めた経歴が5年（複数の在職経験があれば合算した経験を基準とする）以上の者

3. 教育関連団体や産業界等各界を代表するもので、教育部長官が認める者

4. その他委員会の審議のために委員に委嘱する必要があると教育部長官が認める者

③ 委員の任期は2年とし、一回のみ再任することができる。

④ 委員長は、委員の中から互選する。

⑤ 委員長は委員会を代表して、委員会の業務を総括し、委員会の会議を招集し、その議長となる。

⑥ 委員会の会議は、在籍委員の過半数の賛成で議決する。

⑦ 委員会は、審議に必要な場合、設立主体等に関連資料の提出を要求し、関係者等の意見を聴取するこ

とができる。

⑧ 委員会の事務を処理するために委員会に幹事と書記各1名を置き、幹事及び書記は、文部科学省所属公務員の中から教育部長官が任命する。

⑨ 委員会の運営費と現地調査経費その他必要な費用は、予算の範囲内でこれを支給することができる。

第3条の2（委員の除斥及び回避及び回避）

① 委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会の審議及び議決で除斥される。

1. 委員又はその配偶者や配偶者であった者が当該案件の当事者（当事者が法人・団体等である場合には、その役員を含む。以下この号及び第2号において同じ。）である場合や、当該案件の当事者と共同権利者又は共同義務者である場合
2. 委員が当該案件の当事者と親族である場合
3. 委員が当該案件について証言、表明、アドバイス、研究、用役又は鑑定をした場合
4. 委員や委員が所属する法人・団体等が当該案件の当事者の代理人又は元代理人の場合

② 当該案件の当事者は、委員に公正な審議議決を期待するのは難しい事情がある場合には、委員会に回避申請をすることができ、委員会は、議決でこれを決定する。この場合、回避申請の対象である委員は、その議決に参加できない。

③ 委員が第1項各号による除斥事由に該当する場合には、自らその案件の審議及び議決で回避しなければならない。

第3条の3（委員の解職）

教育部長官は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委員を解職することができる。

1. 心身障害により職務を遂行することができなくなった場合
2. 職務の怠慢、品位の損傷やその他の事由により委員に適合しないと認められる場合
3. 第3条の2第1項各号のいずれかに該当するにもかかわらず、回避しない場合
4. 職務と関連した非行がある場合
5. 委員自らの職務を遂行することが困難であるとの意思を明らかにした場合

第4条（校舎）

① 校舎は、別表2の区分に従う。

別表2 校舎施設の区分

教育施設		区分	
教育基本施設	教室、実験実習室、研究室、職員室、図書館、学生会館及び体育館（ジムに併用される形態のホールを含む）、大学本部その他付帯施設とし、図書館には次の各号の施設を備えなければならない。 ・閲覧室、定期刊行物室、参考図書閲覧室、書庫、事務所 ・閲覧室に学生定員の 20%以上を収容できる座席		
支援施設	講堂、コンピューターセンター、実習工場、学生寮、学生住宅設備及びその付帯施設		
研究施設	研究用の実験室、大学院研究室、大学付設研究所及びその付帯施設		
附属施設	共通	博物館、教授・職員・大学院生・研究員の住宅やアパート、公館、研修所、産学協力団の施設及びその付帯設備、学校・企業の設備とその付帯施設、附属学校	
	農学系	農学関係学科	農場、農園建物、農業工場
		畜産関係学科	飼育場、牧場、附属建物
		林業関係学科	学術林、林産工場
	工学系	工学関係学科	工場
		航空関係学科	航空機、格納庫
	水産・海洋系	漁業・航海学関係学科	実習船
		水産製造学関係学科	水産工場
		養殖学関係学科	養殖場、漁場、附属建物
		船用機関学関係学科	船用機関の工場
	薬学系	薬学関係学科	薬草園、実習薬局
		製薬学関係学科	製薬実習工場
	医学系	医学、韓医学、歯学関係学科	附属病院
		獣医学科	動物病院

備考：大学や学部（科）のニーズに応じて設置できる附属施設の種類は、教育部長官が告示により別に定めることができる。

備考：大学や学部（科）のニーズに応じて設置できる附属施設の種類の、教育部長官が告示により別に定めることができる。

② 第1項の規定による校舎の確保基準は、次の各号のとおりである。

1. 教育基本施設：教育・研究活動に適して備えること
2. 支援施設や研究施設：第3項の規定により確保した領域の範囲で大学が必要な場合に備えること
3. 付属施設：「高等教育法施行令」第3条に基づく学校憲章で定めるところにより、備えること。
ただし、医学及び歯学及び韓医学関連学科及び学部又は「高等教育法施行令」第22条第2号に

基づく専門大学院を置く医学系がある大学は、次の各目の区分による基準を満たしている附属病院を直接備え、その基準を満たしている病院に委託して、教育に支障ないように実習させなければならない。

ア. 医学関連学科及び学部又は医学専門大学院を置く医学系がある大学：「専門医の修練と資格認定等に関する規定」第7条第1項に基づくインターン課程インターン病院の指定基準

イ. 歯科関連学科及び学部又は歯科専門大学院を置く医学系がある大学：「歯科医師専門の修練と資格認定等に関する規定」第7条第1項に基づくインターン課程インターン歯科病院の指定基準

ウ. 韓医学関連学科及び学部又は韓医学専門大学院を置く医学系がある大学：「韓医、専門医の修練と資格認定等に関する規定」第6条第1項に基づく一般インターン課程インターン韓医病院の指定基準

- ③ 教育基本施設と支援施設や研究施設（校地外の研究施設の場合は、「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第6号工目による学校での都市・郡計画施設の決定がされた場合に限る。）の面積は、別表3による学生1人当たりの校舎の基準面積に編制完了した年を基準とした系列別の学生定員を乗じて合算した面積以上とする。この場合、系列別の学生定員を合わせた学生定員が1000人（大学院大学と障害者のみを入学対象とする大学の場合には200人）に満たない場合には、その定員を1人（大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には200人）とみなし、系列毎に学生定員を換算する方法は、教育部令で定める。

別表3 校舎（教育基本施設・支援施設・研究施設）の基準面積（単位：m²）

系列別区分	人文・社会	自然科学	工学	芸術・スポーツ	医学
学生1人当たりの校舎基準面積	12	17	20	19	20

備考：専門大学やこれに準ずる各種学校の場合は、校舎基準面積の10分の7に相当するものとする。

- ④ 第3項の規定による系列別の学生定員を算定するに当たり、同じ学科や学部の昼間と夜間のコースと一緒に運営している場合には、そのうち学生定員が多い課程の学生定員を合わせた定員を基準とする。この場合、夜間課程の学生定員を算定するに当たっては、夜間授業大学院生の定員を除く。
- ⑤ 教授及び学習に直接使用される校舎の内部環境は、「学校保健法」第4条の規定による環境衛生、食品衛生の維持・管理に関する基準に適合しなければならない。
- ⑥ 大学の一部を、その主な場所ではなく、国内の別の場所で運営する場合、確保しなければならない教育基本設備、支援施設や研究施設の面積は、第3項後段にもかかわらず、学生定員が400人（大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には200人）未満の場合には、定員を400人（大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には200人）としてその面積を算定する。
- ⑦ 第3項に基づいて、校舎の面積を算定する場合に、第2条第6項第1号の建築物は、校舎として見て、同条第7項第2号の建築物と「産業教育振興と産学研協力の促進に関する法律」第37条に基づく協力研究所の建築物が大学の教育と研究活動に使用されている場合に限り、その面積を校舎とみなす。

第5条（校地）

- ① 大学は、別表4の基準面積に応じた校地を、教育・研究活動に支障のない適切な場所に確保しなければならない。この場合、同じ大学の校地が分離されている場合には、それぞれの校地が校地毎に収容する学生定員による別表4の基準面積を満たさなければならず、次の各号のいずれかに該当する場合には、校地が分離されなかったとみなす。
- 校地が道路、河川等でやむを得ず分かれて隣接している場合
 - 校地境界線（分離されなかったとみなした校地がある場合、その校地の境界線を含む）を基準に校地間の最短距離が2キロメートル以下の場合

別表4 校地基準面積

学生定員	400人以下	400人以上1,000人未満	1,000人以上
面積	校地の建築面積以上	校地の基準面積以上	校地の基準面積の2倍以上

- ② 第1項の規定による校地は、大学が教育・研究のために使用するすべての用地のうち、次の各号の用地を除くものとする。
- 農場・学術、飼育場、牧場、養殖場、漁場、薬草園等の実習地
 - 1の2. 第2条第6項第5号に基づいて学生寮等の学生住宅設備に使用される施設・建築物の敷地
 - 第7条に基づく収入の基本財産に該当する用地
- ③ 第1項の規定により校地の基準面積を算定する場合に、第2条第6項第1号の土地は校地とみなす。
- ④ 大学が既存の校地に、別表2による校舎施設のうち学生寮等の学生住宅施設を設置する場合（「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第6号工目による学校での都市・郡計画施設の決定がされた場

合のみ該当する)は、学生住宅施設の敷地は、既存の校地(既存の校地が既に分離されている場合は、その学生住宅施設に最も近い校地をいう)と分離されなかったものとみなし、第1項後段を適用しない。

第6条(教員)

- ① 大学は、編制完了した年を基準とした系列別の学生定員を別表5による教員1人当たりの学生数で除した数の教員を確保しなければならない。この場合、系列別の学生定員を合わせた学生定員が500人(大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には、200人)に満たない場合には、その定員を500人(大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には、200人)とみなし、系列毎に学生定員を換算する方法は、教育部令で定める。

別表5 教員数の算出基準(単位:人)

系列別	人文・社会	自然科学	工学	芸術・スポーツ	医学
教員一人当たり学生数	25	20	20	20	8

- ② 第1項の規定により確保しなければならない教員を算定する場合の系列別の学生定員は、次の各号のいずれかの学生数をいう。
1. 大学院がない大学:大学の学生定員
 2. 大学院がある大学:学士課程の学生定員に大学院生の定員の1.5倍(専門大学院の場合は、学生定員の2倍)を合わせた人数
 3. 大学院大学:大学院の学生定員の2倍の学生数
- ③ 削除
- ④ 第1項の規定により確保しなければならない教員には、兼任教員等を含むことができる。この場合、大学(産業大学、単科大学、専門大学院として大学院大学及びこれに準ずる各種学校を除く)の場合には、その定員の5分の1(大学に置かれる専門大学院は3分の1)、専門大学院としての大学院大学の場合には、その定員の3分の1、工業大学・専門大学及びこれに準ずる各種学校の場合には、その定員の2分の1の範囲内でこれを置くことができ、兼任教員等に関する算定基準は、教育部令で定める。

第7条(収入の基本財産)

- ① 学校法人は、大学の年間学校会計運営収入総額に相当する金額の収入の基本財産を確保するが、次の各号に定める金額以上を確保しなければならない。ただし、国が出捐して設立した学校法人が設立・経営する大学に対して国(「公共機関の運営に関する法律」第4条に基づく公的機関を含む。)がその大学の年間学校会計運営収入総額の2.8パーセント以上を支援している場合は、その学校法人は、収益の基本財産を確保したものとみなす。
1. 大学(専門大学及び大学院大学は除く)300億ウォン
 2. 専門大学200億ウォン
 3. 大学院大学100億ウォン
- ② 第1項各号の規定にかかわらず、1つの法人が数個の学校を設立・運営したい場合には、各学校別の第1項各号の金額の合算額以上を確保しなければならない。
- ③ 第1項本文に基づく年間学校会計運営収入総額に相当する金額の収入の基本財産は、その総額に韓国銀行が発表した前年度の銀行預金加重平均金利の内貯蓄性受信金利を乗じて算出した金額以上の年間収入が発生しなければならない。
- ④ 第1項の規定による収入の基本財産の評価額は、「相続税及び贈与税法」第60条から第66条までの規定に基づいて算定する。ただし、土地の場合には、「鑑定評価及び鑑定士に関する法律」第2条第4号による鑑定評価業者が収益用基本財産の評価額算定基準日から直前5年以内に最も近い鑑定評価基準日(2016年1月1日以降に限定する)で評価した鑑定評価額とすることができる。
- ⑤ 第1項の規定による学校会計の営業収入の範囲は、教育部令で定める。

第8条(大学運営経費の負担)

- ① 学校法人は、学校法人が設立・経営する大学に対して、毎年収入の基本財産で生じた所得の100分の80以上に相当する金額を大学運営に必要な経費として充当しなければならない。
- ② 第1項の規定による所得の範囲は、教育部令で定める。

第9条 削除

第10条(基準等を満たしているかについての評価等)

- ① 教育部長官は、大学を設立・経営する者と大学について、令による基準や義務の負担を満たしているかについて評価しなければならない。この場合、編成が完成した大学の校舎と教員の評価は4月1日を基準とし、教員の場合には、4月1日現在、その基準を満たしていなければ、10月1日を基準とする。
- ② 教育部長官は、第1項の規定による評価の第4条第2項第3号ただし書による附属病院の基準を満たす義務の遵守等に関する評価を行う際に、関連機関や団体の意見を聞くことができる。
- ③ 教育部長官は、第1項の規定による評価の結果を、当該大学を設立・経営する者や大学の学科等の増

設、学生定員の増員、学生の募集、管理及び財政支援政策に反映しなければならない。

第11条（報告）

大学を設立・経営する者や大学の長は、教育部長官が定めるところにより、校舎（国外に設置・運営されている校舎を含む）及び校地及び教員と収益用基本財産等の保有状況を毎年4月30日（10月1日を基準とした教員保有状況の場合には、10月31日）までに教育部長官に報告しなければならない。この場合、校舎及び校地と収益の基本財産等は、4月1日現在、教員は4月1日と10月1日現在を基準とする。

第12条（学校憲章の公表等）

大学設立の認可を受けた者は、認可を受けた日から1か月以内に、校舎及び校地及び教員と収益用基本財産等の保有状況と「高等教育法施行令」第3条の規定による学校憲章を公表しなければならない。第

13条（規制の見直し）

教育部長官は、次の各号の事項については、次の各号の基準日を基準に、3年毎に（3年になる年の基準日と同じ日までをいう。）その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第2条の3に基づく学科及び定員等の増設及び増員基準：2016年1月1日
2. 第2条の4による専門大学と産業大学を統廃合して大学を設立する場合の教員と教員等の基準：2017年1月1日
3. 第4条第2項第3号に基づく医学系大学の付属施設校舎の確保基準：2017年1月1日

● 大学設立・運営規定施行規則

(1996年8月10日制定, 最新改正 2015年7月16日)³⁸

第1条 (目的)

この規則は、「大学設立・運営規定」で委任された事項及びその施行に関し必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (大学設立計画書等の提出)

- ① 大学・産業大学・教育大学・専門大学及びこれに準ずる各種学校（以下「大学」という。）を設立・経営しようとする者は、「大学設立・運営規定」（以下「令」という。）第2条第2項の規定による大学設立計画書を教育部長官に提出しなければならない。この場合、「高等教育法施行令」第28条第3項第2号各目に該当する人材の養成に係る医学系等の教育課程を運営する大学を設立・経営しようとする者は、前年11月30日前までにこれを教育部長官に提出しなければならない。
- ② 第1項の規定による大学設立計画書には、次の各号の事項を含まなければならない。この場合、第1号の規定による開校予定日は、第1項の規定による大学設立計画書の提出日から3年を超えてはならない。
 1. 大学の種類及び名称及び所在地、学科や学部・学生定員、開校予定日
 2. 校舎の建築計画
 3. 校地の確保計画
 4. 教員の確保計画
 5. 大学財政運営計画
 6. 教育課程運営計画
 7. 創立者の学校経営計画
- ③ 「私立学校法」第2条による学校法人を新たに設立し、大学を設立・経営する者は、「私立学校法施行令」第4条に基づく学校法人の設立許可申請書とその添付書類を第1項の規定による大学設立計画書と併せて提出しなければならない。
- ④ 学校法人設立許可を受けた者が、大学を設立・経営する場合には、次の各号の書類を第1項の規定による大学設立計画書と併せて提出しなければならない。
 1. 定款変更計画書（変更理由書と新・旧対照表が含まれているものをいう）
 2. 関連理事会の議事録の写
 3. 「私立学校法施行令」第4条第1項第3号から第8号までの書類
 4. 収益事業をする場合には、当該学校の設立後3年間の事業計画書（予算書が含まれているものをいう）

第3条 (学校法人設立許可の通知)

教育部長官は、第2条第3項に基づいて、学校法人の設立許可の申請を受けた場合には、その申請の許可の可否を申請日から3か月以内に申請者に通知しなければならない。ただし、当該許可について関係省庁との協議が必要な場合には、その申請日から6か月以内にその旨を通知することができる。

第4条 (大学設立認可申請)

- ① 「高等教育法」第4条第2項の規定により、大学設立の認可を申請しようとする者は、同法施行令第2条第2項の規定による大学設立認可申請書に令第2条第1項各号の基準の履行状況報告書を添付して、大学設立計画書で定められた開校予定日の12か月前にまで教育部長官に提出しなければならない。
- ② 大学設立の認可を申請しようとする者が第1項の期限内に大学設立認可申請書を提出することができない場合には、その理由を証明できる資料を添付して、その期間内に大学設立認可延期申請書を提出しなければならない。この場合、大学設立認可申請書の提出を延期することができる期間は3年を超えてはならない。

第5条 (審議結果の提出)

令第3条の規定による大学設立の審査委員会は、大学設立基準を満たしているかについて等の審議要請を受けたときは、開校予定日の9か月前までにその審議結果を教育部長官に提出しなければならない。

第6条 (大学設立認可の通知等)

- ① 教育部長官は、第4条第1項の規定により、大学設立の認可申請を受けたときは、大学設立の認可の可否を開校予定日の8か月前までに申請者に通知しなければならない。
- ② 教育部長官は、必要と認める場合には、第1項の規定による大学設立の認可の可否を決定する前に、施設等の確保の可否について調査することができる。

第7条 (大学の場所の変更認可申請)

³⁸ 大学設立・運営規程施行規則 (대학설립·운영 규정 시행규칙)

www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=173025&efYd=20150716&ancYnChk=0#0000

大学を設立・経営する者は「高等教育法施行令」第2条第5項に基づく大学の場所を変更する認可を申請しようとする場合には、令第2条の7、第4条と第5条に基づく校舎と校地を備えなければならない。この場合、校舎と校地を備える前に、大学の場所を変更する計画書を教育部長官に提出しなければならない。

第8条（系列別の学生定員の換算方法）

- ① 令第4条第3項の規定による1人（大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には、200人）未満の系列別の学生定員を合わせた学生定員（以下「総定員」という。）を1人（大学院大学と障害者のみを入学対象とする大学の場合には、200人）とみなす場合において系列別に学生定員を換算する方法は、次の各号のとおりである。

1. 総定員が1000人未満の場合

$$\text{系列別換算定員} = (1,000 \text{ 人} - \text{総定員}) \times \frac{\text{系列別学生定員}}{\text{総定員}} + \text{系列別学生定員}$$

2. 総定員が200人未満の場合

$$\text{系列別換算定員} = (200 \text{ 人} - \text{総定員}) \times \frac{\text{系列別学生定員}}{\text{総定員}} + \text{系列別学生定員}$$

- ② 令第6条第1項の規定により、500人（大学院大学と障害者だけ入学対象とする大学の場合には、200人）未満の総定員を500人（大学院大学と障害者のみを入学対象とする大学の場合には、200人）とみなす場合における系列別に学生定員を換算する方法は、次の各号のとおりである。

1. 総定員が500人未満の場合

$$\text{系列別換算定員} = (500 \text{ 人} - \text{総定員}) \times \frac{\text{系列別学生定員}}{\text{総定員}} + \text{系列別学生定員}$$

2. 総定員が200人未満の場合

$$\text{系列別換算定員} = (200 \text{ 人} - \text{総定員}) \times \frac{\text{系列別学生定員}}{\text{総定員}} + \text{系列別学生定員}$$

第9条（兼任教員等の算定基準）

令第6条第4項の規定による兼任教員と招聘教員等の数は、それぞれの系列ごとに兼任教員と招聘教員等が担当する週の教授時間を合算した時間数9時間で割って算定する。この場合、小数点以下は切り捨てる。

第10条（年間学校会計の営業収入総額）

- ① 令第7条第1項に基づく学校会計営業収入は「私学機関の財務及び会計規則の特例規則」別表3による営業収入から前入金収入、寄付収入と国庫補助金を差し引いたものを、その範囲とする。
- ② 令第7条第1項に基づく年間学校会計営業収益総額は、学年の直前年度に発生した学校会計営業収入の総額をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の各号の区分に応じた金額をいう。
1. 大学を設立する場合：第2条第2項第5号に基づく大学財政運営計画編制完了した年の学校会計運営収入総額に相当する額
 2. 大学の学科や学部を増設する場合や学生定員を増員する場合：第2項本文による金額に、その増設又は増員により増加する学校会計運営収益を合算した金額

第11条（所得の範囲）

令第8条第2項の規定による収入の基本財産で生じた所得の範囲は、収益の基本的な特性から生じた総収入から当該収入の基本財産に関する租税公課及び法定負担経費を差し引いた金額とする。この場合、総収入のうち収益事業会計で経理されている収益の基本財産で生じた収益は、その収益事業会計から一般業務会計に転入された金額をいう。

第12条（学校憲章の作成方法等）

「高等教育法施行令」第3条の規定による学校憲章の作成方法と変更等に関して必要な事項は、教育部長官が別に定める。

第13条（提出期間等の調整）

教育部長官は、やむを得ない事由があるときは、第2条ないし第6条に規定された期間を、3か月の範囲内で、これを調整することができる。

第1章 韓国

6. サイバー大学

(1) 現況

国立の韓国放送通信大学、及び私立のサイバー大学 19 校は、大学に通学課程がなく通信課程のみが独立して置かれている大学である。

サイバー大学の設立主体は私立の学校法人であり、19 校の内 17 校が 4 年制の学士課程、2 校が 2 年制の専門学士課程を提供している³⁹。

図表-1-7 サイバー大学 19 校の現況, 2020 年 4 月 1 日時点

学位 課程	設立主体 (学校法人)	大学名	開校年 (初開校年)	入学定員 (2019 年度)	編成定員 (2019.4.1)	在学生数 (定員外含む)	所在地	同法人の 学校
学士 課程	建陽学園	建陽サイバー大学校	2012	900	2,985	2,986 (3,531)	大田	建陽大学校
	慶熙学園	慶熙サイバー大学校	2009 (2001)	3,000	9,230	6,408 (9,294)	ソウル	慶熙大学校
	高麗中央学園	高麗サイバー大学校	2009 (2001)	2,500	7,500	6,859 (8,967)	ソウル	高麗大学校
	光東学園	国際サイバー大学校	2009 (2003)	900	2,840	2,471 (3,046)	水原	郡長大学校
	韓国文化学校	グローバルサイバー 大学校	2010	860	2,853	2,293 (2,325)	天安	国際脳教育 大学院大学校
	栄光学園	大邱サイバー大学校	2009 (2002)	1,500	3,855	3,037 (3,914)	慶山	大邱大学校
	ソウル文化芸術 大学校	デジタルソウル文化 芸術大学校	2010 (2002)	990	3,740	2,851 (3,675)	ソウル	—
	東西学園	釜山デジタル大学校	2009 (2004)	1,000	2,785	2,246 (2,337)	釜山	東西大学校
	東園育英会	サイバー韓国外国語 大学校	2010 (2001)	1,800	4,596	4,525 (6,167)	ソウル	韓国外国語 大学校
	ソウルデジタル 大学校	ソウルデジタル大学 校	2009 (2001)	3,000	10,160	6,899 (10,199)	ソウル	—
	信一学園	ソウルサイバー大学 校	2009 (2001)	3,270	10,170	6,909 (10,360)	ソウル	信一中学校 ・高校
	大洋学院	世宗サイバー大学校	2009 (2002)	2,180	6,710	5,835 (7,734)	ソウル	世宗大学校
	崇実サイバー大 学校	崇実サイバー大学校	2011 (2001)	1,650	4,950	4,296 (5,935)	ソウル	—
	圓光学院	圓光デジタル大学校	2009 (2002)	1,500	4,728	4,077 (4,950)	益山	圓光大学校
	オープン学園	韓国オープンサイバ ー大学校	2011 (2001)	1,000	3,350	3,140 (5,325)	ソウル	—
	漢陽学院	漢陽サイバー大学校	2009 (2002)	3,240	10,480	10,048 (14,278)	ソウル	漢陽大学校
	和信学園	和信サイバー大学校	2009	430	1,430	1,096 (1,193)	釜山	釜山経商大学
専門 学士 課程	永進教育財団	永進サイバー大学校	2010 (2002)	1,300	2,600	2,483 (3,294)	大邱	永進専門大学
	イフ学園	韓国福祉サイバー大 学校	2011	890	1,380	1,316 (1,904)	慶山	—
サイバー大学 (19 校)				31,510	96,342	79,775 (108,428)		

(教育部公表資料を基に整理) ⁴⁰

³⁹ 各サイバー大学のウェブサイトのリンクは韓国遠隔教育協議会 (KCOU) が提供している。

韓国遠隔大学協議会 サイバー大学一般現況 (사이버대학 일반현황)

<http://m.kcou.org/page/page10>

⁴⁰ 教育部「2020 年遠隔大学認証・能力診断」結果発表 (「2020 년 원격대학 인증·역량진단」결과 발표)

p.5 2020 年遠隔大学認証・能力診断'大学の現状

www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0204&opType=N&boardSeq=83411

(2) 設置基準

サイバー大学の設置基準は、高等教育法第2条第5号に基づく政令である「サイバー大学設立・運営規定」、及び、教育省の通達である「遠隔教育設備基準通知」に規定されている。また教育部は毎年、設置基準、審査基準、書式等をまとめた「設立要領」を公表している。

以下に、「サイバー大学設立・運営規定」及び「遠隔教育設備基準通知」の全訳と、2021年2月17日に公開された2022年度の「設立要領」の部分訳を掲載する。

● サイバー大学設立・運営規定

(2008年6月5日制定, 最新改正 2019年6月11日)⁴¹

第1条(目的)

この規定は「高等教育法」第2条第5号によるサイバー大学の設立基準及び運営に必要な教員、校舎及び設備、収益用基本財産等に関する事項を規定することを目的とする。

第2条(設立認定)

① サイバー大学を設立しようとする者(以下「設立主体」)は、次の各号の事項を記載したサイバー大学設立計画書を、大学を開校しようとする学年度(以下「開校予定年度」)の前年3月31日までに教育部長官に提出し、その計画の承認を申請しなければならない。この場合、教育部長官は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて、学校法人の法人登記事項証明書を確認しなければならない。

1. サイバー大学の設立主体及び設立目的
2. サイバー大学の名称及び所在地
3. 学校規則(以下「学則」)及び学校憲章
4. 開校後4年間(専門学士号を授与するサイバー大学の場合は2年間)の財政運営計画
5. 開校後4年間(専門学士号を授与するサイバー大学の場合は2年間)の教育及び研究用施設・設備の確保計画
6. 実習又は研究が必要な場合には、実習又は研究用施設・設備の確保計画
7. 教員(「高等教育法」第14条第2項による教授・副教授及び助教授をいう⁴²。以下同じ。)及び第6条第4項後段による兼任教員の確保計画
8. 学事運営に関する計画
9. リモートプログラム運営計画及び教育品質管理計画
10. 開校予定日

設立主体が学校法人である場合には、定款、出捐金に関する書類及びサイバー大学の設立に関する総会又は理事会の会議録の写し

- ② サイバー大学の名称は大学校又は大学とするが、「サイバー」「デジタル」又は「仮想」などサイバー大学を示す用語を含まなければならない。
- ③ 学則の記載事項には、「高等教育法施行令」第4条第1項に基づき、サイバー大学が行う授業の運営方法のうち、情報通信媒体を利用した遠隔授業や出席授業等その他の方法による授業の割合を明示しなければならない。
- ④ 教育部長官は、第1項によりサイバー大学設立計画書を提出されたときは、「大学設立・運営規定」第3条第1項による大学設立審査委員会(以下「設立審査委員会」)の審議を経てその計画に対する承認の有無を決定し、その結果を申請日から3か月以内に申請者に通知しなければならない。ただし、教育部長官が他の行政機関の長官と協議が必要な場合には、その申請日から6か月以内に通知することができる。
- ⑤ 第4項により計画の承認を通知された申請者は、サイバー大学設立計画書による施設・設備を備え、「高等教育法施行令」第39条の2第1項前段による大学入学選考施行計画案を添付して開校予定年度の前年度8月31日まで(第4項ただし書により承認を通知された場合には、通知された日から1か月以内に)サイバー大学設立認可申請書を教育部長官に提出しなければならない。
- ⑥ 第5項による期限内にサイバー大学設立認可申請書を提出できない場合、計画の承認を通知された申請者はサイバー大学設立延期申請書を教育部長官に提出することができる。この場合、延期できる期間は3年を超えない。
- ⑦ 教育部長官は、第5項による設立認可申請書を受領後に設立審査委員会の審議を経て認可を決定し、

⁴¹ サイバー大学設立・運営規定 (사이버대학 설립·운영 규정)

www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208817&efYd=20190801&ancYnChk=0#0000

⁴² 韓国において副教授は我が国でいう准教授、助教授は我が国でいう助教に相当する職である。

その結果を開校予定年度の前年度 10 月 31 日までに申請者に通知しなければならない。

第2条の2（サイバー大学の運営等に関する重要事項の審議）

サイバー大学の運営等に関する重要事項は、「大学設立・運営規定」第3条による大学設立審査委員会が審議する。

第3条（特殊大学院）

① サイバー大学（専門学士号を授与するサイバー大学は除く）の長は、当該サイバー大学に情報通信媒体を利用した遠隔教育の方法で「高等教育法」第29条の2第1項第3号による特殊大学院（以下「特殊大学院」）を設置しようとする場合には、次の各号の事項を記載した特殊大学院設置認可申請書を当該特殊大学院開校予定年度の前年度 6 月 30 日まで教育部長官に提出しなければならない。

1. 特殊大学院の名称、設置目的、場所及び学則
2. 教育及び研究用施設・設備の現状及び確保計画
3. 実習が必要な場合、実習施設及び設備の現状及び確保計画
4. 教員及び第6条第4項後段による兼任教員の現状及び確保計画
5. 特殊大学院が設置されるサイバー大学の過去2年間の財務諸表
6. 特殊大学院の開校後3年間の財政運営計画
7. 特殊大学院の教育課程及び教授方法
8. 特殊大学院の学生定員及び学生選抜計画
9. 特殊大学院の開校予定日

② 教育部長官は、第1項による特殊大学院設置認可申請書を受けたときは、設立審査委員会の審議を経て、その審議結果と当該サイバー大学に対する「高等教育法」第11条の2第2項による評価の結果を考慮して特殊大学院の設置の可否を決定する。

第4条 削除 <2017. 4. 11.>

第4条の2 削除 <2017. 4. 11.>

第4条の3 削除 <2017. 4. 11.>

第5条（校舎及び設備）

① サイバー大学の校舎は別表1の区分に従い、設立主体の所有でなければならない。

② 第1項による校舎は、学生入学定員（大学院を設置した場合には、学士号課程入学定員に大学院課程入学定員の1.5倍を合わせた数をいう）を基準に別表1による基準面積以上をそのサイバー大学が認可された場所に確保しなければならない。

【別表1】サイバー大学の校舎（第5条第1項関連）

分類	基本教育施設	支援室
校舎の範囲	大学本部及び行政室 ⁴³ 、教授研究室、講義室、PC実習室、セミナー室、コンテンツ開発室	サーバー及び通信機器管理室、システム運営室、デジタル図書館
基準面積	○入学定員による施設の基準面積 - 1,000人未満：990平方メートル - 1,000人～2,000人未満：1,485平方メートル - 2,000人～3,000人未満：1,980平方メートル - 3,000人以上：2,475平方メートル	

備考) 1. 基準面積は、建物の延面積（共用面積は除く）の合計を基準とする。

2. 専門学士号を授与するサイバー大学は、上記の基準面積の70パーセント以上を確保しなければならない。

③ サイバー大学には、各種サーバー、通信装備及びコンテンツ開発設備など遠隔教育に必要な設備がなければならない。遠隔教育設備の詳細な基準は、第6条第3項各号により算定される学生数を基準に教育部長官が定めて告示する。

第6条（組織及び教員等）

① サイバー大学には、学則に従って学科又は学部等を置く。

② サイバー大学の教員は、学科又は学部等に所属することを原則とし、学科又は学部等の専攻別に教員1名以上を確保しなければならない。この場合、確保しなければならない教員の総数は、学生数を200で除して算出された分（小数点以下切り上げ）とする。

③ 第2項による学生数は、次の各号により算定する。

1. 大学院のない大学：ア目からウ目までの人数を合わせた数又は編制定員のうち多い方
 - ア. 大学の学生定員のうち登録学生
 - イ. 「高等教育法施行令」第29条第2項による別途の定員のうち登録学生
 - ウ. 時間制登録人数を3で除した数

⁴³ 大学管理の文脈で用いられる行政（행정）は、大学の管理部門又は総務部門が行う業務を意味する。

2. 大学院のある大学：第1号の学生数と大学院学生定員の1.5倍を合わせた学生数

- ④ サイバー大学には兼任教員、名誉教授又は講師を置くことができる。この場合、学期当たり6単位以上を担当する兼任教員は第2項による教員数に含めるが、全教員数の5分の1を超えない。
- ⑤ サイバー大学には、教育・研究の支援及び補助、学事事務の補助のための助教⁴⁴を学科又は学部等に1人以上確保しなければならない。
- ⑥ 助教の総数は、第3項各号による学生数を200で除した人数（小数点以下は四捨五入する）を確保しなければならない。

第7条（収益用基本財産）

- ① サイバー大学を設立・運営する学校法人（「私立学校法」第3条第1項による学校法人をいう）は、大学の年間学校会計運営収益総額の50パーセント以上に該当する金額の収益用基本財産を確保するが、収益用基本財産は35億ウォン（専門学士号を授与するサイバー大学の場合には25億ウォン）以上でなければならない。
- ② 第1項により学校法人が確保した収益用基本財産には、年間学校会計運営収益総額の50パーセントに該当する金額に韓国銀行が発表する前年度の預金銀行加重平均金利のうち貯蓄性受信金利を乗じて算出した金額以上の年間収益が発生しなければならない。
- ③ 第1項による収益用基本財産の評価は、「相続税及び贈与税法」第60条から第66条までの規定による。
- ④ 第1項による学校会計運営収益の範囲は、別表2第1号、第3号及び第4号の収入を合わせた金額とする。

第8条（大学運営経費の負担）

- ① 学校法人は、毎年収益用基本財産で生じた所得の100分の80以上に該当する金額を、当該法人が設立したサイバー大学の運営に必要な経費で充当しなければならない。
- ② 第1項による所得の範囲は、収益用基本財産から生じた総収入からその収益用基本財産に対する諸税公課金及び法定負担経費を差し引いた金額とする。

第9条（学科・定員等の増設・増員基準）

サイバー大学（特殊大学院を含む）に学科又は学部等を増設する場合や学生定員を増員する場合には、その増設分又は増員分を含む全体に対してこの項で定める基準を備えなければならない。

第10条（報告等）

- ① サイバー大学の設立・運営者及びサイバー大学の長は、教育部長官が定めるところにより、校舎、設備、組織、教員及び収益用基本財産の保有現況を毎年4月30日までに教育部長官に報告しなければならない。この場合、校舎及び収益用基本財産は3月1日を、組織・教員及び設備等は4月1日を基準とする。
- ② 教育部長官は、第1項による報告に対する点検結果を受け、サイバー大学に対する学科等の開設又は廃止及び増設、学生定員の増減、行政及び財政支援政策等に反映することができる。

第11条（学校憲章等の公表）

サイバー大学の設立認可を受けた者は、認可を受けた日から1か月以内に第2条第1項第3号による学校憲章と校舎・教員及び収益用基本財産等の保有状況を公表しなければならない。

第12条（転換の申請等）

- ① 「生涯教育法」第33条第3項による遠隔大学形態の生涯教育施設を運営する法人がその施設を「高等教育法」第2条第5号のサイバー大学に転換しようとする場合には、第5条から第7条までの基準を備え、教育部長官の認可を受けなければならない。
- ② 第1項により転換認可を受けようとする法人は、次の各号の事項を記載したサイバー大学転換申請書をサイバー大学開校予定年度の前年度6月30日までに教育部長官に提出しなければならない。この場合、教育部長官は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて、学校法人の法人登記事項証明書を確認しなければならない。
 - 1. サイバー大学の名称、設立主体及び場所
 - 2. 転換目的及びサイバー大学発展計画
 - 3. サイバー大学の学則及び学校憲章
 - 4. サイバー大学に転換する遠隔大学形態の生涯教育施設（以下、この条で「生涯教育施設」という）の教育・研究用施設・設備現況とサイバー大学に転換後4年間（専門学士号が認められるサイバー大学の場合には2年間）の教育・研究用施設・設備の確保計画
 - 5. 生涯教育施設の過去2年間の財務諸表とサイバー大学に転換後4年間（専門学士号が認められるサイバー大学の場合には2年間）の財政運営計画
 - 6. 生涯教育施設の教員の現状及びサイバー大学に転換後、教員確保計画
 - 7. 生涯教育施設の学士運営現況（最近2年間の教育課程運営及び教育品質管理実績を含む）とサイバー大学に転換後の学事運営計画

⁴⁴ 韓国の助教（조교）は日本の大学助手に当たる職で、英語ではTA（Teaching Assistant）という。

8. サイバー大学の開校予定日
9. 学校法人の定款及び出捐金に関する書類
10. 「高等教育法施行令」第39条の2第1項前段によるサイバー大学の大学入学選考施行計画案

- ③ 教育部長官は、第1項による転換を認可しようとする場合には、設立審査委員会の審議を経なければならない。その審議結果と「生涯教育法」第33条第4項による評価結果を考慮して認可の有無を決定し、これを開校予定日の4か月前までに申請者に通知しなければならない。
- ④ サイバー大学に転換認可を受けた学校法人の場合、学校憲章等の公表に関しては第11条の規定を準用する。

第13条（規制の見直し）

教育部長官は、次の各号の事項について、次の各号の基準日を基準に3年毎に（3年毎となる年の基準日と同じ日までをいう）その妥当性を検討し改善等の措置をしなければならない。

1. 第2条によるサイバー大学の設立認可基準及び手続：2016年1月1日
2. 第3条によるサイバー大学特殊大学院の設置認可基準及び手続：2016年1月1日
3. 第5条によるサイバー大学の校舎及び設備基準：2016年1月1日
4. 第6条によるサイバー大学の組織及び教員等の確保基準：2016年1月1日
5. 第7条によるサイバー大学の収益用基本財産の確保基準：2016年1月1日
6. 第8条による収益用基本財産で生じた所得のサイバー大学運営経費負担：2016年1月1日
7. 第9条によるサイバー大学の学科・定員等の増設・増員基準：2016年1月1日
8. 第10条によるサイバー大学の校舎、設備、組織、教員及び収益用基本財産の保有状況報告：2016年1月1日
9. 削除 <2018.12. 24.>
10. 第12条による「生涯教育法」第33条第3項による遠隔大学形態の生涯教育施設を「高等教育法」第2条第5号によるサイバー大学に転換しようとする場合、その基準及び手続：2016年1月1日

● 遠隔教育設備基準告示

(2013年3月14日制定, 最終改正 2016年7月11日)⁴⁵

サイバー大学で遠隔教育及び学事管理のために備えなければならない最小限の遠隔教育設備は【表1】から【表9】のとおりとする（ただし、大学内部の行政処理、業務のためのインターネット設備などは本施設基準に含まれない）。

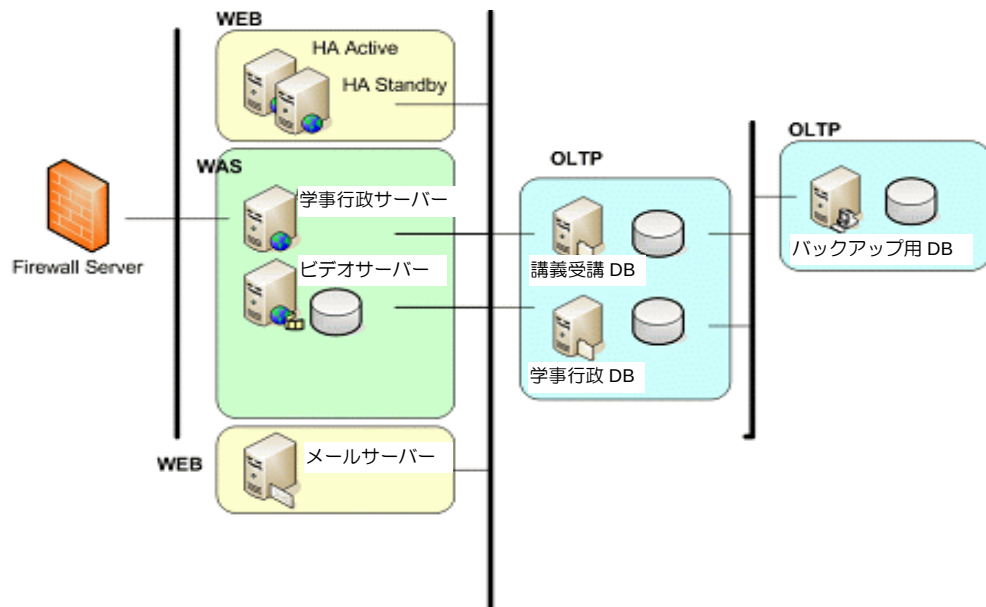
【表1】サーバー設置基準

分類		基本設備容量（1,000人未満）			追加設備容量（1,000人以上）		
		CPU	メモリ [MB]	ディスク [GB]	CPU	メモリ [MB]	ディスク [GB]
OLTP サーバー [tpmC]	学事行政 DB	52,000	6,144	3,300	52,000	3,072	3,100
	講義受講 DB						
	バックアップ用 DB						
WEB/WAS サーバー [OPS]	WEB サーバー	8,700	12,288	1,650	8,700	4,096	1,125
	メールサーバー						
	ビデオサーバー						
	学事行政サーバー						

- CPU の容量は OLTP サーバー TPC-C ベンチマークによる tpmC (transaction per minute C) , WEB/WAS サーバーは SPEC JBB2005 ベンチマークによる OPS (Operations Per Second) で表す。
- サイバー大学で確保すべきサーバー及びネットワーク等の設備容量は、当該学年度基準日当時実際に受講（予定）する学生数を基準とする。
 - 学生数＝定員内登録生＋定員外登録生＋時間制登録生＋その他講座受講生（大学院がある場合、大学院の学生数は学生定員の 1.5 倍）
 - 受講学生数 1,000 人未満は基本設備容量を適用し、1,000 人以上は 1,000 人単位で受講学生数を起算する。つまり、受講学生数が 1,000 人以上 2,000 人未満の場合、2,000 人と起算する。
 - 大学院を設立したサイバー大学の場合には、学士課程と大学院課程の受講学生数を合算して適用する。
 - サイバー大学の初設立時には、開校予定日当時の入学定員とその他の受講学生推定人数を合わせて 4 年間（専門学士号を授与するサイバー大学の場合は 2 年間）の設備規模を算定する。
- 各サーバーは論理単位とし物理システムの構造とは関係ないが、総合容量は遵守しなければならない、仮想化技術を利用する場合でも物理サーバーの性能容量は基準以上でなければならない。
- 一台のサーバー又はマルチサーバに設置されたメモリ量がオペレーティングシステムの認識可能最大値である場合、メモリの容量基準を充足したものとみなす。
- サーバー設備は、IDC co-location サービス、クラウドサービスなど専門業者を利用して外注管理することができる。
 - ただし、システムが IDC、クラウドなどにインストールされ、リアルタイム Back-up サービスを受ける場合は、バックアップ用 DB のインストールが免除されることがある。
 ※免除可能容量＝基本設備容量：CPU 17, 800tpmC, メモリ 2,048MB, ディスク 2,500GB
 追加設備容量（学生数 1,000 人あたり）：CPU 17, 800tpmC, メモリ 1,024MB, ディスク 2,500GB
 - クラウドを使用してサーバーを構成する場合、
 - 韓国インターネット振興院（KISA）でセキュリティ認証を受けた民間クラウド IaaS サービスを利用する。
 - クラウドサーバの可用性と安定性確保のため、「クラウドコンピューティングサービス品質・性能に関する基準」（科学技術情報通信部告示）に従う。
- ディスクの容量は、SAN などのデータ管理スキーム、ストレージアレイなどの容量が規定されたサーバーのディスク容量より大きい場合、サーバーのディスク容量を置き換えることができる。
- 遠隔教育受講のために学生が直接接続する WEB サーバーは、2 台以上のサーバーにクラスタリングされ、サーバー負荷の分散（Server Load Balancing-SLB）が可能になるように構成しなければならない。

⁴⁵ 遠隔教育設備基準告示（원격교육 설비 기준 고시）www.law.go.kr/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000055170www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=141&boardSeq=79299&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=040401&opType=N

8.サイバー大学の設立のためのサーバーとネットワークの設備基準は、3-Tier の標準的な参照モデル（図 1）に基づいて提示されたものである。技術の発展又は学科の特性等により参照モデルと異なる形態のシステムを構築する場合、又は論理サーバーを使用する場合には、機能別に容量を算定して参照モデル形態に再分類した後、容量を算定する。



【図 1】サイバー大学情報システム参照モデル

【表 2】ソフトウェア設備基準

区分		内容及び基準
SW	WEB サーバー (WEB エンジン)	1. WEB/WAS 用システム SW
	ビデオサーバー用	1. 300Kbps 以上の帯域幅をサポートするストリーミングサービスで、多様なマルチメディアストリーム伝送機能を保有すること
	DBMS	1. データパーティションの処理能力とスケーラビリティのサポート 2. データ整合性ルールサポートと信頼性の保証 3. マルチメディア処理支援（動画、画像など）
	遠隔教育運営 S/W	1. 学習管理システム（LMS） 2. 学習コンテンツ管理システム（LCMS） 3. コンテンツ開発管理システム（CDMS）
[勧告及び履行基準]		
1. 遠隔教育運営 S/W は、学生と教授者がモバイル環境で教授者と学習者間の相互作用、講義受講などが可能なようにモバイルラーニング環境支援を勧告する。		
2. クラウド SaaS サービスを利用する場合、「行政・公共機関民間クラウド利用ガイドライン」（行政安全部）を準用する。		

【表 3】ネットワーク設備基準

区分	基本設備容量（1,000 人未満）	追加設備容量（1,000 人以上）
インターネット帯域幅	74Mbps	74Mbps

1. ネットワーク設備は IDC co-location サービス、クラウドサービスなど、専門業者を利用して外注管理することができる。
2. インターネット帯域幅とは、インターネットサービス事業者（ISP）との契約内容にかかわらず、トラフィックが制限されずに通信可能な最大帯域幅を意味する。
3. 大学が CDN（Content Delivery Network）サービスをトラフィック量の制限なく利用する場合でも、設備基準上、インターネット帯域幅の少なくとも 30% 以上を追加で確保しなければならない。
4. クラウド IaaS サービスを利用する場合、基本設備容量を適用しない

【表 4】遠隔教育用情報保護システム設備基準

1. 遠隔教育用情報通信システムは、次のセキュリティシステムを備えなければならない。
ア. 情報システムの設置場所の物理的保護施設
イ. 情報システムへのアクセス制御システム及び制御ポリシー
ウ. 情報システムの 24 時間監視システム

- エ. セキュリティ事故発生に備えた予備装備等と非常時の復旧体系
 オ. すべてのサーバーのファイアウォールによる保護システム
 カ. スイッチ、ルータなどの主要通信設備の冗長構成
 キ. すべてのサーバーが IDS 又は IPS の管理下に存在すること

【勧告及び履行基準】

1. 「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 47 条による情報保護管理体系認証の取得を勧告する。
 ただし、クラウドサービス利用時「クラウドコンピューティングサービス情報保護に関する基準」（科学技術情報通信部告示）第 6 条による公共機関用追加保護措置基準告示を含むクラウドサービスセキュリティ認証を受けたサービスの利用を勧告する。

【表 5】身分確認及び認証設備基準

1. サイバー大学は、学生自身に対する認証と講義受講に対する出欠及び試験管理等のために、サーバーで学生の身分を確認し、代理出席と不正試験を防止できるシステムを備えなければならない。（例：生体認証、OTP、PIN、SMS 認証、PKI 認証システムなど）

【表 6】その他の設備基準

施設・設備名	内容及び仕様
デジタル図書館	1. サイバー大学は、学生の講義受講のための準備と学習、教授の研究に必要なデジタル図書館を設置、運営しなければならない。ただし、他大学の図書館を共同で使用する場合には、デジタル図書館へのアクセスと資料利用権限等に差別がない場合に限り認める。
無停電電源装置	1. サイバー大学は、学生の講義受講のための準備と学習、教授の研究に必要なデジタル図書館を設置、運営しなければならない。ただし、他大学の図書館を共同で使用する場合には、デジタル図書館へのアクセスと資料利用権限等に差別がない場合に限り認める。
【勧告及び履行基準】	
1. デジタル図書館は、設置学科の種類に応じて必要な e-Book と Web DB、適切な検索エンジンを備えなければならない。	
2. デジタル図書館は、開設しようとする学科の性格に応じた国内外の Web DB の検索及び利用が可能でなければならない。Web DB に収録された論文の要約及び全文の閲覧において費用負担等の制限なしに可能でなければならない。	

【表 7】コンテンツの運用・品質管理に必要なハードウェアとソフトウェアの構成

分類	施設・設備名	仕様	備考
ハードウェア	映像撮影装置	1. 放送用デジタルビデオカメラ（3CCD HD 級以上）	2 台以上
	映像編集装置	1. HD 級以上の動画編集用線形(Linear)又は非線形(Nonlinear)編集システム	—
	映像変換装置	1. エンコーディング機器（ウェブからダウンロード又はストリーミングできるように出力を変換可能な機器）	—
	音響製作装置	1. 音響調整器、スピーカー、マイクなど	—
	グラフィック編集装置	1. グラフィック編集用コンピュータ 2. スキャナー、デジタルカメラなど	— 共同活用
	映像保存・バックアップ装置	1. HD 級以上の動画を保存及びバックアップ可能な機器及びシステム	—
	補助記憶装置	1. ディスクアレイ、DVD など	—
ソフトウェア	動画制作	1. HD 級以上の動画制作用ソフトウェア	—
	グラフィック制作	1. 2・3次元グラフィック制作用ソフトウェア	—
	音響編集	1. 音響編集用ソフトウェア	—
	講義制作	1. 製作に必要なソフトウェア	—

※スタジオ別人材配置

区分	第一スタジオ	第二スタジオ	合計	備考
PD/撮影	1	1	2	—

【表 8】コンテンツ運営及び品質管理のための組織構成

コンテンツ品質管理					
区分	教授設計	デザイン	メディア開発	プログラミング	コンテンツ管理
役割	教授設計	グラフィック／WEB デザイン	コンテンツ映像	プログラミング	コンテンツ管理
人員	3 人	3 人	2 人	1 人	1 人
	人員配置は 6 人以内で 自律的に配置可能		－	重複業務可能	
	中級技術者* 1 人以上必須				

* 「エンジニアリング産業振興法施行令」第 4 条による別表 2 の「エンジニアリング技術者（第 4 条関連）」によりソフトウェア技術者の等級を分類する。

※人材構成算定基準

分類	業務分野	人数	業務内容及び分野の専門性
コンテンツ制作と品質管理	教授設計	3人	1. 教育コンテンツ制作計画の樹立、企画、分析、設計など ア. 教育学（工学）専攻者及び関連分野のキャリア
	デザイン	3人	1. グラフィックデザイン／ウェブ企画及び開発（講義コンテンツデザイン及び制作） ア. Web デザイン専攻者及び関連分野のキャリア
	メディア開発	2人	1. PD と撮影担当 ア. コンテンツ映像の企画・制作 イ. 映像関連専攻者及び関連分野のキャリア
			2. CG 担当者（別途人材配置推奨） ア. グラフィックデザイン専攻者及び関連分野のキャリア
	プログラミング	1人	1. コンテンツ開発に関するプログラミング ア. プログラム関連専攻者及び関連分野キャリア
	コンテンツ管理	1人	1. コンテンツ成果物管理、テスト、システム移植、運営担当 ア. プログラム・システム運営関連担当者

【表9】遠隔教育オペレーティングソフトウェア

分野	主な機能
学習者支援	1. 学習機能（講義受講、講義計画書、お知らせ、出席管理、学習管理、成績確認） 2. 試験評価機能（試験受験、クイズ受験、間違いノート、不正行為防止など） 3. 課題評価機能（課題提出、確認、添削指導） 4. 相談機能（一対一相談） 5. コミュニティ及びネットワークサポート機能（学習資料室、ディスカッションルーム、プロジェクトルーム、アンケート、メール、メモ、チャット、コミュニティ、ブログなど） 6. その他の機能（ホームページ照会、個人情報管理、学事支援機能など）
教員支援	1. 科目管理機能（講義計画書、お知らせ、講義リスト） 2. 学習管理及び評価機能（学生管理、出席管理、進捗管理、学習参加管理、課題管理、試験管理、対面相談） 3. 成績管理機能（学業成就度の総合評価及び成績算出機能） 4. コミュニティ&ネットワーク管理機能（学習資料室、ディスカッションルーム、プロジェクトルーム、アンケート、メール、メモ、チャット、コミュニティ、ブログなど） 5. コンテンツ検索と管理機能 6. コンテンツ開発管理システム（CDMS）機能 7. その他の機能（講義評価結果照会、助教管理、個人情報管理など）
オペレータ支援	1. 教授者支援、学習者支援領域全体管理機能 2. 教室管理機能 3. 教育課程管理機能（課程情報管理、コンテンツ及び教材登録） 4. 学習運営及び受講管理機能（学習情報管理、受講進行管理、権限管理など） 5. 運営者支援機能（ユーザー管理、コンテンツ管理、コミュニティ管理、相談管理、学事管理、各種統計管理、監視機能）
特記事項	1. 不正行為防止のための関連機能及び対策の確保 2. コンテンツの標準化を考慮した LCMS とその機能の構築 （例：コンテンツパッケージングツール、メタデータ編集ツールなど） 3. 学事管理システムがある場合 基本的な学事管理機能は学事管理システムで実装可能（ただし、学習者へのアクセスの容易さを考慮して LMS に実装）

【特記事項】

1. 遠隔教育設備基準は最小限の基準とし、設立又は転換審査あるいは運営関連評価の場合、学生数や情報システムの発展による技術等により加減された基準に従って審査する。
2. 新技術の発展に伴って各基準の設備を代替することが可能と判断された機器を導入する場合は、代替設備として認めることができる。
3. 大学のクラウドサービス導入及び利用に当たって遠隔教育設備基準に明示されていない基準については、「行政・公共機関民間クラウド利用ガイドライン」（行政安全部）及び「教育部情報セキュリティ基本指針」（教育部）を準用する。
4. 教育部長官は、「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」第7条に基づき、この告示に対して2016年を基準にして3年毎にその妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

● 2022 年サイバー大学設立要領

(教育部, 2021 年 2 月 17 日公表)⁴⁶

I サイバー大学設立概要

ア. サイバー大学

・概念

情報通信技術などを利用して形成された仮想空間を通じて教授者が提供した教育サービスを学習者が時間と空間の制約を受けずに学習することで一定の単位を履修して学位を授与する遠隔大学の種類
※「高等教育法」第 2 条第 5 号により新設 (2007.10.17.第 8638 号) された高等教育機関

遠隔大学の種類別概念の比較

分類	遠隔大学		遠隔大学形態の 生涯教育施設
	サイバー大学	放送通信大学	
目的	情報・通信媒体を通じた遠隔教育で高等教育を受ける機会を与え、国家と社会が必要とする人材を養成すると共に開かれた学習社会を具現することで生涯教育の発展に資する		誰でも、いつでもどこでも教育を受けることができる開かれた教育社会、生涯学習社会の建設に貢献
設置根拠	高等教育法第 2 条第 5 号 私立学校法第 3 条 サイバー大学設立・運営規定	高等教育法第 2 条第 5 号 韓国放送通信大学設置令	生涯教育法第 33 条第 3 項 生涯教育法施行令第 51 条
学事及び法人 の運営根拠	高等教育法施行令 私立学校法施行令	高等教育法施行令	生涯教育法施行令 高等教育施行令一部準用 私立学校法施行令一部準用
機関の性格	専門学士号又は学士号を授与できる高等教育機関	学士号を授与できる高等教育機関	専門大学又は大学卒業者と同等の学歴と学位を認められる生涯教育施設
媒体	情報通信媒体による遠隔教育		
大学院	設置可能 (高等教育法第 29 条及び第 29 条の 2)		設置不可
外国大学との 教育課程の共同運営	可能 (高等教育法施行令第 13 条)		不可

・導入趣旨

- 情報・通信媒体を利用した高等教育機関である遠隔大学にサイバー大学を追加し、成人学習者等が遠隔教育で高等教育を受ける機会を拡大
- 教育需要者のニーズに合わせた多様な教育サービス提供を通じて、国民の学習権及び学習者の選択権を保障
- 職場人、障害者など疎外階層に対する高等教育のアクセシビリティの向上、及び教育サービス範囲の拡大を通じて、既存大学の教育体制の限界を克服
- 先端技術を基盤に多様な教育技術を通じた高品質の教育サービスを提供
- 専門人材の育成・再教育により、国家競争力の強化に積極的に貢献
- 安い学習費で質の高い教育サービスを提供することにより、高等教育の社会的コストを削減

イ. 設立主体

□ 学校法人

- 「私立学校法」第 3 条及び第 2 章第 1 節(第 5 条から第 9 条)、第 2 節(第 10 条から第 13 条)の規定により私立学校を設立・経営することを目的として設立された法人をいう
- サイバー大学の設立希望者は、一定の財産を提供し、目的・名称・所在地などを記載した定款を作成し、教育部長官の許可を受けて学校法人を設立した後、「サイバー大学設立・運営規定」第 2 条による設立手続を経てサイバー大学を設立できる
- 設立・運営中の学校法人がサイバー大学を設立しようとする場合には、学校法人の定款変更と「サイバー大学設立・運営規定」第 2 条による設立認可手続を経なければならない。
※学校法人の定款変更申請時に変更理由書、定款の新・旧対照表、定款の変更改正文、理事会会議録の写しを添付してⅣ.学校法人設立手続に関する書類を提出する。管轄庁が教育庁の場合は、教育部に法

⁴⁶ 2022 年サイバー大学設立要領 (2022 학년도 개교 예정 사이버대학 설립 요령)
www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=337&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0303&opType=N&boardSeq=83588

人業務を移管して承認しなければならないため、処理に必要な追加日数を勘案して申請しなければならない。

ウ. 設立手続

①サイバー大学設立認可（サイバー大学設立・運営規定第2条）

- 設立計画書受付：開校したい学年度の前年度3月31日まで
- 設立計画承認可否通知：申請日から3か月以内
※関係省庁協議が必要な場合、申請日から6か月以内
- 設立認可申請書受付：開校予定年度の前年度8月31日まで
 - 設立計画に対する承認を通知された場合に限る
 - 設立計画書に提示された内容の確保現況及び関連証拠資料
 - 「高等教育法施行令」第39条の2第1項による大学入学選考施行計画案
- ※ 同期期限内に設立認可申請書を提出できない場合には、設立延期申請書を教育部長官に提出（延期できる期限は3年を超えない）
- 設立認可の可否の通知：開校予定年度の前年度10月31日まで

②サイバー大学への転換申請（サイバー大学設立・運営規定第12条）

- サイバー大学転換申請書受付：開校予定年度の前年度6月30日まで
- ※遠隔大学形態の生涯教育施設（生涯教育法第33条第3項）→サイバー大学（高等教育法第2条第5号）転換申請
- 転換申請許可の可否の通知：開校予定日の4か月前まで

サイバー大学設立業務推進手続の図 <略>

エ. 設立基準

- 「サイバー大学設立・運営規定」第5条から第8条までの校舎、遠隔教育設備、教員、収益用基本財産（収益率の確保、所得の80%以上を運営経費に充当）などが書類審査及び現場実査における審査の基準となる

□ 校舎

- サイバー大学で確保すべき校舎の範囲と最小基準面積を提示する
- 校舎は設立主体の所有であり、抵当権などが未設定の財産でなければならず、基準面積は入学定員規模によって異なる
※校舎が位置する土地も設立主体の所有でなければならず、抵当権等が未設定の財産でなければならず、校舎はなるべく単独の建物を確保することを勧告

分類	基本教育施設	支援室
校舎の範囲	大学本部及び行政室、教授研究室、講義室、PC実習室、セミナー室、コンテンツ開発室	サーバー及び通信機器管理室、システム運営室、デジタル図書館
基準面積	○入学定員による施設の基準面積 - 1,000人未満：990平方メートル - 1,000人～2,000人未満：1,485平方メートル - 2,000人～3,000人未満：1,980平方メートル - 3,000人以上：2,475平方メートル	

備考）1. 基準面積は、建物の延面積（共用面積は除く）の合計を基準とする。

2. 専門学士号を授与するサイバー大学は、上記の基準面積の70パーセント以上を確保しなければならない。

□ 遠隔教育設備基準

- サイバー大学で遠隔教育及び学事管理のために備えなければならない最小限の遠隔教育設備と運営人材は「遠隔教育設備基準告示」で定めた基準と同じとする。
- ※ 遠隔教育設備基準告示：教育部告示第2019-213(2019.12.26.)号

□ 教員

- 専任教員は学科又は学部等に置く専攻別に1人以上を確保しなければならず、学科又は学部等で確保する教員数は、募集単位別学生数を200人に分けて算出された分（小数点以下は切上げ）を確保しなければならない（※「サイバー大学設立・運営規定」第6条第2項）
 - 専任教員は専攻学科の授業だけでなく、該当学科を運営するのに必要な教育課程・学事管理及び教員配置など、学科の実質的な管理者機能を遂行する
- 兼任教員等の確保及び配置計画は、設立計画書提出時に含めなければならない。

- 学期当たり 6 単位以上を担当する兼任教員は専任教員 1 人に換算することができ、この場合、兼任教員は全専任教員定数の 5 分の 1 を超えない(※「サイバー大学設立・運営規定」第 6 条第 4 項)
- サイバー大学教員の資格は、『大学教員資格基準等に関する規定』による資格基準に該当する者でなければならない。
- 助教はサイバー大学で教育・研究及び学士に関する事務を補助する者であり、学科又は学部 1 人以上を確保しなければならない。
 - サイバー大学で確保しなければならない助教の数は、募集単位別学生数を 200 で除した分（小数点以下は四捨五入）を確保しなければならない
 - 助教の場合、非専任助教（チューター等）を含むが、専任助教と同じ勤務時間に換算した数を助教数として反映する。
 - サイバー大学の助教資格は「大学院資格基準等に関する規定」による資格基準に該当する者でなければならないが、チューターの資格は該当学科（専攻）と同一でない類似の分野を専攻した者で、修士課程在学以上の者を原則とする。

＜教員の算定時に基準となる学生数＞

大学院のない大学	大学院のある大学
「ア」の目から「ウ」の目まで人数を合わせた数又は編制定員のうち、多い方 ア 大学の学生定員のうち、登録学生 イ 「高等教育法施行令」第 29 条第 2 項による別途の定員のうち登録学生 ウ 時間制登録人数を 3 で除した数	大学院のない大学基準で算定された学生数+（大学院学生定員×1.5 倍）

※ 設設計画申請時、学生数は編制定員（入学定員×学制）を基準に推定・適用

□ 収益用基本財産

- サイバー大学の設立主体は、年間学校会計運営収益総額の 50%に相当する金額の収益用基本財産を確保するが、最低 35 億ウォン（専門学士号を授与するサイバー大学の場合は 25 億ウォン）以上の収益用財産を確保する必要がある
- ※ 既認学校法人の場合、新設されるサイバー大学及び既設置・運営中の全学校の収益用基本財産確保基準をそれぞれ満たさなければならない
- 年間学校会計運営収益総額算定時の学生数は編制定員とする
- ※ 年間学校会計運営収益範囲は「サイバー大学設立・運営規定」別表 2 又は「私学機関財務・会計規則」に対する特例規則に従う
- 収益用基本財産は、その総額に韓国銀行が発表する前年度の預金銀行加重平均金利のうち貯蓄性受信金利を乗じて算出した金額以上の年間所得があるものでなければならない
- 収益用基本財産の評価額は、「相続税及び贈与税法」第 60 条から第 66 条までの規定による評価方法により定める

＜学校法人基本財産の種類＞

教育用基本財産	収益用基本財産
・教育用土地 ・教育用建物	・収益用不動産（土地、建物） ・収益用有価証券 ・収益用信託預金 ・上記種別以外のその他の財産

オ. 学生選抜基準

□ 入学資格及び入学許可基準

- 入学資格（高等教育法第 33 条第 1 項）：高校卒業者又は法令によりこれと同等以上の学力があると認められる者
- 入学許可基準（高等教育法施行令第 29 条第 1 項）：学校の長は、学則が定める募集単位別入学定員の範囲内で入学を許可する。

□ 学生選考方法

- 入学選考の原則
 - 学校の長は、入学選考をする際に、すべての国民が能力に応じて均等に教育を受ける権利を保障し、小・中等教育が本来の目的に応じて運営されることを図るようにしなければならず、学生の素質適性及び能力などが反映されるようにその方法及び基準をさまざまに設けて施行しなければならない（高等教育法施行令第 31 条）
- 学校の長は入学資格を備えた者の中から一般選考又は特別選考により入学を許可する学生を選抜する（高等教育法第 34 条第 1 項）

- 一般選考は、一般学生を対象に普遍的な教育的基準に基づいて学生を選抜する選考として、大学の教育目的に適した入学選考の基準及び方法に従い公正な競争により公開的に行わなければならない（高等教育法施行令第34条第1項）
- 特別選考は、特別な性格や素質など大学が提示する基準又は差別的な教育的補償基準による選考が必要な者を対象に学生を選抜する選考として、社会通念上の価値基準に適した合理的な入学選考の基準及び方法に公正な競争により公的に実施しなければならない（高等教育法施行令第34条第2項）

□ 定員と募集単位

- 学生定員（高等教育法施行令第28条第1項）
 - 学生定員は「サイバー大学設立・運営規定」等による校舎、教員及び収益用基本財産等により定められる学生数の範囲内で定められ、サイバー大学の入学定員は当該学年度の新入学又は3年生編入学を学則に定め、募集できる
- 募集単位の廃止による例外規定（高等教育法施行令第29条第1項）
 - 募集単位の廃止により廃止された募集単位の在籍生が他の募集単位に移る場合には、当該学生がその募集単位に在籍している間は、その定員が別にあるものとする
- 定員外入学の種類と制限
 - 「高等教育法施行令」第29条第2項による
 - ※「高等教育法施行令」第29条第2項の第8号、第10号～第13号、第14号のイ目・ウ目の場合、適用対象から除外される

□ 編入学など

- 編入学（「高等教育法」第23条の2）
 - 国内外の他の学校で取得した単位、「単位認定等に関する法律」により取得した単位、「生涯教育法」により取得した単位のいずれかに該当する単位を、学則が定める基準以上取得した者に対しては、学則が定めるところによって編入生として選抜できる
- 募集単位の移動（「高等教育法施行令」第29条第3項）
 - 学則の定めるところにより、学生が第2学年以上の学生が同じ学年の別の募集単位に移すことを許可することができる。
- 再入学（「高等教育法施行令」第29条の2）
 - 学校の長は、学則が定める系列別学生定員を含む学生定員（以下「総定員」）の範囲内で再入学を許可することができる。
 - 学校の長は、再入学を許可しようとする場合には募集単位別に再入学を許可するが、再入学を許可しようとする募集単位が廃止された場合には、学則が定める募集単位に再入学を許可することができる。

力. 学事管理基準

□ 学則（「高等教育法」第6条及び同法施行令第4条）

- 学則記載事項
 1. 専攻の設置と学生定員
 2. 授業年限・在学年限、学期と授業日数及び休業日
 3. 入学、再・編入学、休・復学、募集単位間の移動又は学科の変更・自退・除籍・留年・修了・卒業及び懲戒
 4. 学位の種類及び授与・取消し
 5. 教育課程の運営、教科の履修単位及び成績の管理
 6. 複数専攻及び単位認定
 7. 登録及び受講申請
 8. 公開講座
 9. 教員の教授時間
 10. 学生会など学生自治活動
 11. 奨学金支給等学生に対する財政補助
 12. 授業料・入学金その他の費用徴収
 13. 学則改正手続
 14. 大学評議会及び教授会がある場合には、それに関する事項
 15. その他法令で定める事項
- 学則制定・改正に対する事前公告・審議及び公布
 - 学則の制定又は改正の際には、学則が定めるところにより制定案又は改正案の事前公告・審議及び公布手続を経なければならない。

□ 設置教育課程、授業年限及び学位授与（「高等教育法」第53条及び第54条）

- 専門学士号課程：2年以上→「専門学士号」授与（4分の1以内短縮可能）

- 専門学士号の種類は学則で定める
- 学士号課程：4年以上→「学士号」授与（1年以内に短縮可能）
- 学士号の種類は学則で定める
- 専攻設置の制限と授業運営
 - サイバー大学には学則に応じて学科又は学部等を置く（サイバー大学設立・運営規定第6条）
 - ※他の法令等で制限する専攻等（医療及び師範系列等）の設置は、当該法令に従わなければならない（高等教育法施行令第28条第3項）
 - 授業運営（高等教育法施行令第63条及びサイバー大学設立・運営規定第2条第3項）
 - サイバー大学の授業は、情報通信媒体を利用した遠隔講義、出席授業、教材による学習及び課題物指導などの方法で運営するが、情報通信媒体を利用した遠隔授業と出席授業などその他の方法による割合は学則に不可欠な記載事項とする
- 学年度・学期・授業日数・休業日及び教科の履修（「高等教育法」第20条及び同法施行令第10条から第15条）
 - 学年度：3月1日から翌年度2月末日までとし、ただし学校運営上必要な場合には学則で異なっていることができる
 - 学期：学年度別2学期以上
 - 授業日数：毎学年度30週以上
 - 学校の長は、天災・地変その他教育課程運営上やむを得ない事由がある場合、教育部長官の承認を得て、毎学年度2週間の範囲内で授業日数を減らすことができる。
 - 休業日：休業日は教育課程の運営に支障を与えない範囲内で定める
 - 非常災害その他急迫した事情が発生したときは臨時休業をすることができる
 - 教科の履修：評価や単位制度などによる
 - 単位当たりの履修時間：教科の履修において、単位当たりの履修時間は毎学期15時間以上
- 単位の認定（「高等教育法」第23条及び同法施行令第15条）
 - 認定対象
 - 国内外の他の学校で単位を取得した場合
 - 「生涯教育法」第31条第4項、第32条又は第33条第3項による専門大学又は大学卒業者と同等の学歴・学位が認められる生涯教育施設で単位を取得した場合
 - 国内外の高校と国内の第2条各号の学校(他の法律により設立された高等教育機関を含む)で大学教育課程に相当する教科目を履修した場合
 - 「兵役法」第73条第2項の規定により、入営又は服務により休学中の者が遠隔授業を受講して単位を取得した場合
 - 「単位認定等に関する法律」第7条第1項又は第2項により教育部長官から単位を認められた場合
 - 国内外の他の学校・研究機関又は産業界などで学習・研究・実習した事実が認められた場合や、産業界で勤務した事実が認められる場合
 - 認定範囲
 - 卒業に必要な単位の2分の1の範囲内で、当該学校の単位として認定
 - ※ 外国大学と共同で運営する過程として、当該学校と外国大学の学位を全て取得することができた場合や、外国大学と共同名義で授与する学位を取得できるコースを履修した場合、卒業に必要な単位の4分の3以内で認められる
 - 入営又は服務中の者に対して「兵役法」第73条第2項の規定により休学中、単位取得のための登録を許可する場合、学期当たり6単位以内、年12単位以内で学則が定めるところにより取得できる単位の上限を定めることができる
- 学生の専攻履修（「高等教育法施行令」第19条）
 - サイバー大学の学生は、以下のいずれかに該当する専攻のうちの1つ又は2つ以上の専攻を学則に定めるところにより選択して履修することができる。
 - 学科又は学部が提供する専攻
 - 2つ以上の学科、2つ以上の学部又は学科と学部が連携・融合して提供する専攻
 - 他の国内大学や外国大学との教育課程共同運営を通じて国内大学又は外国大学と連携・融合して提供する専攻
 - 学生が教育課程を構成して大学の認定を受けた専攻
 - この場合、サイバー大学の長は、学生が上記のように専攻を履修できるように学則で専攻認定のための最小単位を定めることができる。
- 教育課程の運営
 - 学校は、学則が定めるところにより教育課程を運営しなければならない（「高等教育法」第21条）
 - 外国大学科の教育課程共同運営（「高等教育法」第21条及び同法施行令第13条第1項2号）
 - サイバー大学は教育部長官が定めるところにより、国内大学や外国大学と共同で専門学士、学士号課程及び大学院教育課程を共同で運営することができる。

- 外国大学の場合は、当該国又は国家が認める評価認定機関の評価認定（Accreditation）を受けた大学を対象とする。
※外国学校法人は DDA 譲許（案）及び FTA などに基づいて国内に「遠隔大学」を設立できない
- 時間制登録（「高等教育法」第 36 条及び同法施行令第 53 条）
 - サイバー大学入学資格のある者に学則が定めるところにより時間制で登録し、当該サイバー大学の授業を受けることができる
 - 時間制登録生を選抜するときは、高校（卒業時の高校卒業学歴と同等の学力が認められる学校を含む。）学校生活記録部の記録、最終卒業学校の成績又は高校卒業学歴検定告示成績及び面接試験の結果などを選考資料として活用できる
 - 時間制登録生の登録人数は、当該大学の入学定員の 50% の範囲内で学則により定める
 - 時間制登録生が申し込むことができる単位は每学期 12 単位及び年間 24 単位を超えることができない
- 公開講座（「高等教育法」第 26 条）
 - 学則が定めるところにより、学生以外の者を対象に実施可能
- 産業界委託教育（「高等教育法」第 40 条及び同法施行令第 53 条の 2）
 - サイバー大学は、産業界（産業界を構成員とする団体を含む）から委託されて教育を実施したり、産業界に委託して教育を行ったりすることができる
 - サイバー大学の長は、産業界から高校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者（編入学を受けて委託教育を行う場合には、専門大学卒業生又はこれと同等以上の学力がある者）として産業界で勤務中の者の教育を委託された場合に、当該産業界との契約により委託教育を行うことができる
 - サイバー大学の長は、教育の委託を受けたときは、教育部長官が定める期間内に委託教育の実施計画及びその結果を教育部長官に報告しなければならない。
 - 産業界委託教育の実施に関して必要な事項は、教育部長官が定める
- 学生の懲戒（「高等教育法」第 13 条）
 - 学校の長は、教育上必要なときは、法令と学則が定めるところにより学生を懲戒することができる。
 - 学校の長は、学生を懲戒する場合には、当該学生に意見陳述の機会を付与するなど、適正な手続を経なければならない。
- キ. 管轄庁
- 指導及び監督（「高等教育法」第 5 条）
 - サイバー大学は教育部長官の指導・監督を受ける
 - 教育部長官は、サイバー大学に対する指導・監督のために必要な場合には、学校の長に対して関連資料の提出を求めることができる。
- 報告（「サイバー大学設立・運営規定」第 10 条）
 - サイバー大学を設立・運営した者及びサイバー大学の長は、教育部長官が定めるところにより、校舎、設備、組織、教員及び収益用基本財産の保有状況を毎年 4 月 30 日までに教育部長官に報告しなければならない。
 - 保有状況基準日は毎年 4 月 1 日である（ただし、校舎及び収益用基本財産は 3 月 1 日とする）
- 行政処分
 - 是正又は変更命令（「高等教育法」第 60 条）
 - 教育部長官は、学校が施設・設備・授業及び学事その他事項に関して教育関係法令又はこれによる命令又は学則に違反した場合には、学校の設立・運営者に期間を定めてその是正又は変更を命ずることができる。
 - 教育部長官は、上記の是正又は変更命令を受けた者が正当な事由なく指定された期間内にこれを行わない場合には、その違反行為を取消し又は停止、又は、当該学校の学生定員の削減、学科の廃止又は学生の募集停止等の対処ができる
 - 休業及び休校命令（「高等教育法」第 61 条）
 - 教育部長官は、災害等の緊急な事由により正常授業が不可能と認める場合には、学校の長に休業を命じることができる
 - 休業命令を受けた学校の長は、遅滞なく休業を行わなければならない
 - 教育部長官は、学校の長が休業命令にもかかわらず休業を行わない、又は特に緊急な事由がある場合には、休校処分をすることができる
 - 休業命令を受けた学校は休業期間中の授業と学生の登校が停止され、休校処分を受けた学校は、休校期間中単純な管理業務を除いた学校のすべての機能を停止する
 - 学校閉鎖命令（「高等教育法」第 62 条）
 - 教育部長官は、学校が次の各号のいずれかに該当して正常な学事運営が不可能な場合には、当該学校の学校法人に対して学校の閉鎖を命じることができる。

1. 学校の長又は設立・経営者が故意又は重過失で高等教育法又は高等教育法による命令に違反する場合
 2. 学校の長又は設立・経営者が高等教育法又はその他教育関係法令による教育部長官の命令を数回にわたって違反した場合
 3. 休暇期間を除き、継続して3か月以上授業を行わなかった場合
 - 教育部長官は、高等教育法による学校設立又は分校設置の認可を受けずに学校の名称を使用した者や、学生を募集して事実上学校の形で運営する者に対して、その施設の閉鎖を命じることができる。
 - 教育部長官が学校又は施設の閉鎖を命じたい場合には、聴聞を実施しなければならない。
- 廃止又は重要事項の変更（「高等教育法」第4条第3項）
- 学校を廃止する場合や大統領令で定める学校の重要事項を変更したい場合には、教育部長官の認可を受けなければならない。
 - 学校の廃止認可を受けるためには、廃止事由、廃止年月日、学生及び学部処理方法等が記載された書類を備え、教育部長官に申請しなければならない（高等教育法施行令第2条第4項）
 - 学校の設立経営者、目的、名称、場所、付設学校に関する事項を変更しようとする場合には、変更事由、変更内容、変更年月日が記載された書類を備え、教育部長官に申請しなければならない（「高等教育法施行令」第2条第4項及び第5項）
- 運営等に対する評価（「高等教育法」第11条の2）
- サイバー大学は、教育部令に定めるところにより、当該機関の教育・研究、組織・運営、施設・設備等に関する事項を自ら点検・評価し、その結果を公示しなければならない。
 - 教育部長官から認定を受けた機関（以下「認定機関」）は、大学の申請により大学運営の前半と教育課程（学部・学科・専攻を含む）の運営を評価又は認証することができる。
 - 教育部長官は、関連評価専門機関、学校協議体、学術振興のための機関や団体などを認定機関に指定することができる。
 - 政府が大学に行政的・財政的支援をしようとする場合には、評価又は認証結果を活用できる

ク. サイバー大学設立審査基準

□ 設立計画審査基準

- 定量評価
 - 「サイバー大学設立・運営規定」第5条から第7条までの設立基準に基づいて充足（P）又は未充足（F）を判断

○ 定性評価

審査分野		審査基準
設立目的 ・主体及び需要分析	目的・名称の適正性	・ 設立目的が高等教育法上目的に合致したかどうか ・ サイバー大学であることを示す用語が適正かどうか
	設置主体及び発展計画	・ サイバー大学の設立主体の意志と建学理念の具体性 ・ 基本財産の確保現状及び確保計画の具体性と現実性 ・ サイバー大学の中・短期発電計画の具体性及び実現可能性
	教育サービスの対象と需要分析の妥当性	・ サイバー大学の建学理念による教育過程の特性化の程度、及び既存大学との差別化の有無 ・ サイバー大学のサービス対象と需要分析の十分性
	基本条件	・ 校舎（校地）確保の適切性及び妥当性 ・ 教員等の人材確保計画の適切性 ・ 収益用基本財産を確保しているか ・ 財政運営計画の妥当性及び透明性
学事運営管理計画	サーバーや通信等のインフラ設備の妥当性	・ 募集予定学生数に応じたサーバー及びネットワーク設備確保計画の適切性 ・ 遠隔教育運営システム確保計画の適切性 ・ 学事管理システム構築計画の適切性 ・ セキュリティソフトウェア確保計画の適切性
	情報保護システムの妥当性	・ 情報保護システム確保計画の妥当性（情報保護管理体系認証計画に代替可能） ・ 学生識別のためのシステム導入計画の妥当性
	教育課程編成の適切性	・ 学部（学科）設置の適切性 ・ 教育課程編成計画の適切性 ・ カリキュラム特性評価計画の適切性 ・ 学部（学科）別開設科目の適切性
	学事運営の質管理方案	・ 開設計画講座に対する教員と学生運営比率の妥当性 ・ 授業計画及び学習者評価方法の妥当性 ・ 課題及び評価管理方法の適切性

第1章 韓国

	学則及び学校憲章等規則の制定	・学則及びその他関連規定の充足性及び適切性 ・学校憲章の充足性及び適切性
人材及び組織構成	コンテンツの品質管理運営チームの構成計画の適切性	・組織運営計画の合理性 ・コンテンツ開発人材確保計画の適切性
	行政人員、システム運営チーム等の組織構成計画の適切性	・組織構成及び職員の業務分担計画の合理性 ・一般行政職員の確保計画の適切性 ・システム管理人材の確保計画の適切性
遠隔教育プログラムの運営及び質管理	コンテンツ開発計画の妥当性	・開校予定年度 8 週間分のコンテンツ開発計画の適切性及び妥当性
	コンテンツ開発手続の適切性	・コンテンツ開発モデルの適切性 ・コンテンツ開発手順の適切性及び具体性
	コンテンツ品質管理計画の適切性	・コンテンツ開発管理のための組織及び人材構築計画の適切性 ・コンテンツ開発及び品質管理の文書化計画の適切性 ・コンテンツ開発及び品質管理環境構築計画の適切性 ・学習管理システム（LMS）の構築計画の適切性
	コンテンツ維持管理計画体制の適切性	・コンテンツ維持管理組織の構成計画の適切性 ・コンテンツ維持管理手順の運用計画の適切性 ・コンテンツ維持管理システム保有計画の適切性

□ 設立認定審査基準

○ 定量評価

- 「サイバー大学設立・運営規定」第 5 条から第 7 条までの設立基準に対する計画準備確保状況を基に認定の可否を判断

○ 定性評価

審査分野		審査基準
設立目的 ・主体及び需要分析	目的・名称の適正性	・設立目的が高等教育法上目的に合致したかどうか ・サイバー大学であることを示す用語が適正かどうか
	設置主体及び発展計画	・サイバー大学の設立主体の意志と建学理念の具体性 ・基本財産の確保現状及び確保計画の具体性と現実性 ・サイバー大学の中・短期発電計画の具体性及び実現可能性
	教育サービスの対象と需要分析の妥当性	・サイバー大学の建学理念による教育過程の特性化の程度、及び既存大学との差別化の有無 ・需要分析の妥当性及び学生定員の安定的確保の可能性
	教育サービスの対象と需要分析の妥当性	・サイバー大学の建学理念による教育過程の特性化の程度、及び既存大学との差別化の有無 ・需要分析の妥当性及び学生定員の安定的確保の可能性
基本条件	校舎の確保（校地含む）	・校舎を確保しているか ・所有を立証できる学校法人理事会決議
	教員等の人材確保計画	・計画に対する教員及び助教等の人材確保の現状及び充実性
	収益用基本財産の確保	・収益用基本財産を確保しているか
	財政運営計画の適切性	・財政運営計画の妥当性及び透明性
	サーバーや通信等のインフラ設備の妥当性	・サーバー及びネットワーク設備の確保計画に備えた設備を構築しているか ・情報保護体系の構築の有無及び適切性 ・計画に備えた遠隔教育システムを構築しているか ・計画に備えた学事管理システムを構築しているか ・運用プラットフォームの安定性、効率性、アクセシビリティなど
	情報保護システムの妥当性	・計画に備えたセキュリティシステムを構築しているか ・身分認識及び認証設備の有無及び適切性
学事運営管理計画	教育課程編成の適切性	・学部（学科）設置の妥当性 ・教育課程編成計画の適切性 ・カリキュラム特性評価計画の適切性 ・学部（学科）別開設科目の適切性
	学事運営の質管理方案	・開設計画講座に対する教員と学生運営比率の妥当性 ・授業計画及び学習者評価方法の妥当性 ・課題及び評価管理方法の適切性
	入学選考計画の適切性	・学則に定めた入学に関する内容が反映されているか ・入学選考計画の具体性及び適切性
	学則及び学校憲章等規則の制定	・学則及びその他関連規定の制定の忠実性 ・学校憲章の忠実性
人材及び組織構成	コンテンツの品質管理運営チームの構成計画の適切性	・計画に対する組織構成の合理性 ・計画に対するコンテンツ開発人材確保の適切性
	行政人員、システム運営チーム等の人材構成の適切性	・計画に対する職員の業務分掌状況の合理性 ・計画に対する一般行政職員の確保状況の適切性

遠隔教育プログラムの運営及び質管理	コンテンツ開発の実現可能性及び具体性	・計画に対するシステム管理人材確保状況の適切性 ・各科目別の教科目企画書の忠実性 ・各科目別の授業計画書の充実性 ・各科目別のコンテンツ開発計画書の忠実性 ・課程別産出物（教科目企画書、授業計画書、コンテンツ開発計画書）間の関連性
	コンテンツ開発手順の適切性	・コンテンツ開発モデルの適切性 ・コンテンツ開発手順の適切性及び具体性
	コンテンツ品質管理の適切性	・計画に対するコンテンツ開発管理のための組織及び人材確保の現状 ・コンテンツ開発関連文書を文書化しているか ・コンテンツ開発のための環境を構築しているか
	コンテンツ維持管理体制の適切性	・計画に対するコンテンツ維持管理組織の確保状況 ・コンテンツ維持管理手順の適切性 ・コンテンツ維持管理システムの保有状況

II サイバー大学設立計画書の書式 <略>

III サイバー大学認定申請書の書式 <略>

IV 学校法人設立申請書の書式 <略>

（3）質評価

韓国では大学の認証評価を評価・認証（평가・인증）といい、「機関評価・認証」と「プログラム評価・認証」があり、教育部から認定機関とされた「機関評価・認証機関」及び「プログラム評価・認証機関」が評価・認証を実施することとされているが、サイバー大学を対象とした認定機関はない⁴⁷。

いっぽうサイバー大学には、高等教育法第11条の2第1項に基づく政令「高等教育機関の自己評価に関する規則」に基づき一般大学と同様に自己評価（자체평가）の実施が義務付けられており、各サイバー大学は例外なく自己評価を実施している。

これとは別に、教育部は2020年にサイバー大学19校を対象とした評価事業「遠隔大学認証・能力診断」を実施した。同事業は2020年4月の教育部「2020年遠隔大学認証・能力診断基本計画」に基づいて実施されたもので、書面審査及び面接審査は専門家からなる「認証・能力診断委員会」により行われた⁴⁸。文在寅政権は、大学構造調整政策に基づいて2015年より評価結果が不十分な一般大学の入学定員の削減や国の財政支援対象校の選別を目的とした「大学基本能力診断」を実施しているが、サイバー大学は国の財政支援の対象でないためこれまで対象外とされていた。「遠隔大学認証・能力診断」は「大学基本能力診断」と異なり、サイバー大学の教育環境の点検、大学による自発的な改善、受講生の学習権の強化を目的としたものであり、ペナルティは前提とされていない。

⁴⁷ 韓国遠隔大学協議会（KCOU）は教育部の認定機関ではないが、サイバー大学模範評価認証事業（사이버대학 시범평가 인증사업）を独自に実施している。

<http://m.kcou.org/page/page16>

⁴⁸ 教育部「2020年遠隔大学認証・能力診断」結果発表（「2020년 원격대학 인증·역량진단」결과 발표）
www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0204&opType=N&boardSeq=83411

図表-1-8 2020年遠隔大学認証・能力診断における診断指標の構成及び配点

分野	部門	診断準拠（診断指標）	配点
1. 大学経営 及び財政 (20)	1.1. 発展計画 (7)	1) 教育理念体系及び人材上の適合性	1.00
		2) 発展・特性評価計画の適切性	2.00
		3) 財政運営の適切性	2.00
		4) 発展及び特性化計画成果評価の適切性	2.00
	1.2. 経営の健全性 (8)	1) 大学自己評価の適切性	2.00
		2) 監査制度の適切性	2.00
		3) 利用者満足度調査の適切性	1.00
		4) 社会貢献プログラムの運営の適切性	1.00
		5) 不正・非理（不正行為）の自主申告の適合性	2.00
	1.3. 財政 (5)	1) 法人の責務性	1.00
		2) 繰越金規模等の適切性	1.00
		3) 予算編成及び執行手続の適切性	1.80
		4) 教育費還元率の適切性	1.20
	小計		20.00
2. 教育課程 (10)	2.1. 教育課程の編成 (5)	1) 教育目標と教育課程の適合性	1.50
		2) 教育課程の社会的受容反映の適切性	1.50
		3) 教育課程編成の適切性	2.00
	2.2. カリキュラム運営及び 管理 (5)	1) 教育課程運営の適切性	2.50
		2) 教育管理の質管理システムの適切性	2.50
	小計		10.00
3. 授業 (22)	3.1. 授業の設計 (4)	1) 授業体系の忠実性	2.00
		2) 授業企画の忠実性	2.00
	3.2. 授業の開発 (7)	1) コンテンツ設計・開発モデルの具体性	2.00
		2) コンテンツ開発の忠実性	2.50
		3) コンテンツ品質管理の適切性	2.50
	3.3. 授業の運営 (6)	1) 教授活動支援の適切性	1.00
		2) 学習活動支援の適切性	2.00
		3) 教授者管理の適切性	1.00
		4) 学習者管理の適切性	2.00
	3.4. 授業の評価 (5)	1) 学習評価の客観性	2.00
		2) 学習評価の信頼性	2.00
		3) 講義（授業）評価の適切性	1.00
	小計		22.00
4. 教職員 (15)	4.1. 教員 (9)	1) 専任教員の確保率	1.50
		2) 教員の研究実績	1.50
		3) 教員任用手続の合理性	1.50
		4) 教員処遇の適切性	1.50
		5) 教授業績評価制度の適切性	1.50
		6) 教員の専門性開発支援の適切性	1.50
	4.2. 職員 (6)	1-1) 職員の人材確保及び専門性（定量）	1.00
		1-2) 職員の人材確保及び専門性（定性）	1.00
		2) 職員の人事制度の適切性	1.50
		3) 職員の処遇の適切性	1.50
		4) 職員の専門性開発支援の適切性	1.00
	小計		15.00
5. 学生 (15)	5.1. 補充及び維持 (4)	1) 学生選抜の適切性	1.00
		2) 新入生の充足率	1.50
		3) 学生の再登録率	1.50
	5.2. 学生支援サービス (7)	1) 非教科プログラム ⁴⁹ の運営の適切性	1.00
		2) 学習能力向上支援の適切性	1.50
		3) 就職・就業支援の適切性	1.00

⁴⁹ 非教科プログラム（비교과 프로그램）は、単位が付与されないプログラムのこと。

分野	部門	診断準拠（診断指標）	配点
6. 遠隔教育 のインフ ラ (18)	5.3. 奨学金制度 (4)	4) 相談及び指導の適切性	2.00
		5) マイノリティ学生支援の適切性	1.50
		1) 奨学金支給率の適切性	2.00
		2) 奨学金受益者の適切性	2.00
		小計	15.00
	6.1. 遠隔教育施設及び設備 (6)	1-1) 教員の確保及び活用の適切性（教員確保率）	1.00
		1-2) 教員確保及び活用の適切性（教育基本施設）	1.00
		2-1) 遠隔教育設備の適合性（サーバ設備）	0.80
		2-2) 遠隔教育設備の適合性（ネットワーク）	0.80
		2-3) 遠隔教育設備の適合性（コンテンツ運営）	0.80
		2-4) 遠隔教育設備の適合性（遠隔教育設備）	0.60
		3) デジタル図書館運営の適切性	0.80
	6.2. 遠隔教育システムの運 営 (6)	1) 学習者支援機能の適切性	2.00
		2) 教員支援機能の適切性	1.50
		3) オペレータ支援機能の適切性	1.50
		4) WEB アクセシビリティ準拠の適切性	1.00
	6.3. 遠隔教育システムの情 報保護 (3)	1) 遠隔教育システムの情報保護体系の適切性	2.00
		2) 認証システム管理の適切性	1.00
6.4. 遠隔教育システムの保 守管理 (3)	1) 遠隔教育システムの保守管理の適切性	2.00	
	2) データの保存及び管理の適切性	1.00	
小計			18.00
合計			100.00

（教育部公表資料を基に整理）⁵⁰

19校の診断の結果、A等級（90点以上）4校、B等級（75～90点）12校、C等級（60～75点）3校、D等級（60点未満）0校とされ、A等級に認定された4校は慶熙サイバー大学、釜山デジタル大学、ソウルサイバー大学、世宗サイバー大学であった。診断結果の詳細は非公表とされ、C等級とされた3校には教育部が指導を実施した。

（4）教育課程

大学の教育課程における卒業所要単位数は法令に規定されておらず、各大学が学則に定めている。一般的に、4年制大学の卒業所要単位数は140単位以上とされている。

サイバー大学の教育課程は、以下の法令に基づき、各サイバー大学の学則に定められる。

高等教育法

第22条（教育課程の運営）

- ① 学校は学則で定めるところにより教育課程を運営しなければならない。ただし、国内大学又は外国大学と共同で運営する教育課程については、大統領令で定める。
- ② 国内大学は大統領令で定めるところにより外国大学に国内大学教育課程を運営させ、その教育課程を履修した学生に国内大学学位を授与することができる。
- ③ 教科の履修は評点と単位制などによるが、単位当たり必要な履修時間等は大統領令で定める。

高等教育法施行令

第14条（単位当たり授業時間）

- ① 法第21条第3項による単位当たり必要な履修時間は、学校が教育課程の特性を考慮して教科別に定めるが、毎学期少なくとも15時間以上とする。
- ② 学生の出席等第1項による単位当たり必要な履修時間の履修認定に必要な事項は、学則で定める。

第14条の2（授業等）

⁵⁰ 教育部「2020年遠隔大学認証・能力診断」結果発表（「2020년 원격대학 인증·역량진단」결과 발표）
p.6 2020年遠隔大学認証・能力診断の指標構成及び配点

法第22条第1項及び第2項により放送・通信による授業方法又は学校外で行われる授業方法に関して学則で定めようとする場合には、授業運営、学事管理、教育施設・設備及びその他の教育部長官が定める事項に関して教育部長官が定める基準に従わなければならない。

サイバー大学設立・運営規定

第2条（設立規定）

- ③ 学則の記載事項には、「高等教育法施行令」第4条第1項に基づき、サイバー大学が行う授業の運営方法のうち、情報通信媒体を利用した遠隔授業や出席授業等その他の方法による授業の割合を明示しなければならない。

サイバー大学の教育課程では、卒業所要単位数140単位が原則遠隔授業で行われるが、各サイバー大学により異なる。

慶熙サイバー大学の学則には遠隔授業が基本と明示されており、出席授業に関する規定はない⁵¹。

慶熙サイバー大学 学則

第34条の2（授業方法）

- ① 授業は情報通信媒体を利用した遠隔網の形態を基本とする。
② 遠隔網の形態及び方法に関する詳細は、学事運営規程に定める

第43条（修了単位）

各学年の修了に必要な単位は以下のとおりとする。

- 第1学年修了：35単位以上
第2学年修了：70単位以上
第3学年修了：105単位以上
第4学年修了：140単位以上

慶熙サイバー大学 学事運営規程 第39条（授業方法）

- ① 授業は、製作された講義コンテンツを、情報通信媒体を利用して遠隔で受講することを原則とする。
② 質疑応答や討論など講義運営に関する詳細は別途指針で定める。

世宗サイバー大学の場合、学則に出席授業の規定があり、総授業分類の20%以内で出席授業を行うことができるとされている⁵²。

世宗サイバー大学 学則

第8条（出席授業）

- ① 教科目のうち出席授業が必要と判断される場合、総長の承認を得て総授業分量の20%の範囲内で出席授業を行うことができる。
② 出席授業を指定した教科目受講者のうち、障害等で出席授業を受けにくく、事前に申請した者に対しては、出席授業不能者救済のための代替方法を適用し、具体的な方法は総長が定める。
③ 出席授業に関する細部事項は、総長が別に定める。

世宗サイバー大学 出席授業運営に関する施行細則

第1条（目的）

この施行細則は、学則第8条による出席授業に関する細部事項を規定することを目的とする。

第2条（出席授業の実施）

- ① 遠隔授業の補助方法として出席授業が必要と認められた科目に対して出席授業を行うことができる。
② 出席授業を実施した科目は、出席授業実施後に出席授業内容が含まれたオンライン動画を該当科目受講生に提供することを原則とする。

第3条（出席授業科目開設及び実施）

⁵¹ 慶熙サイバー大学規程案内／学則（경희사이버대학교 규정안내/학칙）

www.khcu.ac.kr/sub/content.do?MENU_SEQ=2139

⁵² 世宗サイバー大学学則（세종사이버대학교 학칙）

<https://home.sjcu.ac.kr/ko/introduce/university-regulations.do#none>

- ① 出席授業の必要と運営分量は講義制作審議委員会で審議後決定する。
- ② 出席授業は、学校で指定した場所と時間に行うことを原則とする。
- ③ 授業時間は、1単位当たり1時間以上を確保しなければならない。ただし、資格証取得に関連した現場実習科目の実習時間は、資格証取得基準による。

第4条（出席授業案内）

- ① 専攻必修科目は出席授業を実施できない。ただし、資格証の取得に関する必須科目は例外とする。
- ② 出席授業は受講申請前に事前公知し、授業計画書に出席授業について記載しなければならない。

第5条（出席授業の成績及び評価）

- ① 出席授業に対する評価基準は担当教授が決定し、これに対する事項は講義計画書及び開講初めオンライン講義室を通じて事前公知して受講生に案内しなければならない。
- ② 出席授業に対する最終評価が終了したら、担当教授は出席部と成績評価の根拠資料を教務研究所に提出しなければならない。

（5）課題・今後の取組等

2021年3月、教育部は韓国教育學術情報院（KERIS）と共同で「2021年遠隔大学教育革新支援事業」を公告し、サイバー大学19校を対象に「遠隔大学特性化基盤の融合課程教育モデル」の提案を募集した⁵³。同事業はポストコロナにおける遠隔教育需要の拡大と多様な遠隔教育革新モデルの開発を目指し、サイバー大学から提案を募り、採用された大学には年350百万ウォンの財政支援を3年間行うものであり、国によるサイバー大学に対する財政支援としては初となる。同年5月に審査の結果、デジタルソウル文化芸術大学、釜山デジタル大学、ソウルサイバー大学、漢陽サイバー大学の4校が選定された。選定理由は以下のとおり⁵⁴。

●デジタルソウル文化芸術大学

- ・教育課程、教育方法、学生、産学協力、グローバル展開の5領域を連携した教育革新モデル（QUANTUM Jump）を具体的に設計し、仕事と学習を両立する環境で成人が主導的に学習可能な教育モデルを提示した。

●釜山デジタル大学

- ・ヒューマンサービス工学とビッグデータの融合による革新的モデルの整合性、及び、社会福祉学科とコンピュータ工学科の特長を融合した社会福祉ビッグデータ学科の開設。
- ・リアルタイム画像方式の対面・非対面連携学習、及び、オンライン学生カスタマイズ型学習モデル等の新たな遠隔教育案の開発により、社会福祉分野従事者の職務能力向上に対する実効性が高いと期待されること。

●ソウルサイバー大学

- ・軍人材の能力強化を中心に柔軟性のあるオンライン教授学習モデルを体系的に設計し、軍の特性を反映した教育プログラムを体系的に導出し、今後海外にも広げる可能性が高いと期待されること⁵⁵。

●漢陽サイバー大学

- ・社会的責任と共有価値を融合した教育モデルを開発し、人文学的素養一法制度一コンテンツ制作当の連携教育課程を具体的に提示していること。

⁵³ 2021年遠隔大学教育革新支援事業公告（2021년 원격대학 교육역량 혁신 강화 사업 기본계획）
<http://m.kcou.org/bbs/board1/7479>

⁵⁴ 「2021年遠隔大学教育革新支援事業」結果発表（‘2021년 원격대학 교육혁신 지원 사업’ 결과 발표）
www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=84494&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N

⁵⁵ ソウルサイバー大学には軍教育支援センターが置かれ、軍幹部の相談能力強化教育、リーダーシップ教育、不適応兵士の適応教育等のコースを設けている。
 ソウルサイバー大学 軍教育支援センター（서울사이버대학교 군교육지원센터）
<https://mil.iscu.ac.kr/mil.scu>

7. 一般大学のオンライン学位課程

(1) 現況

一般大学において遠隔授業のみで実施される課程をオンライン学位課程という。オンライン学位課程は2021年2月に発出された教育部令「一般大学の遠隔教育に関する訓令」を根拠として2022年度に始まった制度である。オンライン学位課程の設置に関する規定は「一般大学の遠隔教育に関する訓令」第4条に定められている。また2021年11月に教育部が発出した「一般大学のオンライン学位課程承認基準」は、国内大学と外国大学が共同で開設する場合はオンライン学士課程の開設が、国内大学単独か国内大学間共同で開設する場合にはオンライン修士課程の開設が可能となるとされた。審査及び承認は官民の専門家からなる承認審査委員会が各学科又は専攻別に実施し、承認期間は最大4年間とされ、4年後に再承認を要する⁵⁶。

教育部が「一般大学のオンライン学位課程承認基準」を発出したことに対し、サイバー大学19校と遠隔大学形態の生涯教育施設2校が加盟する韓国遠隔大学協議会(KCOU)は、「同基準は対面授業中心の高等教育機関のアイデンティティを自ら放棄するものである」、「一般大学のオンライン学位課程は一般大学内にサイバー大学を承認するものと変わらない」、「サイバー大学は過去20年間国の支援なしに成長してきたが、一般大学の基準を緩和しすぎである」として激しく反発し、一部撤回を求めた。これに対して教育部は、一般大学のオンライン学位課程開設認可はまず修士課程から始め、一般大学単独でのオンライン学士課程の開設は当面認めない予定とし、サイバー大学らと協議しながら進めるとした⁵⁷。

2022年2月17日、教育部はオンライン学位課程制度を申請した一般大学12校の大学院22学科(専攻)の審査結果について、大学内の遠隔授業体制と適正なデジタルインフラを構築して良質な教育課程を提供すると認められた6校の修士課程合計8学科を選定の上承認したことを公表した⁵⁸。これらは2022年度に学科が新設されるか、又は既存の学科が従来の通学制から完全オンライン制に転換されるかのいずれかであり、通学課程が存置又は併設されているものではない。承認された大学院の学科及び修了者に授与される学位は以下のとおり。

- ・京仁教育大学校 教育専門大学院 コンピュータ教育学科⁵⁹：コンピュータ教育学修士
- ・高麗大学校 行政専門大学院 開発政策学学科⁶⁰：政策学修士又は行政学修士
- ・国民大学校 ソフトウェア融合大学院 人工知能応用学科⁶¹：工学修士
- ・牧園大学校 大学院 ハイテクアート学科⁶² ウェブトゥーンデジタル描画専攻、及び、アニメ VR キャラクターデザイン専攻：美術学修士

⁵⁶ 前掲注

⁵⁷ 一般大オンライン学位許可にサイバー大激しく「反発」(일반대 온라인 학위 허용에 사이버대 거세게 '반발'), 브리ッジ経済新聞, 2021年6月29日

http://m.kcou.org/bbs_shop/read.htm?me_popup=&auto_frame=&cate_sub_idx=0&search_first_subject=&list_mode=board&board_code=rwdboard&search_key=&key=&page=&idx=8136

⁵⁸ 一般大学オンライン学位課程初承認・運営開始(일반대학 온라인 학위과정 첫 승인 및 운영 시작) www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=90713&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N

⁵⁹ <https://gradu.ginue.ac.kr/gradu/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN051>

⁶⁰ https://sejong.korea.ac.kr/academics/graduate/public_administration

⁶¹ <https://swgs.kookmin.ac.kr/swgs/major/ai-application.do>

⁶² www.mokwon.ac.kr/kr/html/sub06/0608.html?mode=V&no=69a60e86005606494cb4ac4641141980

- ・順天郷大学校 創意ライフ大学院 メディカルマネジメントサービス学科⁶³：経営学修士
- ・永南大学校 環境保健大学院 スマートヘルスケア学科⁶⁴：保健学修士

なお、2021年2月の「一般大学の遠隔教育に関する訓令」の発出以前にオンライン学位課程の設置準備を進めていた一般大学は2校があり⁶⁵、うち1校は2022年度の入学生募集を予定通り行っている。大邱カトリック大学は2022年度に99%遠隔授業による学士課程を提供する4つの学科（不動産経営学科、福祉サービス学科、相談心理学科、警察探偵学科）から構成された3年制の「ユスティノ自由大学」を新設し、2021年秋から入学生を募集している⁶⁶。また梨花女子大学は先端デジタル分野と韓国語教育等のオンライン特殊大学院を新設し2022年度の入学生募集を行う予定と公表していたが⁶⁷ ⁶⁸、学生募集要項は2022年3月時点で公表されていない⁶⁹。

（2）設置基準

一般大学がオンライン学位課程を開設する場合は、教育部の承認手続を要する。

承認基準は、教育部が2021年11月に発出した「一般大学のオンライン学位課程承認基準」に示されている⁷⁰。

図表－1-9 一般大学のオンライン学位課程承認基準

評価領域	評価内容
① 教育課程	1. 教育課程の必要性
	2. 教育課程の特殊性
	・オンライン課程の特殊性
	・オンライン課程の妥当性
	3. 教育課程の体系性
	4. 教員の優秀性
② 遠隔授業の質管理	・大学同一専攻の教員の確保
	・教科目及び担当教員の適合性
	・助教及びチューターの確保
	5. 学事管理の適切性
	1. 遠隔授業管理委員会
	・遠隔授業管理委員会運営計画の具体性及び適切性
	・遠隔教育講座の質管理計画
	2. 遠隔教育支援センター
	・遠隔教育視線センターの構成及び運営計画

⁶³ <https://home.sch.ac.kr/ace/06/0201.jsp>

⁶⁴ <https://ental.yu.ac.kr/ental/dept/smart-healthcare.do>

⁶⁵ 韓国放送通信大学 遠隔高等教育国内政策動向 2021年度第3号（원격고등평생교육 국내정책동향 2021년도 제3호）p.6 <https://ide.knou.ac.kr/policyInfo/HTOpenStudyTList.htm>

⁶⁶ 大邱カトリック大学ユスティノ自由大学（대구가톨릭대 유스티노자유대학）

<https://justinusopencollege.cu.ac.kr/>

⁶⁷ 大学が変わらなければ…梨花大に「100%オンライン」大学院を設立，毎日経済，2021年6月22日

（대학역할 변해야…이대에 ‘100% 온라인’ 대학원 설립）

www.mk.co.kr/news/society/view/2021/06/603497/

⁶⁸ 大邱大学・梨花大学が遠隔授業中心の学位課程を新設…一般大学オンライン学位課程の普及？，韓国大学新聞，2021年7月2日（대가대·이대 원격수업 위주 학위과정 신설… 일반대 온라인 학위과정 확산?）

<http://news.unn.net/news/articleView.html?idxno=511680>

⁶⁹ 梨花女子大学（이화여자대학교） www.ewha.ac.kr/ewha/index.do

⁷⁰ 一般大学のオンライン学位課程承認基準（일반대학의 온라인 학위 과정 승인 기준）

www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=337&boardSeq=89609&lev=0&searchType=null&statusYN=W&p age=1&s=moe&m=0303&opType=N

評価領域	評価内容
	・遠隔授業コンテンツの制作支援
	・教員のオンライン講義の質を向上させるための教授プログラムの支援
	・教育技術支援（LMS プラットフォームの使用支援）
	3. 「一般大学の遠隔授業に関する訓令」の要件を満たしているか
③ 設備の準備度	「遠隔教育設備基準告示」の基準を満たしているか

（「一般大学のオンライン学位課程承認基準」の表を日本語訳）

（3）質評価

オンライン学位課程の開設は最大4年間承認されるが、承認後2年目に中間点検、承認期間満了時に再審査が実施される。中間点検と再審査における評価項目は承認基準と同じものである。

なお、承認期間中に「高等教育法」第60条第1項及び「高等教育法施行令」第71条の2に基づく是正・変更命令を受けた場合は速やかに命令を履行することが求められ、不履行時には違反の程度に応じて学生募集の停止や定員削減等の行政処分が課せられる。

（4）教育課程

大学の教育課程における卒業所要単位数は法令に規定されておらず、各大学が学則に定めている。一般的に、4年制大学の卒業所要単位数は140単位以上とされている。

（5）課題・今後の取組等

一般大学におけるオンライン学位課程の導入に当たり、「大学設立・運営規定」を改正する動きがある。

2021年11月16日、政府は第20回社会関係長官会議の第8次人材投資人材養成協議会において「人材養成政策革新案」を発表した。「人材養成政策革新案」は4項目からなり、一番目の「革新的人材の養成のために大学教育の柔軟化を図る」には、「新技術分野の人材育成を本格的に推進するために大学設立・運営規定を全面改編し、オンライン講義環境に合わせて校舎・校地の確保比率の運営基準を再整備する」と記されていた⁷¹。

校舎・校地基準の緩和については2022年初めに行われる政策研究後に確定し、関連法令の整備がなされる予定である⁷²。

⁷¹ 教育省プレスリリース 革新的包容社会を実現するための「人材養成政策革新案」の確立（혁신적 포용사회 구현을 위한 「인재양성 정책 혁신방안」 수립）, p.12
www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=294&boardSeq=89596&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N

⁷² オンライン授業増やした大学、土地と建物を減らすこともできる（온라인 수업 늘린 대학, 땅과 건물 줄여도 된다）, 韓国日報, 2021年11月16日
www.hankookilbo.com/News/Read/A2021111610570002319

8. 一般大学における遠隔授業

(1) 現況

一般大学における遠隔授業は、2021年2月の「一般大学の遠隔授業に関する訓令」により各大学が学則に定めることにより開設可能とされており、教育部の承認は不要とされている。

一般大学における遠隔講座数はコロナ禍を受けて激増しており、大学及び教育大学においては2019年が12,110講座であったのが2020年には340,399講座に、専門大学においては2019年が1,323講座であったのが2020年には89,533講座であった⁷³。

(2) 運営基準

「高等教育法施行令」第14条の2(授業等)には、「法第22条第1項及び第2項により放送・通信による授業方法又は学校外で行われる授業方法に関して学則で定めようとする場合には、授業運営、学事管理、教育施設・設備及びその他の教育部長官が定める事項に関して教育部長官が定める基準に従わなければならない。」と規定されている。

2018年10月、教育部は「一般大学の遠隔授業運営基準」を発出し、一般大学が遠隔授業による講座を設ける場合に大学の全教科の20%まで遠隔授業を認めるとしていたが、同基準は2019年7月に2020年度中に廃止すると決定した。2020年6月には国会において遠隔授業の実施を制限する規定の改正が必要との報告がなされた⁷⁴。その後教育部は2021年2月に「一般大学の遠隔授業に関する訓令」を発出・施行し、一般大学が学則に定めることで全教科目を遠隔授業とすることを可とした。以下に同訓令の全訳を掲載する。

● 一般大学の遠隔授業運営に関する訓令

(教育部訓令第367号, 2021年2月15日施行)⁷⁵

第1条(目的)

この訓令は、「高等教育法」第22条による放送・情報通信媒体等を活用した遠隔授業運営に必要な詳細事項を規定し、一般大学で運営する遠隔授業の質の水準を確保することを目的とする。

第2条(定義)

この訓令で使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。

1. 「一般大学」とは、「高等教育法」第2条第1号から第4号まで及び第6号から第7号の規定に該当する学校をいう。
2. 「遠隔授業」とは、法第22条により放送・情報通信媒体などを活用した遠隔授業をいう。ただし、対面授業をしながら同時に放送・情報通信媒体を活用して映像を伝送する場合や、対面授業の補助手段(授業資料のアップロード、質疑・応答、討論等)として放送・情報通信媒体等を活用する場合は、該当しない。

第3条(学則等規定事項)

一般大学で遠隔授業を運営する場合は詳細事項を学則等に定めなければならない。次の各号の事項を含めなければならない。

⁷³ 一般大学のオンライン学位課程承認基準 (일반대학의 온라인 학위 과정 승인 기준)

www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=337&boardSeq=89609&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0303&opType=N

⁷⁴ 報道資料 大学遠隔授業の質を高め、活性化のための基盤構築に対する支援と遠隔授業関連規定の改正が必要 (【 보도자료 】 대학 원격수업의 질을 높이고 활성화를 위한 기반구축에 대한 지원과 원격수업 관련 규정의 개정 필요) , 2020年6月15日

www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news06/bodo/bodoView.do?bbs_num=49055&bbs_id=ANCPUBIN_FO_05&CateGbn=5&GbnTitle=N

⁷⁵ 一般大学の遠隔授業運営に関する訓令 (일반대학의 원격수업 운영에 관한 훈령)

www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000198212&lsId=76256&chrClsCd=010202

1. 遠隔授業の教科目の分類及び開設基準 2. 遠隔授業の運営、履修基準、履修可能単位及び評価管理 3. 遠隔授業の出席管理、閉講及び分班基準 4. 遠隔授業管理委員会 5. 遠隔教育支援センター 6. 外部コンテンツの使用及び認定基準 7. 遠隔授業に関する情報保護に関する事項 8. その他、遠隔授業に関連して他の規定により学則等で定めるようにする事項 第4条（オンライン学位課程運営） 一般大学は、次の各号の場合には、教育部長官の承認を通じてオンライン学位課程を運営することができる。 1. 「高等教育法施行令」第13条第1項第1号及び第3号により国内・外一般大学と共同で学士課程又は修士課程を運営する場合 2. 「高等教育法」第2条第1号から第3号までの大学が修士課程を運営する場合 第5条（講義評価） 一般大学の長は、遠隔授業教科目に対する学生講義評価を学期当たり2回以上実施し、その結果を学生に公開しなければならない。 第6条（遠隔授業管理委員会） ①一般大学の長は、遠隔授業コンテンツの質管理と遠隔授業の円滑な運営・管理のために遠隔授業管理委員会を構成・運営しなければならない。 ② 遠隔授業管理委員会は、次の各号の機能を行う。 1. 一般大学の遠隔教育計画及び企画に対する審議 2. 遠隔教育講座品質管理に関する審議 3. その他遠隔授業の品質管理に必要な事項に関する審議 ③ 遠隔授業管理委員会は教職員、学生、関連専門家等で構成し、学生委員は全体委員定数の10分の3以上になるようにする。 第7条（遠隔教育支援センター） 一般大学の長は、遠隔授業管理委員会運営支援、遠隔授業コンテンツ制作支援、教職員の能力向上等のために遠隔教育支援センターを置かなければならない。ただし、既存に遠隔授業専任組織がある場合、その組織を遠隔教育支援センターとすることができる。 第8条（施設及び設備） 一般大学が遠隔授業を活用する場合、良質な遠隔教育コンテンツを安定した環境で提供するために、適正水準のサーバー・ソフトウェア・ネットワーク・情報保護システム設備等を備えなければならない。 第9条（適用除外） この訓令制定以前に特定の教育目的達成のために教育部との協約、教育部の承認等に基づいて推進中の事業に対しては、この訓令を適用しない。 第10条（見直し期限） 教育部長官は、この訓令に対して「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」により、2020年11月1日基準で毎3年となる時点（3年目の10月30日までをいう）ごとにその妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。 付則 第1条（施行日） この訓令は発令後直ちに施行する。
--

（3）質評価

遠隔授業の質評価は現在行われていない。2020年7月に教育部は「信頼性を備えた外部機関が遠隔授業の質を評価・認証する『遠隔授業能力認証制』の施行を通して遠隔授業の質をさらに向上することを検討中」と公表した⁷⁶。

⁷⁶ 教育部プレスリリース 大学の遠隔授業の品質管理のために教育部はさまざまな案を設けて実施する予定（대학의 원격수업 질 관리를 위해 교육부는 다양한 방안을 마련하여 시행할 예정입니다），2020年7月21日
www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=295&boardSeq=81292&lev=0&searchType=null&statusYN=W&p

教育部は政策研究を経て認証機関や認証方法等の詳細内容を今後公表する予定である⁷⁷。

(4) 教育課程

「一般大学の遠隔授業に関する訓令」は、第3条（学則等規定事項）において、一般大学で遠隔授業を運営する場合は詳細事項を学則等に定めることを規定している。

以下に私立の延世（ヨンセ）大学校⁷⁸を例に、学則の該当部分と遠隔授業運営ガイドラインの全訳を掲載する。

● 延世大学校 学則

（1956年4月3日制定，2022年1月23日改訂）⁷⁹

第41条（授業）

- ① 授業時間表は、毎学期の授業の開始前に教務処長がこれを定める
- ② 現場実習，社会奉仕，体育実技など授業の特性上又は施設の制約により必要な場合は学校外で授業を行うことができる。
- ③ オンライン授業を行うことができ、オンライン授業運営に関する細部事項は別に定める。

● 延世大学校 遠隔授業運営ガイドライン

（2020年8月27日制定）⁸⁰

第1条（目的）

この指針は、延世大学校の正規学位の講義において学習効果を高めるための遠隔授業を開発・運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この指針は、新村キャンパス（国際キャンパスを含む）の学位課程の教科目の運営に適用され、医療院及び未来キャンパスは別途定めることができる。

第3条（用語の定義）

このガイドラインで使用される用語は次のとおりとする。

1. 「遠隔授業」(e-Learning)とは、ある学期授業の全部又は一部を「オンライン学習管理システム」又は指定された「リアルタイム画像講義システム」を利用して、教授者と学習者が直接対面せず、「動画講義」又は「リアルタイム画像授業」の方法で教授・学習活動を行う講座を総称する。
2. 「オンライン学習管理システム」は、YSCEC (YonSei Creative Education Community)，以下「YSCEC」というとYES (Yonsei medical E-learning System，以下「YES」という)，Y-EdNetを含む延世大学が運営する学習管理システムを指す。
3. 「動画講義」とは、教授者が事前に授業資料を動画で制作してオンライン学習管理システムに登録し、学習者が指定された期間内に視聴して学習できるようにする講義をいう。
4. 「リアルタイム画像授業」は、指定された「リアルタイム画像講義システム」を活用して、教授者と学習者が同時に進行する遠隔授業を指す。
5. 「遠隔授業教科目」とは、オンライン学習管理システム及び画像講義システムを活用してマルチメディアコンテンツと多様な学習活動を提供する教育方式で、評価活動を除く一学期授業の70%以上を遠隔授業に進める教科目を指す。
6. 「混合遠隔授業教科目」(Blended Learning 教科目)は、遠隔授業と三分の一以上の対面授業を混用する教科目を指す。
7. 「教授 - 学習活動」には、教授者の直接的な説明（又は講義），学習者の質問と回答，学習者の課題の提出，教授者のフィードバック，及びさまざまな評価活動が含まれる。

第4条（委員会）

age=1&s=moe&m=020401&opType=N

⁷⁷ オンライン講義の良い大学にインセンティブ…教育部「遠隔授業能力認証制」導入 (온라인강의 잘 하는 대학에 인센티브...교육부 '원격수업역량 인증제' 도입), ソウル経済新聞, 2020年8月31日

www.sedaily.com/NewsView/1Z6SL37RU9

⁷⁸ 延世大学校は韓国では国立ソウル大学校に次ぐ難関・名門校として知られている。

⁷⁹ 延世大学 学則 (연세대학교 학칙)

<https://rules.yonsei.ac.kr/search#top0>

⁸⁰ 延世大学 遠隔授業運営ガイドライン (연세대학교 원격수업 운영 지침)

<https://rules.yonsei.ac.kr/search#top0>

- ① 遠隔授業の開発及び運営に関する諸般事項は、遠隔授業管理委員会で主管する。
- ② 遠隔授業管理委員会の委員は、学生委員を含めて教務処長が任命し、具体的な構成と運営方案は別に定める。
- ③ 遠隔授業管理委員会の運営は、教務処教授学習革新センターが主管する。

第5条（遠隔授業の開設）

- ① 正規学位課程教科目を遠隔授業教科目又は混合遠隔授業教科目として運営しようとする教授は、毎学期教科目開設時に学科長及び大学長を経由して教務処にこれを通知しなければならない。
- ② 教務処は遠隔授業の数を制限することができ、必要な場合、遠隔授業の開設を不許可とすることができる。

第6条（動画コンテンツの制作）

- ① 学位課程の遠隔授業のための動画コンテンツは、担当教員が直接制作することを原則とするが、複数の教員が共同制作することができる。
- ② 学位課程の遠隔授業で他人が制作した動画コンテンツを活用する場合、元動画の20%（最大15分）以内で活用でき、各動画授業の20%（25分動画授業の場合5分）を超えてはならない。

第7条（教員の著作権注意義務）

担当教員は、講義コンテンツの開発及び制作に使用された著作物に対する著作権違反を確認しなければならず、授業資料の制作及び授業運営の際に著作権法に違反して資料を使用してはならない。

第8条（講座開発の支援）

- ① 遠隔授業管理委員会は、優秀な遠隔授業教科目を選定し、教授学習革新センターを通じて動画コンテンツ制作及び運営コンサルティングを支援させることができる。
- ② 遠隔授業管理委員会が審議を通じて必要であると承認した場合、第1項の支援とは別に、遠隔授業教科目開発費を支援することができ、支援基準は別に定める。
- ③ 第1項又は第2項の支援を受けて開発した遠隔授業教科目担当教員は、遠隔授業管理委員会が要請する場合、少なくとも3年間に1回以上は当該教科目を開設しなければならない。

第9条（講座の構成）

- ① 遠隔授業の動画コンテンツは授業時間1時間当たり25分以上とするが、講義及び討論、質疑応答、クイズ、学習者発表などの授業活動を含め、50分以上の授業活動が行われるように構成しなければならない。
- ② 教員の講義及び学習者との相互作用がなく、パワーポイントスライドやPDFファイルなど学習資料提供だけで授業を置き換えてはならない。
- ③ 中間試験、期末試験等について、学生の遠隔授業管理委員会は出席評価を原則とするが、教科目の特性を考慮してオンライン評価を実施したり、追加的なオンライン学習、又は課題物評価等に置き換えたりすることができる。

第10条（授業運営）

- ① 非リアルタイム遠隔授業時、教員は各授業時間前までに授業資料をオンライン学習管理システムに登録しなければならない。ただし、授業時間が指定されていない非リアルタイム遠隔授業を運営する教員は、毎週水曜日正午までに授業資料を登録しなければならない。
- ② 遠隔授業の討論、クイズ、課題提出など、学生との相互作用は、学校オンライン学習管理システムを利用し、学生の質疑に対して誠実に答えなければならない。
- ③ 遠隔授業教科目の担当教授は、学期当たり1回以上一定の時間と場所を定め、学生との質疑応答及び討論、対話の時間を有することを推奨し、対面講義を施行する場合、授業計画書に明示し、事前に公知しなければならない。
- ④ 授業用動画コンテンツは3年以内に更新することを原則とするが、3年間に動画コンテンツを補充しない場合、遠隔授業管理委員会の審議結果により次年度の遠隔授業教科目の開設を制限することができる。
- ⑤ リアルタイム画像講義を運営する担当教授は、ネットワーク障害に備えて授業を録画して学生に提供することができる。

第11条（授業の質管理）

- ① 毎学期2回以上遠隔授業に対する講義情報共有アンケートを実施し、大学が定める方法によってその結果を公開する。
- ② 学期末に実施した講義情報共有アンケート結果が一定水準以下である遠隔授業担当教員に対して、遠隔授業管理委員会は、授業改善のための教育参加を勧告する。
- ③ 第2項の教育参加を勧告された教員が指定された教育に参加しない場合、遠隔授業管理委員会は、当該教員に対して以後の遠隔授業開設を制限することができる。

第12条（動画講義の出席）

動画授業を受講する学生は、教員が指定した時間まで動画の視聴を完了しなければならず、視聴期限が指定されていない動画は、毎週日曜日の23時59分までに視聴を完了しなければならない。

第13条（準法義務）

教授者及び学習者は、次の各号を含む著作権又は他人の肖像権を侵害する行為をしてはならず、当該行為をした場合には懲戒することができる。

1. 担当教員の事前承認なしに講義を録画して保管する行為
2. 授業映像又は授業のために提供された資料を第三者に送信又は流布する行為
3. オンライン授業中に教員や学習者のイメージや映像をキャプチャして保管する行為、及びキャプチャしたイメージや映像を第三者に送信又は流布する行為
4. 学習管理システム ID やパスワード又はリアルタイム画像講座の住所や ID、パスワードを該当教科目に受講登録していない第三者に知らせる行為

第14条（知識財産権）

- ① 当大学の遠隔授業コンテンツの知識財産権に関する事項は、「知識財産権管理に関する規定」による。
- ② 当大学の授業目的で製作した動画コンテンツを当大学の講義以外の他の目的でしようとする場合には、総長の事前承認を得なければならない。

第15条（授業資料の管理及び保管）

- ① オンライン学習管理システムに登録された講義資料データは、10年後に廃棄する。ただし、統計は半永久に保管する。
- ② 講座別学習活動データは、10年後に廃棄する。ただし、課題データは盗作類似度の比較のために廃棄しない。

第16条（規定の見直し）

この指針は、2年後に遠隔授業管理委員会で見直し、維持の可否を決定する。

第17条（その他）

この指針に規定されていない事項は、本校の学則及び学士関連規定類に定めるところによる。

付則

（1）（施行日）

この指針は、2020.9.1.から施行する。

（2）（他の規定の廃止）

この指針の施行により、「オンライン講座（Online Classroom）運営指針」及び「Flipped Classroom 講座運営指針」は廃止する。

（5）課題・今後の取組等

全国大学学生会ネットワークが全国 203 大学の学生 21,784 人を対象に実施したアンケート結果によれば、「遠隔授業の質が低く施設利用が不可能なため、登録金（入学金）の返還が必要」と回答した割合は全体の 99.2%に及んだ。2020 年 1 月には国立大学の学生 400 人余りがソウル大学校、仁川大学校、国を相手に登録金返還訴訟を提起した⁸¹。学生自治会が大学に登録金返還を求める動きは全国に広がり、私立の檀国（ダンクク）大学は学生自治会との交渉の末登録金の 8.3%を返還することを決定した。2020 年 7 月には全国 42 大学の学生 3,500 人が参加する登録金返還運動本部が各大学と国を相手に集団訴訟を提起した⁸²。2020 年 8 月には政府機関である国民権益委員会が登録金返還問題について国民の意見をまとめて制度改善を図ると明らかにした⁸³。教育部は大学毎に異なる登録金を学生に返還するよう求めることは教育部の権限ではないという立場を取っている⁸⁴。

⁸¹ 「大学も苦痛を分担せよ」…コロナを発端とした登録金返還訴訟が本格化 ("대학도 고통 분담하라"...코로나 발 등록금 반환 소송 본격화), 中央日報, 2020 年 5 月 6 日

www.joongang.co.kr/article/23770030#home

⁸² 大学生 3,500 人登録金返還に集団訴訟進行 (대학생 3500 명 등록금 반환에 집단 소송 진행), 라이프タイムズ, 2020 年 7 月 28 日

www.elifetimes.co.kr/news/articleView.html?idxno=18039

⁸³ 国民権益委、「大学登録金返還」国民意見収束 (국민권익위, '대학 등록금 반환' 국민의견 수렴), トゥデイ코리아, 2020 年 8 月 11 日

www.todaykorea.co.kr/news/articleView.html?idxno=275231

⁸⁴ 国会立法調査処 (2020) 大学の遠隔授業関連における問題及び改善課題 (대학의 원격수업 관련 쟁점과 개선과제)

9. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）

大規模公開オンライン講座は韓国政府が主導的に推進してきた経緯がある。2000 年代初めに無料で一方向のオンライン公開講義を意味する OER（Open Educational Resources）の推進運動が展開されたが、その後 OER はオープンソースを用いた OCW（Open Course Ware）に取って代わり、2007 年には韓国教育學術振興院（KERIS）が KOCW を立ち上げて国内大学が実施中の OCW を取りまとめ一元的に提供するサービスを開始した。

2015 年に教育部の下部機関である国家生涯教育振興院（NILE）が韓国型の MOOC として立ち上げた K-MOOC には、大学、専門大学、韓国放送通信大学、出捐研究機関、企業及び企業付設の研究所、職業能力開発訓練施設、公益法人等関係機関が協力している⁸⁵。K-MOOC は 2017 年までに韓国型モデルの実装とコンテンツの標準化を完了し、2017 年 4 月には「K-MOOC 講座開発・運営ガイドライン」を発出し、同ガイドラインは 2019 年 12 月に改訂された⁸⁶。2019 年からは 6 大学 11 講座において単位銀行制（학점은행제: 学点銀行制, ACBS）の課程を開始した。単位銀行制とは、1997 年 3 月に施行された「単位認定等に関する法律（학점인정등에 관한 법률）」に基づいて学校外で取得した資格や受講履歴等を累積管理し、一定の単位の累積が認められた者が学位取得を目指すことを可能とする制度である。

2021 年 1 月現在、K-MOOC には 1,481 講座があり、2021 年下半期では 10 大学 30 講座が単位銀行制の対象とされている。これら 30 講座の履修期間は 3 か月であり、修了者には 3 単位が与えられる⁸⁷。

www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0043&brdSeq=29558

⁸⁵ K-MOOC 参加機関（K-MOOC 참여기관） www.kmooc.kr/about_org/

⁸⁶ 教育部（2019）K-MOOC 講座開発・運営ガイドライン ver.1.01（K-MOOC 강좌 개발・운영 가이드라인 1.01 ver） www.kmooc.kr/comm_view/R/1/107

⁸⁷ 2021 年下半期 K-MOOC 単位銀行制課程講座運営リスト案内（2021 년 하반기 K-MOOC 학점은행제 학습과정 강좌 운영 목록 안내）、2021 年 8 月 6 日
<https://cb.kmooc.kr/boards/5cd51e5af99cb9b8fa41e8b4/posts/610ce6ad459eb9655428cde6/view>

10. 我が国との比較

(1) 概念・用語

	日本	韓国
大学の分類	- 大学 - 通学課程（通学制） - 通信課程（通信制）→ 通信制大学 - 併設制 - 独立制	- 一般大学（※通学制・通信制の区別なし） - 遠隔大学 - 韓国放送通信大学 - サイバー大学 - 遠隔大学形態の生涯教育施設
授業の方法	- 印刷教材等による授業 - 放送授業 - 面接授業 - メディアを利用して行う授業（遠隔授業）	- 出席授業（출석수업）/ 対面授業（대면수업） - 遠隔授業（원격수업）

(2) 卒業所要単位

	日本 （通学課程）	日本 （通信課程）	韓国 （サイバー大学）
根拠法	- 大学設置基準 第32条第5項 - 大学通信教育設置基準 第6条		※各サイバー大学の学則に定める
卒業 所要単位	124 単位以上		140 単位以上
遠隔授業を可とする 単位数	60 単位まで ※面接授業は 64 単位以上 ※面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱うことが可能	遠隔授業可：124 単位以上	140 単位以上

(3) 通信制大学の授業方法

日本（通信課程）	韓国（一般大学・サイバー大学）
【根拠法】 - 大学設置基準 第25条第1項 - 大学通信教育設置基準 第3条第1, 2項 - 平成13年3月30日文科科学省告示第51号	【根拠法】 - 高等教育法 第22条第1, 2項 - 一般大学の遠隔授業運営に関する訓令 第2条
- 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 - メディアを利用して行う授業 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。 1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの 2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインタ	- 放送・通信による授業方法、又は学校外で行われる授業方法 - 遠隔授業（원격수업） 法第22条により放送・情報通信媒体などを活用した遠隔授業をいう。 ただし、対面授業をしながら同時に放送・情報通信媒体を活用して映像を伝送する場合や、対面授業の補助手段（授業資料のアップロード、質疑・応答、討論等）として放送・情報通信媒体等を活用する場合は、該当しない。

第1章 韓国

日本（通信課程）	韓国（一般大学・サイバー大学）
ーネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの	
・面接授業 ・講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業 ・放送授業 ・主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業 ・添削等による指導を併せて行うものとする	
・印刷教材等による授業 ・印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業 ・添削等による指導を併せて行うものとする	—

（４）通信制大学の専任教員数

日本（通信課程（独立制））	韓国（サイバー大学）																																															
【根拠法】 ・大学通信教育設置基準 別表第一	【根拠法】 ・サイバー大学設立・運営規定 第6条第2項																																															
<table><tr><th rowspan="2">学部の種類</th><th colspan="3">収容定員</th></tr><tr><th>～8千人</th><th>～12千人</th><th>～16千人</th></tr><tr><td>文学関係</td><td>17人</td><td>21人</td><td>25人</td></tr><tr><td>教育学・保育学関係</td><td>17人</td><td>21人</td><td>25人</td></tr><tr><td>法学関係</td><td>21人</td><td>23人</td><td>27人</td></tr><tr><td>経済学関係</td><td>21人</td><td>23人</td><td>27人</td></tr><tr><td>社会学・社会福祉学関係</td><td>21人</td><td>23人</td><td>27人</td></tr><tr><td>理学関係</td><td>21人</td><td>23人</td><td>27人</td></tr><tr><td>工学関係</td><td>21人</td><td>23人</td><td>27人</td></tr><tr><td>家政関係</td><td>17人</td><td>21人</td><td>25人</td></tr><tr><td>美術関係</td><td>17人</td><td>21人</td><td>25人</td></tr><tr><td>音楽関係</td><td>17人</td><td>21人</td><td>25人</td></tr></table> ※収容定員が16千人を超える場合は4,000人超過毎に3人	学部の種類	収容定員			～8千人	～12千人	～16千人	文学関係	17人	21人	25人	教育学・保育学関係	17人	21人	25人	法学関係	21人	23人	27人	経済学関係	21人	23人	27人	社会学・社会福祉学関係	21人	23人	27人	理学関係	21人	23人	27人	工学関係	21人	23人	27人	家政関係	17人	21人	25人	美術関係	17人	21人	25人	音楽関係	17人	21人	25人	サイバー大学の教員は、学科又は学部等に所属することを原則とし、学科又は学部等の専攻別に教員1名以上を確保しなければならない。この場合、確保しなければならない教員の総数は、学生数を200で除して算出された分(小数点以下切り上げ)とする。
学部の種類		収容定員																																														
	～8千人	～12千人	～16千人																																													
文学関係	17人	21人	25人																																													
教育学・保育学関係	17人	21人	25人																																													
法学関係	21人	23人	27人																																													
経済学関係	21人	23人	27人																																													
社会学・社会福祉学関係	21人	23人	27人																																													
理学関係	21人	23人	27人																																													
工学関係	21人	23人	27人																																													
家政関係	17人	21人	25人																																													
美術関係	17人	21人	25人																																													
音楽関係	17人	21人	25人																																													

（５）通信制大学の校舎・校地

	日本（通信課程（独立制））	韓国（サイバー大学）
根拠法	・大学設置基準第34～40条の3 ・大学通信教育設置基準第10・11条 ・大学通信教育設置基準別表第二	・サイバー大学設立・運営規定
校地	・通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。 ・通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないものとする。	※規定なし
校舎等施設	・特別の事情のない限り、学長室・会議室・事務室・研究室・教室・図書館・医務室・学生自習室・学生控え室を備えた校舎が必要	・教育基本施設（大学本部及び行政室、教授研究室、講義室、PC実習室、セミナー室、コンテンツ開発室）

	日本（通信課程（独立制））	韓国（サイバー大学）																																																																							
	- 通信教育関係施設（特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設）について、教育に支障のないものとする。 - 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。	支援室（サーバー及び通信機器管理室、システム運営室、デジタル図書館）																																																																							
校舎面積	<table><tr><th rowspan="2">学部の種類</th><th colspan="4">収容定員</th></tr><tr><th>～4千人</th><th>～8千人</th><th>～12千人</th><th>～16千人</th></tr><tr><td>文学関係</td><td>3,440m²</td><td>5,790m²</td><td>8,390m²</td><td>11,000m²</td></tr><tr><td>教育学・保育学関係</td><td>3,440m²</td><td>5,790m²</td><td>8,390m²</td><td>11,000m²</td></tr><tr><td>法学関係</td><td>3,690m²</td><td>6,040m²</td><td>8,520m²</td><td>11,130m²</td></tr><tr><td>経済学関係</td><td>3,690m²</td><td>6,040m²</td><td>8,520m²</td><td>11,130m²</td></tr><tr><td>社会学・社会福祉学関係</td><td>3,690m²</td><td>6,040m²</td><td>8,520m²</td><td>11,130m²</td></tr><tr><td>理学関係</td><td>7,660m²</td><td>13,560m²</td><td>19,630m²</td><td>25,870m²</td></tr><tr><td>工学関係</td><td>8,750m²</td><td>15,490m²</td><td>22,420m²</td><td>29,550m²</td></tr><tr><td>家政関係</td><td>5,520m²</td><td>9,660m²</td><td>14,120m²</td><td>18,590m²</td></tr><tr><td>美術関係</td><td>5,340m²</td><td>9,350m²</td><td>13,670m²</td><td>18,000m²</td></tr><tr><td>音楽関係</td><td>4,780m²</td><td>8,370m²</td><td>12,230m²</td><td>16,100m²</td></tr></table> ※収容定員が4千人未満の場合は2割減 ※ただし、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。	学部の種類	収容定員				～4千人	～8千人	～12千人	～16千人	文学関係	3,440m ²	5,790m ²	8,390m ²	11,000m ²	教育学・保育学関係	3,440m ²	5,790m ²	8,390m ²	11,000m ²	法学関係	3,690m ²	6,040m ²	8,520m ²	11,130m ²	経済学関係	3,690m ²	6,040m ²	8,520m ²	11,130m ²	社会学・社会福祉学関係	3,690m ²	6,040m ²	8,520m ²	11,130m ²	理学関係	7,660m ²	13,560m ²	19,630m ²	25,870m ²	工学関係	8,750m ²	15,490m ²	22,420m ²	29,550m ²	家政関係	5,520m ²	9,660m ²	14,120m ²	18,590m ²	美術関係	5,340m ²	9,350m ²	13,670m ²	18,000m ²	音楽関係	4,780m ²	8,370m ²	12,230m ²	16,100m ²	<table><tr><th colspan="4">入学定員</th></tr><tr><th>1千人未満</th><th>2千人未満</th><th>3千人未満</th><th>3千人以上</th></tr><tr><td>990m²</td><td>1,485m²</td><td>1,980m²</td><td>2,475m²</td></tr></table>	入学定員				1千人未満	2千人未満	3千人未満	3千人以上	990m ²	1,485m ²	1,980m ²	2,475m ²
学部の種類	収容定員																																																																								
	～4千人	～8千人	～12千人	～16千人																																																																					
文学関係	3,440m ²	5,790m ²	8,390m ²	11,000m ²																																																																					
教育学・保育学関係	3,440m ²	5,790m ²	8,390m ²	11,000m ²																																																																					
法学関係	3,690m ²	6,040m ²	8,520m ²	11,130m ²																																																																					
経済学関係	3,690m ²	6,040m ²	8,520m ²	11,130m ²																																																																					
社会学・社会福祉学関係	3,690m ²	6,040m ²	8,520m ²	11,130m ²																																																																					
理学関係	7,660m ²	13,560m ²	19,630m ²	25,870m ²																																																																					
工学関係	8,750m ²	15,490m ²	22,420m ²	29,550m ²																																																																					
家政関係	5,520m ²	9,660m ²	14,120m ²	18,590m ²																																																																					
美術関係	5,340m ²	9,350m ²	13,670m ²	18,000m ²																																																																					
音楽関係	4,780m ²	8,370m ²	12,230m ²	16,100m ²																																																																					
入学定員																																																																									
1千人未満	2千人未満	3千人未満	3千人以上																																																																						
990m ²	1,485m ²	1,980m ²	2,475m ²																																																																						
システム・ネットワーク等設備	※規定なし	- 遠隔教育設備基準告示に規定 【表1】サーバー設備基準 【表2】ソフトウェア設備基準 【表3】ネットワーク設備基準 【表4】遠隔教育用情報保護システム設備基準 【表5】身分確認及び認証設備基準 【表6】その他の設備（デジタル図書館・無停電電源装置）設備基準																																																																							

第1章 韓国

1.1. 参考文献

【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国における大学の質保証システムに関する調査研究 第5章韓国, 文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- 永松敦（2021）コロナ禍における大学教育 ―遠隔授業とオンライン・シンポジウム―, 宮崎公立大学人文学部紀要 (28), pp.221-265
- NIAD-QE（2019）諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要- 韓国
- 小川佳万, 姜姫銀（2018）韓国的高等教育―グローバル化対応と地方大学―, 広島大学高等教育開発センター高等教育研究叢書 139
- 水田健輔他（2010）韓国における高等教育制度と大学の設置形態, 大学改革支援・学位授与機構, 大学の設置形態に関する調査研究 第1章

【外国語文献】

- パク・ジョンホ（2021）大学遠隔教育支援センターの成果指標の開発及び発展計画の策定, KERIS 研究報告書 CR2021-3 (대학원격교육지원센터 성과지표 개발과 발전방안 수립)
- 教育部（2019）K-MOOC 講座開発・運営ガイドライン ver.1.01 (K-MOOC 강좌 개발·운영 가이드라인 1.01 ver)
- ファン・インソン（2021）大学設立・運営 4 大要件をいかに改善するか, 高等教育 2021 年冬号 Vol.211, pp.60-71 (대학설립·운영 4대 요건, 어떻게 개선할 것인가)
- イ・ホンス（2020）大学遠隔授業における教授者と学習者の認識 - M 大学事例を中心に- (대학 원격수업에 대한 교수자와 학습자의 인식 - M 대학교 사례를 중심으로 -)
- COVID-19 状況下の大学オンライン遠隔教育の実態及び改善策, 韓国マルチメディア言語教育学会会報第23巻3号, pp.359-377 (코로나 19 상황에서 의 대학 온라인 원격 교육 실태와 개선 방안)
- 国会立法調査処（2020）大学の遠隔授業関連における問題及び改善課題 (대학의 원격수업 관련 쟁점과 개선과제)

第2章 米国

【目次】

第2章 米国	59
1. 概要	59
2. 関係機関	60
(1) 政府機関	60
(2) 民間団体	61
(3) 認証評価団体	62
3. 関係法令	66
(1) 連邦法	66
(2) 州法	66
4. 大学	68
(1) 大学の種類及び機関数	68
(2) 営利大学	71
5. 大学の設置認可	77
(1) 州の認可	78
(2) 認証評価団体による認証評価	80
(3) 連邦教育省長官の認可	85
6. 大学における遠隔授業	89
(1) 現況	89
(2) 運営基準	90
(3) 質評価	92
(4) 教育課程	97
(5) 課題・今後の取組等	98
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	102
8. 参考文献	103

第2章 米国¹

1. 概要

米国では、大学の設置認可の上で通学課程と通信課程とが区別されていない。大学は、州から大学機関としての設置認可を受けるに当たって認証評価団体から適格認定を得る必要があり、さらに一般的には連邦教育省の FSA（連邦学生支援）プログラムの参加資格を得るべく連邦教育省長官の認可を受ける。州の認可、認証評価、連邦教育省長官の認可の三つは相互に関係していることから「ザ・トライアド（the triad）」などと呼ばれている。また米国では州毎に設置基準が異なる。その代わり、連邦規則に連邦教育省長官の認可要件が示され、認証評価団体が連邦規則に対応する評価基準を設定して認証評価を行い、適格認定が得られた大学が州の認可を受けるという仕組みの中で遠隔教育コース又はプログラムの質の確保が目指されている。

遠隔教育を提供する大学は、州の管轄権に関する問題をクリアしなければならない。州による大学の設置要件を定めた州法は他の州には及ばないため、大学の遠隔教育コースに在学する学生が州外に居住していれば大学がその州から許可を得る必要があるが、それには多大な時間と費用がかかる。この問題の解決を図るための仕組みが SARA（州認可互恵協定）である。これは、NC-SARA（州認可互恵協定協議会）が全米 50 州及びワシントン DC を 4 つの地域に分けて地域教育協定（Regional Education Compacts）を締結し、地域に属する州が SARA（州認可互恵協定）に加入し、その州の大学も SARA に加入することで、大学が遠隔教育コースを設置する際に他の州の許可を得なくても済む仕組みである。

2019 年の統計によれば、大学で遠隔教育コース（distance education course）を受講している学生の割合は全学生の 37.2%であった。

MOOCs（Massive open online courses；大規模公開オンライン講座）は 2011 年に MIT やカーネギーメロン大学が相次いで導入し、2012 年に MIT のアガルワル教授がハーバード大学と共同で非営利団体 edX を立ち上げて電子回路工学の MOOCs コースを開設し、翌 2013 年には edX が独自に開発した MOOCs ソフトウェアをオープンソースで公開し、2015 年にはアリゾナ州立大学が edX を用いた MOOCs の受講者に対して全国初の単位認定を行い、2017 年にはジョージア工科大学が MOOCs 受講者に初の修士号を授与した。

edX をプラットフォームとして単位認定を前提に遠隔教育を提供している大学には、ジョージア工科大学、テキサス大学、パデュー大学、インディアナ大学、ボストン大学、テキサス大学がある。また edX をプラットフォームとしながら単位認定を前提としない大学は短期課程のみを提供する大学であり、短期課程を修了した学生には単位ではなく修了証が授与され、その学生が修士課程に本入学した場合に授業料が割り引かれる仕組みが講じられている。

¹ 本章において米国の通貨を表す際には、ドル 又は \$ を用いる。
参考までに、2021 年における対円年平均為替レートは、1 ドル = 109.81 円である。
www.ofx.com/en-au/forex-news/historical-exchange-rates/yearly-average-rates/

第2章 米国

2. 関係機関

(1) 政府機関

図表-2-1 大学の遠隔教育を所管する連邦政府機関

- ED (U.S. Department of Education；連邦教育省)
 - ↳ OUS (Office of the Under Secretary；教育担当次官)
 - ↳ OPE (Office of Postsecondary Education；高等教育局)
 - ↳ OASPE (Office of Assistant Secretary for Postsecondary Education；高等教育担当次官補)
 - ↳ PPI (Office of Policy, Planning, and Innovation；政策・計画・イノベーション課)
 - ↳ Accreditation Group (認証評価グループ)
 - ↳ FSA (Office of Federal Student Aid；連邦学資支援機構)²
 - ↳ NACIQI (National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity；大学の質及び高潔性に関する審議会)
 - ↳ DETA (National Research Center for Distance Education and Technological Advancement；遠隔教育・技術発展研究センター)

図表-2-2 大学の設置を所管する州政府機関

州	大学の設置を所管する州政府機関
アラバマ	Alabama Commission on Higher Education and Alabama Community College System, Private School Licensure Division Alabama Community College System, Private School Licensure Division
アラスカ	Alaska Commission on Postsecondary Education
アリゾナ	Arizona State Board for Private Postsecondary Education
アーカンソー	Arkansas Division of Higher Education
カリフォルニア	California Bureau for Private Postsecondary Education (BPPE)
コロラド	Colorado Department of Higher Education Colorado Division of Private Occupational Schools
コネチカット	Connecticut Office of Higher Education
デラウェア	Delaware Department of Education Higher Education Office
コロンビア特別区	District of Columbia Higher Education Licensure Commission
フロリダ	Florida Commission for Independent Education
ジョージア	Georgia Nonpublic Education Commission
ハワイ	Hawaii Postsecondary Education Authorization Program (HPEAP)
アイダホ	Idaho State Board of Education
イリノイ	Illinois Board of Higher Education
インディアナ	Indiana Commission for Higher Education Indiana Office for Career and Technical Schools
アイオワ	Iowa College Student Aid Commission
カンザス	Kansas Board of Regents
ケンタッキー	Kentucky Council on Postsecondary Education
ルイジアナ	Louisiana Board of Regents Louisiana Board of Regents, Proprietary Schools
メイン	Maine Department of Higher Education
メリーランド	Maryland Higher Education Commission
マサチューセッツ	Massachusetts Department of Higher Education Massachusetts Division of Professional Licensure
ミシガン	Michigan Department of Labor and Economic Opportunity (LEO) / Employment & Training
ミネソタ	Minnesota Office of Higher Education
ミシシッピ	Mississippi Commission on College Accreditation Mississippi Commission of Proprietary School and College Registration

² 連邦教育省のFSA (Office of Federal Student Aid) は連邦教育省の内局ではなく、組織の効率性と独立性を重視したPBO (Performance-Based Organization) と位置付けられている。FSAは連邦教育省長官に対してのみ説明責任 (accountability) を負う我が国の独立行政法人に近い形態の組織であるため、訳語は「局」ではなく「機構」とした。

州	大学の設置を所管する州政府機関
ミズーリ	Missouri Department of Higher Education and Workforce Development
モンタナ	Montana Office of the Commissioner of Higher Education
ネブラスカ	Nebraska Department of Education- Private Postsecondary Career Schools
ネバダ	Nevada Commission on Postsecondary Education
ニューハンプシャー	New Hampshire Department of Education, Division of Educator Support and Higher Education
ニュージャージー	New Jersey Center for Occupational Employment Information
	New Jersey Office of the Secretary of Higher Education
ニューメキシコ	New Mexico Higher Education Department
ニューヨーク	New York State Education Department - Office of College and University Evaluation
ノースカロライナ	North Carolina Licensure and State Information
	North Carolina Community College System-Office of Proprietary Schools
ノースダコタ	North Dakota Department of Career and Technical Education
	North Dakota University System
オハイオ	Ohio Department of Higher Education
	Ohio State Board of Career Colleges and Schools
オクラホマ	Oklahoma State Regents for Higher Education
	Oklahoma Board of Private Vocational Schools
オレゴン	Oregon Higher Education Coordinating Commission
ペンシルバニア	Pennsylvania Department of Education - Division of Higher Education, Access, and Equity
プエルトリコ	Puerto Rico State Department- Board of Postsecondary Institutions
ロードアイランド	Rhode Island Office of the Postsecondary Commissioner
サウスカロライナ	South Carolina Commission on Higher Education
サウスダコタ	South Dakota Secretary of State
テネシー	Tennessee Higher Education Commission
テキサス	Texas Higher Education Coordinating Board
	Texas Workforce Commission
ユタ	Utah Division of Consumer Protection
バーモント	Vermont Agency of Education
バージニア	Virginia State Council of Higher Education
ワシントン	Washington Workforce Training and Education Coordinating Board
	Washington Student Achievement Council
ウエストバージニア	West Virginia Council for Community and Technical College Education
	West Virginia Higher Education Policy Commission
ウィスコンシン	Wisconsin Educational Approval Program
ワイオミング	Wyoming Department of Education
米領ヴァージン諸島	The Virgin Islands Department of Education

(NC-SARA ウェブサイトを基に整理)³

(2) 民間団体

図表-2-3 大学の遠隔教育に関する民間団体

• CHEA (Council for Higher Education Accreditation ; 高等教育認証評価協議会) • NC-SARA (National Council for State Authorization Reciprocity Agreements ; 州認可互恵協定協議会) - Regional Education Compacts (地域教育協定) ：地域の高等教育委員会による、州によって異なる遠隔教育を行う大学の認可 (authorization) 要件の共通化／標準化のための協定
MHEC (Midwestern Higher Education Compact) : 中西部の 13 州 NEBHE (New England Board of Higher Education) : ニューイングランドの 6 州 SREB (Southern Regional Education Board) : 南部の 16 州 WICHE (Western Interstate Commission for Higher Education) : 北西部・西部の 16 州

³ NC-SARA, Agency List
<https://nc-sara.org/guide/agency-list>

- NCHEMS (National Center for Higher Education Management Systems)
- C-BEN (Competency-Based Education Network)
- ADEC (American Distance Education Consortium)
- OLC (Online Learning Consortium)
- USDLA (United States Distance Learning Association)
- WCET (WICHE Cooperative for Educational Technologies)
- NASASPS (National Association of State Administrators and Supervisors of Private Schools)
- OLC (Online Learning Consortium)
- UPCEA (University Professional and Continuing Education Association)
- SHEEO (State Higher Education Executive Officers Association)
- NASH (National Association of System Heads)
- C-RAC (Council of Regional Accrediting Commissions; 地域別認証評価団体評議会)
- ASPA (Association of Specialized and Professional Accreditors)
- Lumina Foundation
- edX

(3) 認証評価団体

図表一2-4 連邦教育省長官が認証した認証評価団体 37 団体⁴, 2022 年 3 月時点
※CHEA も認証している認証評価団体には、団体名略称に**太字**を施した

分類	認証評価団体名略称 (正式団体名)	評価認証対象
機 関 別 評 価	地域別	
	HLC (Higher Learning Commission)	中西部及び西部の 19 州
	MSCHE (Middle States Commission on Higher Education)	北東部の 5 州・コロンビア特別区・プエルトリコ
	NECHE (New England Commission of Higher Education)	ニューイングランドの 6 州
	NYSED Regents (New York State Board of Regents, and the Commissioner of Education)	ニューヨーク州
	NWCCU (Northwest Commission on Colleges and Universities)	北西部の 7 州
	SACSCOC (Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges)	南部の 12 州
	対象教育機関別	
	ACCSC (Accrediting Commission of Career Schools and Colleges)	専門教育を提供する 2 年制大学
	ACCET (Accrediting Council for Continuing Education and Training)	継続教育を提供する大学
	ACICS (Accrediting Council for Independent Colleges and Schools)	専門教育を提供する私立(営利)大学
	COE (Council on Occupational Education)	学位授与を行わず職業教育を提供する中等後教育機関
	DEAC (Distance Education Accrediting Commission)	遠隔教育・通信教育を提供する大学
	地域別・対象教育機関別	
	ACCJC (WASC Accrediting Commission for Community and Junior Colleges)	カリフォルニア州・ハワイ州・海外領土の 2 年制大学
	WSCUC (WASC Senior Colleges and University Commission)	カリフォルニア州・ハワイ州の、3 年次からの編入を前提とする大学
	MSA-CESS (Middle States Commission on Secondary Schools)	大西洋岸の 5 州・コロンビア特別区・海外領土の、学位授与を行わず職業教育を提供する中等後教育機関
専 門 分 野 別	芸術・人文系	
	NASAD (National Association of Schools of Art and Design, Commission on Accreditation)	芸術学, デザイン学
	NASD (National Association of Schools of Dance, Commission on Accreditation)	ダンス学
	NASAM (National Association of Schools of Music, Commission on Accreditation)	音楽学

⁴ COE (Council on Occupational Education) と MSA-CESS (Middle States Commission on Elementary and Secondary Schools) の 2 団体は、大学ではなく学位授与を行わない中等後教育機関の認証評価を行う。

	分類	認証評価団体名略称（正式団体名）	評価認証対象
評価		NAST（National Association of Schools of Theatre, Commission on Accreditation）	演劇学
	教員養成系	MACTE（Montessori Accreditation Council for Teacher Education）	モンテッソーリ教育学
	法学系	ABA（American Bar Association, Council of the Section of Legal Education and Admissions to the Bar）	法律学
	宗教・語学系	ABHE（Association for Biblical Higher Education, Commission on Accreditation）	キリスト教聖書学
		AARTS（Association of Advanced Rabbinical and Talmudic Schools, Accreditation Commission）	ユダヤ教神学
		AIJS（Association of Institutions of Jewish Studies）	ユダヤ教実践学
		ATS（Commission on Accrediting of the Association of Theological Schools）	キリスト教神学
		TRACS（Transnational Association of Christian Colleges and Schools, Accreditation Commission）	キリスト教神学
		キャリア養成系	ABFSE（American Board of Funeral Service Education, Committee on Accreditation）
	COMTA（Commission on Massage Therapy Accreditation）		マッサージ療法学
	NACCAS（National Accrediting Commission of Career Arts and Sciences, Inc.）		美容芸術学
	保健医療系	ACEND（Academy of Nutrition and Dietetics, Accreditation Council for Education in Nutrition and Dietetics）	栄養学
		ACAOM（Accreditation Commission for Acupuncture and Oriental Medicine）	指圧・東洋医療療法学
		ACEN（Accreditation Commission for Education in Nursing, Inc.）	看護学
		ABHES（Accrediting Bureau of Health Education Schools）	保健学
		COCA（American Osteopathic Association, Commission on Osteopathic College Accreditation）	オステオパシー療法学
		APMA-CPME（American Podiatric Medical Association, Council on Podiatric Medical Education）	足病学
		COA-NAEP（Council on Accreditation of Nurse Anesthesia Educational Programs）	周麻酔期看護学
		CCE（The Council on Chiropractic Education, Commission on Accreditation）	カイロプラクティック学
		MEAC（Midwifery Education Accreditation Council）	助産学

（連邦教育省ウェブサイトを基に整理）⁵

図表－2-5 CHEA が認証した認証評価団体 64 団体，2022 年 3 月時点
 ※連邦教育省長官も認証している認証評価団体には，団体名略称に太字を施した

分類	認証評価団体名略称（正式団体名）	認証評価対象
地域別 (Regional)	ACCJC （Accrediting Commission for Community and Junior Colleges）	カリフォルニア州・ハワイ州・海外領土の 2 年制大学
	HLC （Higher Learning Commission）	中西部及び西部の 19 州
	MSCHE （Middle States Commission on Higher Education）	北東部の 5 州・コロンビア特別区・プエルトリコ
	NECHE （New England Commission of Higher Education）	ニューイングランドの 6 州
	NWCCU （Northwest Commission on Colleges and Universities）	北西部の 7 州
	SACSCOC （Northwest Commission on Colleges and Universities）	南部の 12 州
	WSCUC （WASC Senior College and University Commission）	カリフォルニア州及びハワイ州の，3 年次からの編入を前提とする大学
宗教関連 (National Faith-Related)	AARTS （Association of Advanced Rabbinical and Talmudic Schools）	ユダヤ教神学
	ABHE （Association for Biblical Higher Education Commission on Accreditation）	キリスト教聖書学
	ATS （Association of Theological Schools The Commission on Accrediting）	キリスト教神学
	TRACS （Transnational Association of Christian Colleges and Schools）	キリスト教神学

⁵ U.S. Department of Education, Recognized Accrediting Agencies, Last Modified: 02/24/2022
www2.ed.gov/admins/finaid/accred/accreditation_pg3.html#Nationally_Recognized

第2章 米国

分類	認証評価団体名称略称（正式団体名）	認証評価対象
機関別 (Institutional)	DEAC (Distance Education Accrediting Commission)	遠隔教育・通信教育を提供する大学
専門分野別 (Programmatic)	ACAE (Accreditation Commission for Audiology Education)	言語聴覚学
	ACEN (Accreditation Commission for Education in Nursing)	看護学
	ACPHA (Accreditation Commission for Programs in Hospital Administration)	病院管理学
	ACBSP (Accreditation Council for Business Schools and Programs)	経営学
	ACPE (Accreditation Council for Pharmacy Education)	薬学
	ACOE (Accreditation Council on Optometric Education)	検眼学
	ARC-PA (Accreditation Review Commission on Education for the Physician Assistant, Inc.)	医師助手学
	ACEJMC (Accrediting Council on Education in Journalism and Mass Communications)	ジャーナリズム学
	FEPAC (American Academy of Forensic Sciences (AAFS), Forensic Science Education Programs Accreditation Commission)	法科学
	ABFSE (American Board of Funeral Service Education)	葬儀サービス学
	ACCE (American Council for Construction Education)	建築学
	ACCEF-AC (American Culinary Federation Education Foundation, Inc.)	製菓学
	ALA-CoA (American Library Association, Committee on Accreditation)	図書館学
	AOTA-ACOTE (American Occupational Therapy Association, Accreditation Council for Occupational Therapy Education)	作業療法学
	APTA—CAPTE (American Physical Therapy Association, Commission on Accreditation in Physical Therapy Education)	理学療法学
	APMA-CPME (American Podiatric Medical Association, Council on Podiatric Medical Education)	足病学
	APA-CoA (American Psychological Association, Commission on Accreditation)	臨床心理学
	AVMA (American Veterinary Medical Association, Council on Education)	獣医学
	AAQEP (Association for Advancing Quality in Educator Preparation)	教員養成学
	ABAI (Association for Behavior Analysis International Accreditation Board)	行動分析学
	ATMAE (Association of Technology, Management, and Applied Engineering)	技術経営学・応用工学
	AABI (Aviation Accreditation Board International)	航空学
	CAHIM (Commission on Accreditation for Health Informatics and Information Management Education)	保健医療情報学
	COAMFTE-AAMFT (Commission on Accreditation for Marriage and Family Therapy Education)	家族療法学
	CoARC (Commission on Accreditation for Respiratory Care)	呼吸療法学
	CAAHEP (Commission on Accreditation of Allied Health Education Programs)	医療技術学
	CAATE (Commission on Accreditation of Athletic Training Education)	アスレティックトレーニング学
	CAHME (Commission on Accreditation of Healthcare Management Education)	保健医療経営学
	CAMPEP (Commission on Accreditation of Medical Physics Education Programs, Inc.)	医学物理学
	COA (Commission on Opticianry Accreditation)	眼科学
	CACREP (Council for Accreditation of Counseling and Related Educational Programs)	心理カウンセリング学
	COSMA (Commission on Sport Management Accreditation)	スポーツマネジメント学
	CIDA (Council for Interior Design Accreditation)	インテリアデザイン学
	CSHSE (Council for Standards in Human Service Education)	精神保健学
	CAEP (Council for the Accreditation of Educator Preparation)	教員養成学
	CAA-ASHA (Council on Academic Accreditation in Audiology and Speech-Language Pathology, American Speech-Language-Hearing-Association)	言語聴覚学・言語療法学
	COA-NAEP (Council on Accreditation of Nurse Anesthesia Educational Programs)	周麻酔期看護学
	COAPRT (Council on Accreditation of Parks, Recreation, Tourism and Related Professions)	自然環境保護学・レクリエーション学・観光学
	CCE (The Council on Chiropractic Education, Commission of Accreditation)	カイロプラクティック学

分類	認証評価団体名略称（正式団体名）	認証評価対象
	CORE（Council on Rehabilitation Education）	リハビリテーション学
	CSWE（Council on Social Work Education）	社会福祉学
	IACBE（International Accreditation Council for Business Education）	経営学
	IFSA-DA（International Fire Service Accreditation Congress–Degree Assembly）	消防学
	JRCERT（Joint Review Committee on Education in Radiologic Technology）	放射線技術学
	JRCNMT（Joint Review Committee on Educational Programs in Nuclear Medicine Technology）	放射線療法学
	LAAB-ASLA（Landscape Architectural Accreditation Board: American Society of Landscape Architects）	ランドスケープ学
	MPCAC（Masters in Psychology and Counseling Accreditation Council）	心理カウンセリング学
	NAACLS（National Accrediting Agency for Clinical Laboratory Sciences）	臨床検査学
	NAEYC（National Association for the Education of Young Children）	幼児教育学
	NASPAA（Network of Schools of Public Policy, Affairs, and Administration, Commission on Peer Review and Accreditation (COPRA)）	公共政策学・行政学
	PAB（Planning Accreditation Board）	都市計画学
	PCSAS（Psychological Clinical Science Accreditation System）	心理支援科学

（CHEA ウェブサイトを基に整理）⁶

⁶ CHEA-Recognized Accrediting Organizations (Updated February 2022)
www.chea.org/chea-recognized-accrediting-organizations

第2章 米国

3. 関係法令

(1) 連邦法

図表-2-6 大学の設置及び質保証に関する連邦法

【合衆国法典】 • 20 U.S.C: Education (合衆国法典タイトル 20「教育」) ↳ Chapter 28 (第 28 章) : 高等教育機関及び学生に対する支援 ↳ Subchapter I (第 1 小章) : 総則 ↳ Part A (パート A) : 定義 § 1001 高等教育機関の定義 § 1002 連邦学資援助プログラムにおける高等教育機関の定義 § 1003.追加定義 - Subchapter IV (第 4 小章) 学生に対する支援 - Part H (パート H) : プログラムの適正化 (Program Integrity) § 1099b : 連邦教育省長官による認証評価団体の認定 【連邦規則集】 • 34 C.F.R: Education (連邦規則集タイトル 34「教育」) ↳ Subtitle B (サブタイトル B) : 教育省各局による規制 ↳ Chapter VI (第 6 章) 高等教育局 ↳ Part 600 – Institutional eligibility under the Higher Education Act of 1965, as amended (パート 600) : 1965 年高等教育法最新改正法に基づく高等教育機関の要件 ↳ Subpart A (サブパート A) : 総則 ↳ Subpart B (サブパート B) : 設立要件 ↳ Subpart C (サブパート C) : 運営要件 ↳ Subpart D (サブパート D) : 認可取消の要件 ↳ Subpart E (サブパート E) : FEEL (連邦家庭教育ローン) プログラムの国外大学適用要件 ↳ Part 602 – The Secretary's recognition of Accrediting Agencies (パート 602) : 連邦教育省長官による認証評価機関の認証 ↳ Part 603 – The Secretary's recognition procedures for State Agencies (パート 603) : 連邦教育省長官による、州として認証評価機関の認証を行う州高等教育省局 (State Agencies) の手続認定要件 ●連邦規則の改正 • Federal Register, Distance Education and Innovation, A Rule by the Education Department on 09/02/2020 : 2020 年 9 月 2 日付官報 • U.S. Department of Education Issues Final Distance Education and Innovation Regulations : 2020 年 9 月 2 日付官報の解説

(2) 州法

図表-2-7 大学の設置及び質保証に関する州法

州	大学の設置及び質保証に関する州法
アラバマ	Code of Alabama Title 16
アラスカ	Alaska Statutes Title 14
アリゾナ	Arizona Revised Statutes Title 15
アーカンソー	Arkansas Code Title 6
カリフォルニア	California Education Code Title 3
コロラド	Colorado Revised Statutes Title 23
コネチカット	Connecticut General Statutes Title 10a
デラウェア	Delaware Code Title 14
コロンビア特別区	District of Columbia Code Title 38
フロリダ	Florida Statutes Title 48
ジョージア	Georgia Code Title 20
ハワイ	Hawaii Revised Statutes Title 18
アイダホ	Idaho Code Title 33
イリノイ	Illinois Compiled Statutes Chapter 110
インディアナ	Indiana Code Title 21

州	大学の設置及び質保証に関する州法
アイオワ	Iowa Code Title 7
カンザス	Kansas Statutes Chapter 74, Article 32
ケンタッキー	Kentucky Revised Statutes Title 13, Chapter 164 – 165A
ルイジアナ	Louisiana Revised Statutes Title 17
メイン	Maine Revised Statutes Title 20-A, Part 5
メリーランド	Maryland Code Education Division III
マサチューセッツ	Massachusetts General Laws Part1, Title 12
ミシガン	Michigan Compiled Laws Chapter 390
ミネソタ	Minn. Stat Chapter 135A-137
ミシシッピ	Mississippi Code Title 37, Chapter 99
ミズーリ	Missouri Revised Statutes Title 11, Chapter 173
モンタナ	Montana Code Annotated Title 20, Chapter 2
ネブラスカ	Nebraska Revised Statutes Chapter 85
ネバダ	Nevada Revised Statutes Title 34, Chapter 396
ニューハンプシャー	New Hampshire Revised Statutes Title XV, Chapter 187-A
ニュージャージー	New Jersey Revised Statutes Title 18A
ニューメキシコ	New Mexico Statutes Chapter 21
ニューヨーク	New York Laws EDN Title 1
ノースカロライナ	North Carolina General Statutes Chapter 116
ノースダコタ	North Dakota Century Code Title 15, Chapter 15-18.1
オハイオ	Ohio Revised Code Title 33, Chapter 3301
オクラホマ	Oklahoma Statutes Title 70, §70-3206
オレゴン	Oregon Revised Statutes Volume 09, Chapter 350
ペンシルバニア	Pennsylvania Code Title 22, Chapter 31
ロードアイランド	Rhode Island General Laws Title 16, Chapter 16-59
サウスカロライナ	South Carolina Code of Laws Title 59, Chapter 103
サウスダコタ	South Dakota Codified Laws Title 13, Chapter 49
テネシー	Tennessee Code Title 49, Chapter 7, Part 2
テキサス	Texas Education Code Title 3, Subtitle B, Chapter 61
ユタ	Utah Code Title 53B, Chapter 1, Part 1
バーモント	Vermont Statutes Title 16, Chapter 72
バージニア	Code of Virginia Title 23.1, Chapter 2
ワシントン	Revised Code of Washington Title 28B, Chapter 28B.77
ウエストバージニア	West Virginia Code Chapter 18B
ウィスコンシン	Wisconsin Statutes & Annotations Chapter 36
ワイオミング	Wyoming Statutes Title 21, Chapter 16

4. 大学

(1) 大学の種類及び機関数

高等教育機関は法令上 institution of higher education 又は postsecondary institution といい、合衆国法典タイトル 20 (20 U.S.C) 第 28 章の第 1001 条に定義されている。

第 1001 条によれば、高等教育機関 (institution of higher education) は、「中等教育修了資格を有する学生の入学を許可し、中等後の教育プログラムの提供について州から法的に認可 (authorized) された、学士号又は 2 年以上の履修を要する学位を授与し、学位を授与された者には大学院又は専門学位プログラムへの進学が許可され得る、教育省長官による審査及び承認 (approval) の対象となる学位プログラムを提供する、公立 (public) 又はその他非営利 (nonprofit) の、連邦教育省長官が認定した認証評価機関・団体から適格認定された (accredited)、又は適格と認証されていなくとも一定期間内に適格と認証され得るとの連邦教育省長官の認識に基づいて仮認定された (preaccredited) 機関」とされている⁷。

連邦教育省の NCES (連邦教育統計センター) による統計には、連邦教育省長官が認可した大学機関数が示されている。高等教育機関は統計上公立とその他機関に分類され、公立は専ら州立である⁸。その他機関は一般には私立 (private) と呼ばれ、非営利と営利に分類される。

図表-2-8 高等教育機関数の推移

分類			2018 年度 ⁹	2019 年度	2020 年度
全機関計（All institutions）			4,313	4,042	3,982
公立（Public）			1,676	1,636	1,625
			4 年制	750	768
			2 年制	876	868
その他機関 （Other institutions）	非営利（Nonprofit）		1,689	1,664	1,660
			4 年制	1,590	1,577
			2 年制	99	87
	営利（For-profit）		998	742	697
			4 年制	488	358
			2 年制	510	384

(NCES 統計データを基に整理)¹⁰

図表-2-9 高等教育機関数、州別、2020 年度

州	全体	公立			私立			営利		
		4 年制	2 年制	非営利	4 年制	2 年制	営利	4 年制	2 年制	営利
全国計	3,982	1,625	772	853	1,660	1,568	92	697	339	358
アラバマ	62	38	14	24	19	19	0	5	3	2
アラスカ	8	4	4	0	3	2	1	1	0	1

⁷ 20 U.S. Code § 1001(a) www.law.cornell.edu/uscode/text/20/1001

⁸ 公立大学には州立大学その他、コロンビア特別区やインディアン部族政府が設置した大学がある。合衆国議会が設置した軍学校 (U.S. Service Academies) もまた公立であり、軍学校には、陸軍の Military Academy、海軍の Naval Academy、空軍の U.S. Air Force Academy、沿岸警備隊の U.S. Coast Guard Academy、連邦運輸省海事局の Merchant Marine Academy の計 5 校がある。

⁹ 米国の大学の学年度は 8 月中旬から 9 月上旬に始まる秋学期から開始され、例えば 2020 年度は 2019-20 と表示される。また 2020 年度の在籍者数は「2019 年秋の在籍者 (2019 fall enrollment)」と示される。

¹⁰ Table 317.20. Degree-granting postsecondary institutions, by control and classification of institution and state or jurisdiction

https://nces.ed.gov/programs/digest/d18/tables/dt18_317.20.asp

https://nces.ed.gov/programs/digest/d19/tables/dt19_317.20.asp

https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_317.20.asp

州	全体	公立			私立					
		4 年制	2 年制	非営利	4 年制		2 年制	営利	4 年制	2 年制
アリゾナ	68	29	9	20	13	12	1	26	15	11
アーカンソー	54	34	12	22	18	14	4	2	1	1
カリフォルニア	416	151	49	102	150	145	5	115	68	47
コロラド	67	28	21	7	13	12	1	26	13	13
コネチカット	40	22	10	12	17	17	0	1	1	0
デラウェア	8	3	3	0	4	3	1	1	1	0
コロンビア特別区	18	2	2	0	12	12	0	4	3	1
フロリダ	176	43	42	1	64	57	7	69	29	40
ジョージア	113	50	27	23	37	33	4	26	11	15
ハワイ	17	10	4	6	4	4	0	3	2	1
アイダホ	15	8	5	3	6	6	0	1	0	1
イリノイ	156	60	12	48	80	78	2	16	8	8
インディアナ	74	16	15	1	42	41	1	16	4	12
アイオワ	56	19	3	16	34	34	0	3	2	1
カンザス	63	33	8	25	24	24	0	6	3	3
ケンタッキー	59	24	8	16	25	25	0	10	5	5
ルイジアナ	56	31	17	14	16	12	4	9	1	8
メイン	30	15	8	7	14	13	1	1	1	0
メリーランド	52	29	13	16	20	20	0	3	1	2
マサチューセッツ	107	30	14	16	75	73	2	2	1	1
ミシガン	92	46	22	24	39	39	0	7	1	6
ミネソタ	84	44	12	32	33	32	1	7	6	1
ミシシッピ	34	23	8	15	9	9	0	2	1	1
ミズーリ	97	27	13	14	55	53	2	15	9	6
モンタナ	23	18	8	10	4	3	1	1	0	1
ネブラスカ	36	16	7	9	16	15	1	4	2	2
ネバダ	22	7	7	0	4	4	0	11	4	7
ニューハンプシャー	24	13	6	7	11	10	1	0	0	0
ニュージャージー	86	32	13	19	41	40	1	13	9	4
ニューメキシコ	39	28	9	19	3	3	0	8	6	2
ニューヨーク	299	79	43	36	190	173	17	30	18	12
ノースカロライナ	135	75	17	58	49	48	1	11	8	3
ノースダコタ	20	14	9	5	5	5	0	1	1	0
オハイオ	162	60	40	20	69	65	4	33	8	25
オクラホマ	51	30	17	13	15	13	2	6	1	5
オレゴン	54	26	9	17	24	23	1	4	2	2
ペンシルバニア	218	63	45	18	116	104	12	39	6	33
ロードアイランド	14	3	2	1	11	11	0	0	0	0
サウスカロライナ	66	33	14	19	24	24	0	9	3	6
サウスダコタ	22	13	8	5	6	6	0	3	3	0
テネシー	86	23	10	13	45	42	3	18	10	8
テキサス	244	109	53	56	72	67	5	63	28	35
ユタ	30	8	7	1	11	9	2	11	10	1
バーモント	19	5	4	1	13	13	0	1	1	0
バージニア	111	41	17	24	40	38	2	30	16	14
ワシントン	74	43	37	6	22	20	2	9	6	3
ウエストバージニア	42	22	13	9	10	10	0	10	4	6
ウィスコンシン	69	32	16	16	33	33	0	4	3	1
ワイオミング	9	8	1	7	0	0	0	1	0	1
軍関係学校	5	5	5	0	-	-	-	-	-	†
自治領等	98	26	19	7	51	49	2	21	13	8
米領サモア	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ミクロネシア連邦	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
グアム	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0
マーシャル諸島	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
北マリアナ諸島	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

第2章 米国

州	全体	公立			私立					
		4 年制	2 年制		非営利			営利		
					4 年制	2 年制		4 年制	2 年制	
パラオ	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
プエルトリコ	89	18	14	4	50	48	2	21	13	8
ヴァージン諸島	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

(NCES 統計データを基に整理) ¹¹

図表-2-10 高等教育機関の学生（学部生+大学院生）数，2020 年度（人）

州	全体	公立			私立	非営利				営利	
		4 年制	2 年制			4 年制	2 年制	4 年制	2 年制	4 年制	2 年制
全国計	19,637,499	14,501,057	9,102,958	5,398,099	5,136,442	4,100,619	44,644	834,878	156,301		
アラバマ	351,257	254,803	174,881	79,922	48,227	25,547	-	22,143	537		
アラスカ	24,378	22,328	22,328	-	1,025	569	95	-	361		
アリゾナ	840,640	377,648	197,135	180,513	231,496	11,744	36	209,526	10,190		
アーカンソー	175,224	141,950	96,891	45,059	16,637	15,175	914	496	52		
カリフォルニア	3,182,942	2,247,228	1,020,176	1,227,052	467,857	323,943	1,547	117,302	25,065		
コロラド	452,691	283,555	262,073	21,482	84,568	33,355	72	41,586	9,555		
コネチカット	276,707	110,665	65,517	45,148	83,021	72,379	-	10,642	-		
デラウェア	77,730	42,236	42,236	-	17,747	17,208	135	404	-		
コロンビア特別区	193,366	4,452	4,452	-	94,457	81,571	-	12,515	371		
フロリダ	1,335,614	797,952	775,548	22,404	268,831	180,229	19,866	52,801	15,935		
ジョージア	662,717	444,793	322,864	121,929	108,962	80,566	2,103	21,057	5,236		
ハワイ	70,891	49,977	26,903	23,074	10,457	9,578	-	253	626		
アイダホ	165,104	78,824	61,581	17,243	43,140	42,686	-	-	454		
イリノイ	984,544	452,464	181,128	271,336	266,040	213,163	364	49,159	3,354		
インディアナ	513,162	332,650	259,961	72,689	90,256	86,854	386	410	2,606		
アイオワ	272,154	163,912	75,089	88,823	54,121	50,862	-	3,205	54		
カンザス	239,856	177,220	100,117	77,103	31,318	22,707	-	7,694	917		
ケンタッキー	333,400	199,614	121,268	78,346	66,893	59,125	-	6,543	1,225		
ルイジアナ	274,540	212,960	147,078	65,882	30,790	26,985	506	208	3,091		
メイン	95,009	48,307	30,980	17,327	23,351	22,907	54	390	-		
メリーランド	415,037	294,789	181,490	113,299	60,124	55,400	-	3,224	1,500		
マサチューセッツ	782,201	202,793	123,766	79,027	289,704	287,945	1,050	609	100		
ミシガン	596,034	454,948	314,930	140,018	70,543	68,476	-	338	1,729		
ミネソタ	563,706	241,752	127,297	114,455	160,977	70,135	121	90,627	94		
ミシシッピ	185,578	148,360	77,228	71,132	18,609	17,642	-	625	342		
ミズーリ	499,806	226,010	143,410	82,600	136,898	132,850	184	2,664	1,200		
モンタナ	51,716	44,416	36,748	7,668	3,650	3,229	366	-	55		
ネブラスカ	171,516	99,502	59,283	40,219	36,007	35,908	16	40	43		
ネバダ	128,982	110,560	110,560	-	9,211	3,967	-	1,273	3,971		
ニューハンプシャー	301,455	37,221	26,033	11,188	132,117	132,010	107	-	-		
ニュージャージー	499,143	327,207	189,641	137,566	85,968	74,939	200	6,391	4,438		
ニューメキシコ	125,516	118,116	54,098	64,018	3,700	1,412	-	1,156	1,132		
ニューヨーク	1,793,232	678,392	402,271	276,121	557,420	515,654	3,306	32,615	5,845		
ノースカロライナ	674,156	462,970	240,457	222,513	105,593	94,403	556	9,361	1,273		
ノースダコタ	59,118	45,590	38,333	7,257	6,764	6,111	-	653	-		
オハイオ	801,032	511,858	367,071	144,787	144,587	129,140	1,052	4,946	9,449		
オクラホマ	217,363	167,949	114,005	53,944	24,707	21,580	671	673	1,783		
オレゴン	261,531	189,901	103,287	86,614	35,815	33,594	33	1,455	733		
ペンシルバニア	997,382	389,298	270,817	118,481	304,042	286,206	5,055	3,895	8,886		
ロードアイランド	120,391	39,763	24,988	14,775	40,314	40,314	-	-	-		
サウスカロライナ	285,335	197,809	128,033	69,776	43,763	37,352	-	4,488	1,923		
サウスダコタ	60,414	43,468	36,365	7,103	8,473	6,720	-	1,753	-		
テネシー	419,826	226,346	138,509	87,837	96,740	81,601	779	9,145	5,215		
テキサス	1,835,233	1,480,149	842,053	638,096	177,542	139,916	1,711	17,793	18,122		
ユタ	573,215	189,351	159,834	29,517	191,932	184,693	1,994	4,736	509		
バーモント	57,241	25,131	20,027	5,104	16,055	15,997	-	58	-		

¹¹ Table 317.20. Degree-granting postsecondary institutions, by control and classification of institution and state or jurisdiction
https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_317.20.asp

州	全体	公立			私立	非営利		営利	
			4 年制	2 年制		4 年制	2 年制	4 年制	2 年制
バージニア	729,733	384,393	223,945	160,448	172,670	141,752	372	26,938	3,608
ワシントン	410,386	315,652	285,743	29,909	47,367	40,788	993	3,906	1,680
ウエストバージニア	196,523	81,795	65,087	16,708	57,364	7,739	-	47,025	2,600
ウィスコンシン	391,195	274,517	181,801	92,716	58,339	55,993	-	2,157	189
ワイオミング	32,626	32,120	12,249	19,871	253	-	-	-	253
軍関係学校	15,393	15,393	15,393	-	0	-	-	-	-
自治領等	331,825	68,841	62,943	5,898	131,492	107,526	115	18,733	5,118
米領サモア	1,035	1,035	1,035	-	0	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	1,903	1,903	-	1,903	0	-	-	-	-
グアム	5,475	5,363	3,563	1,800	56	56	-	-	-
マーシャル諸島	985	985	985	-	0	-	-	-	-
北マリアナ諸島	1,253	1,253	1,253	-	0	-	-	-	-
パラオ	444	444	-	444	0	-	-	-	-
プエルトリコ	318,646	55,774	54,023	1,751	131,436	107,470	115	18,733	5,118
ヴァージン諸島	2,084	2,084	2,084	-	0	-	-	-	-

(NCES 統計データを基に整理)¹²

(2) 営利大学

米国にとって営利大学の不適切経営は、長年にわたる悩みの種である。会計検査院（GAO）は 2010 年に営利大学 15 校に潜入調査した結果を公表し¹³、合衆国議会上院の保健・教育・労働・年金委員会（HELP Committee）も 2 年間にわたる調査結果を 2012 年に公表している¹⁴。

2016 年は営利大学の大手複数校が相次いで破綻し社会問題となった年である。CCI（Corinthian Colleges, Inc）は 1995 年にカリフォルニア州アーバインに設立され、2000 年代に全米及びカナダの私立大学を相次いで買収し、最盛期には 100 以上のキャンパスを有し、2010 年には在学生数が 10 万人を超える全米最大級の営利大学となっていたが、入学希望者に対し卒業生の就職率を偽って示すなど実態とはかけ離れた広告を行って入学生を募集していたことが 2000 年代半ば頃に明らかとなり、21 州の司法長官が CCI を提訴した。また CCI は入学生に対して連邦貸与奨学金だけでなく高利の民間ローンを組まなければ支払えない入学時登録金を課していたため、CFPB（連邦消費者金融保護庁）が 2014 年 9 月に CCI を提訴し、連邦教育省が 2015 年に CCI に対する FSA プログラムを中断した上で 3 千万ドルの罰金を課すなどの制裁措置を講じたため、CCI は 2015 年 2 月に全校を閉鎖した。同年、全米に 130 拠点を持っていた ITT（ITT Educational Services）も CCI と同様の不適切経営により連邦政府の捜査対象となり、ITT が 2016 年 9 月に破綻したことで 38 州の学生約 4 万人に被害が及んだ。また 2016 年 12 月には営利大学大手デブライ大学（DeVry University）が卒業後の就職と収入水準について偽って

¹² Table 304.60. Total fall enrollment in degree-granting postsecondary institutions, by control and level of institution and state or jurisdiction: 2018 and 2019

https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_304.60.asp

なお、学生数を学部生と大学院生に分けた統計は Table 304.80 を参照。

https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_304.80.asp

¹³ GAO (2010) For-Profit Colleges: Undercover Testing Finds Colleges Encouraged Fraud and Engaged in Deceptive and Questionable Marketing Practices
www.gao.gov/products/gao-10-948t

¹⁴ Senate HELP Committee (2012) For Profit Higher Education: The Failure to Safeguard the Federal Investment and Ensure Student Success
www.help.senate.gov/imo/media/for_profit_report/Contents.pdf

いたとして FTC（連邦取引委員会）が提訴した¹⁵ ¹⁶。このほか、連邦政府機関の捜査対象でなかったが財務に問題を抱えて実質破綻した営利大学に営利大学 ECA（Education Corporation of America）がある。ECA は全米 75 の拠点において職業訓練や準学士の取得を目指すプログラムを約 2 万人の学生に提供していたが、2018 年 12 月にほとんどの拠点を閉鎖した¹⁷。

営利大学はコスト削減と効率化の推進のため遠隔授業に重点を置く傾向にあり、大学教育のオンライン化が最も進んでいるのも営利大学である¹⁸。2019 年度において営利大学で遠隔教育コースを受講している学生の割合は 73.3%と、全大学平均 37.2%の約二倍である（図表－2-17）。営利大学の事業収入の大半は 1965 年高等教育法タイトル 4 に規定された FSA プログラムによる各種補助金である¹⁹。また営利大学が学生募集においてターゲットとしているのは専ら低所得者、アフリカ系米国人、退役軍人、女性のひとり親等の社会的に脆弱な階層者であり²⁰、準学士課程の授業料は 2 年制公立大学と比較して約 4 倍高く設定されている²¹。このことは多くの学生が貸与奨学金に依存せざるを得ない状況を生み出している。

政策提言団体である CRL（Center for Responsible Lending）が連邦教育省の College Score Card データから比較可能なデータを得られる限り用いて分析した結果によれば、公立大学及び私立大学との相対的な比較において営利大学は、標準修了年限内の卒業率が低く（図表－2-11）、貸与奨学金の貸与率が高く（図表－2-12）、卒業時の貸与奨学金額が多く（図表－2-13）、貸与奨学金の返済不能率が高い（図表－2-14）²²。このことから、営利大学の教育の質は公立・私立に比べて相対的に低いと捉えられている。

図表－2-11 学部生の標準修了年限内卒業率、2021 年 8 月（N は比較データが得られた校数）

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
州法上営利大学の修了年限が 4 年の州						
アラバマ	48.0%	13	41.9%	13	16.1%	2
アーカンソー	42.5%	9	46.6%	12	-	0
アリゾナ	53.4%	7	50.5%	3	28.4%	6
カリフォルニア	65.7%	32	63.5%	68	38.7%	13

¹⁵ University of San Diego Children's Advocacy Institute（2018）前掲注 pp.1-2

¹⁶ これらの事例は氷山の一角であり、営利大学大手のフェニックス大学（University of Phoenix）やグランドキャニオン大学（Grand Canyon University）も連邦政府や州司法長官による査察（investigation）を受けている。なお、弁護士であるデイビッド ハルペリン（David Halperin）が運営する Republic Report ウェブサイトには法執行機関の査察を受けた営利大学のリスト及び解説が掲載されており、毎年最新版に更新されている。

Republic Report, Law Enforcement Investigations and Actions Regarding For-Profit Colleges

www.republicreport.org/2014/law-enforcement-for-profit-colleges/

¹⁷ 米国：全米で営利企業傘下の教育拠点が大量閉鎖。アクレディテーション機関も批判の対象に、QA Updates, NIAD-QE, 2019 年 1 月 11 日

<https://qaupdates.niad.ac.jp/2019/01/11/ecaclosure/>

¹⁸ Spiros Protopsaltis, Sandy Baum（2019）Does Online Education Live Up to Its Promise? A Look at the Evidence and Implications for Federal Policy, p.2

www.researchgate.net/publication/330442019

¹⁹ 1992 年に営利大学の事業収入に占める教育省の連邦補助金の割合を 90%以下とする 90%ルール（90/10 Rule）が規定された。しかし国防省や退役軍人省による退役軍人の高等教育支援を目的とした連邦補助金は 90%ルールの適用外であるため、事業収入の 100%が連邦補助金となっている営利大学もある。

²⁰ Plagued by Scandal, For-profit Colleges Target Single Mothers, Jillian Berman, Marketwatch

www.marketwatch.com/story/plagued-by-scandal-for-profit-colleges-target-single-mothers-2017-09-07

²¹ University of San Diego Children's Advocacy Institute（2018）Failing U: Do state laws protect our veterans and other students from for-profit postsecondary predators?, p.3

www.sandiego.edu/cai/publications/failing-u.php

²² CRL, The State of For-Profit Colleges

www.responsiblelending.org/research-publication/state-profit-colleges

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
コロラド	51.4%	13	63.4%	6	32.1%	3
コネチカット	63.8%	10	70.7%	13	17.6%	1
コロンビア特別区	17.7%	1	68.0%	7	-	0
デラウェア	60.9%	2	34.4%	3	-	0
フロリダ	60.4%	13	49.1%	38	35.4%	7
ジョージア	42.7%	18	47.1%	27	16.7%	6
ハワイ	43.9%	3	54.1%	4	23.2%	1
アイオワ	71.2%	3	60.2%	27	29.2%	1
イリノイ	50.2%	11	58.3%	48	37.4%	2
カンザス	52.5%	7	47.3%	17	22.5%	1
マサチューセッツ	62.1%	13	69.5%	53	35.9%	1
メリーランド	55.4%	13	64.9%	14	28.9%	1
ミネソタ	54.3%	12	68.2%	23	-	0
ミズーリ	47.7%	13	53.1%	31	35.6%	2
ミシシッピ	45.9%	8	48.4%	7	-	0
ノースカロライナ	60.1%	16	48.7%	37	-	0
ニュージャージー	66.1%	12	52.2%	19	38.9%	2
ネバダ	41.0%	3	46.0%	1	20.6%	1
ニューヨーク	59.5%	35	62.4%	102	47.6%	5
オハイオ	48.6%	16	57.9%	49	30.8%	2
ペンシルバニア	55.1%	21	67.6%	81	25.8%	2
サウスカロライナ	53.7%	12	51.6%	20	20.6%	1
サウスダコタ	48.9%	6	53.2%	5	20.5%	1
テネシー	48.7%	9	53.2%	30	86.4%	1
テキサス	44.4%	32	46.5%	42	21.3%	7
ユタ	51.1%	4	54.9%	3	71.8%	3
バージニア	66.0%	16	55.1%	25	35.3%	6
ワシントン	61.5%	8	65.3%	13	50.9%	1
ウエストバージニア	39.9%	10	45.4%	8	41.3%	1
州法上営利大学の修了年限が2年の州						
インディアナ	-	0	30.0%	1	55.3%	3
ルイジアナ	15.5%	2	-	0	48.6%	2
メイン	34.9%	6	-	0	-	0
ノースダコタ	34.6%	5	-	0	-	0
州法上営利大学の修了年限が2年未満の州						
アラスカ	90.4%	1	-	-	70.9%	1
ケンタッキー	35.9%	16	-	-	59.6%	8
ネブラスカ	45.9%	1	-	-	73.2%	3
ニューメキシコ	41.6%	6	-	-	66.4%	5
オクラホマ	65.6%	24	72.1%	2	60.7%	9
オレゴン	26.9%	3	-	-	72.5%	11

※ワイオミング州のみデータ掲載なし（CRL 資料を基に作成）²³

図表－2-12 学部生の貸与奨学金貸与率，2021年8月（Nは比較データが得られた校数）

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
州法上営利大学の修了年限が4年の州						
アラバマ	54.3%	14	62.1%	14	59.2%	3
アーカンソー	45.3%	11	60.6%	12	86.6%	1
アリゾナ	42.3%	8	60.2%	5	68.8%	8
カリフォルニア	33.4%	32	51.0%	79	58.6%	18
コロラド	40.7%	13	43.1%	7	54.3%	7
コネチカット	48.1%	10	50.0%	14	72.8%	1
コロンビア特別区	39.8%	1	44.4%	7	59.2%	2
デラウェア	56.2%	2	59.8%	3	76.7%	1
フロリダ	35.3%	15	51.3%	41	59.6%	10
ジョージア	47.5%	18	54.9%	29	70.9%	7
ハワイ	33.3%	3	23.8%	4	34.2%	1
アイオワ	48.3%	3	64.9%	28	52.4%	1
イリノイ	51.5%	12	62.1%	56	68.0%	2

²³ Center for Responsible Lending (2021) The State of For-Profit Colleges, Methodology & Data Tables, Table 2: Student completion rate for each state by sector
www.responsiblelending.org/research-publication/state-profit-colleges

第2章 米国

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
カンザス	47.0%	7	65.3%	19	49.1%	1
マサチューセッツ	62.7%	13	52.7%	55	75.3%	1
メリーランド	48.5%	13	48.2%	15	70.9%	1
ミネソタ	46.2%	12	59.9%	23	58.8%	2
ミズーリ	45.9%	13	56.4%	37	83.6%	2
ミシシッピ	58.1%	8	63.4%	7	85.8%	1
ノースカロライナ	54.7%	16	62.7%	37	83.3%	2
ニュージャージー	51.4%	13	45.7%	20	75.8%	4
ネバダ	30.4%	3	65.6%	2	68.9%	3
ニューヨーク	39.6%	37	40.9%	109	54.6%	5
オハイオ	47.3%	16	63.2%	49	74.8%	2
ペンシルバニア	67.5%	21	61.3%	81	77.9%	3
サウスカロライナ	56.7%	13	67.5%	20	73.3%	2
サウスダコタ	44.9%	6	69.2%	5	40.9%	2
テネシー	48.4%	10	56.7%	30	78.5%	2
テキサス	46.9%	41	51.6%	44	67.5%	12
ユタ	29.2%	4	35.2%	3	61.5%	3
バージニア	49.7%	16	60.3%	28	56.5%	8
ワシントン	41.7%	8	55.6%	16	52.1%	1
ウエストバージニア	47.7%	10	60.2%	8	49.0%	2
州法上営利大学の修了年限が2年の州						
インディアナ	14.1%	1	74.1%	2	81.4%	3
ルイジアナ	48.8%	2	88.9%	1	69.5%	3
メイン	27.4%	6	92.7%	1	19.7%	1
ノースダコタ	16.6%	8	0.0%	1	78.3%	1
州法上営利大学の修了年限が2年未満の州						
アラスカ	12.3%	3	-	-	70.9%	1
ケンタッキー	18.9%	16	-	-	57.9%	10
ネブラスカ	15.1%	1	-	-	58.2%	3
ニューメキシコ	3.6%	7	-	-	59.4%	6
オクラホマ	0.3%	24	64.2%	2	62.8%	10
オレゴン	20.7%	3	-	-	59.0%	14

※ワイオミング州のみデータ掲載なし（CRL 資料を基に作成）²⁴

図表ー2-13 学部生の卒業時貸与奨学金額の中央値、2021年8月（Nは比較データが得られた校数）

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
州法上営利大学の修了年限が4年の州						
アラバマ	\$24,583	14	\$27,582	13	\$28,033	3
アーカンソー	\$19,919	10	\$23,076	11	\$39,000	1
アリゾナ	\$20,154	8	\$22,037	5	\$30,161	7
カリフォルニア	\$16,067	32	\$23,034	68	\$30,779	15
コロラド	\$21,537	12	\$25,931	7	\$27,193	7
コネチカット	\$22,094	10	\$24,146	13	\$28,757	1
コロンビア特別区	\$25,889	1	\$22,929	7	\$39,000	2
デラウェア	\$25,330	2	\$23,769	3	\$39,000	1
フロリダ	\$17,460	15	\$24,394	38	\$28,573	10
ジョージア	\$23,102	18	\$24,869	26	\$30,048	8
ハワイ	\$18,672	3	\$18,755	3	\$33,134	1
アイオワ	\$24,770	7	\$23,605	27	\$18,810	1
イリノイ	\$21,123	12	\$23,475	53	\$26,735	2
カンザス	\$20,310	7	\$23,503	19	\$22,714	1
マサチューセッツ	\$24,313	13	\$24,153	57	\$18,857	2
メリーランド	\$22,300	14	\$24,859	13	\$39,000	1
ミネソタ	\$20,344	12	\$23,473	22	\$20,939	2
ミズーリ	\$23,125	14	\$22,005	35	\$21,722	3
ミシシッピ	\$24,221	8	\$25,121	7	\$39,000	1
ノースカロライナ	\$23,356	16	\$25,825	38	\$30,985	2
ニュージャージー	\$21,130	13	\$24,008	16	\$28,630	4
ネバダ	\$19,182	3	\$23,724	2	\$23,735	4
ニューヨーク	\$16,979	36	\$23,568	81	\$26,170	6

²⁴ Center for Responsible Lending（2021）前掲注 Table 3: Percent of undergraduates borrowing for each state and sector

州	公立		私立		営利	
	%	N	%		%	N
オハイオ	\$23,576	17	\$25,565	48	\$26,735	2
ペンシルバニア	\$25,760	40	\$25,560	79	\$30,785	3
サウスカロライナ	\$24,136	13	\$26,405	21	\$32,083	2
サウスダコタ	\$24,282	6	\$26,171	5	\$22,714	3
テネシー	\$20,964	10	\$24,474	32	\$36,035	2
テキサス	\$18,978	41	\$24,408	39	\$31,041	11
ユタ	\$15,197	4	\$20,150	5	\$28,250	1
バージニア	\$22,778	15	\$25,180	27	\$26,329	7
ワシントン	\$17,680	8	\$22,893	16	\$27,000	1
ウエストバージニア	\$22,423	9	\$25,713	7	\$26,942	3
州法上営利大学の修了年限が2年の州						
インディアナ	\$13,000	1	\$12,644	2	\$15,571	3
ルイジアナ	\$15,065	3	\$22,730	1	\$15,897	3
メイン	\$11,191	6	\$15,250	1	\$14,956	1
ノースダコタ	\$10,475	5		0	\$19,461	1
州法上営利大学の修了年限が2年未満の州						
アラスカ	\$22,438	1	-	-	\$9,076	1
ケンタッキー	\$11,055	16	\$10,537	1	\$10,323	5
ネブラスカ	\$7,000	1	-	-	\$10,918	4
ニューメキシコ	\$12,707	3	-	-	\$9,835	6
オクラホマ	\$9,500	1	\$9,899	3	\$11,719	8
オレゴン	\$13,514	2	-	-	\$11,072	13

※ワイオミング州のみデータ掲載なし（CRL 資料を基に作成）²⁵図表-2-14 貸与奨学金の3年内返済不能率²⁶，2021年8月（Nは比較データが得られた校数）

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
州法上営利大学の修了年限が4年の州						
アラバマ	9.07%	14	10.48%	13	10.63%	3
アーカンソー	10.26%	10	13.64%	12	11.30%	1
アリゾナ	6.29%	8	8.26%	5	12.20%	8
カリフォルニア	3.15%	32	4.08%	77	7.86%	17
コロラド	6.44%	13	6.10%	7	8.09%	7
コネチカット	4.60%	10	4.64%	14	21.30%	1
コロンビア特別区	12.60%	1	6.03%	7	11.30%	2
デラウェア	8.35%	2	11.70%	3	11.30%	1
フロリダ	4.54%	14	9.24%	41	9.21%	10
ジョージア	8.82%	18	9.53%	28	12.59%	7
ハワイ	4.97%	3	5.78%	4	11.10%	1
アイオワ	3.47%	3	5.33%	28	10.30%	1
イリノイ	7.01%	12	5.04%	52	6.75%	2
カンザス	7.27%	7	9.49%	19	16.70%	1
マサチューセッツ	5.62%	13	4.76%	55	6.70%	1
メリーランド	8.08%	13	5.62%	14	11.30%	1
ミネソタ	4.24%	12	3.76%	23	6.65%	2
ミズーリ	10.05%	13	7.06%	34	4.30%	2
ミシシッピ	13.99%	8	13.17%	7	11.30%	1
ノースカロライナ	6.83%	16	9.81%	36	7.35%	2
ニュージャージー	5.39%	13	7.38%	17	10.03%	4
ネバダ	7.07%	3	3.95%	2	11.93%	3
ニューヨーク	4.96%	37	4.70%	81	8.30%	5
オハイオ	9.14%	16	6.47%	49	6.75%	2
ペンシルバニア	7.67%	21	5.37%	79	12.10%	3
サウスカロライナ	8.15%	13	11.05%	20	11.55%	2
サウスダコタ	5.92%	6	5.00%	5	19.20%	2
テネシー	8.57%	10	8.75%	30	10.15%	2
テキサス	7.03%	41	10.14%	43	14.27%	12
ユタ	5.00%	4	3.00%	3	12.93%	3
バージニア	5.24%	16	6.46%	27	11.94%	8

²⁵ Center for Responsible Lending（2021）前掲注 Table 4: Median student debt at graduation for each state by sector²⁶ 返済開始から3年以内に返済がなされなかったために返済不能（default）とされた者の割合を示す。
Student Loan Delinquency and Default <https://studentaid.gov/manage-loans/default>

第2章 米国

州	公立		私立		営利	
	%	N	%	N	%	N
ワシントン	4.32%	8	2.90%	16	4.70%	1
ウエストバージニア	12.23%	10	9.36%	8	13.25%	2
州法上営利大学の修了年限が2年の州						
インディアナ	20.10%	1	19.20%	2	8.60%	3
ルイジアナ	23.75%	2	12.20%	1	15.73%	3
メイン	15.17%	6	0.00%	1	16.60%	1
ノースダコタ	13.84%	5	37.60%	1	9.40%	1
州法上営利大学の修了年限が2年未満の州						
アラスカ	16.75%	2	-	-	12.40%	1
ケンタッキー	20.04%	16	-	-	14.12%	9
ネブラスカ	17.00%	1	-	-	9.73%	3
ニューメキシコ	15.42%	5	-	-	15.30%	5
オクラホマ	10.95%	2	2.6%	2	19.23%	10
オレゴン	17.80%	3	-	-	9.98%	13

※ワイオミング州のみデータ掲載なし（CRL 資料を基に作成）²⁷

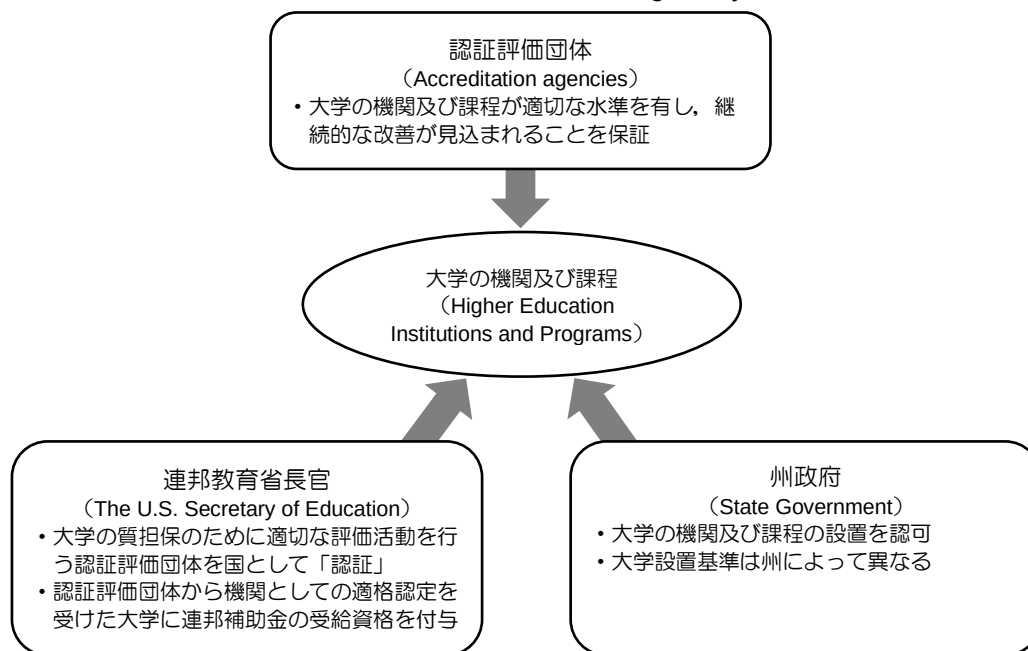
²⁷ Center for Responsible Lending（2021）前掲注 Table 5: Three-year cohort default rate for each state and sector

5. 大学の設置認可

合衆国憲法修正第 10 条により教育の権限は州に留保されるため、大学の設置認可は州がその権限において行うこととされている²⁸。

いっぽうで大学に対する規制は州・認証評価団体・連邦教育省の三者が分担し、質の担保は(1) 州の認可、(2) 認証評価団体による認証評価、(3) 連邦教育省長官の認可、の三つによって図ることが目指されている。これを「規制の三者関係 (the regulatory triad)」という²⁹。

図表－2-15 規制の三者関係 (the regulatory triad)



(ASPA 資料を参考に作成) ³⁰

「規制の三者関係」の各者は次のような相互の関係にある。州政府の認可を受けていても認証評価団体から適格認定を受けていない大学はディプロマミル (diploma mill) ³¹ や似非大学 (fake college) などと呼ばれ、教育の質が担保されていない大学として認知される。また、連邦教育省長官の認可はその大学が州政府から認可され認証評価団体から適格認定を受けていることを前提としており、連邦教育省長官から認可を受けていない大学の学生は FSA (連邦学生支援) プログラムの対象とされず、学生と大学機関が連邦補助金の恩恵が受けられない。FSA プログラムの対象とする大学の要件は連邦規則に規定されていることから、州が大学を認可する要件及び認証評価団体が大学に適格認定を付与する要件は連邦規則に準拠することとされている。

以下に「規制の三者関係」の各者の役割について解説する。

²⁸ SHEEO (2019) Improving State Authorization: The State Role in Ensuring Quality and Consumer Protection in Higher Education, p.7 <https://sheeo.org/project/sheeo-publications/>

²⁹ 'the regulatory triad' は、'the triad' や 'program integrity triad' などとも呼ばれる。

³⁰ ASPA, Reference Information on Accreditation, The triad <https://aspa-usa.org/quick-references/>

³¹ ディプロマミルは、合衆国法典タイトル 20 の 1003 条 (20 U.S. Code § 1003) に「大学レベルのプログラムを修了した者に学位等を授与するとしながらも不十分な教育しか提供せず、連邦教育省長官又は連邦機関・州政府・その他団体等から認証評価団体として認証されている団体から適格認定を受けていない大学」と定義されている。

(1) 州の認可

州による大学の設置審査は State authorization といい、州の高等教育担当省局又は州が設置した大学設置認可を所管する機関が行う。設置審査は新規審査（initial authorization）と更新審査（reauthorization）からなる。設置認可（approval / licensure）を受けた大学は州から設置認可証（charter / statute / constitutional provision）が交付され、設置認可には課程を修了した学生に単位又は学位を授与する権限が随伴する。なお、合衆国議会が特別法により設置した軍学校（The U.S. Service Academies）5校及びインディアン部族議会が制定した法律を設置根拠とする大学は大学が所在する州の設置審査を要さない。

大学の設置認可に全米共通の基準は存在しない。50の州及びコロンビア特別区は各々の州法に設置基準を定めて審査機関を置いている。全米の審査機関数の合計はおよそ70機関であり、私立／公立、4年制／2年制、営利／非営利、学位授与／学位非授与等の別や、州内の大学システム別に複数の機関を置いている州もある³²。

設置審査の項目は州によってさまざまであるが、概ね共通して審査項目とされている事項は次のとおりである。

図表－2-16 大学の設置に際して各州概ね共通して審査項目とされている事項

観点	審査項目（metrics）	
Academics & Resources 学術・教育資源	Instructor qualifications	教員の資格
	Facility/equipment descriptions	施設 / 設備の状況説明
	Mission & Visions	大学の使命・ビジョン
	Curricula	カリキュラム
	Credit-hour requirements	単位付与の要件
	Student support service	学生支援
	Course catalog	開設学科・課程
	Student handbook	学生ハンドブック
	Tuition and fee schedule	奨学金及び納付金
	Admission requirement	入学選抜要件
	Graduation requirements	卒業要件
Licensure & Governance 認可・ガバナンス	Governing board or organizational structure	ガバナンス機関・組織図
	Advertising, marketing, and recruiting practices	広告・マーケティング・採用活動
	Article of incorporation	定款
	Accreditation information	認証評価団体からの適格認定
	Licenses from other boards, agencies, or commissions	その他認可・資格等
	Business licenses	営利事業の認可
Consumer Protection 消費者保護	Student grievance policies	苦情申立てがあった場合の対応
	Tuition recovery fund	授業料補償基金 ³³
	School closure/ teach-out plan	ティーチャウトプラン ³⁴
	Surety bond	保証金 ³⁵

³² SHEEO (2021) How states respond to federal policy on state authorization for higher education: findings from a multi-case study, p.15

https://sheeo.org/wp-content/uploads/2021/07/Natow-et-al._SHEEO-Federal_Policy_on_State_Authorization.pdf

³³ 授業料補償基金（tuition recovery fund）は SPF（student protection fund）ともいい、州法に基づいて大学が州に預託することを義務とし、預託金を州が基金化して大学の突然の閉鎖等の場合に学生に授業料を確実に払い戻すための基金のこと。2021年現在20の州が州法に義務付けている。

³⁴ ティーチャウトプランは、大学が財政難等を理由に学修プログラムを閉鎖した場合に当該プログラムの在学学生が確実にプログラムを修了できるよう、大学の協定校とプログラムの引継ぎを予め取り決めた計画のこと。

³⁵ 保証金（surety bond）も大学が州に預託するものであるが、大学は預託金額以上の支払義務を負わない。保証金を SPF に組み入れている州もあれば、保証金と SPF の双方の預託を義務化している州や、保証金と SPF のいずれの預託も義務化していない州もある。

NCLC (2021) How States Can Help Students Harmed by Higher Education Fraud

観点	審査項目 (metrics)	
	Audited financial statements	監査済み財務諸表
	Multi-year budget / financial projections	複数年度予算 / 収支予測
	Tuition refund policy	授業料返還に関する規定
	Student record procedures	学生の個人情報取扱い手続

(SHEEO 資料を基に作成) ³⁶

しかしながら、審査項目の採用状況は州によって大きく異なる。2012 年に SHEEO (State Higher Education Executive Officers Association) が全国 70 の審査機関を対象に実施した大学の設置審査に関する調査によれば、主要な審査項目について審査項目としていた機関数は以下の通りであった。

図表-2-17 全国 70 の審査機関のうち設置審査時の審査項目としていた機関数 (2012 年)

観点	設置審査時の審査項目	左記を審査項目としていた審査機関数
教育の質 (Educational quality metrics)	教員の質 (Faculty qualifications)	61
	ST 比 (Student faculty ratios)	12
	施設整備状況 (Facility standards)	64
	図書館の充実度 (Library resources)	48
	教育上の一般要件 (General education requirements)	23
	単位認定要件 (Credit/ clock hour minimum)	47
消費者保護 (Consumer protection provisions)	授業料返還に関する規定 (Refund policy)	62
	保証金 (Surety bonds)	50
	授業料補償基金 (Student Protection Fund)	23
	消費者保護上の苦情申立手続 (Consumer complaint procedure)	70
学生の達成 (Student outcome metrics)	卒業率 (Graduation rates)	43
	就職率 (Job placement rates)	28
	留年率 (Retention rates)	10
	貸与奨学金の返済不能率 (Cohort default rates)	4
	卒業・就職後の年収 (Wage data)	1

(SHEEO 資料を基に作成) ³⁷

設置認可プロセスもまた州によってさまざまである。連邦教育省は、大学の法人格別の設置認可プロセスに関する最低基準を連邦規則集タイトル 34 § 600.9 の各項に規定している。

図表-2-18 大学の設置認可プロセス

法人格 (Legal entity)	法人の定義 (Entity description)	設置認可プロセス (Approval or licensure process)
教育機関 (Educational Institution)	§600.9(a)(1)(i)(A) 設置許可状 (Charter) により州の名の下に設置された、定款 (article of incorporation) に基づいて中等後教育を提供する、又は、適切な州行政機関あるいは州関係機関の許可による、公立又は私立あるいは非営利の機関。	§600.9(a)(1)(i)(B) 教育機関は州の設置認可プロセスに準拠して州から設置認可を受けなければならないが、認証評価団体から適格認定を受けている場合や、20 年以上の運営実績がある場合、又はこれら双方の要件を満たす場合には、この限りでない。
営利機関 (Business)	§600.9(a)(1)(ii) 州の設置認可により設置された、商行為又は営利的サービスを提供する営利目的の機関	§600.9(a)(1)(ii)(A) 州は認可プロセスを規定し、機関は州の設置認可プロセスに準拠して高等教育を提供する機関として設置認可を受けなければならない。
チャリティ機関	§600.9(a)(1)(ii)	

www.nclc.org/issues/student-loans-issues/how-states-can-help-students-harmed-by-higher-education-fraud.html

³⁶ SHEEO (2019) 前掲注 p.10

³⁷ SHEEO (2019) 前掲注 pp.12-13

法人格 (Legal entity)	法人の定義 (Entity description)	設置認可プロセス (Approval or licensure process)
(Charitable organization)	州の設置認可により、公共の利益を目的として設置された非営利の機関。	\$600.9(a)(1)(ii)(B) 機関は、認証評価団体から適格認定を受けている場合や、運営実績、あるいはこれに類する条件を有していても、州の設置認可の適用除外とはならない。

(連邦教育省資料に掲載されている表を日本語訳) ³⁸

一般的に、設置認可を受けた大学の課程の質を州が定期的に見直すことをプログラムレビュー (program review)、大学が課程を新設する際に州が審査・認可することをプログラム認可 (program approval) というが、すべての州が州法に要件としているわけではない。大学設置を所管する約 70 機関のうち 29 機関を対象に実施した 2019 年の調査によれば、29 機関中 24 機関がプログラムレビューを、21 機関がプログラム認可を、17 機関がプログラムレビューとプログラム認可の双方を実施していた³⁹。

(2) 認証評価団体による認証評価

大学の認証評価は認証評価団体 (accreditation agencies⁴⁰) が実施する。認証評価団体は民間団体であり、2022 年 3 月時点では連邦教育省長官が認証 (recognition) した 37 団体と CHEA (高等教育認証評価協議会) が認証した 64 団体があり、双方が認証した認証評価団体の数は 18 団体である。

連邦教育省長官又は CHEA の認証を受けずに認証評価団体を名乗り、事実上大学の審査や適格認定を行っている団体も存在する。そのような団体は似非認証評価団体 (fake accrediting agencies) などと呼ばれ、ディプロマミルの温床とされている⁴¹。

連邦教育省長官による認証評価団体の認証は、1965 年高等教育法タイトル 4 に規定されたペル奨学金等の各種連邦補助金プログラムについて、主として大学が連邦補助金の適用を受けるに相当する要件を備えているかを認証評価団体が適切に判断できるかという観点から行われ、NACIQI (教育機関の質及び高潔性の確保に関する国家諮問委員会) が審査の上連邦教育省長官が認可を決定し、一連の手続は連邦教育省高等教育局 (OPE) が所管している。

CHEA による認証評価団体の認証要件は CHEA が定めるが、各認証評価団体に要求する大学の質保証に係る取組に関する要件は、基本的な部分において連邦教育省の要件と大きな違いはない。したがって、連邦教育省長官又は CHEA から認証を受けた認証評価団体から機関として適格認定を受けた大学は、その質が相当程度確保されていると推認され得る。

州の設置認可に際して、すべての州が認証評価団体からの適格認定の取得を要件としているわけではない。11 の州は要件としておらず⁴²、6 州は設置審査の段階で申請大学が適格認定を取得

³⁸ ED, Program Integrity Questions and Answers - State Authorization
www2.ed.gov/policy/highered/reg/hearulemaking/2009/sa.html

³⁹ SHEEO (2021) State-Level Program Approval and Review
<https://sheeo.org/project/sheeo-publications/>

⁴⁰ 認証評価団体は、accrediting agencies, accrediting bodies, accrediting organizations, college accreditors などとも呼ばれる。

⁴¹ ED Laws & Guidance, Diploma Mills and Accreditation - Diploma Mills
www2.ed.gov/notclamped/students/prep/college/diplomamills/diploma-mills.html

⁴² 認証評価団体による適格認定の取得を設置認可の前提としていない州は、ワシントン州、カリフォルニア州、ユタ州、ウィスコンシン州、ケンタッキー州、テネシー州、ノースカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州、

していなくとも設置認可し、設置後一定期間内に適格認定を取得すればよいとしている⁴³。適格認定の取得を設置要件としている州も、連邦教育省長官が認証した団体の適格認定に限るとするか、又は CHEA が認証した団体のものでも可とするか、あるいは双方が認証した団体のものに限るとするかも、州によってさまざまである⁴⁴ ⁴⁵。またフロリダ州は、連邦教育省長官から認証を受けた認証評価団体によって適格認定された大学であれば州の設置基準によらずとも設置認可する LBMA（Licensure by Means of Accreditation；適格認定による認可）制度を有し⁴⁶、これと類似した制度はサウスダコタ州にもある⁴⁷。しかしながら大多数の大学は、州法の要件にかかわらず連邦教育省長官又は CHEA が認証した認証評価団体からの適格認定を取得している。

どの認証評価団体から適格認定を取得するかは大学の判断による。認証評価団体は地域内の大学を対象とした地域別認証評価団体と各専門分野別の認証評価団体とに大別されるが、後者は全米の大学を対象とすることから一般に全国的認証評価団体（national accreditor）と呼ばれる。大学機関と学修プログラムを総合的に審査する団体は 1 団体に限られ、これを primary accreditor という。複数の学部を総合的に有する中～大規模の大学は地域別の団体から適格認定を取得している場合が多く、地域別の団体には、連邦教育省長官と CHEA の双方から認証されている 7 団体（HLC, MSCHE, NWCCU, SACSCOC, ACCJC, WSCUC）と連邦教育省長官のみから認証されている NYSED Regents 団体の合計 8 団体がある。いっぽうで看護学、神学、ビジネス等の単一の学部のみからなる大学は全国的認証評価団体から適格認定を取得しているケースが多い。

認証評価基準は認証評価団体毎に異なるために一般化が困難である。そのため、中西部及び西部 19 州の大学を対象としている地域認証評価団体である HLC（Higher Learning Commission）の認証評価基準を例として取り上げる。

HLC の認証評価基準は 5 個の基準（criterion）と 18 個の必須要素（core components）から構成され、必須要素中に複数の評価基準が示されている。必須要素の評価基準を大学が満たしているかは、それを証明する書類の提出による⁴⁸。評価基準をすべて満たしていれば充足（met）とされ、満たしていない、又は改善を要する、あるいは経過観察を要する場合は未充足（not met）とされる。5 個の基準内の必須要素がすべて充足（met）した場合、又は条件付充足（met with concerns）とされた場合は基準が充足（met）とされ、適格認定（accreditation status）が付与（merit）される⁴⁹ ⁵⁰。

ニューハンプシャー州、コネチカット州である。

⁴³ 認証評価団体による適格認定の取得を設置後一定期間内でも可としている州は、アリゾナ州、コロラド州、イリノイ州、ニューメキシコ州、オハイオ州、ロードアイランド州である。

⁴⁴ What is State Authorization? www.kent.edu/cde/state-authorization-students

⁴⁵ ECS（2020）50-State Comparison: State Postsecondary Governance Structures, 3. Statewide and Major Postsecondary System Coordinating and Governing Boards
www.ecs.org/50-state-comparison-postsecondary-governance-structures/

⁴⁶ Florida Code 1005.32 Licensure by Means of Accreditation
https://law.justia.com/codes/florida/2006/TitleXLVIII/chapter1005/1005_32.html

⁴⁷ SHEEO（2019）前掲注 p.10

⁴⁸ 証明書類の例（Possible Sources of Evidence）は、以下に掲載されている。

HLC（2020）2020 Resource Guide, pp.34-41

https://download.hlcommission.org/HLCResourceGuide_INF.pdf

⁴⁹ HLC, Policy Title: Evaluative Framework for the HLC Criteria, Number: INST.A.10.020
www.hlcommission.org/Policies/evaluative-framework-for-the-hlc-criteria.html

⁵⁰ HLC, Policy Title: Candidacy, Number: INST.B.20.020
www.hlcommission.org/Policies/candidacy.html

図表-2-19 HLC（Higher Learning Commission）の認証評価基準

基準（Criterion）
必須要素（Core Components）
評価基準
基準1：使命（Mission） 大学（the institution）の使命が明確で、確実に公表され、大学の運営を導いている。
1.A. 大学の使命が確実に公表され、大学全体で運用されている。 - 大学の使命が、大学の状況に適したプロセスを通じて設定されている。 - 大学の使命及びこれに関連する方針が最新のものであり、かつ、教育、奨学金、研究、応用研究、創造的活動、臨床サービス、公共サービス、経済的発展、宗教的目的、文化的目的など、大学の使命のさまざまな側面に重点を置いている。 - 大学の使命及びこれに関連する方針が、大学が提供する高等教育の提供、サービスの性質、範囲、構成要素を特定している。 - 大学の学術サービス、学生支援サービス、入学者の要件が、大学が定めた使命と一致している。 - 大学が、目的、ビジョン、価値観、目標、計画、優先事項などの公開情報を通じて、その使命を明確に示している。
1.B. 大学の使命が、公共の利益のための取組を示している。 - 大学の行動及び決定が、大学の役割が大学や上位組織に対するものでなく、一般の人々に奉仕するものであることを示している。 - 大学の教育的責任が、投資家に対する金銭的利益や、関連機関又は上位組織への貢献、外部の利益に対する支援などの目的よりも優先されている。 - 大学が、その使命と能力の範囲内で、外部の構成員と関わり、彼らのニーズに応えている。
1.C. 大学が、その使命の範囲内で、また大学が奉仕する構成員のために、多様な多文化社会とグローバルに接続された世界への市民参加の機会を提供している。 - 大学が、市民や就労者を学生として受け入れるカリキュラム又は共同カリキュラムによる活動を奨励している。 - 大学の手段及び活動が、多様な集団を包括的かつ公平に取り扱っていることを示している。 - 大学が、さまざまな背景、考え方、視点をもつすべての学生、教員、職員、管理者に対して敬意を払う文化を育んでいる。
基準2：高潔性：倫理的かつ責任ある行動（Integrity: Ethical and Responsible Conduct） 大学が高潔性を有し、倫理的かつ責任ある行動を取っている。
2.A. 大学が、大学理事会（governing board）、管理者、教職員のそれぞれにおいて、公正かつ倫理的な行動を確保するための方針と手続を確立しており、それに従っている。 - 大学が設定した使命を理事会が採用している。 - 大学が、財政面、学術面、人的資源面、補助的機能面において誠実に運営している。
2.B. 大学が、学生と一般市民に対して、明確かつ完全に大学の情報を公表している。 - 大学が、提供する教育、要件、教職員、費用、ガバナンス構造、適格認定関係に関する情報について、表現の的確性を保証している。 - 大学が、研究、地域への関与、体験学習、宗教的又は精神的な教育、経済的発展に関する活動を通じて教育体験に貢献しているとの主張を裏付ける証拠が利用可能であることを保証している。
2.C. 大学の理事会が、理事会の方針に従って大学の利益の最大化のために決定を下し、大学の完全性の確保のために自律的に運営されている。 - 理事会が、大学の財政的かつ学術の方針及び慣行に関する情報に基づいた決定を下すように訓練されており、豊富な知識を有している。理事会が、法的責任及び受託責任を果たしている。 - 理事会が、大学の維持及び強化のための優先事項に準拠して審議を行っている。 - 理事会が、意思決定の審議において、大学の内部及び外部の構成員の合理的かつ相互に関わる利益を検討している。 - 理事会が、寄付者、理事に選出された公務員、オーナーその他の外部構成員の合理的かつ相互に関わる利益を検討している。 - 理事会が、大学の日常的な管理を大学の管理部門に、学術関係の監督を大学の教員に、それぞれ委任している。
2.D. 大学が、教育と学習における真実の追求において、学問の自由と表現の自由に取り組んでいる。
2.E. 大学の方針と手続において、教員、職員、学生が、知識の責任ある取得、発見、適用が求められている。 - 大学が、基礎研究及び応用研究の支援において、専門的な基準を維持し、規制の遵守、倫理的行動、財政的な説明責任が保証されていることを監督している。 - 大学が、教員、職員、学生が実施する研究及び学術的実践の完全性を確保するため、効果的な支援サービスを提供している。

基準 (Criterion)	
必須要素 (Core Components)	
評価基準	
	3. 大学が、研究活動における倫理及び情報リソースの使用に関して、学生に対してガイダンスを提供している。 4. 大学が、学術的な誠実さと高潔性に関する方針を定め、勧奨している。
基準 3：教育と学習、リソース、支援 (Teaching and Learning: Quality, Resources, and Support) 大学が、その場所や実施手段にかかわらず質の高い教育を提供している。	
3.A. 大学が提供する教育が、高等教育に相応しい厳格さを備えている。	1. 教育課程 (courses) 及びプログラム (programs) が最新のものであり、授与する資格に適した水準の成績を有していることを学生に要求している。 2. 大学が、学部学位、ポストバカロレア (post-baccalaureate)、大学院学位、修了証明書 (certificate) の各プログラムにおける学修目標を明確にしており、差別化している。 3. 大学のプログラムの質及び学修目標が、すべての方法及び場所において一貫したものとなっている (メインキャンパス、メイン以外のキャンパス、遠隔教育、二重単位 (dual credit)、契約による又はコンソーシアムによる取決め、又はその他の様式)。
3.B. 大学が、知的探求又は創造的活動の修得や環境の変化に適応したスキルの開発において、これらに関する情報の収集、分析、伝達に学生が関与するプログラムを提供している。	1. 一般教育プログラムが、大学の使命、教育の提供、学位の水準に適っている。大学が、学部の一般教育プログラムの目的、内容、学修成果を明確に示している。 2. 一般教育プログラムが、大学によって開発又は確立された枠組みが採用している方針 (a philosophy) に立脚しており、学生に幅広い知識と知的概念を授け、大学教育を受けたすべての者が持つべきと大学が信じる水準のスキルと学問に対する態度を発達させている。 3. 大学が提供する教育が、人間と文化の多様性を認識し、多文化世界で生活し働くための成長の機会と生涯にわたるスキルを学生に提供している。 4. 学生と教職員が、奨学金、創造的活動、知識に発見に関して、大学が提供し大学の使命に適う限りにおいて貢献している。
3.C. 大学が、効果的で質の高いプログラムと学生サービスに必要な教職員を有している。	1. 大学が、教職員の全体的な構成について、大学の使命の範囲内において、また大学が奉仕する構成員にとって、適切な多様性を反映した人材からなるように努めている。 2. 大学が、カリキュラムの監視、学生の成績に対する期待、学生の学修評価、教育のための学術的資格の確立等に関わる、教室内と教室外での役割を実行するに当たって十分な数の常勤の教員を有している。 3. デュアルクレジットの授業、契約授業及びコンソーシアムによる授業を提供するすべての教官 (Instructors) が、適切な資格を有している。 4. 教官が、確立された制度上の方針と手順に従って定期的な評価を受けている。 5. 大学が、教官が最新の学術知識を有し、教育上の役割に関して精通していることを保証し、教官の専門能力の開発を支援するための手続規定とリソースを有している。 6. 教官が、学生からの相談や質問 (inquiry) に対応できている。 7. 学生支援サービスを提供する職員が、専門能力開発において適切な資格を有し、訓練され、支援されている。
3.D. 大学が、効果的な教育のために、学生の学習とリソースの支援を行っている。	1. 大学が、学生らのニーズに合った学生支援サービスを提供している。 2. 大学が、学生の学術的なニーズに対応するために、コースやプログラムに参加する学生らを支援するための学習上の支援サービス及び指導サービスを提供している。 3. 大学が学生に対し、学生のニーズに応じた学術的な助言を提供している。 4. 大学が、効果的な教育と学習を支援するために必要なインフラ及びリソースを学生及び教官に提供している (大学により、技術インフラ、科学研究施設、図書館、実技空間、臨床実習サイト、博物館など)。
基準 4：教育と学修：評価と改善 (Teaching and Learning: Evaluation and Improvement) 大学が、教育プログラム、学修環境、支援サービスの品質に関して責任の所在を示し、継続的な改善の促進のために設計された手続を通じ、学生の学修の有効性を評価している。	
4.A. 大学が、提供する教育の質を保証している。	1. 大学が定期的なプログラムレビューを継続的に実施し、調査結果に基づいて行動している。 2. 大学が、体験学習又は他の形式による学習に対して授与するものも含め、記録したすべての単位について、これを評価するか、又は責任ある第三者の評価に依存している。 3. 大学が、転入生に許可する単位の質を保証する方針を有している。 4. 大学が、教育課程の前提条件、教育課程の厳格さ、学生に対する学修の期待、学修リソースへのアクセス、デュアルクレジットのプログラムを含むすべてのプログラムにおける教員資格に係る権限を維持し、

基準 (Criterion)	
必須要素 (Core Components)	
評価基準	
	行使している。高校生向けのデュアルクレジットの教育課程又はプログラムについては、高等教育カリキュラムと同等の学修成果及び達成水準を保証している。
	5. 大学が、教育目的に応じて、プログラムの専門的な適格認定を維持している。
	6. 大学が、修了者の達成度を評価し、高度な研究又は就労に向けた準備として有資格者であることを表す資格が、その目的を達成することを保証し、すべてのプログラムについて、その使命に相応しいと考えられた指標に目を向けている。
	4.B. 大学が、学生の教育成果に向けた取組の一環として、学生の学修状況の継続的な評価に取り組んでいる。
	1. 大学が、学生の学修状況の評価し、学術及び共同カリキュラムの提供における学修目標を達成するための効果的な手続規定を有している。
	2. 大学が、評価から得られた情報を活用して学生の学修状況を改善している。
	3. 学生の学修状況の評価するための教育機関の手続規定及び方法論には、教職員、大学関係者、その他関連スタッフの実質的な参加を含む実践経験が反映されている。
	4.C. 大学が、学位及び修了証明書プログラムの維持率、継続率、修了率の向上のための目標及び戦略を通じて、教育の向上を追求している。
	1. 大学が、野心的で、達成が可能で、大学の使命、学生人口、教育の提供状況に適した、学生の定着率、継続率、修了率に関する目標を設定している。
	2. 大学が、プログラムにおける学生の定着率、継続率、修了率に関する情報を収集、分析している。
	3. 大学が、プログラムにおける定着率、継続率、修了率に関する情報を活用し、データの信頼性のための改善を行っている。
	4. プログラムにおける学生の定着率、継続率、修了率に関する情報の収集及び分析に用いる大学の手続規定及び方法論が、実践経験に基づいている（大学は、継続性又は修了率の決定に IPEDS の定義を使用する必要はなく、大学が学生集団に適した対策を選択することを推奨するが、大学は自ら選択した対策の有効性について責任を負う）。
基準 5：大学の有効性、リソース、計画 (Institutional Effectiveness, Resources and Planning)	
大学のリソース、組織構造、手続規定が、その使命を果たし、提供する教育の質を向上させ、将来の課題及び機会に対応するに十分である。	
	5.A. 大学がその管理構造と共同プロセスによって発揮するリーダーシップが効果的であり、その使命を果たすことを可能にすると示している。
	1. 計画、方針、手続規定を通じた大学の共有ガバナンスに、理事会、管理部門、教員、職員、学生等の内部構成員が関与している。
	2. 大学の管理者が、大学とその構成員の利益の最大化のために、データを使用して情報に基づいた決定を行っている。
	3. 大学の管理者が、効果的な協働を通じて、教員、及び適切な場合は職員及び学生が、学問的な要件、方針、手続規定の設定に関与することを保証している。
	5.B. 大学のリソースベースが、大学による提供物と、将来的にその質を維持・強化するための計画に基づいている。
	1. 大学が、プログラムの提供場所や提供方法にかかわらず、その運用を支援するのに十分な資格を有し訓練されたスタッフとインフラを有している。
	2. 大学のミッションに組み込まれた目標及び関連する方針が、大学の組織、リソース、機会に対して現実的である。
	3. 大学が、予算編成と財政のチェックのために、十分に開発された手続規定を有している。
	4. 大学の資金配分により、教育目的が確実に達成されている。
	5.C. 大学が、体系的かつ統合された計画の策定と改善に取り組んでいる。
	1. 大学が、その使命と優先順位に従ってリソースを割り当てている。これには、該当する場合、総合的な研究企業、関連研究機関、関連研究センターが含まれる。
	2. 大学における学生の学修評価、運用評価、計画、予算編成のプロセスが、相互にリンクしている。
	3. 計画プロセスが、機関全体を網羅し、内部及び外部の構成員からの視点を考慮している。
	4. 大学の計画が、大学の収入源と入学者数の変動を含めた現在の能力を十分見極めた上で策定されている。
	5. 大学の計画が、技術の進歩、人口動態の変化、グローバリゼーション、経済状況、国による支援等の、進化する外部要因の予測に基づいている。
	6. 大学が、運営及び学生の成果を体系的に改善するための計画を推進している。

(HLC 資料を基に整理) ⁵¹⁵¹ HLC, Policy Title: Criteria for Accreditation, Number: CRRT.B.10.010

HLC の審査を希望する大学は HLC の事前審査を経て申請プロセスに入り、総合評価（Comprehensive Evaluation）を受審して認証評価申請資格（Candidacy）を得るが、ここまでの約 2 年を要する。初回の適格認定の有効期間は通常 4 年間である。再認証には二つの経路があり、初回の適格認定を受けた大学の再認証申請の場合や大学組織に大きな変化があった場合等は Standard Pathway の手続、2 回目以降の再認証申請の場合は Open Pathway の手続となる⁵²。再認証のための総合評価は、再認証申請してから 10 年目に実施される。

図表-2-20 HLC（Higher Learning Commission）の Standard Pathway と Open Pathway

	Standard Pathway	Open Pathway
1 年目	再認証申請準備（Prepare Assurance Filing）	
2 年目	大学は、申請書類ファイル（Evidence File）を HLC に提出し、前回の総合評価又は再認証審査の実施時に HLC	
3 年目	から受けた指摘に対する改善状況の書面による説明を開始する。	
4 年目	総合評価（Comprehensive Evaluation） 大学は、総合評価のための書類を HLC に提出する。 HLC は訪問調査を実施の上、総合評価の審査（Peer Review）を行い、意思決定する。	再認証審査（Assurance Review） 大学は、再認証審査のための書類を HLC に提出する。 HLC は書面審査により、再認証審査を行い、意思決定する。
5 年目	再認証申請準備（Prepare Assurance Filing） 大学は、申請書類ファイルを HLC に提出し、10 年間の適格認定取得に向けた議論を HLC と行う。	質向上の取組に関する説明（Quality Initiative Proposal） 大学は、質向上の取組に関する説明を HLC に対して行うと共に、10 年間の適格認定取得に向けた議論を HLC と行う。 HLC は大学の質向上の取組に関する審査（Review Quality Initiative Proposal.）を行う。
6 年目		質向上の取組に関する報告書（Quality Initiative Report） 大学は質向上の取組に関する報告書を HLC に提出すると共に、10 年間の適格認定取得に向けた議論を引き続き HLC と行う。
7 年目		
8 年目		
9 年目		
10 年目	再認証のための総合評価（Comprehensive Evaluation for Reaffirmation） 大学は、総合評価のための書類を HLC に提出し、HLC は総合評価の審査を訪問調査により行い、意思決定する。	

(HLC 資料を基に整理)⁵³

（3）連邦教育省長官の認可

連邦政府は、教育機関に対して連邦法令に基づく連邦補助金を交付する役割を担っている。連邦補助金のうち 1965 年高等教育法タイトル 4（Title IV）に基づく支援制度は FSA プログラム（Federal Student Aid（連邦学生支援）Programs）と呼ばれ、連邦教育省長官が認可した公立又は私立の大学機関あるいは中等後教育レベルの職業訓練機関が給付対象となり、連邦教育省が機関に対して給付等を行い、学生が最終受益者となる。連邦教育省長官による大学の認可要件及び FSA プログラムの適用要件は、連邦規則集タイトル 34（34 C.F.R.）パート 600 の各条に規定されている。

連邦教育省長官から認可された大学は、連邦教育省長官と FSA プログラムの参加合意（PPA：Program Participation Agreement）を締結することで、連邦ペル給付奨学金（Pell Grant）、教師支援給付奨学金（TEACH Grant）、連邦教育機会補助給付奨学金（FSEOG）、連邦ワークスタディ奨学金（FWS）、連邦ダイレクトローン（FDSL）の各プログラムへの参加資格を得る⁵⁴。

www.hlcommission.org/Policies/criteria-and-core-components.html

⁵² HLC, Choosing a Pathway for Reaffirmation of Accreditation

www.hlcommission.org/Accreditation/choosing-a-pathway.html

⁵³ HLC, Standard and Open Pathways for Reaffirmation of Accreditation

www.hlcommission.org/Accreditation/standard-and-open-pathways.html

⁵⁴ FSA プログラムについては、以下の報告書を参照。

大学が連邦教育省長官から認可されるためには、その大学が ①合衆国議会、州政府、コロンビア特別区政府、インディアン部族政府のいずれかから設置認可を受けていること、② 連邦教育省長官から認証された認証評価団体から大学機関としての適格認定を受けていること、③ 大学が所在する州の高等学校を卒業した者を一般学生（regular student）として入学許可していること、の三つを基本要件（basic criteria）としている⁵⁵。

連邦規則はまた、基本要件の一つである州の認可について、州が州内の大学に対する苦情を適切に処理する体制を整えていることを前提としている（§600.9 (a) (1)）。これは、例えば大学の不正行為が明るみになった場合や実態とは異なる広告で学生を募集したような場合に学生からの苦情処理が適切になされるよう、州検察又は州当局が州の消費者保護法に基づいて調査や紛争解決に当たることを意味する。

しかし州の消費者保護法の管轄権（jurisdiction）は、大学で遠隔教育を受ける州外の学生（out-of-state student）には及ばない。そのため連邦規則は大学に、州外の学生を把握し文書化すること（§668.43 (b)）、州外の大学で遠隔教育を受ける学生が居住する州の州法が州外の大学から遠隔教育を受ける際の要件を規定している場合はそれに従うこと（§600.9 (c)）、学生からの苦情申立てを適切に処理する責任を有する州の機関の連絡先情報を学生に提供すること（§600.89 (c)(2)）を義務付けている。

連邦規則（§600.9 (c)）に従うならば、遠隔教育を提供する大学は、州外の学生が居住する州の州法に遠隔教育の質を担保するための諸規定がある場合にその州の高等教育省局から個別に許可を得なければならず、許可を得るまでに多大な時間と費用を要する。

この問題の解決を図るために設けられた仕組みが SARA（State Authorization Reciprocity Agreements；州認可互恵協定）である。大学が SARA に加入することにより、SARA に加入している州から個別の許可を得ずとも遠隔教育の提供が可能となる。SARA は、2013 年に設立された非営利団体の NC-SARA（National Council of；州認可互恵協定協議会）が取りまとめており、地域教育協定（Regional Education Compacts）によって設立された WICHE, NEBHE, MHEC, SREB の 4 つの地域団体を傘下に置いている。現在、カリフォルニア州以外の 49 州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島が地域団体の SARA に加入している。

SARA に加入した州は 2 年毎に地域団体から更新審査を受け⁵⁶、SARA に加入を希望する大学の審査を行う。一部の州は SARA への加入を州認可の要件としている。SARA に加入した大学は 1 年毎に州から更新審査を受け、不合格の場合は遠隔教育コースの新規募集が停止される。

東京大学（2009）文部科学省 平成 21 年度 先導的大学改革推進支援事業 高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書、第 1 章 アメリカ高等教育における授業料と奨学金

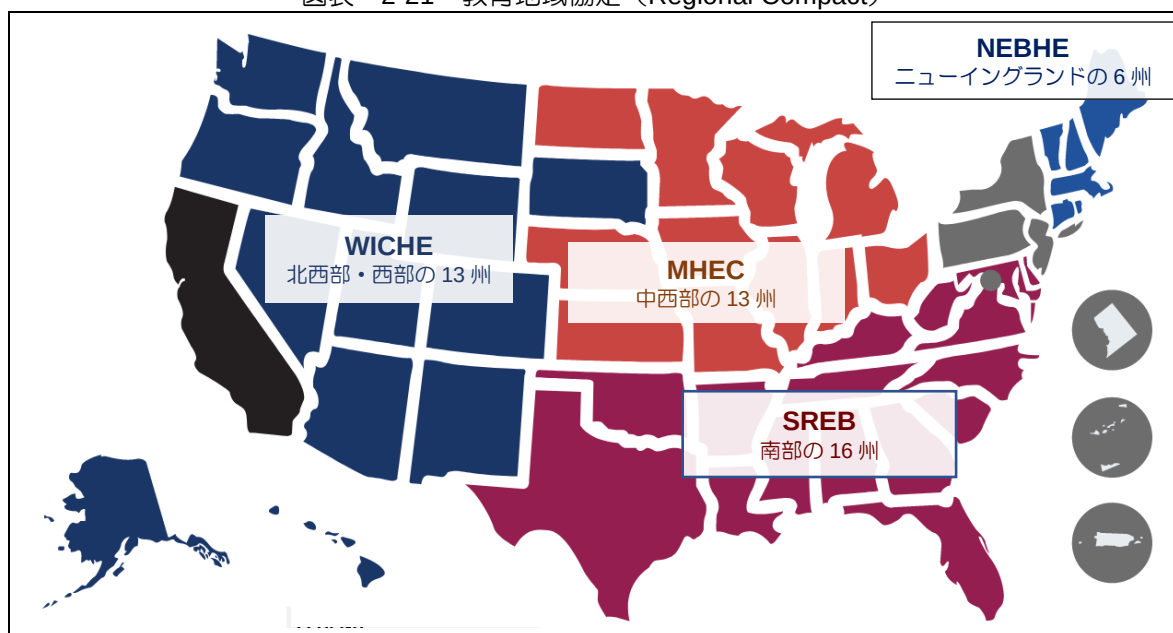
www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1296724.htm

⁵⁵ Federal Student Aid, 2020-2021 Federal Student Aid Handbook

<https://fsapartners.ed.gov/knowledge-center/fsa-handbook/2020-2021/vol2/ch1-institutional-eligibility>

⁵⁶ NC-SARA, What is SARA & Why Does it Matter? <https://nc-sara.org/fast-facts>

図表-2-21 教育地域協定（Regional Compact）

（NC-SARA ウェブサイトを基に作成）⁵⁷

※ニューヨーク州，ペンシルバニア州，ニュージャージー州，コロンビア特別区，米領ヴァージン諸島，プエルトリコは地域団体の SARA には加入していないが，NC-SARA に直接加入している。

大学が機関として SARA に加入するための要件は以下のとおりである⁵⁸。

1. 準学士号（associate Degrees）以上の学位を授与する機関であること。
2. 大学が SARA に加入している州に所在していること。
3. 合衆国議会，州政府，海外領土政府，コロンビア特別区政府，連邦政府認定のインディアン部族政府から学位授与の認可を受けていること。
4. 連邦教育省長官が認証した認証評価団体から適格認定を受けていること。
5. 公立以外の大学の場合，SARA Policy Manual § 2.5 (c 及び d) に規定された財務上の要求要件に適合していること。
6. 大学が学生に約束した教育指導を完全に提供できなかった場合に，大学が合理的な代替手段を学生に提供するか，合理的な金銭的補償を学生に提供することに同意すること。

これらのうち，要件 1 についてはその大学の学位授与プログラムが 1 個以上であれば可とされ，要件 5 については連邦規則（34 C.F.R. §498 (c)）の規定に基づいて算出した財務責任上の総合点（Composite Scores）が最大で 3.0 のところ最低水準の 1.0 以上であれば可とされる。

SARA に加入した州では，通常州の高等教育所管省局が SARA に関する SPE（State Portal Entity；州窓口機関）となって SARA に加入した大学を方針に基づいて監督する。

2021 年 10 月現在，SARA に加入した大学数は約 2,300 校であり，全米の大学数の半数以上にのぼる。SARA に加入した州は在学生数に応じて年間 2,000 ドルから 6,000 千ドルの手数料を NC-SARA に支払っているが，もし SARA に加入せずに個別に州の許可を得ようとするれば，総費用は SARA に加入した場合の 13 倍となると試算されている⁵⁹。

⁵⁷ NC-SARA, Directory www.nc-sara.org/directory

⁵⁸ NC-SARA (2021) SARA Policy Manual 21.1, p.28, Section 3. Institutions and Participation
<https://nc-sara.org/resources/guides>

⁵⁹ NC-SARA, Fast Facts <https://nc-sara.org/fast-facts>

なお、カリフォルニア州において大学の設置は州消費者省の BBPE（私立高等教育局）が所管しているが⁶⁰、同州が SARA に加入していない理由は二つある。一つは、カリフォルニア州には遠隔教育を受ける同州在住の学生を守るための強力な州消費者保護法があるところ、もし同州が SARA に加入すれば、他州の大学の遠隔教育で重大な問題が起きて同州在住の学生が苦情申立てを行っても他州の州法に従って手続されることとなり、他州の苦情処理の結果に異議申し立てできないルールとされているためである⁶¹。二つめは、同州に多数ある営利大学が州外の学生が居住する州の許可を個別に取らざるを得ない状態とすることが営利大学の質の確保につながるという考えからである⁶²。2015 年 2 月にカリフォルニア州議会上院に同州の SARA 加入に関する議員立法が提出されたが委員会説明にとどまり、州議会の会期終了をもって廃案となった⁶³。

⁶⁰ California Department of Consumer Affairs, Bureau for Private Postsecondary Education
www.bppe.ca.gov/

⁶¹ Why SARA is a Bad Deal for California's Online College Students, Public Advocates, March 1, 2016
www.publicadvocates.org/resources/library/sara-ca-factsheet/

⁶² The Odd State Out, Inside Higher ED, February 28, 2018
www.insidehighered.com/digital-learning/article/2018/02/28/california-holds-out-state-reciprocity-agreement-online

⁶³ SB-634 Postsecondary education: interstate reciprocity agreement
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billStatusClient.xhtml?bill_id=201520160SB634

6. 大学における遠隔授業

(1) 現況

連邦教育省の NCES（教育統計センター）による 2019 年度の統計では、連邦教育省長官の認可を受けた全米 3,947 大学のうち在学生の 90%以上が専らオンライン授業を受講している大学は 98 大学が該当し、その半数以上に当たる 53 校が営利大学であった。

図表-2-22 主としてオンライン教育を提供する大学*数の推移（校）

学年度	全国機関数の合計	在学生の 90%以上が専らオンライン授業を受講				
		計	構成比	公立	私立	
					非営利	営利
2014 年度 ⁶⁴	4,716	61	1.3%	4	14	43
2015 年度 ⁶⁵	4,614	68	1.5%	6	17	45
2016 年度 ⁶⁶	4,358	80	1.8%	6	24	50
2017 年度 ⁶⁷	4,298	103	2.4%	9	31	63
2018 年度 ⁶⁸	4,034	104	2.6%	17	32	55
2019 年度 ⁶⁹	3,947	98	2.5%	10	35	53
2020 年度 ⁷⁰	3,982	(未公表)				

* Primarily online institutions (NCES 統計データを基に整理)

図表-2-23 主としてオンライン教育を提供する大学*の学生数、2019 年度

		全体	在学生の 90%以上が専らオンライン教育を受講			
			計	構成比	公立	私立
						非営利 営利
高等教育機関数（校）		3,947	98	2.5%	10	35 53
学生数（人）	全体	19,637,499	956,751	4.9%	138,764	346,011 471,976
	フルタイム	11,966,494	495,620	4.1%	36,219	217,142 242,259
	男性	5,276,895	158,719	3.0%	12,123	69,390 77,206
	女性	6,689,599	336,901	5.0%	24,096	147,752 165,053
	パートタイム	7,671,005	461,131	6.0%	102,545	128,869 229,717
	男性	3,085,995	159,875	5.2%	39,339	48,380 72,156
	女性	4,585,010	301,256	6.6%	63,206	80,489 157,561
	学部生	16,565,066	693,109	4.2%	113,597	261,804 317,708
	フルタイム	10,219,934	361,170	3.5%	27,924	163,629 169,617
	パートタイム	6,345,132	331,939	5.2%	85,673	98,175 148,091
	大学院生	3,072,433	263,642	8.6%	25,167	84,207 154,268
	フルタイム	1,746,560	134,450	7.7%	8,295	53,513 72,642
	パートタイム	1,325,873	129,192	9.7%	16,872	30,694 81,626

* Primarily online institutions (NCES 統計データを基に整理) ⁷¹

また、遠隔教育コース(distance education course)を受講している学生の割合は全体で 37.2%、営利大学では 73.3%であった。

⁶⁴ https://nces.ed.gov/programs/digest/d14/tables/dt14_311.33.asp

⁶⁵ https://nces.ed.gov/programs/digest/d15/tables/dt15_311.33.asp

⁶⁶ https://nces.ed.gov/programs/digest/d16/tables/dt16_311.33.asp

⁶⁷ https://nces.ed.gov/programs/digest/d17/tables/dt17_311.33.asp

⁶⁸ https://nces.ed.gov/programs/digest/d18/tables/dt18_311.33.asp

⁶⁹ https://nces.ed.gov/programs/digest/d19/tables/dt19_311.33.asp

⁷⁰ https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_311.33.asp

⁷¹ NCES, Digest of Education Statistics 2020, Table 311.33. Selected statistics for degree-granting postsecondary institutions that primarily offer online programs, by control of institution and selected characteristics: Fall 2019 and 2018-19

https://nces.ed.gov/programs/digest/d20/tables/dt20_311.33.asp

図表-2-24 高等教育機関における遠隔教育コースの受講者数，2019 年度（人）

		学生数	遠隔教育コースを			
			受講して いない	受講して いる	遠隔教育を 少なくとも 1 コース受講	専ら 遠隔教育を 受講*
学生数 (人)	全体	19,637,499	12,323,876	7,313,623	3,863,498	3,450,125
	レベル別					
	学部生	16,565,066	10,552,130	6,012,936	3,563,377	2,449,559
	大学院生	3,072,433	1,771,746	1,300,687	300,121	1,000,566
	大学種別					
	公立	14,501,057	9,254,592	5,246,465	3,314,230	1,932,235
構成比 (%)	私立	4,145,263	2,804,726	1,340,537	444,872	895,665
	営利	991,179	264,558	726,621	104,396	622,225
	全体	100.0%	62.8%	37.2%	19.7%	17.6%
	レベル別					
	学部生	100.0%	63.7%	36.3%	21.5%	14.8%
	大学院生	100.0%	57.7%	42.3%	9.8%	32.6%
大学種別	公立	100.0%	63.8%	36.2%	22.9%	13.3%
	私立	100.0%	67.7%	32.3%	10.7%	21.6%
	営利	100.0%	26.7%	73.3%	10.5%	62.8%

*Exclusively distance education courses (NCES 統計データを基に整理) ⁷²

NCES は 2022 年 3 月時点で 2020 年度分の統計を未だ公表していないが、NC-SARA によれば、SARA に加入している約 2,300 大学における専ら遠隔教育プログラムに在籍する学生数は 2019 年度が 3,016,944 人であったのが 2020 年度は 5,825,723 人と、前年度比 93%増加した⁷³。

また、研究者が NCES の 2020 年における IPEDS (Integrated Postsecondary Education Data System) データを分析した結果によれば、高等教育機関全体の 50%以上が少なくとも 1 個以上のオンラインコースを設けていることが 2021 年 10 月に公表されている⁷⁴。

なお、U.S.News 社によれば、100%オンライン授業により学士課程を提供している大学は 2022 年 3 月時点で 334 校があり、内訳は公立 186 校、私立 188 校、営利 10 校であった⁷⁵。

(2) 運営基準

法令上の遠隔教育 (distance education) という用語は 2005 年 2 月に成立した「高等教育改正法 (HERA)」に基づいて連邦教育省が発出した通達で用いられたのが最初である。それまでは「1998 年高等教育法」に基づいて通学コース以外を「電気通信による (via telecommunication)」コースと「通信による (via correspondence)」コースとし、通学課程以外のコース数又は学生数が全体の 50%以上の大学はタイトル IV の連邦補助金の対象外とされていた。しかし 2005 年

⁷² NCES, Digest of Education Statistics 2020, Table 311.15. Number and percentage of students enrolled in degree-granting postsecondary institutions, by distance education participation, location of student, level of enrollment, and control and level of institution: Fall 2018 and fall 2019
<https://nces.ed.gov/fastfacts/display.asp?id=80>

⁷³ NC-SARA, What is SARA & Why Does it Matter? <https://nc-sara.org/fast-facts>
 Fall 2020 Institutions by Total Exclusively Distance Education Enrollment
https://public.tableau.com/app/profile/nc.sara/viz/InstitutionsbyTotalEDEE/6_3InsbyTotalEnr

⁷⁴ Alternative View: More than 50% of US Higher Ed students took at least one online course in 2019-20, Phil on EdTech, October 7, 2021
<https://philonedtech.com/alternative-view-more-than-50-of-us-higher-ed-students-took-at-least-one-online-course-in-2019-20/>

⁷⁵ U.S.News, Best Online Bachelor's Programs
www.usnews.com/education/online-education/bachelors/rankings

の通達により「電気通信による」教育が「遠隔教育」に置き換えられると共に、遠隔教育に対する50%ルールを廃止し、通信によるコースには引き続き50%ルールを適用することとされた⁷⁶。

連邦教育省は2020年9月2日付の官報において、大学が1965年高等教育法タイトル4に規定された連邦教育省長官の州の認可要件、とりわけ遠隔教育を提供する大学の要件を規定した連邦規則集タイトル34パート600（34 CFR Part 600）の改正を公告し、同改正は2021年7月1日に施行された⁷⁷。改正後の連邦規則では、遠隔教育及び通信コースを含む用語の定義の近代化及び明確化が図られている（34 C.F.R. §600.2）⁷⁸。

遠隔教育（distance education）

- (1) 遠隔教育とは、学生が教師から離れている状況において、以下の(2)(i)～(iv)の技術を利用することで、学生と教師との間で定期的かつ実質的な相互作用が、同期的に又は非同期的に行われるものをいう。
- (2) 遠隔教育の提供において用いられる技術には、以下が含まれる。
 - (i) インターネット
 - (ii) 放送、有線テレビ（closed circuit）、ケーブル、短波放送、ブロードバンド回線、光回線、衛星放送、ワイヤレス通信デバイス
 - (iii) 音声会議（audio conference）
 - (iv) この定義の(2)(i) から (iv) に記載されている技術のいずれかを組み合わせてコースで使用されるその他のメディア
- (3) この定義において、教師とは、コースの内容を提供する責務を負う個人で、かつ機関認証評価を行う団体によって確立された指導のための資格（the qualifications for instruction）要件を満たしている者とする。
- (4) この定義において、実質的な相互作用とは、学生の教育・学習・試験の内容に対話を通じて関わるもので、かつ以下の行為のうち二つ以上が含まれるものとする。
 - (i) 対面による指導
 - (ii) 学生の学修（student's coursework）に対する評価又はフィードバック
 - (iii) コース又はコース関連のスキル（competency）の内容に関する情報提供又は質問への回答
 - (iv) コース又はコース関連のスキルの内容に関するグループ討議の実施
 - (v) 大学又はプログラムの認証評価団体が承認したその他の指導的活動
- (5) 大学は、学生がコース又はコース関連のスキル修得を行うに当たって、学生と教師との間の日常的な相互作用は次の方法で確保する。
 - (i) コース又はコース関連のスキルの修得に要する時間と作業量に見合った実質的な相互作用の機会を、学生に予告しかつ定期的に提供する
 - (ii) 指導者が学生の学術的な関与と達成状況を監督し、監督の際は学生から要求があった場合には学生と定期的かつ実質的な相互作用を促進する責任を負う

通信コース（correspondence course）

- (1) 通信コースとは、大学が教師から離れた状況にある学生に対して郵便又は電子的送信の手段を用いて試験を含む教材を提供するコースをいい、教師と学生の間の相互作用は制限されており、定期的かつ実質的ではなく、学生が主導的に実施するものをいう。
- (2) コースが通信コースかつ部分的に自宅で実施するものである場合、教育省長官は当該コースを通信制コースとみなす。
- (3) 通信コースは遠隔教育ではない。

⁷⁶ (GEN-06-05) Changes made by the Higher Education Reconciliation Act of 2005 (HERA) to Student and Institutional Eligibility, and Student Assistance General Provisions, under the Federal Student Aid Programs. <https://fsapartners.ed.gov/knowledge-center/library/dear-colleague-letters/2006-04-27/gen-06-05-changes-made-higher-education-reconciliation-act-2005-hera-student-and-institutional-eligibility-and-student-assistance-general-provisions-under-federal-student-aid-programs>

⁷⁷ Federal Register, Distance Education and Innovation: A Rule by the Education Department on 09/02/2020 www.federalregister.gov/documents/2020/09/02/2020-18636/distance-education-and-innovation

⁷⁸ 34 CFR Part 600 - Institutional Eligibility Under the Higher Education Act of 1965, as Amended www.ecfr.gov/current/title-34/subtitle-B/chapter-VI/part-600

連邦教育省長官による大学の認可は連邦教育省長官が認証した認証評価団体による適格認定を前提としていることから、大学における遠隔教育の運営もまた認証評価団体の認証事項となる⁷⁹。認証評価基準については次項で説明する。

(3) 質評価

遠隔教育を提供する大学の認証評価において適格と認証するための要件は、認証評価団体が個々に定めている機関が定めた認証評価基準に示されている。

連邦教育省長官と CHEA の双方から認証を受けている地域別認証評価団体の HLC (Higher Learning Commission) の場合、遠隔教育を提供する大学の認証評価の際に特に重視している認証評価基準は次の部分である⁸⁰。

図表-2-25 HLC が遠隔教育を提供する大学の認証評価の際に特に重視する認証評価基準

基準3：教育と学習、リソース、支援 (Teaching and Learning: Quality, Resources, and Support)	
大学が、その場所や実施手段にかかわらず質の高い教育を提供している。	
3.A. 大学が提供する教育が、高等教育に相応しい厳格さを備えている。	
3. 大学のプログラムの質及び学修目標が、すべての方法及び場所において一貫したものとなっている (メインキャンパス、メイン以外のキャンパス、遠隔教育、二重単位 (dual credit)、契約による又はコンソーシアムによる取決め、又はその他の様式)。	

(図表-2-19 の該当部分を再掲)

大学の遠隔教育コース又はプログラムの適格認定の可否は、2011 年に C-RAC (Council of Regional Accrediting Commissions；地域別認証評価団体評議会) が策定した「遠隔教育の評価のための共通ガイドライン」に従って判断される。同ガイドラインは NC-SARA が採用していることから、SARA に加入している州が遠隔教育を提供する大学の遠隔教育コース又はプログラムを審査する際の基準にも用いられている⁸¹。また 2021 年 3 月には、2011 年ガイドラインの改正予告が NC-SARA と C-RAC の共同名義で公表されている。これらの日本語訳を以下に示す。

● 遠隔教育の評価のための共通ガイドライン、C-RAC、2011 年 (Interregional Guidelines for the Evaluation of Distance Education) ⁸²

1. オンライン学習が大学の使命と目的に照らして適切である。

【要説明事項】

- 大学の使命に関する声明に、大学のプログラムとサービスの範囲内におけるオンライン学習の役割が説明されている。
- 大学及び大学のプログラムのビジョンと価値観に関する声明に、オンライン学習環境がどのように構築され支援されているかが説明されている。
- 学生が学修を通じて大学が定めた目標を達成する方法が、必要に応じてオンライン学修プログラムに組み込まれている。
- オンライン学習コース及びプログラムの入学者選抜要件における入学対象者が適切である。
- オンライン学習コース及びプログラムに登録している学生が、大学の入学者選抜要件に適合している。
- 上級管理者及び職員が、オンライン学習が大学の使命及び達成目標にどのように調和しているかを明快に説明できる。

⁷⁹ 2020-2021 Federal Student Aid Handbook, Chapter 2 Program Eligibility, Written Arrangements, and Distance Education

<https://fsapartners.ed.gov/knowledge-center/fsa-handbook/2020-2021/vol2/ch2-program-eligibility-written-arrangements-and-distance-education>

⁸⁰ Northern Illinois University, HLC Requirements for Online Courses
www.niu.edu/citl/online/quality/hlc-online-requirements.shtml

⁸¹ SHEEO (2019) Improving State Authorization: The State Role in Ensuring Quality and Consumer Protection in Higher Education <https://sheeo.org/project/sheeo-publications/>

⁸² Council of Regional Accrediting Commissions (C-RAC) Guidelines
<https://nc-sara.org/resources/council-regional-accrediting-commissions-c-rac-guidelines>

2. オンライン学習サービスを開発、維持、及び必要に応じて拡張するための大学の計画が、大学の通常の計画及び評価プロセスと統合されている。
【要説明事項】
 - ・オンライン学習サービスの開発に係る権限が開発を直接担当しプログラムを直接使用する管理者に委ねられている。
 - ・開発計画に、オンライン学習コース及びプログラムを通じて提供されるプログラムの数、及び／又はそれらに登録する学生数を増やす目標が明確に示されている。
 - ・オンライン学習に関する計画が、現在及び将来における維持管理を適切に行うために、大学予算及び大学の技術発展計画と効果的に連携している。
 - ・オンライン学習の拡大計画が、大学が適切な水準の質を保証する能力を有していることを示している。
 - ・大学と大学のオンライン学修プログラムがニーズ分析を実施しており、プログラムの支援実績を有する。
3. オンライン学習が、大学のガバナンス及び学術的な監督体制に組み込まれている。
【要説明事項】
 - ・大学教員が、オンライン学習サービスの設計及び実装において指定された役割を担っている。
 - ・大学が、提供するサービスの厳格さと指導の質を保証している。
 - ・オンライン学習コース及びプログラムが、大学が使用する標準的な手続によって承認されている。
 - ・オンライン学習コース及びプログラムが定期的な評価手続を受けている。
 - ・コンソーシアムのパートナーとの契約関係及び取決めが明確であり、大学の名前で提供しているすべてのオンライン学習サービスの学術的な質に対して適切な責任を果たすことを保証している。
4. 教育機関のオンライン学習サービスのカリキュラムに一貫性とまとまりがあり、従来の教育形式で提供するプログラムと学術的かつ厳密に比較できる。
【要説明事項】
 - ・カリキュラムの目標とコースの目的が、大学又は大学のプログラムがさまざまな分野や設定の違いに応じたオンライン学習の最適な使用方法についての知識を有していることを示している。
 - ・大学がオンライン学習を通じてカリキュラムを提供する際に、オンサイトによるコースやプログラムを基準としている。
 - ・カリキュラムにおけるコースの内容及び順序が一貫しており、コースのシラバスやプログラムの説明において効果的に定義されている。
 - ・オンライン学習コース及びプログラムのスケジュールが、適時に学位を取得するための経路を学生に示している。
 - ・大学及び大学のプログラムが、オンライン学習コースの登録に関する方針を確立の上実施し、教員が学生と適切に連携できるようにしている。
 - ・必要とされるオンサイト作業（インターンシップ、専門的な実験室作業等）への期待が明確に述べられている。
 - ・コースの設計及び提供が、学生間、教員と学生間の相互作用を支援している。
 - ・カリキュラムの設計及びコース管理体制を通じて教員が学習環境の向上に積極的に貢献している。
 - ・コース及びプログラムのスケジュールが、オンライン学習を受ける学生が持続し達成するのを支援するために効果的に設計されている。
5. 大学が、オンライン学習の目標達成度を含めたオンライン学習の提供の有効性を確認し、その評価結果を用いて目標の達成に努めている。
【要説明事項】
 - ・学生の学習評価がオンサイトのコース又はプログラムで使用されている手順に従って実施されており、及び／又は、評価方法の優れた実践を反映している。
 - ・学生のコース評価が定期的に行われており、それらの分析がコースの改善のための戦略策定に貢献している。
 - ・評価戦略が、カリキュラムを設計する教員、学生と対話する教員、及び学生の学習評価を行う教員との間における効果的なコミュニケーションの実現を保証している。
 - ・大学が学生に提供しているオンラインコースの学術的サービス及び支援サービスの有効性を定期的に評価し、評価結果を改善のために使用している。
 - ・大学が、評価戦略を支援するための技術の適切な使用方法を示している。
 - ・大学が評価プログラムによって変更及び実装したことを通知し、文書化している。
 - ・大学が、学生の学習、学生間及び教員と学生間の相互作用の例を提供している。
 - ・大学が、オンライン学習を受けている学生の定着率／継続性に関する目標を適切に設定し、これらの目標の達成度を評価し、その結果を改善のために使用している。
6. オンライン学習カリキュラムの提供とオンライン学習目標の達成において学生の達成度評価を担当する職員が適切な資格を有し、効果的に支援している。
【要説明事項】

- ・オンライン学習を行う学部が慎重に選択され、適切に訓練され、頻繁に評価され、許容範囲内の成功を収めている。
 - ・大学がオンライン学習教員向けの訓練プログラムを定期的実施し、テスト済の有益な実践をオンライン学習教育に取り入れ、使用するさまざまなソフトウェア製品の能力を確保している。
 - ・教員がコース管理体制に精通しており、効果的な支援を行っている。
 - ・オンライン学習訓練プログラムの責任者が明確に特定されており、コースの開発及び提供を支援するための専門的なリソースや技術的支援に関する知識等を有し、タスクを実行する能力を有している。
 - ・オンライン学習に従事する職員が大学と大学プログラムの使命及び目標を共有し、大学全体の活動に貢献している。
 - ・学生がオンライン学習教員による指導の質に満足している。
7. 大学が、オンライン学習サービスに登録している学生を支援するために、効果的な学生サービス及び学術サービスを提供している。
- 【要説明事項】
- ・大学のオンライン学習への入学案内が、大学がオンライン学習環境の特質に応じた WEB ベースの情報を学生に提供していること、及び学生がオンライン学習で達成するための重要なスキルを大学が有しているかについて判断するのに役立っている。
 - ・大学がオンライン学習のオリエンテーションを提供している。
 - ・大学がオンライン学修プログラムの提供に適した形式で学生支援サービスを行っている。
 - ・オンライン学修プログラムに在籍する学生が、学資援助、履修登録、就職相談等の学生サービスに十分にアクセスできる。
 - ・オンライン学修プログラムに在籍する学生が、24 時間年中無休で提供される技術的な支援サービスにすぐにアクセスできる。
 - ・オンライン学習を使用する学生が、図書館、情報リソース、研究所、機器、追跡システム等の学習資源に適切にアクセスできる。
 - ・オンライン学習を使用する学生が、電子形式による学習資源の使用に習熟している。
 - ・学生の苦情処理が明確に定義され、電子的に行われている。
 - ・オンライン学修プログラムに関する広報物の記述が正確であり、プログラムの目標・要件、アカデミックカレンダー、教員に関する事項等の必要な情報が含まれている。
 - ・大学の学生認証システムに参加するための合理的で費用対効果の高い方法を学生に提供している。
8. 大学がオンライン学習サービスを支援し、必要に応じて拡張するための十分な資源を提供している。
- 【要説明事項】
- ・大学が、プログラムの需要、市場調査、適切な水準の教職員の養成、図書館及び情報資源、技術インフラの評価に係る資源を含む、オンライン学習のための複数年予算を準備している。
 - ・大学がオンライン学習の目標に対応し、強固でかつ測定可能な技術インフラの提供を含む複数年にわたる技術的計画のエビデンスを提供している。
9. 大学がオンラインサービスの完全性を保証している。
- 【要説明事項】
- ・大学が、遠隔教育コース又はプログラムに登録する学生が（遠隔教育でない）コース又はプログラムに参加して修了し学業単位を取得する学生と同じであることを保証するための効果的な手続を実施している。大学がこれらの手続において学生のプライバシーを保護し、追加費用の発生が予想される場合には学生の登録時又は入学時に書面で明確に通知している（注：これは連邦政府の要件であり、遠隔教育プログラムを提供するすべての大学はこの要件に準拠していることを実証する必要がある。）。
 - ・学術活動上の高潔性の確保に関する大学の方針において、オンライン学習が明示的に言及されている。
 - ・オンライン学生向けのオリエンテーションにおいて、学術活動上の高潔性の確保について話し合いが行われている。
 - ・オンライン学習に従事する教員向けの訓練に、不正行為を減らす方法等、学術活動における高潔性の問題の検討が含まれている。

- 遠隔教育に関するガイドラインの改正予告, NC-SARA / C-RAC, 2021 年 3 月
(C-RAC Statement on Proposed Distance Education Guidelines)⁸³

大学の能力 (Institutional Capacity)

1. 遠隔教育を提供する大学が、財源、技術的インフラ、データの安全性、コンテンツの専門知識、学習指導の設計、学生支援、情報資源の評価及びアクセシビリティを含む複数の観点から大学の能力を定期的に評価し、実装している。
2. 遠隔教育に対する財政的な措置が、プログラムの設計、入学措置、学生、提供手段、支援のために十分である。
3. 大学が多様性、平等性、包含を重んじ、大学の使命と学生のための適切な支援を実施している。
4. 大学が教員やその他学術・技術・学生支援を行う職員が技術的な専門能力の開発のための積極的な支援を行うことで教育の質が担保されている。専門的な能力開発を継続して実施しており、技術、指導設計、学習科学、教育学、評価及び改善のためのデータの使用方法に注意が払われている。
5. 大学が教育に使用する学習資源とサービスへのアクセスに使用するツールを十分に支援しており、学生のアクセシビリティとプライバシーを確保することを保証している。大学が、知的財産に関する明確な方針を示している。
6. シラバス、前提条件、コースの実施構造、授業スケジュール、コミュニケーションの手段等、学生をコースに導くための関連情報が大学の学習管理プラットフォームにより学生に提供されている。
7. オンラインプログラム管理 (OPM) 及びその他の契約上及びコンソーシアムとの取決めは、大学が学修プログラム及び学生のプライバシーに対して適切な権限及び責任を保持していることを確認するために見直されている。

大学の透明性及び情報開示 (Institutional Transparency and Disclosures)

8. 入学希望者が入学手続中に利用できる情報は次のとおりである。
 - a. カリキュラム、学習成果、学生の達成度の適切な測定値 (例: 卒業率、州別の資格取得率、就職、より高い学位取得に向けた進学) を含む、プログラムの詳細な説明。
 - b. 授業料、納付金 (学生の身元確認のための支払費用を含む)、教科書、教材、オンサイトで実施される臨床実習やインターンシップのための交通費、費用返還方針を含むすべての費用。
 - c. 入学時又はオリエンテーション・入学許可手続の実施時に、強化された技術的ツール (ウェブサイト、ソフトウェア、ハードウェア) の使用のために必要なスキルに関する説明。
 - d. 学生の身分を証明するための手続。
 - e. 前提条件、技術、インターネット接続、州毎又はセメスター毎に予定されている学習参加の量等、学生がプログラムを修了するために必要とされる情報。
 - f. 学生が学習資源、教員、他の学生、課題に触れることで活動的な学習者として関与することに対する期待。
 - g. 学生が利用できる支援サービスの内容。
 - h. 必要に応じて、専門的な資格取得要件に関する情報、及び特定の州での資格取得に関する助言。
9. 学生が、プログラムや学位レベルの違い、及び学生の背景やニーズを踏まえて、適切に方向付けられている。
 - a. 学習環境にオリエンテーションが組み込まれ、技術や学習資源が学生に提供され、学生に対して助言や個別指導、励まし、コーチング、アクセシビリティの確保を含む支援を実施している。
 - b. オリエンテーションの際、学生がコースで使用される技術及び学習形式を用いて自らの能力を確認する機会を設けている。

学修プログラム (Academic Programs)

10. 学術チームには、教科の専門家の他、指導設計、学生との相互交流、学習成果のアセスメントを行う専門家が含まれている。
11. 大学が、学修プログラムの改善と学生の達成に向けて、学生の関与度・達成度・フィードバックに関するデータを収集・分析・使用している。
12. 大学が同じ学修プログラムを複数の手段を用いて提供する場合に、学修成果と学生の達成水準が複数の手段の間で同等であることを保証している。
13. 学習活動及び評価が測定可能な学習成果と一致しており、学習に対する形成的及び総括的な評価のフィードバックが学生に提供され、プログラム改善の基礎として機能している。

学生支援 (Support for Students)

14. 学生と交流する学術職員及び支援職員が、学生に対して大学が提供するさまざまな支援サービスの案内を行っている。
15. 継続的な支援が、学生自らが達成を模索するための情報とスキルを備えることに寄与し、熱心な学習者として成長することに役立っている。

⁸³ C-RAC (2021) C-RAC Statement on Proposed Distance Education Guidelines
www.c-rac.org/post/c-rac-statement-on-nc-sara-distance-education-guidelines

16. 学術及び学生支援サービスがリモートで利用可能であり、アクセスが容易で、学生が必要なときに利用できる。

17. 学生の達成に対する責任を学術職員、技術職員、支援職員が共同で受け入れている。

プログラムの評価 (Program Review)

18. 遠隔教育を通じて提供されるプログラムが外部からの視点を含む定期的な評価を受けている。評価は、学修プログラムに関する在学生や卒業生によるフィードバックや、卒業生の達成（就職やより高い学位取得に向けた進学）に関する情報を含む経験的なエビデンスによって通知されている。

19. 大学がプログラムの評価やその他のフィードバックに基づいて改善を実施し、文書化している。

学術及び大学の高潔性 (Academic and Institutional Integrity)

20. 大学が学術において高潔であろうとするカルチャーを奨励しており、大学が学術の高潔性の問題に対処するための手続を不服申立ての機会を含めて明確に説明している。

21. 遠隔教育プログラムが、大学の学術、管理、ガバナンス体制と適切に統合されている。

22. 学習成果が、学生と一般の人々に対して透明性をもって示されている。

23. 大学が、SARA の消費者保護に関する規定等 NC-SARA への加入要件及び義務について理解を示している（注：当項目は州の責任である）。

なお、遠隔教育又は通信教育を専ら提供する大学を対象とする全国的認証評価団体に DEAC (Distance Education Accrediting Commission) があり、DEAC は連邦教育省長官と CHEA の双方から認証を受けている。しかし DEAC の機関認証評価の実施実績は 10 数校に過ぎず、それらのほとんどが営利大学である⁸⁴。NC-SARA が公表している主に (exclusively) 遠隔教育コースに在籍している学生数のリストでは、該当学生在籍者数 10,000 人以上の大学の大半が地域別認証評価団体から機関認証評価を受けており、DEAC から機関認証評価を受けた大学はジョージア州の Ashworth College とアリゾナ州の Penn Foster College の 2 校のみである。

図表ー2-26 主に遠隔教育コースに在籍する*学生数が 10,000 人以上の大学、2019 年度（人）
地域別認証評価団体から機関認証評価の適格認定を受けている場合に太字

遠隔教育を提供する高等教育機関	州	大学種	主に遠隔教育コースに在籍			機関認証 評価の 実施団体
			州外 学生数	州内 学生数	学生数 計	
Western Governors University	ユタ	私立	126,620	8,823	135,443	NWCCU
Southern New Hampshire University	ニューハンプシャー	私立	98,293	6,906	105,199	NECHE
University of Phoenix	アリゾナ	営利	89,078	4,793	93,871	HLC
Grand Canyon University	アリゾナ	私立	61,785	13,118	74,903	HLC
Liberty University	バージニア	私立	56,210	13,386	69,596	SACSCOC
Strayer University	コロンビア特別区	営利	50,838	369	51,207	MSCHE
University of Maryland Global Campus	メリーランド	公立	7,426	38,549	45,975	MSCHE
Arizona State University	アリゾナ	公立	33,240	10,056	43,296	HLC
American Public University System	ウエストバージニア	営利	42,144	597	42,741	HLC
Ashworth College	ジョージア	営利	37,159	3,057	40,216	DEAC
Penn Foster College	アリゾナ	営利	38,139	745	38,884	DEAC
Capella University	ミネソタ	営利	36,112	1,511	37,623	HLC
Purdue University Global, Inc.	インディアナ	公立	33,036	4,321	37,357	HLC
Bellevue College	ワシントン	公立	416	28,365	28,781	NWCCU
Colorado Technical University	コロラド	営利	24,007	2,041	26,048	HLC
Chamberlain University	イリノイ	営利	23,075	2,212	25,287	HLC
Excelsior College	ニューヨーク	私立	19,984	4,554	24,538	MSCHE
Eastern Gateway Community College	オハイオ	公立	19,716	4,480	24,196	HLC
Full Sail University	フロリダ	営利	18,252	2,955	21,207	ACCSC
Kent State University	オハイオ	公立	2,350	17,186	19,536	HLC
Palm Beach State College	フロリダ	公立	90	19,398	19,488	SACSCOC

⁸⁴ DEAC, Institutions to be considered at the accrediting commission meeting
www.deac.org/Public-Notices/Institutions-To-Be-Considered.aspx

遠隔教育を提供する高等教育機関	州	大学種	主に遠隔教育コースに在籍			機関認証 評価の 実施団体
			州外 学生数	州内 学生数	学生数 計	
Columbia Southern University	アラバマ	営利	18,142	1,317	19,459	SACSCOC
The University of Texas at Arlington	テキサス	公立	3,352	15,394	18,746	AAQEP
Ivy Tech Community College of Indiana	インディアナ	公立	849	16,011	16,860	HLC
University of the Cumberlands	ケンタッキー	私立	10,624	6,213	16,837	SACSCOC
Brigham Young University - Idaho	アイダホ	私立	13,780	2,418	16,198	NWCCU
Pennsylvania State University	ペンシルバニア	公立	8,927	5,958	14,885	MSCHE
The University of Texas Rio Grande Valley	テキサス	公立	92	14,579	14,671	SACSCOC
Colorado State University-Global Campus	コロラド	公立	7,872	4,653	12,525	HLC
Florida International University	フロリダ	公立	699	11,476	12,175	SACSCOC
Stevens-Henager College-Ogden	ユタ	私立	10,727	802	11,529	2021/8 閉校
University of Central Florida	フロリダ	公立	575	10,468	11,043	SACSCOC
Dixie State University	ユタ	公立	1,920	9,079	10,999	NWCCU
Embry-Riddle Aeronautical University	フロリダ	私立	9,234	1,546	10,780	SACSCOC
Truckee Meadows Community College	ネバダ	公立	257	10,478	10,735	NWCCU
Austin Peay State University	テネシー	公立	1,197	9,394	10,591	SACSCOC
Wilmington University	デラウェア	私立	5,629	4,829	10,458	MSCHE
Bellevue University	ネブラスカ	私立	7,794	2,594	10,388	HLC

*Exclusively distance education (NC-SARA 統計データを基に整理) ⁸⁵

(4) 教育課程

学位を取得するために必要な単位 (credit hours) は一般的に、学士号で 120~130 単位、修士号で 30~64 単位であり、各大学が個別に定める。取得する単位数は、対面授業・実習・演習・インターンシップの場合と遠隔教育の場合とで区別や制限はなされていない。

単位は、50~60 分間の授業 (in-class clock hours) を 2 学期又は 3 学期制の場合は 1 学期内に 30 回以上、4 学期制の場合 1 学期内に 20 回以上行うことで取得できることとされており、単位は学修 (academic engagement) により取得される。

学修は連邦規則に以下のように定義されている (34 C.F.R. §600.2)。

学修 (Academic engagement)

学修とは、学生が学習コース (course of study) に関連する教育活動に積極的に参加するもので、

- (1) 州又は認証評価団体が定めた要件に従って大学によって定義され、
- (2) 以下を含むが、この限りではない。
 - (i) 教師 (instructor) と学生の間に相互作用の機会がある、出席 (physically) 又はオンラインによる同期的な、授業・講義・朗読又は教室外あるいは研究室で実施する活動
 - (ii) 課題の提出
 - (iii) 評価又は試験の受験
 - (iv) 相互的な個別指導、ウェビナーその他のコンピューターを用いた指導を受けること
 - (v) 大学が指定したグループ学習、グループプロジェクト、オンライン討議への参加
 - (vi) 学業に関する教師への相談
- (3) 以下は含まない。例として、
 - (i) 学生寮に住むこと
 - (ii) 大学から給食を受けること
 - (iii) オンラインによる授業又は指導に一旦参加しても継続して参加しないこと
 - (iv) 学業に関するカウンセリングや広報活動に参加すること

学修における遠隔授業について、連邦教育省は次のように説明している⁸⁶。

⁸⁵ NC-SARA, Additional Reports, Total Enrollment by Institution, Fall 2019 Institutions by total exclusively distance education enrollment
www.nc-sara.org/data-dashboards

⁸⁶ ED, Program Integrity Questions and Answers - Credit Hour, CH-A5

一般に、指導時間（instructional time）は一週間の7日間のうち少なくとも1日に時間割どおりの授業又は試験を行うことをいう。指導時間には、休暇、宿題、カウンセリング、オリエンテーションは含まれない。したがって学生は、7日間のどの日であっても、教室授業の出席、試験、実習、実験室での作業、インターンシップ、教員による監督下のスタジオでの作業等を通じて学修に従事することが期待される。遠隔教育及び通信教育の場合、学修には学術的な課題の提出を含み、試験、相互的に行われる個人指導、コンピューターを利用した指導、大学から割り当てられた研究グループへの参加、オンラインによる学術的な討議、学生が教員に質問するための連絡が含まれ得る。単にオンライン授業にログインしたことは学修したことにはならない。

（5）課題・今後の取組等

大学が1965年高等教育法タイトル4のFSA（連邦学資）プログラムに参加するためには、大学が連邦教育省長官により認証された認証評価団体から適格認定を受けていること、及び、連邦教育省他関係機関の要求要件を満たしていること、並びに、州から設置認可を受けていること、の三点を要する。州・認証評価団体・連邦教育省による「規制の三者関係（the regulatory triad）」が正常に機能することで大学の運営が適切に監督され、ひいては学生・保護者・納税者の消費者保護上の利益が確保されることが期待されている。また、州外の学生に遠隔教育を提供するための仕組みとしてSARA（州認可互恵協定）が設けられ、NC-SARAが統括している⁸⁷。

「規制の三者関係」は、三者が責任を分担し各者が自らの責務を確実に果たすことで成り立つことが期待されている。しかしリベラル系シンクタンクのNew Americaの研究者らが2019年11月に公表した研究論文は、いざ大学に問題が発生しても、各当事者が自らの監督責任を認めず他の当事者に責任を擦り付けている状況（game of hot potato）にあると指摘している⁸⁸。

以下に「規制の三者関係」の各当事者、及びNC-SARAに関して指摘されている課題について、近年公表された研究論文等の記述を基に整理する。

① 州

大学の設置に当たって州の審査機関が審査項目としている事項の状況は州によって異なり（図表-2-17を参照）、設置認可後の大学の監督も十分に行われているとは言えないのが現状である。州による大学の監督が行き届かないのは、州の高等教育省局や審査機関の運営財源や人員が圧倒的に不足していることが理由とも指摘されている⁸⁹。

なおサンディエゴ大学の研究グループは、各州の州法による規制が営利大学の不適切経営から学生や退役軍人を守る役割を果たしているか否かについて個別に分析し、各州のランク付けを試みた調査報告書を2018年1月に公表している⁹⁰。

② 認証評価団体

米国の大学の認証評価システムの問題点はかねてから指摘されていた。OECDの研究者らは2003年に公表した報告書において、質保証のための認証評価システムが脆弱であり、学生を

www2.ed.gov/policy/highered/reg/hearulemaking/2009/credit.html

⁸⁷ State Authorization for Online Programs, New America

https://s3.amazonaws.com/newamericadotorg/documents/State_Authorization_Issue_Paper.pdf

⁸⁸ Clare McCann, Amy Laitinen (2019) The Bermuda Triad: Where Accountability Goes to Die, New America www.newamerica.org/education-policy/reports/bermuda-triad/

⁸⁹ 前掲注 p.19

⁹⁰ University of San Diego Children's Advocacy Institute (2018) Failing U: Do state laws protect our veterans and other students from for-profit postsecondary predators? www.sandiego.edu/cai/publications/failing-u.php

はじめ大学や連邦政府にもマイナス影響を及ぼしているとした⁹¹。OECD の指摘を受けて当時の教育長官スペリングス（Margaret Spellings）は合衆国議会に「高等教育の未来に関する委員会（通称 The Spellings Commission）」を 2005 年に設置して認証評価システムの課題抽出に取り組み、2006 年の最終報告書において、認証評価団体が大学のアウトカムに関する評価が不十分で評価の透明性にも欠けており、現状を改善するためのルール作りが必要であると結論付けた⁹²。スペリングス長官は認証評価団体に対する連邦教育省の監督権限の強化を高等教育法の改正案に盛り込むことを目指していたが、この動きに反発した CHEA（高等教育認証評価協議会）をはじめとする利害関係者らが合衆国議会で精力的なロビー活動を展開したことで上院教育委員会委員の多数が反対の立場を取ったために改正には至らなかった⁹³。

現在認証評価団体に関して指摘されている問題には次のようなところにある。まず、専門分野の認証を行う全国的認証評価団体の多くは営利大学であるところ、全国的認証評価団体の構成員や評価対象大学のピアレビューを無給で引き受けているボランティアスタッフの多くが当該専門分野の大学の現職・元職の教職員であり、そのために評価対象大学の事情を忖度して甘めの評価を下す可能性があるが、これを規制する法令の不存在から現状では団体のモラルに頼るほかないのが実情である⁹⁴。また、認証評価で適格とされた大学が不適切経営で破綻した場合に認証評価団体の審査の適切性が疑われても連邦教育省が認証を取り消しても裁判に持ち込まれ、判決が出るまでの長い期間不適切な認証評価団体が活動を続けることが妨げることができない⁹⁵。

③ NC-SARA

NC-SARA は遠隔教育を行う大学の認可要件が州によって異なる問題を解決するニーズの高まりによって成立した民間団体であるが、すべての州及び大学に適用することを目指しているために画一的な（one-size-fits-all）決まりしか定めることが出来ず、そのことが州及び大学の SARA への加入を容易にしている。例えば、NC-SARA は加入する州に授業料補償基金（Student Protection Fund）の設置を要求しておらず、消費者保護の観点から合理的な努力を講じることとのみ規定している。また、大学が SARA に加入するためには財務責任上の総合点が最大で 3.0 のところ最低水準の 1.0 以上であれば可としている。これについては、追加の財務チェックが必要ない水準とされる 1.5 以上まで SARA への加入のハードルを引き上げるべきとする意見がある⁹⁶。

⁹¹ Małgorzata Kuczera, Simon Field (2013) A Skills beyond School Review of the United States, OECD Reviews of Vocational Education and Training

www.oecd-ilibrary.org/education/a-skills-beyond-school-review-of-the-united-states_9789264202153-en

⁹² US Department of Education (2006) A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education <https://eric.ed.gov/?id=ED493504>

⁹³ University of San Diego Children's Advocacy Institute (2018) Failing U, 前掲注 pp.12-13

⁹⁴ Ben Miller (2019) Bolstering the public voice in accreditation, Center for American Progress, June 6, 2019 www.americanprogress.org/article/bolstering-public-voice-accreditation/

⁹⁵ 2016 年に破綻した大手営利大学の CCI (Corinthian Colleges, Inc) と ITT (ITT Educational Services) の適格認定を行っていた全国的認証評価団体の ACICS は、連邦教育省長官の認証取消処分を不当として係争中であるため、2022 年 3 月現在も連邦教育省長官認証団体にリストされ事業を行っている。

⁹⁶ Institute for College access & success (2018) Going the Distance: Consumer Protection for Students Who Attend College Online, p.8 <https://ticas.org/accountability/going-distance/>

また、遠隔教育を行う大学が認証評価団体から適格認定を受けるための全米共通の認定基準は、2011年にNC-SARAが採用しているC-RACの「遠隔教育の評価のための共通ガイドライン」とされている。しかしC-RACガイドラインには測定可能な指標が設定されておらず、消費者保護上の観点が欠けていると指摘されている。この指摘に対してNC-SARAは、C-RACガイドラインは遠隔教育を行う大学に期待していることを示しているのにすぎないと説明し、ガイドラインに従っていることを証明するためのメカニズムが存在しないことを認めている⁹⁷。

④ 連邦教育省

遠隔教育を行う大学、とりわけ営利大学に対する連邦教育省の規制の在り方は、時の大統領府及び合衆国議会の政策方針と規制に反対する勢力のロビー活動に常に翻弄されている。

貸与奨学金は学生が卒業後に返済可能な稼得を得ることを前提としているが、営利大学卒業生の3年以内返済不能率の相対的な高さはかねてから問題となっていた。2015年6月1日、オバマ政権下の連邦教育省は、専ら営利大学の職業訓練プログラムをターゲットとした、十分な収入が得られる就職規則（Gainful Employment Rule; 以下GE規則）を施行した⁹⁸。

GE規則は「営利大学及び職業教育を行う大学は、学生が十分な収入が得られる認知された職に就けられるよう備えること」と定めた1965年高等教育法の規定⁹⁹の解釈に基づいて連邦教育省長官が発出した連邦規則である。GE規則により連邦教育省は営利大学に対し、卒業生のプログラム修了状況や卒業後の就職状況等の情報を把握すること¹⁰⁰、卒業生の就職後における連邦学資ローンの年間返済額が年収の8%又は年可処分所得の20%を超えていないことを個別に確認してデータ化すること、当該データを在学学生及び入学希望者に周知することを義務付けた。また連邦教育省は営利大学に在学学生に対するデータの周知状況及び入学希望者向け資料へのデータ記載状況の連邦教育省への年次報告を義務付け、違反した大学には連邦学生支援プログラムに参加できなくするとした¹⁰¹。営利大学の全国団体APSCUはGE規則の撤回を求めて連邦教育省及び教育長官を相手取ってニューヨーク地裁に訴訟を提起したが2015年5月27日に訴えが退けられ¹⁰²、控訴審においても「連邦教育省の法解釈は合理性を欠いている」、「ローン返済額の対年収比の設定に根拠がない」、「大学にデータ報告を要求することは連邦教育省の権限を逸脱している」などと主張したが、連邦裁判所は2016年3月8日の判決でAPSCUの主張を退け、地裁判決を支持した¹⁰³。

しかし2016年11月にトランプ大統領が指名したデボス（Betsy DeVos）教育長官は、2017年6月に大学のGE規則のデータ提出期限を本来の2017年7月から2018年7月まで1年間延

⁹⁷ Institute for College access & success (2018) 前掲注, endnote 20

⁹⁸ Program Integrity: Gainful Employment, A Rule by the Education Department on 10/31/2014 www.federalregister.gov/documents/2014/10/31/2014-25594/program-integrity-gainful-employment

⁹⁹ 20 U.S.C. §§ 1002(b)(1)(A)(i), 1002(c)(1)(A).

¹⁰⁰ GE Disclosure Requirements <https://fsapartners.ed.gov/fsa-print/publication/7488>

¹⁰¹ Fact Sheet: What to Know About the Gainful Employment Rule <https://highereducationdebt.org/blog/fact-sheet-what-to-know-about-the-gainful-employment-rule#>

¹⁰² Analysis of APC v Duncan – NY case upholding Gainful Employment Rule, June 1, 2015 www.hmbr.com/news-insight/analysis-of-apc-v-duncan-ny-case-upholding-gainful-employment-rule/

¹⁰³ Court of Appeals Rejects Challenge to Gainful Employment Rule, March 15, 2016 www.hlregulation.com/2016/03/15/court-of-appeals-rejects-challenge-to-gainful-employment-rule/

期し¹⁰⁴, 2019 年 7 月には GE 規則そのものを 1 年後に廃止することを決定した¹⁰⁵。このことは、トランプ大統領自身が営利大学 Trump College のオーナーであり、またデボス長官も自らの側近を営利大学の関係者で固めていたため、利益相反の疑いがあるとの批判を受けた¹⁰⁶。

2020 年の政権交代後、バイデン政権下の連邦教育省は GE 規則の成立に向けた連邦規則の改正に向けて動いているが¹⁰⁷, 2022 年 3 月現在利害関係者との調整を行っているところである¹⁰⁸。

¹⁰⁴ Program Integrity: Gainful Employment, A Rule by the Education Department on 07/05/2017
www.federalregister.gov/documents/2017/07/05/2017-14186/program-integrity-gainful-employment

¹⁰⁵ Program Integrity: Gainful Employment, A Rule by the Education Department on 07/01/2019
www.federalregister.gov/documents/2019/07/01/2019-13703/program-integrity-gainful-employment

¹⁰⁶ For-Profit Colleges Sue To Block Protections For Defrauded Students and Taxpayers, 05/25/2017
www.huffpost.com/entry/for-profit-colleges-sue-to-block-protections-for-defrauded_b_59276417e4b0d2a92f2f4274

¹⁰⁷ Gainful Employment Rule Is Back on the Table, as Biden Administration Takes Aim at For-Profit Colleges, Educational Advisors, February 12, 2022

www.educationaladvisors.com/gainful-employment-rule-is-back-on-the-table-as-biden-administration-takes-aim-at-for-profit-colleges/

¹⁰⁸ Colleges Oppose Biden Admin's Proposed Gainful Employment Rules, Best Colleges, March 23, 2022
www.bestcolleges.com/news/2022/03/17/colleges-oppose-gainful-employment-rules/

7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）

MOOCs（Massive open online courses；大規模公開オンライン講座）は2008年にカナダの大学で単位認定を前提とせず無料で実施されたのが最初であり、米国ではこの方式に倣って2011年にMITやカーネギーメロン大学が相次いで導入した。2012年にMITのアガルワル教授がハーバード大学と共同で非営利団体edXを立ち上げて電子回路工学のMOOCsコースを開設し、翌2013年にはedXが独自に開発したMOOCsソフトウェアをオープンソースで公開し、2015年にはアリゾナ州立大学がedXを用いたMOOCsの受講者に対して全国初の単位認定を行い、2017年にはジョージア工科大学がMOOCs受講者に初の修士号を授与した。現在edXは米国をはじめとしてカナダ、英国、ドイツ、香港等の大学で388の学位課程を提供している¹⁰⁹。edXはCourseraとUdacityと並んでMOOCsの三大プロバイダといわれている。なおedXは、2021年6月に米国の教育テクノロジー（EduTech）企業大手の2Uに買収された。

大学がedX等をプラットフォームとして提供するオンラインコースには、単位又は学位の認定がなされる課程と、単位認定を前提としない短期間の生涯学習課程がある。edXをプラットフォームとして単位認定を前提にオンライン教育を提供している大学には、ジョージア工科大学、テキサス大学、パデュー大学、インディアナ大学、ボストン大学、テキサス大学がある。これらの大学のオンラインコースの適格認定状況はさまざまである。例えばテキサス大学大学院栄養科学科のオンラインコースは地域別認証評価団体SACSCOCの適格認定を受けている。またパデュー大学大学院土木工学科のオンラインコースは認証評価団体ABETの適格認定を受けているが、ABETは連邦教育省やCHEAの認証を受けていない団体である。いっぽうedXを通じて単位認定を前提としない短期課程を修了した学生には単位ではなく修了証が授与され、その学生が修士課程に本入学した場合に授業料が割引かれる仕組みが講じられている。

¹⁰⁹ Sarah R. Pouezevara, Laura J. Horn (2016) MOOCs and Online Education: Exploring the Potential for International Educational Development. Occasional Paper. RTI Press Publication
<https://eric.ed.gov/?id=ED570099>

8. 参考文献

【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国における大学の質保証システムに関する調査研究 第1章米国, 文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国の大学・研究機関における教員・研究者の労働法制及び労働時間把握に係る調査研究 第1章米国, 文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- 福留東土 他（2021）COVID-19 がアメリカの大学にもたらした影響：2020 年上半期の報告, 東京大学大学院教育学研究科紀要 60, pp. 605-631
- 吉田加奈（2020）米国連邦学資ローン制度の成立と展開に関する研究－民間活用の限界と連邦政府への集権化過程－, 広島大学大学院教育学研究科 博士学位論文
- 森利枝（2015）米国の高等教育における Competency-Based Education の展開に関する考察, 大学研究 (41), 29-40, 2015-03 筑波大学 大学研究センター
- 小林雅之, 劉文君（2013）オバマ政権の学生支援改革, 東京大学大学総合教育支援センター
- 森利枝（2012）米国の高等教育の適格認定における学習成果重視転換議論のインパクトに関する研究, 科学研究費補助金基盤研究(C), 課題番号 22530938

【外国語文献】

- ED（2020）Accreditation Handbook
- ED（2020）New Procedures and Criteria for Recognizing Accrediting Agencies
- ED（2010）Evaluation of Evidence-Based Practices in Online Learning: A Meta-Analysis and Review of Online Learning Studies
- ED（2006）A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education
- Office for Civil Rights（2021）Education in a Pandemic: The Disparate Impacts of COVID-19 on America's Students
- OLC（2021）The Blended Institution of Higher Education: A Model for a Sustainable Institution
- SHEEO（2021）State-Level Program Approval and Review
- SHEEO（2021）How states respond to federal policy on state authorization for higher education: findings from a multi-case study
- SHEEO（2019）Quality Assurance and Improvement in Higher Education: The Role of the States
- NC SARA（2021）SARA Policy Manual version 21.1, May 28, 2021
- NC SARA（2021）NC-SARA Institution Survey: Perspectives on the Pandemic
- NC SARA（2021）2020-2021 Annual Report
- NCLC（2021）How States Can Help Students Harmed by Higher Education Fraud
- SHEEO（2020）Modeling the Impact of COVID-19 on Public Institutions
- SHEEO（2019）Improving State Authorization: The State Role in Ensuring Quality and Consumer Protection in Higher Education
- Senate HELP Committee（2012）For Profit Higher Education: The Failure to Safeguard the Federal Investment and Ensure Student Success
- MSCHE（2020）COVID-19 Institutional Response Survey (Summer/Fall 2020)
- CAPSEE（2019）For-Profit Colleges by the numbers
- American Institute for Research（2021）State of the field findings from the 2020 national survey of postsecondary competency-based education
- Third Way（2021）Paying More for Less? A New Classification System to Prioritize Outcomes in Higher Education
- C-RAC（2011）Interregional Guidelines for the Evaluation of Distance Education
- C-RAC（2021）Proposed 21st Century Distance Education Guidelines
- Congressional Research Service（2021）The Higher Education Act (HEA): A Primer, updated August 17, 2021
- Congressional Research Service（2021）The COVID-19 Pandemic and Institutions of Higher Education: Contemporary Issues
- Congressional Research Service（2021）The Build Back Better Act (H.R. 5376): Higher Education Provisions
- Congressional Research Services（2020）An Overview of Accreditation of Higher Education in the United States (CRS Report for Congress)
- Ben Miller（2019）Bolstering the public voice in accreditation, Center for American Progress, June 6, 2019
- GAO（2010）For-Profit Colleges: Undercover Testing Finds Colleges Encouraged Fraud and Engaged in Deceptive and Questionable Marketing Practices
- Sandy Baum（2020）Does online education live up to its promise? : A look at the evidence, Statement before the New Jersey Senate Higher Education Committee

- Spiros Protopsaltis, Sandy Baum (2019) Does Online Education Live Up to Its Promise? A Look at the Evidence and Implications for Federal Policy
- Di Xu, Ying Xu (2019) The promises and limits of online higher education, American Enterprise Institute
- Julia E. Seaman, et al. (2018) Grade Increase: Tracking Distance Education in the United States
- ECS (2020) 50-State Comparison: State Postsecondary Governance Structures, 3. Statewide and Major Postsecondary System Coordinating and Governing Boards
- Colleges Move Online Amid Virus Fears, Inside Higher ED, March 9, 2020
- The Top 25 Accredited Free Classes Available Online, Accredited Online Colleges
- Naomi Boyer, Kathey Bucklaw (2019) Competency-based education and higher education enterprise systems, The journal of competency-based education vol.4, Issue 1
- Institute for College access & success (2018) Going the Distance: Consumer Protection for Students Who Attend College Online
- University of San Diego Children's Advocacy Institute (2018) Failing U: Do state laws protect our veterans and other students from for-profit postsecondary predators?
- The Brookings Institution (2019) The Failings of Online For-profit Colleges: Findings from Student Borrower Focus Groups
- Clare McCann, Amy Laitinen (2019) The Bermuda Triad: Where Accountability Goes to Die, New America
- Małgorzata Kuczera, Simon Field (2013) A Skills beyond School Review of the United States, OECD Reviews of Vocational Education and Training
- Sarah R. Pouzevara, Laura J. Horn (2016) MOOCs and Online Education: Exploring the Potential for International Educational Development. Occasional Paper. RTI Press Publication
- State of New York Department of Education (2016) Comments of the Century Foundation's senior fellow Robert Shireman and policy associate Margaret Mattes regarding the authorization of New York's postsecondary institutions to participate in the State Authorization Reciprocity Agreement and the approval of out-of-state postsecondary institutions for distance learning

第3章 ドイツ

【目次】

第3章 ドイツ	107
1. 概要	107
2. 関係機関	108
(1) 大学の設置に関する機関	108
(2) 大学の質保証に関する機関	109
(3) 大学の遠隔教育に関する機関	110
3. 関係法令	111
(1) 基本法	111
(2) 連邦法	111
(3) 連邦・州間合意	113
(4) 州間協定	113
(5) 州高等教育法	114
(6) 州省令	115
4. 大学	118
5. 大学の設置認可	119
(1) 州の認可	119
(2) 学術評議会の機関認証評価	122
(3) 認証評価団体のプログラム認証評価及びシステム認証評価	125
6. 大学における遠隔授業	128
(1) 現況	128
(2) 運営基準	128
(3) 質評価	131
(4) 教育課程	131
(5) 課題・今後の取組等	132
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	133
8. 参考文献	134

第3章 ドイツ¹

1. 概要

遠隔教育は、連邦法に定義されている。1977年に旧西ドイツは遠隔学習者保護法（FernUSG）を制定し、第1条に遠隔教育（Fernunterricht）の定義を、「1. 契約に基づいた有料による知識の伝達であり、教師（Lehrenden）と学習者（Lernenden）が排他的又は専ら空間的に分離されているもの」で、かつ「2. 教師又はその代理人が学習成果を監督するもの」とした²。遠隔教育保護法は現在の統合ドイツに引継がれており、最終改正は2021年8月10日に実施されている。

大学の遠隔教育課程は、法定機関による認可を要する。1978年には遠隔教育に関する州間協定が合意され、ノルトライン=ヴェストファーレン州のケルンにZFU（遠隔教育中央機関）が設置された。州間協定は、遠隔教育プロバイダ（Veranstalter von Fernunterricht）が遠隔教育課程（Fernstudieneinheit）を設置する場合にZFUに申請し認可（Zulassung）を得ることを義務づけた。ZFUの認可を要する遠隔教育コースは授業の50%以上が郵便又はインターネット上で行われ、教師と受講者が相互のやり取りを行うものとされている。ZFUの認可申請手続は電子的に行われ、申請者は申請書と共に学習教材のリスト、教員又はモデレーターのリスト、作業設備等に関する証明書類等の添付を要する。ZFUは遠隔学習者保護法が定める契約書の要件に適合するか、及び当該コースの質が技術的及び教育的に適切であるかという観点から審査を行う。ZFUの認可は、州当局による遠隔教育コースの認可（staatliche Zulassung von Fernlehrgängen）の前提となる。

大学が設置した遠隔学習プログラム（Fernstudiengängen）や遠隔教育コース（Fernlehrgang）は、学位認定を前提とするもの（akademischen）と、学位認定を前提としない生涯学習（nicht-akademischen Weiterbildungen）とに区別される。前者の場合は州の設置認可に加えて認証評価機関の適格認定を要する。州によるオンラインコースの単位認定（Anrechnung）方法の認可要件は各州の州高等教育法に規定されており、いずれの州においても認証評価機関が適格とすることが前提とされている。

大規模オンライン講座（MOOCs）のローカルプロバイダにはベルリンを拠点とするiversityがあるが、大学が提供する講座はない。大学によるMOOCsには、TUM（ミュンヘン工科大学）がedXを介して提供している6週間前後の有料又は無料での単位取得を前提としない講座がある。

¹ 本章においてドイツの通貨を表す際には、ユーロ又は€を用いる。
参考までに、2021年における対円年平均為替レートは、1ユーロ = 129.83円である。

www.ofx.com/en-au/forex-news/historical-exchange-rates/yearly-average-rates/

² Gesetz zum Schutz der Teilnehmer am Fernunterricht (Fernunterrichtsschutzgesetz – FernUSG
www.gesetze-im-internet.de/fernusg/BJNR025250976.html

第3章 ドイツ

2. 関係機関

(1) 大学の設置に関係する機関

ドイツでは州が教育政策の権限を有する。16 ある州には、教育、文化、学術³、研究の各行政分野について、これらのいずれか、又は複数をまとめて所管する省が置かれており、これらの省の長である州大臣は、各州における教育・文化政策の調整及び相互協力を行う常設の会議体であるKMK（州教育・文化大臣常設会議）のメンバーとなっている⁴。

大学の設置及び学位授与権の付与に係る行政事務は、学術又は研究を所管する省を設置している州では当該省が、設置していない州では教育を所管する省が、専ら所管している。

図表-3-1 州において大学の設置を所管する省

州	KMK のメンバーである州大臣が所管する州の省：同省が所管する分野 大学設置を所管する省の頭に●
バーデン=ヴュルテンベルク Baden-Württemberg	●Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst：学術・研究 ・Ministerium für Kultus, Jugend und Sport：文化
バイエルン Bayern	・Bayerisches Staatsministerium für Unterricht und Kultus：教育・文化 ●Bayerisches Staatsministerium für Wissenschaft und Kunst：学術
ベルリン Berlin	●Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie：教育 ・Senatsverwaltung für Kultur und Europa：文化
ブランデンブルク Brandenburg	●Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kultur：学術・研究・文化 ・Ministerium für Bildung, Jugend und Sport：教育
ブレーメン Bremen	・Die Senatorin für Kinder und Bildung：教育 ●Die Senatorin für Wissenschaft und Häfen：学術 ・Der Senator für Kultur：文化
ハンブルク Hamburg	・Freie und Hansestadt Hamburg Behörde für Schule und Berufsbildung：教育 ●Freie und Hansestadt Hamburg Behörde für Wissenschaft, Forschung, Gleichstellung und Bezirke：学術・研究 ・Freie und Hansestadt Hamburg Behörde für Kultur und Medien：文化
ヘッセン Hessen	・Hessisches Kultusministerium：文化 ●Hessisches Ministerium für Wissenschaft und Kunst：学術
メクレンブルク=フォアポメルン Mecklenburg-Vorpommern	●Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur Mecklenburg-Vorpommern：教育・学術・文化
ニーダーザクセン Niedersachsen	・Niedersächsisches Kultusministerium：文化 ●Niedersächsisches Ministerium für Wissenschaft und Kultur：学術・文化
ノルトライン=ヴェストファーレン Nordrhein-Westfalen	・Ministerium für Schule und Bildung des Landes Nordrhein-Westfalen：教育 ●Ministerium für Kultur und Wissenschaft des Landes Nordrhein-Westfalen：文化・研究
ラインラント=プファルツ Rheinland-Pfalz	・Ministerium für Bildung des Landes Rheinland-Pfalz：教育 ●Ministerium für Wissenschaft, Weiterbildung und Kultur des Landes Rheinland-Pfalz：学術・文化
ザールラント Saarland	・Ministerium für Bildung und Kultur：教育・文化 ●Staatskanzlei des Saarlandes：学術
ザクセン Sachsen	・Sächsisches Staatsministerium für Kultus：文化 ●Sächsisches Staatsministerium für Wissenschaft, Kultur und Tourismus：学術・文化
ザクセン=アンハルト Sachsen-Anhalt	・Ministerium für Bildung des Landes Sachsen-Anhalt：教育 ・Staatskanzlei und Ministerium für Kultur des Landes Sachsen-Anhalt：文化 ●Ministerium für Wirtschaft, Wissenschaft und Digitalisierung des Landes Sachsen-Anhalt：科学
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン Schleswig-Holstein	●Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur des Landes Schleswig-Holstein：教育・学術・文化
テューリンゲン Thüringen	・Thüringer Ministerium für Bildung, Jugend und Sport：教育 ●Thüringer Ministerium für Wirtschaft, Wissenschaft und digitale Gesellschaft：学術 ・Thüringer Staatskanzlei, Chef der Staatskanzlei und Minister für Kultur, Bundes- und Europaangelegenheiten：文化

³ “Wissenschaft” は「学術」とも「科学」とも訳される。

⁴ KMK（Konferenz der Kultusminister） www.kmk.org/kmk/

(2) 大学の質保証に関する機関

大学の質保証の取組は、大学教員の指導水準の質、学生の学修水準の質、私立大学の機関の質、大学の体制及び学修課程の質、のそれぞれについて、連邦政府と州政府が協調して確保及び向上を推進するための枠組みや協定が設けられている。

図表－3-2 大学の質保証に関する機関

質保証の対象	取組の名称	関係機関：その役割
大学教員の指導水準の質	QPL（教育の質に関する協力協定）	• BMBF（連邦教育研究省）：州・大学への補助金支援 • GWK（合同学術会議）：各州の総合調整 • DLR（ドイツ航空宇宙センター）：事務局
学生の学修水準の質	HQR（大学学位の質枠組み）	• BMBF（連邦教育研究省） • HRK（大学学長会議） • KMK（州教育・文化大臣常設会議） } 共同で枠組みを策定
私立大学・教会立大学の機関の質	機関認証評価	• WR（学術評議会）：機関認証評価の手續・決定
大学の学修課程の質	認証評価システム（プログラム認証評価、又はシステム認証評価）	• KMK（州教育・文化大臣常設会議）：認証評価システムの構築 • 認証評価評議会（Stiftung Akkreditierungsrat）：認証評価システムにおける適格認定の決定 【議長】ハンブルク科学研究機構理事長 【副議長】HRK 理事長 【代表構成員】 • 州において大学政策を所管する省の事務方の長：6 人 • HRK を代表する大学学長：5 人 • 認証評価機関 10 機関：認証評価手續

大学教員の指導水準の質保証に関しては、2011 年に BMBF（連邦教育研究省）が 16 州と「教育の質に関する協力協定（QPL: Qualitätspakt Lehre）」を締結し、連邦政府が州に対して大学のカリキュラム開発や授業のデジタル化等を推進するためのプログラム補助金を支援し、2011 年から 2020 年までに総額 20 億ユーロが支出された。同協定の推進主体として各州の総合調整を行っているのは GWK（合同学術会議）である。GWK は連邦政府による大学の学術政策の意思決定機関であり、連邦政府及び州政府の学術担当大臣と財務担当大臣により構成されている⁵。QPL の事務局は DLR（ドイツ航空宇宙センター）内に置かれ、補助金申請の受付事務及びプログラム支援業務は連邦政府が民間企業の Toepfer Stiftung GmbH に受託しており、QPL の中央における主管課である BMBF の第 4 局第 412 課は連邦補助金の支出事務を所掌するにとどまる⁶ 7。

学生の学修水準の質保証、すなわち大学における学修成果と取得学位の適正化、及び取得学位とリンクすべき国家資格の承認に関しては、BMBF、HRK（大学学長会議）、KMK の合同による HQR（大学学位の質枠組み）が当初 2005 年に策定され、最新改正は 2017 年に実施された⁸。HRK は公立及び州認可の大学 268 機関が加盟する非営利団体であり、BMBF 及び連邦議会に対する諮問、大学に関する全国共通の制度の構築及び決定、加盟大学の国際化や学科・課程の設計の取組み支援等を行っている⁹。

⁵ GWK, Die Aufgaben der GWK www.gwk-bonn.de/die-gwk/aufgaben/

⁶ BMBF, Programm, Qualität von Hochschullehre und Studienbedingungen verbessern www.qualitaetspakt-lehre.de/de/qualitat-von-hochschullehre-und-studienbedingungen-verbessern-1764.php

⁷ GWK, Innovation in der Hochschullehre und Qualitätspakt Lehre www.gwk-bonn.de/themen/foerderung-von-hochschulen/innovation-in-der-hochschulbildung-qualitaetspakt-lehre/

⁸ HRK, Qualifikationsrahmen www.hrk.de/themen/studium/qualifikationsrahmen/

⁹ HRK, Aufgaben und Struktur www.hrk.de/hrk/aufgaben-und-struktur/

私立大学・教会立大学の機関としての質保証は、政策の諮問機関である学術評議会（WR: Wissenschaftsrat）が実施している機関認証評価（Institutionelle Akkreditierung）の取組によって図られている。この取組は、ベビーブーマー世代の大学進学数の増加を受けて私立大学の新設が急増したことを背景に 2001 年 1 月に開始された。州が私立大学又は教会立大学の設置認可を行う際に学術評議会の機関認証評価の受審を要求する場合があるが、そうでない場合受審は任意とされている。

大学の学修課程の質保証は認証評価システム（Akkreditierungssystem）といい、認証評価評議会法（Akkreditierungsratsgesetz）¹⁰に基づいて設置された認証評価評議会（Stiftung Akkreditierungsrat）、及び、同評議会が「認証」した認証評価機関が実施するプログラム認証評価（Programmakkreditierung）又はシステム認証評価（Systemakkreditierung）の取組によって図られている。

（3）大学の遠隔教育に関する機関

図表－3-3 大学の遠隔教育に関する機関

【連邦政府機関】
・ BMBF（Bundesministerium für Bildung und Forschung）：連邦教育研究省
↳ ZFU: Staatliche Zentralstelle für Fernunterricht（遠隔教育中央機関）
↳ BIBB：Bundesinstitut für Berufsbildung（連邦職業訓練研究所）
【民間団体】
・ Bundesverband der Fernstudienanbieter e.V.（連邦遠隔教育プロバイダ協会）
・ HLB（Hochschullehrerbund）：大学教授教会

¹⁰ Gesetz über die Stiftung Akkreditierungsrat (Akkreditierungsratsgesetz)
https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_text?sg=0&menu=1&bes_id=6928&aufgehoben=N&anw_nr=2

3. 関係法令¹¹

(1) 基本法

ドイツの憲法である基本法（GG¹²: Grundgesetzes）¹³において、大学の設置と大学の遠隔教育に関係するのは以下の条文である。

基本法（GG）

第5条

- (1) 何人も、言語、文書、及び図画によって自己の意見を自由に表明し頒布する権利、ならびに一般に接触可能な情報源から妨げられることなく知る権利を有する。報道の自由及び放送及び映像による報道の自由は、これを保障する。検閲は、これを行わない。
- (2) これらの権利は、一般的法律の規定、少年保護のための法律の規定及び個人的名誉権によって制限を受ける。
- (3) 芸術及び学問、研究及び教授は自由である。教授の自由は、基本法に対する忠誠を免除するものではない。

第91b条

- (1) 連邦及び諸州は、合意（Vereinbarung）に基づき、国家的に地域を超えて重要な場合、学術、研究、教育の振興のために協力することができる。合意の重点が大学に置かれている場合、全ての州の同意を要する。ただし大規模設備を含む研究用の建物に関する合意はこの限りではない。
- (2) 連邦及び諸州は、合意に基づき、国際比較における教育制度の効率性の検証、及びこれに関連する報告及び提案に際して、協力することができる。
- (3) 費用負担は合意に定める。

(2) 連邦法

① 高等教育大綱法

高等教育大綱法（HRG: Hochschulrahmengesetz）¹⁴ ¹⁵第70条に、州が州立大学以外の大学の設置認可を行う際の要件が示されている。

高等教育大綱法（HRG）

第70条 大学の認可（Anerkennung von Einrichtungen）

- (1) 州法に基づく州立大学以外の大学は、州法の規定に従い、以下の要件の充足を保証した場合に、

¹¹ 本章における法令の日本語訳には、分かりやすさを重視して意識した部分が含まれる。また条文内で他の条項の規定が参照されている場合や主語が省かれている場合に、その内容を丸括弧内に（注）で記した。条項の日本語訳には、§ (paragraph) 又は Art (Artikel) には「条」、Abs (Absatz) には「項」、S. (Satz) には「文」、Nr. (Nummer) には「号」が当てられる。項には (1), (2), (3)... のように番号が振られ、項が一つだけの場合は振られない。S. (Satz) は項内で句点により区切られた文を意味し、2 つめであれば第2文 (Satz 2) と表示される。連邦行政裁判所 (BVerwG) ウェブサイトに法令の表記ルールの解説が掲載されている。

BVerwG, Richtlinien für die Zitierweise und die Verwendung von Abkürzungen in den Entscheidungen des Bundesverwaltungsgerichts (Zitierrichtlinie)

www.bverwg.de/rechtsprechung/urteile-beschluesse/zitierungen

¹² 本章においてドイツの法令名称は公的な略称 (Amtliche Abkürzung) で表記することを原則とした。

¹³ Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland Art 91b

www.gesetze-im-internet.de/gg/art_91b.html

¹⁴ Hochschulrahmengesetz (HRG) §70 Anerkennung von Einrichtungen

www.gesetze-im-internet.de/hrg/index.html#BJNR001850976BJNE008708310

¹⁵ 1976年に制定された高等教育大綱法（以下HRG）の「大綱法」は「枠組み法（Rahmengesetz）」とも呼ばれる。基本法は第70条が基本法に特段の定めがない政策の立法権限は連邦議会ではなく州議会に属するとし、第75条が連邦議会に州議会が立法権を有する行政事項の枠組み法を制定する権限を認めていたが、2006年9月1日に当時のメルケル大連立政権が基本法を改正し第75条を削除したことで枠組み法の法的根拠が失われた。さらにメルケル大連立政権は2007年5月9日にHRGの廃止を決定したがHRG廃止法案は連邦議会で可決に至らず、以降はHRG改正法案が提出されても可決されないまま現在に至る。

GEW kritisiert geplante Novellierung des Hochschulrahmengesetzes

www.gew.de/aktuelles/detailseite/neuigkeiten/gew-kritisiert-geplante-novellierung-des-hochschulrahmengesetzes/

州認可の大学としての地位を得ることができる。

1. 第7条の規定による学修課程（Studium）が整備されていること
 2. 大学単体，又は他の大学との連携，あるいは（^注大学の）拡大計画により，複数の段階的な学修課程を提供していること。ただし，当該領域の科学的発展に関係しない分野の学修課程を除く
 3. 入学要件が州立大学のそれと適合していること
 4. 常勤教員の雇用要件が州立大学のそれと適合していること
 5. 学修課程の設計方針が州立大学のそれに沿っていること
- (2) 州法が定める教会立の大学は，第1項の要件の一部を満たさない場合でも，州立大学と同等の教育を提供することを保証した場合に認可され得る。
- (3) 州認可の大学は，州法が定める規定に従って，修了試験を実施の上，学位を授与することができる。州認可の大学が授与した学位は，本法が定義する学位に含まれる。
- (4) 州認可の大学は，第9条の規定による（^注連邦・州共通の）学位授与要件に係る調整方針に参加することができ，第31条の規定による（^注中央による収容定員の管理の）枠組みへの参加を申請することができる。
- (5) （削除）

② 遠隔学習者保護法

遠隔学習者保護法（FernUSG）は1977年に旧西ドイツが制定し，統合ドイツに引継がれており，最終改正は2021年8月10日に実施されている¹⁶。同法の構成は以下の通り。

- 第1条 目的
- 第1節 遠隔教育契約
- 第2条 契約当事者の権利及び義務
- 第3条 遠隔教育契約の書式及び内容
- 第4条 参加者の解約権
- 第5条 契約の解除
- 第6条 複数の契約を解除した場合の法的効果
- 第7条 契約の無効；通知を要せず契約が解除される場合
- 第8条 迂回契約の禁止
- 第9条 授業料が分割払いの場合のキャンセル有効期間
- 第10条 要件を満たさない合意の無効
- 第11条 （削除）
- 第2節 遠隔教育の組織
- 第12条 遠隔教育課程の認可
- 第12a条 主管機関
- 第13条 遠隔職業訓練課程
- 第14条 認可の撤回，取消し
- 第15条 授業料無償の遠隔教育課程
- 第16条 遠隔教育課程の広告物
- 第17条 主催者又は代理人による広告内容の説明責任
- 第18条 補助的な遠隔教育課程
- 第3節 主管機関，情報開示，罰則
- 第19条 主管機関による認可の決定
- 第20条 主催者の情報提供義務
- 第21条 罰則
- 第4節 経過規定，州法の改正，最終規定
- 第22～25条 （削除）
- 第26条 管轄権
- 第27条 経過規定
- 第28条 施行

¹⁶ Gesetz zum Schutz der Teilnehmer am Fernunterricht (Fernunterrichtsschutzgesetz - FernUSG)
www.gesetze-im-internet.de/fernusg/BJNR025250976.html

(3) 連邦・州間合意

連邦・州間合意（Bund-Länder-Vereinbarung）は連邦と州の間の取決めである。

大学の質保証の取組において学術評議会（Wissenschaftsrat）が公立以外の大学の機関認証評価（Institutionelle Akkreditierung）を 2001 年 1 月から開始したところ、学術評議会による評価は、2005 年 7 月 18 日に ExV（ドイツの大学における学術研究の促進のための連邦及び州における卓越性イニシアチブに関する基本法第 91b 条（研究資金）に基づく連邦・州間合意）¹⁷ が締結されたことによって法的根拠が整備された。

(4) 州間協定

州間協定（Staatsvertrag）は複数の州間の取決めであり、ドイツの法慣行の上で州による立法及び執行を拘束する効力を有するとされており、州議会が立法権を有するさまざまな行政事項に活用されている¹⁸。

① 認証評価システムに関する州間協定

大学の質保証の取組を認証評価システム（Akkreditierungssystem）という。ドイツにおける認証評価システムは、2018 年 1 月 1 日付印された「ドイツの大学における学修・教育の質保証のための認証評価システム及び機関に関する州間協定（以下、GVBI）」を法的根拠とする¹⁹。

GVBI が締結されるに至ったきっかけは、連邦憲法裁判所の 2016 年 2 月 17 日付け決定である。同決定は、ノルトライン＝ヴェストファーレン州高等教育法が大学の認証評価を行う組織や実施方法に関する規定の整備を欠いていたとし、2017 年 12 月 31 日までの法改正を要求した²⁰。同決定を受けて KMK（州教育・文化大臣常設会議）は、全国共通した認証評価システムの構築の必要性から 16 州間の調整を図り、2017 年 7 月 20 日の会議で GVBI の締結が了承され²¹、GVBI は 2018 年 1 月 1 日に施行された。

また KMK は、GVBI 第 4 条第 1 項 4 に基づく MRVO（Musterrechtsverordnung；モデル省令）を 2017 年 12 月 7 日に発出した²²。MRVO は、各州の高等教育担当省が州間協定に基づいて州省令（Verordnung²³）の条文を策定する際のひな形として用いられる。

¹⁷ Bund-Länder-Vereinbarung gemäß Artikel 91b des Grundgesetzes (Forschungsförderung) über die Exzellenzinitiative des Bundes und der Länder zur Förderung von Wissenschaft und Forschung an deutschen Hochschulen (2005)

www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/ExIni_BLK-Vereinbarung_91b.html

¹⁸ Deutscher Bundestag (2018) Rechtliche Einordnung von Bund-Länderabkommen

www.bundestag.de/resource/blob/578794/47f03a5a9de065e5cc42130b99c43c21/WD-3-304-18-pdf-data.pdf

¹⁹ GVBI (Staatsvertrages über die Organisation eines gemeinsamen Akkreditierungssystems zur Qualitätssicherung in Studium und Lehre an deutschen Hochschulen (Studienakkreditierungsstaatsvertrag))

www.akkreditierungsrat.de/de/media/25

²⁰ Bundesverfassungsgericht, Wesentliche Entscheidungen zur Akkreditierung von Studiengängen muss der Gesetzgeber selbst treffen, Pressemitteilung Nr. 15/2016 vom 18. März 2016

www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2016/bvg16-015.html

²¹ Gesetzentwurf der Landesregierung Gesetz zur Sicherung der Akkreditierung von Studiengängen in Nordrhein-Westfalen, Drucksache 17/494, 01.09.2017

www.landtag.nrw.de/portal/WWW/dokumentenarchiv/Dokument/MMD17-494.pdf

²² Stiftung Akkreditierungsrat (2017) Musterrechtsverordnung <https://akkreditierungsrat.de/de/media/23>

²³ “Verordnung” は公布者が連邦政府の場合「政令」、連邦各省の担当大臣の場合「省令」、州政府の場合「州政令」、州の各省の担当大臣の場合「州省令」と訳される。また “Anordnung” はこれら法令に基づいて発出され

図表－3-4 MRVO（モデル省令）の構成

パート1：一般規定（第1～2条）
パート2：学修課程（第3～10条）
パート3：学修課程及び質管理体制の技術的評価方法（第11～21条）
パート4：プログラム認証評価及びシステム認証評価の手続規定（第22～31条）
パート5：特殊な学修課程に関する手続規定（第32～33条）
パート6：州間協定第3条第1項3に基づく二者選一認証評価手続（第34条）
パート7：その他（第35～37条）

② 遠隔教育に関する州間協定

「遠隔教育に関する州間協定（FernUVtrG HA）」は1978年2月にボンにおいて実施されたKMKの会議で了承され、施行は1978年12月5日、最終改正は2022年2月23日に実施されている。同協定は、ノルトライン＝ヴェストファーレン州ケルンにZFU（遠隔教育中央機関）を設置し、大学が遠隔教育プロバイダ（Veranstalter von Fernunterricht）として遠隔教育課程（Fernstudieneinheit）を設置する場合にZFUの認可を得ることを義務付けるものである。

同協定の構成は以下の通り²⁴。

第1条	ZFU（遠隔教育中央機関）の設置
第2条	ZFUの使命
第3条	ZFUの組織
第4条	運営委員会
第5条	ZFUの長
第6条	ZFUの運営費用
第7条	遠隔教育課程の認可要件
第8条	遠隔教育課程の適切性
第9条	遠隔職業訓練課程の認可手続
第10条	認可公告
第11条	重要な変更、条件付認可の取扱い
第12条	遠隔教育課程の適切性の認定
第13条	遠隔教育参加者の試験
第14条	ZFUの財政
第15条	協定の有効性、失効要件
第16条	施行日

（5）州高等教育法

州高等教育法（Hochschulgesetz）²⁵には、例外なく大学の設置基準に関する規定がある。

公立以外の大学の設置審査に当たって認証評価を要求する規定を設けている州と設けていない州がある。設けている州においても、認証評価評議会による認証評価結果を要求する州もあれば、学術評議会による認証評価結果を要求する州、どの機関から認証評価を受けるかを明示していない州もあるなどの違いがある²⁶。

る「規則」である。

²⁴ Staatsvertrag über das Fernunterrichtswesen Vom 5. Dezember 1978

www.landesrecht-hamburg.de/bsha/document/jlr-FernUVtrGHApAnlage

²⁵ KMK, Grundlegende rechtliche Regelungen zu Hochschulen und anderen Einrichtungen des Tertiären Bereichs in der Bundesrepublik Deutschland

www.kmk.org/dokumentation-statistik/rechtsvorschriften-lehrplaene/uebersicht-hochschulgesetze.html

²⁶ Wissenschaftsrat (2014) Rechtlich festgelegte Aufgabenfelder des Wissenschaftsrates

www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/Rechtliche_Grundlagen.html

図表－3-5 州の高等教育法の大学設置基準における認証評価に関する規定

州名 (州略称)	高等教育法	大学設置基準 に関する条	設置時に認証評価結果を要求する規定		
			学修課程	設置審査	
			認証評価評議 会の認証評価	認証評価評議 会の認証評価	学術評議会 の認証評価
バーデン=ヴュルテンベルク (BW)	LHG ²⁷	§ 70	§ 30	—	§ 72
バイエルン (BY)	BayHSchG ²⁸	Art 76	Art.10	—	—
ベルリン (BE)	BerIHG ²⁹	§ 123	§ 8a	—	—
ブランデンブルク (BB)	BbgHG ³⁰	§ 83	§ 18	§ 84	—
ブレーメン (HB)	BremHG ³¹	§ 112	§ 53	§ 112	—
ハンブルク (HH)	HmbHG ³²	§ 114	§ 52	—	§ 114
ヘッセン (HE)	HSchulG HE ³³	§ 91	§ 12	—	§ 91
メクレンブルク=フォアポンメルン (MV)	LHG M-V ³⁴	§ 108	§ 3a	§ 108 (いずれかを明示せず)	
ニーダーザクセン (NI)	NHG ³⁵	§ 64	§ 6	§ 64 (いずれかを明示せず)	
ノルトライン=ヴェストファーレン (NRW)	HG ³⁶	§ 72	§ 7	§ 72 (いずれかを明示せず)	
ラインラント=プファルツ (RP)	HochSchG ³⁷	§ 117	§ 5	§ 117 (いずれかを明示せず)	
ザールラント (SL)	SHSG ³⁸	§ 88	§ 58	§ 88 (いずれかを明示せず)	
ザクセン (SN)	SächsHSFG ³⁹	§ 106	—	§ 106 (いずれかを明示せず)	
ザクセン=アンハルト (ST)	HSG LSA ⁴⁰	§ 105	§ 7a	—	§ 105
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン (SH)	HSG ⁴¹	§ 76	§ 5	—	§ 76, § 79
テューリンゲン (TH)	ThürHG ⁴²	§ 101	§ 43	—	§ 101

(6) 州省令

① 認証評価に関する州省令

各州は、州間協定第4条第1項4に基づいて策定された MRVO (モデル省令) に準拠した州省令を公布している⁴³。

図表－3-6 州間協定に基づく認証評価に関する州省令

州名 (州略称)	認証評価に関する州省令
バーデン=ヴュルテンベルク (BW) ⁴⁴	HSchulQSAkkStVtrG BW ⁴⁵
バイエルン (BY)	BayStudAkkV ⁴⁶
ベルリン (BE)	BlnStudAkkV ⁴⁷

²⁷ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=461987,1

²⁸ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=2181696,1

²⁹ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=167583,1

³⁰ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=7047401,1

³¹ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=168667,1,20110705

³² www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=170413,1

³³ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=3917776,1

³⁴ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=188048,1

³⁵ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=173062,1

³⁶ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=7148215,1

³⁷ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=242841,1

³⁸ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=7725001,1

³⁹ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=3486996,1

⁴⁰ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=316473,1

⁴¹ www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=2899800,1

⁴² www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=2598713,1

⁴³ Stiftung Akkreditierungsrat, Gesetze und Verordnungen

www.akkreditierungsrat.de/de/akkreditierungssystem-rechtliche-grundlagen/gesetze-und-verordnungen/gesetze-und-verordnungen

⁴⁴ バーデン=ヴュルテンベルク州は州高等教育法の改正法により MRVO に準拠している。

⁴⁵ www.landesrecht-bw.de/jportal/?quelle=jlink&docid=jlrschulqsa

www.landesrecht-bw.de/jportal/?quelle=jlink&docid=jlrschulqsa&psml=bsbawueprod.psml&max=true

⁴⁶ www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BayStudAkkV

⁴⁷ https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/jlr-HSchulQSAkkVBErahmen

州名 (州略称)	認証評価に関する州省令
ブランデンブルク (BB)	StudAkkV ⁴⁸
ブレーメン (HB)	BremStAkkVO ⁴⁹
ハンブルク (HH)	StudakkVO ⁵⁰
ヘッセン (HE)	StakV ⁵¹
メクレンブルク=フォアポンメルン (MV)	StudakkLVO M-V ⁵²
ニーダーザクセン (NI)	Nds. StudAkkVO ⁵³
ノルトライン=ヴェストファーレン (NRW)	StudakVO ⁵⁴
ラインラント=プファルツ (RP)	HSchulQSAkkRgV RP ⁵⁵
ザールラント (SL)	StAkkV ⁵⁶
ザクセン (SN)	SächsStudAkkVO ⁵⁷
ザクセン=アンハルト (ST)	StAkkVO LSA ⁵⁸
シュレーズヴィヒ=ホルシュタイン (SH)	HSchulQSAkkRgV SH ⁵⁹
テューリンゲン (TH)	ThürStAkkVO ⁶⁰

② 教員の授業担当義務に関する州省令

各州の高等教育省は、州高等教育法に基づいた大学教員の教授義務（Lehrverpflichtung）に関する州省令を公布している。

図表-3-7 州高等教育法に基づく大学教員の教授義務に関する州省令

州名 (州略称)	教授義務に関する州省令
バーデン=ヴュルテンベルク (BW)	LVVO vom 3. September 2016 ⁶¹
バイエルン (BY)	LUFV vom 14. Februar 2007 ⁶²
ベルリン (BE)	LVVO vom 27. März 2001 ⁶³
ブランデンブルク (BB)	LehrVV vom 13. January 2017 ⁶⁴
ブレーメン (HB)	LVNV vom 14. Mai 2004 ⁶⁵
ハンブルク (HH)	LVVO vom 21. Dezember 2004 ⁶⁶

⁴⁸ <https://bravors.brandenburg.de/verordnungen/studakkv>

⁴⁹

www.transparenz.bremen.de/sixcms/detail.php?gsid=bremen2014_tp.c.117191.de&asl=bremen203_tpgesetz.c.55340.de&template=20_gp_ifg_meta_detail_d

⁵⁰ www.landesrecht-hamburg.de/jportal/portal/page/bshaprod.psm1?showdoccase=1&doc.id=jlr-HSchulQSAkkRVHArAhmen&st=lr

⁵¹ www.akkreditierungsrat.de/sites/default/files/downloads/2019/HE_StakV.pdf

⁵² www.landesrecht-mv.de/jportal/portal/page/bsmvprod?feed=bsmv-lr&st=lr&showdoccase=1¶mfromHL=true&doc.id=jlr-HSchulQSAkkRgIVMVRahmen

⁵³ www.nds-voris.de/jportal/?quelle=jlink&psml=bsvorisprod.psm1&feed=bsvoris-lr&docid=jlr-HSchulQSAkkRVNDraHmen

⁵⁴ https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_vbl_detail_text?anw_nr=6&vd_id=16844

⁵⁵

http://landesrecht.rlp.de/jportal/portal/t/nly/page/bsrlpprod.psm1?pid=Dokumentanzeige&showdoccase=1&js_p_eid=Trefferliste&fromdoctodoc=yes&doc.id=jlr-HSchulQSAkkVRPpP2&doc.part=X&doc.price=0.0&doc.hl=0

⁵⁶ <https://recht.saarland.de/bssl/document/jlr-HSchulQSAkkRVSLraHmen>

⁵⁷ www.revosax.sachsen.de/vorschrift/18231-Saechsische-Studienakkreditierungsverordnung

⁵⁸ www.landesrecht.sachsen-anhalt.de/bssst/document/jlr-HSchulQSAkkRgIVSTraHmen

⁵⁹ www.gesetze-rechtsprechung.sh.juris.de/jportal/portal/page/bssshoprod?feed=bssho-lr&showdoccase=1¶mfromHL=true&doc.id=jlr-HSchulQSAkkRgIVSHraHmen

⁶⁰ <https://landesrecht.thueringen.de/bsth/document/jlr-HSchulQSAkkRgIVTHraHmen>

⁶¹ www.landesrecht-bw.de/jportal/?quelle=jlink&query=LVerpfIV+BW&psml=bsbawueprod.psm1&max=true&aiz=true

⁶² www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BayLUFV/true?AspxAutoDetectCookieSupport=1

⁶³

<http://gesetze.berlin.de/jportal/?quelle=jlink&query=LehrVPfIV+BE&psml=bsbeprod.psm1&max=true&aiz=true>

⁶⁴ <https://bravors.brandenburg.de/verordnungen/lehrvv>

⁶⁵ www.transparenz.bremen.de/metainformationen/verordnung-ueber-den-umfang-und-den-nachweis-der-erfuellung-der-lehrverpflichtung-an-staatlichen-hochschulen-lehrverpflichtungs-und-lehrnachweisverordnung-lvnnv-vom-14-mai-2004-157869?asl=bremen203_tpgesetz.c.55340.de&template=20_gp_ifg_meta_detail_d

⁶⁶ www.landesrecht-hamburg.de/jportal/portal/page/bshaprod.psm1?showdoccase=1&doc.id=jlr-LVerpfIVHArAhmen&st=lr

州名 (州略称)	教授義務に関する州省令
ヘッセン (HE)	LVVO vom 10. September 2013 ⁶⁷
メクレンブルク=フォアポンメルン (MV)	LVVO vom 25. Oktober 2001 ⁶⁸
ニーダーザクセン (NI)	LVVO vom 3. September 2018 ⁶⁹
ノルトライン=ヴェストファーレン (NRW)	LVV vom 10.11.2020 ⁷⁰
ラインラント=プファルツ (RP)	HlehrVO vom 13. August 2012 ⁷¹
ザールラント (SL)	LVVO vom 25. April 2018 ⁷²
ザクセン (SN)	DAVOHS vom 10. November 2011 ⁷³
ザクセン=アンハルト (ST)	LVVO vom 6. April 2006 ⁷⁴
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン (SH)	LVVO vom 27. Juni 2016 ⁷⁵
テューリンゲン (TH)	ThürLVVO vom 24. März 2005 ⁷⁶

⁶⁷ www.rv.hessenrecht.hessen.de/bshe/document/jlr-LVerpfIVHE2013rahmen

⁶⁸ www.landesrecht-mv.de/jportal/portal/page/bsmvprod.psml;jsessionid=5375F9D6DDE6F1B3769F2C7403C71951.jp11?nid=0&showdoccase=1&doc.id=jlr-LVerpfIVMVrahmen&st=lr

⁶⁹ www.voris.niedersachsen.de/jportal/?quelle=jlink&query=LVerpfIV+ND&psml=bsvorisprod.psml&max=true&aiz=true

⁷⁰ https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_text_anzeigen?v_id=100000000000000000609

⁷¹ http://landesrecht.rlp.de/jportal/portal/t/1f4k/page/bsrlpprod.psml?pid=Dokumentanzeige&showdoccase=1&js_peid=Trefferliste&documentnumber=1&numberofresults=3&fromdoctodoc=yes&doc.id=jlr-LVerpfIVRP2012rahmen&doc.part=X&doc.price=0.0&doc.hl=1

⁷² <https://recht.saarland.de/bssl/document/jlr-LehrVerpfIVSL2018rahmen>

⁷³ www.revosax.sachsen.de/vorschrift/12146-Saechsische-Dienstaufgabenverordnung-an-Hochschulen#ef

⁷⁴ www.landesrecht.sachsen-anhalt.de/bsst/document/jlr-LVerpfIVST2006rahmen

⁷⁵ www.gesetze-rechtsprechung.sh.juris.de/jportal/?quelle=jlink&query=HSchulVerpfIV+SH&psml=bssshoprod.psml&max=true&aiz=true

⁷⁶ <http://landesrecht.thueringen.de/jportal/?quelle=jlink&query=LVerpfIV+TH&psml=bsthueprod.psml&max=true&aiz=true>

4. 大学

高等教育機関は“Hochschule”と総称され⁷⁷、修業年限は学士課程が通常4年、修士課程が通常2年である。高等教育機関の種別は16の州（Land；連邦州ともいう）が各々の州法に定義しているが、全国統計上の種別は4種類に区分され、さらに設置者別に3種類に区分される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学（Universitäten） ・専門大学（Fachhochschulen）／応用科学大学（HAW: Hochschulen für angewandte Wissenschaften） ・芸術・音楽大学（Kunst- und Musikhochschulen） ・その他大学（Hochschulen eigenen Typs） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公立（öffentlich- rechtlich） ・教会立，州認可（kirchlich, staatlich anerkannt） ・私立，州認可（privat, staatlich anerkannt） |

大学は総合大学（Volluniversitäten）とも呼ばれ、博士号や教授資格が授与できる。医学、法学、教員養成の課程は大学にのみ置かれる。大学には神学大学（Theologische Hochschulen）が含まれる。また、16州のうちバーデン＝ヴュルテンベルク州だけが教育大学（Pädagogische Hochschulen）も含む。

専門大学／応用科学大学は、連邦各州による1968年の合意により設置され、専ら理系、とりわけ工学系に特化した、実践と応用を重視した大学種である。州法上の機関名称を専門大学とする州と応用科学大学とする州があるが、両者は同じ大学種である。行政分野の職業教育を行う行政大学（Verwaltungsfach hochschulen）もこれに含まれる。

芸術・音楽大学には、映画やデジタルメディア等の学科・課程を主とする大学も含まれる。

その他大学には、見習い就業等を含む現場実践的な職業学修課程や生涯学修課程を提供する職業アカデミー（BA: Berufsakademien）又は専門学校（Fachschulen）のうち、学士号と同等とされる職業技術国家資格を授与する機関が含まれる。

全国に239ある公立大学は、ブランデンブルク州にある旧東ドイツ国立のコンラート・ヴォルフ映画大学（Filmuniversität Babelsberg Konrad Wolf）を除いた全公立大学が州立である。州立大学は、州の高等教育省が個別に公布した州省令を設置根拠とする。

これに対して私立大学は州高等教育法に基づいて設置され、設置には州の認可を要する。私立大学は専ら非営利（gemeinnützige）であるが、営利（gewinnorientierte）もある⁷⁸。

図表－3-8 高等教育機関数，2022年2月時点

	全国							
	公立		教会立，州認可		私立，州認可			
	博士課程設置校	博士課程設置校	博士課程設置校	博士課程設置校	博士課程設置校	博士課程設置校	博士課程設置校	博士課程設置校
全国	389	156	239	131	38	10	112	15
大学	120	111	87	87	13	10	20	14
専門大学／応用科学大学	205	4	102	4	17	0	86	0
芸術・音楽大学	57	40	46	39	8	0	3	1
その他大学	7	1	4	1	0	-	3	0

（Hochschul Kompass ウェブサイトのデータを分析・整理）⁷⁹

本章では大学という場合に、専ら私立大学について説明することとする。

⁷⁷ Hochschule”は「高等な学校」を意味し、複数形の“Hochschulen”は高等教育機関と訳される。

⁷⁸ 営利の私立大学には Private Hanseuniversität (PHU), University of Europe for Applied Sciences などがある。

⁷⁹ Hochschul Kompass www.hochschulkompass.de/hochschulen/hochschulsuche.html

5. 大学の設置認可

私立大学は州が設置する。州の設置認可は州高等教育法に基づいて行われるところ、各州の州高等教育法は、大学が学術評議会（WR: Wissenschaftsrat）の機関認証評価（Institutionelle Akkreditierung）を受けて適格認定を得ることを要件としている。また学術評議会は、大学が認証評価団体からプログラム認証評価（Programmakkreditierung）又はシステム認証評価（Systemakkreditierung）の適格認定を受けていることを機関認証評価の要件としている。したがって大学の設置認可には、州・学術評議会・認証評価団体の三者による審査を要する。

以下に、（１）州の認可、（２）学術評議会の機関認証評価、（３）認証評価団体のプログラム認証評価及びシステム認証評価、の三つに分けて解説する。

（１）州の認可

州が私立大学の設置認可を行うに当たっての基準は高等教育大綱法（HRG）第 70 条⁸⁰に規定されており、州は同条に準拠した条文を州の高等教育法に規定している。

高等教育大綱法（HRG）

第 70 条 大学の認可

- (1) 州法に基づく州立大学以外の大学は、州法が定める規定に従い、以下の要件に合致することを保証した場合に、州認可の大学としての地位を得ることができる。
 1. 第 7 条の規定による学修課程が整備されていること
 2. 大学単体、又は他の大学との連携、あるいは（^注大学の）拡大計画により、複数の段階的な学修課程を提供していること。ただし、当該領域の科学的発展に関係しない分野の教育修課程を除く
 3. 入学要件が州立大学のそれと適合していること
 4. 常勤教員の雇用要件が州立大学のそれと適合していること
 5. 学修課程の設計方針が州立大学のそれに沿っていること
- (2) 州法が定める教会立の大学は、第 1 項の要件の一部を満たさない場合でも、州立大学と同等の教育を提供することを保証した場合に認可され得る。
- (3) 州認可の大学は、州法が定める規定に従って修了試験を実施の上、学位を授与することができる。州認可の大学が授与した学位は、本法が定義する学位に含まれる。
- (4) 州認可の大学は、第 9 条の規定による（^注連邦・州共通の）学位授与要件に係る調整方針に参加することができ、第 31 条の規定による（^注中央による収容定員の管理の）枠組み⁸¹への参加を申請することができる。
- (5) （削除）

一部の州の高等教育法は大学の認可に係る手続の規定を持たない。例えばバイエルン州高等教育法（BayHSchG）⁸²には認可手続の規定がないため、バイエルン州の行政手続法に従って

⁸⁰ Hochschulrahmengesetz (HRG) §70 Anerkennung von Einrichtungen
www.gesetze-im-internet.de/hrg/_70.html

⁸¹ 「（中央による収容定員の管理の）枠組み」とは、医学、獣医学、歯学、薬学の学士課程に限定して行われている入学試験受験者数の全国的調整の枠組みを意味する。中央における収容定員の管理機関は SfH (Stiftung für Hochschulzulassung, 旧 ZVS) である。SfH <https://hochschulstart.de/sfh/>
 収容定員の枠組み及び入学者試験受験者数の制限に係る計算方法の適用は 1972 年の連邦憲法裁判所決定を法的根拠として今日まで続けられている。2019 年 6 月 26 日に高等教育大綱法改正法案が連邦議会に提出され枠組みの近代化についても議論されたが、同盟 90/緑の党の反対により 2019 年 9 月 20 日に廃案とされた。
 Aches Gesetz zur Änderung des Hochschulrahmengesetzes

www.bundesrat.de/SharedDocs/beratungsvorgaenge/2019/0401-0500/0455-19.html

Bundestag, Änderung des Hochschulrahmengesetzes

www.bundestag.de/webarchiv/presse/hib/2019_06/649510-649510

⁸² Bayerisches Hochschulgesetz (BayHSchG), Art.76 Staatliche Anerkennung

www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BayHSchG/true?AspxAutoDetectCookieSupport=1

認可手続を行っている。

以下に、大学設置認可の要件規定と手続規定の双方を持つハンブルク州高等教育法(HmbHG)の関係条項の日本語訳を示す。

ハンブルク州高等教育法⁸³

第 114 条 大学としての州の認可

- (1) 州立大学ではない教育機関は、教育及び研究における活動が学術的な標準に合致していることを全般的かつ総合的に示したものととして、公的に認可され得る。
これは、特に以下の要件による。
 1. 学修課程の方針が第 49 条に規定された（^注学修課程の）目標に沿っていること
 2. 大学単体、又は他の大学との連携、あるいは（^注大学の）拡大計画により、複数の段階的な学修課程を提供していること。ただし、当該領域の科学的発展に関係しない分野の学修課程を除く
 3. 学修課程が一般的に認識されている質の標準に適合していること
 4. 入学要件が州立大学のそれと適合していること
 5. 授業が専ら常勤職員の通常業務として行われていること
 6. 常勤教員の雇用要件が州立大学のそれと適合していること
 7. 機関の構成員が本法の定める基準に沿って学修課程の設計に関与していること
 8. 出資者が自らの財源によって永続的に支援できる財務状況にあることが確実であること
 9. 常勤教員の経済的地位が永続的に確保され、支払われる報酬が、州立大学において同等の地位にある教員に支払われる報酬を参照していること
- (2) 認可は、所管機関から任命された者からなる独立した専門機関が、申請機関が提出した設置計画が十分な根拠をもって第 1 項第 1 文の要件に合致していることを証明することで行われる（Konzeptprüfung；概念審査）。
- (3) 認可を受けた機関は、所管機関⁸⁴から任命された者からなる独立した専門機関による審査を受けなければならない。審査は、第 1 項第 1 文の要件に合致しているかという観点で実施される（institutionelle Akkreditierung；機関認証評価）。審査は認可時に示された期限内に実施される。審査は、認可時に特定の期間が経過した時期に審査すると示された場合にも実施される（Reakkreditierung；再認証評価）。
- (4) 申請者は、学修課程が第 1 項第 2 文第 3 号の要件に適合していることを示す証拠を、第 52 条第 8 項第 2 文（^注州間協定が規定した、学士課程及び修士課程の質に関する認証評価の受審時に提示すべき証拠）に従って提示しなければならず、提示は学修課程を開始する前に行うことを原則とするが、第 2 項に従って学修課程の概念審査が実施されている場合、後で行うことを専門機関が例外的に認める場合がある。

第 115 条 認可手続

- (1) 認可手続は、州政府（Senate）が申請を受領し、ハンブルク州行政手続法第 36 条の規定に基づいた付帯規定に従って実施するが、保証金を要求する場合がある。
- (2) 認可の通知には以下が明記される。
 1. どの学修課程を認可したか
 2. 大学組織はどのように構成されているか
 3. どの学部がどのような学科から構成されているか
 4. どのような修了試験が実施されればどのような大学学位が授与されるか
 5. 大学がどのような名称を使用するか
- (3) 認可申請に対する決定は 6 か月以内に行わなければならない。起算日は認可申請書の受付日とする。所管機関は、審査において検討する事項の判断が困難であることが明らかな場合に限り、決定期限を 3 か月延長することができる。延長とその理由は申請機関に通知されなければならない。＜以下略＞
- (4) 第 114 条から第 117 条にかけての手続は、ハンブルク州行政手続ワンストップ窓口で行う。手続の事務手順には、ハンブルク州行政手続法の第 71a～71e 条を適用する。
- (5) 所管機関は、認可に関して変更があった場合、重要性が低い場合であっても通知することとする。

⁸³ Hamburgisches Hochschulgesetz (HmbHG)

www.landesrecht-hamburg.de/jportal/portal/page/bshaprod.psml?showdoccase=1&doc.id=jlir-HSchulGHArahmen&doc.part=X&doc.origin=bs

⁸⁴ 「所管機関」とあるのはハンブルク州科学・研究・平等・地域機構（BWFG）であり、同機関はハンブルク州の高等教育担当省に当たる。

第 116 条 認可の法律効果

- (1) 認可により大学は、修了試験の実施、及び、修了証書及び学位の授与を行うことができ、これらの権限は、同等の学位プログラムを有する州立大学の権限と同等である。（注認可された）大学は、州立大学と協働することができる。
- (2) 州認可の大学において修了した課程は、本法が意味するところの課程と同等とする。
- (3) 修了試験に関する学則及び大学が修了者に授与する大学学位に関する学則は所管機関の許可（Genehmigung）を要し、第 108 条第 2～4 項の規定（修了試験に関する学則等の許可手続）が適用される。教育に関する学則は、所管機関に届出なければならない。
- (4) 常勤教員の雇用及び契約の変更があった場合は所管機関に届出なければならない。認可を受けた大学は、第 17 条第 1 項の要件（注教授職の任命）に合致した常勤職員の配置義務を負い、（注教授職の）任命には所管機関の許可を要する。
- (5) 所管機関は大学に関係する情報をいつでも得ることができ、大学は要求された情報を提供しなければならない。所管機関は大学の修了試験に州の職員を派遣することができる。
- (6) 大学は、州の大学に関する統計に協力するものとする。

第 117 条 認可の喪失

- (1) 認可は、大学が認可の通知を受けた日から 1 年以内に学修課程を開始しなかった場合、又は、学修課程が 1 年以上停止した場合に終了する。
- (2) 要件を充足せずに認可を受け、所管機関から指定された期限までに当該要件を充足しなかった場合、認可は撤回される。
- (3) 認可は、以下の場合に取り消される。
 1. 所管機関の要求にもかかわらず、認可に付された条件が指定された期限までに充足されなかった場合
 2. 大学機関又は理事会が本法又は認可の通知に規定された義務の履行に繰り返し違反した場合
- (4) 認可の撤回又は取消しを受けた大学の学生の学修課程は修了できるようにしなければならない。そのため所管機関は当該大学の修了試験及び学位授与の権限を停止し、認可がなくされた大学又は他の大学でこれらの学生が学修課程を修了できるよう許可することができる。これにより取得した学位に関する苦情申し立てをハンブルク州は受け付けない。
- (5) 大学に対する出資者の出資取りやめは、学修課程が年間 2 つのセメスターに分かれている場合はセメスターが年末に終了する場合に限りセメスター終了後のみ許可される。これを行う場合出資者は少なくとも 1 年前までに所管機関に届け出なければならない。

第 117a 条 海外大学による学校の設置、他の大学と提携して学位を授与する大学以外の機関

- (1) 他の州に本校を置く大学、又は欧州連合加盟国の大学は、ハンブルク州に分校を設置することができる。分校の運営、学修課程、修了試験及び学位の授与は、当該分校の本校に適用される法令が適用され、第 68 条（ドイツの学位）及び第 69 条（海外の学位）の規定は適用されない。分校が設置、廃止、学修課程の重要な変更を行う場合は、3 か月前までに所管機関に届け出なければならない。
- (2) 大学単体でなく他の大学と提携して課程を提供（franchising）しようとする機関は、提供の開始、廃止、学修課程の重要な変更を行う 3 か月前までに所管機関に届け出なければならない。当該機関は、どの大学と提携して修了試験又は学位の授与を行うかを明示しなければならない。

ほとんどの州は私立大学の設置認可に期限を設けていないが、シュレーズヴィヒ=ホルシュタイン州は認可期限を 5 年と規定し、5 年毎に学術評議会の機関認証評価又はこれと同等の認証評価の再受審を要求している。なお、学術評議会の機関認証評価の期限は通常 5 年間又は 10 年間である⁸⁵。また、設置審査の際に認証評価の受審結果を要求している州では、設置認可後の一定期間を経て再受審を要求すると規定している。

⁸⁵ WR (2015) Leitfaden der Institutionellen Akkreditierung nichtstaatlicher Hochschulen (Drs. 4395-15), p.25
www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/4395-15.html

(2) 学術評議会の機関認証評価

私立大学の機関認証評価 (Institutionelle Akkreditierung) は、政策の諮問機関である学術評議会 (WR: Wissenschaftsrat) が実施している。この取組は、ベビーブーマー世代の大学進学数の増加により私立大学の新設が急増したことを背景に 2001 年 1 月に開始された。学術評議会による機関認証評価は州の設置審査の際に行われ、設置審査時の受審を州高等教育法に要求している州と要求していない州がある。受審を要求していない州での受審は任意とされているが、ほとんどの私立大学が新規設置時と州が定めた設置認可期限の到来時に受審している。

学術評議会による機関認証評価は、次の 7 つの審査事項からなる。

1. 機関の主張、趣旨、目標 (Institutioneller Anspruch, Profil und Entwicklungsziele)
2. 大学の基本的な組織及び質管理 (Leistungsstruktur, Organisation und Qualitätsmanagement)
3. 教職員 (Personal)
4. 学修及び教育 (Studium und Lehre)
5. 研究・芸術活動 (Forschung und Kunstausübung)
6. 空間及び設備 (Räumliche und sächliche Ausstattung)
7. 資金の調達 (Finanzierung)

機関認証評価を受審する私立大学に対しては、これら各審査事項の細目について、申請年を含む先 4 年間に於いてどのように取り組むかの詳細な説明が求められる。

学術評議会が 2015 年 1 月に策定した現行の機関認証評価ガイドラインの該当部分の抄訳を以下に示す⁸⁶。

1. 機関の主張、趣旨、目標
 - ・大学自身が、大学の主張に沿った現在及び将来における目標及び趣旨を明確に理解している
 - ・学修課程の編成に関する方針・方法が明確である
 - ・大学が組織の要件と趣旨に従って教育の対象とするグループを定義している
 - ・大学が実行可能な平等政策を策定している
 - ・大学が他の機関と協力し、科学的・社会的な環境に組み込まれている
 - ・大学がその制度的基準に沿った戦略的計画を策定している
2. 大学の基本的な組織及び質管理
 - ・大学運営機関・大学後援機関・大学の相互の関係がバランスを取りながら一致した経営方針の下で機能しており、大学、組織、組織の構成員を学術的観点以外の影響から保護している
 - ・学則に大学機関、学術機関、事務所の任務と能力が明確かつ透明性をもって定められている
 - ・大学の構成の法的根拠が大学の定款等に規定されている
 - ・大学の組織及び学術機関があらゆるレベルのあらゆる学問において十分な能力を有している
 - ・大学の全構成員に学術的な自治への参加機会が保障されており、構成員がその地位に応じて大学機関や学術団体を代表している
 - ・研究及び教育の枠組みが、大学の中央自治機関において過半数を占める教授職によって構築されている
 - ・教授職が実施する教育、研究、芸術活動は、大学運営機関、大学後援機関、その他、基本的な権利を侵害し得る運営機関からの干渉を受けない
 - ・大学の中央自治機関が、大学の定款や学則の制定・改正に当たっての主導権を有しており、後援者又は運営者との合意に基づいて決定されている
 - ・学務を委任された大学経営者の選任及び解任は、大学中央自治機関における投票・提案・承認に関する権利の下により実施され、それに応じて下位の学術管理職が補充されている
 - ・学部長の地位が期間限定で付与されている
 - ・大学の中央自治機関は、構成員が要求した場合、大学後援機関の代表者や大学運営機関の代表者が不在の場合でも会合を開き、決定を下すことができる
 - ・大学の構成員でない者による大学の機関や学術団体の会合への出席は、当該機関・団体の同意があ

⁸⁶ WR (2015) Leitfaden der Institutionellen Akkreditierung nichtstaatlicher Hochschulen (Drs. 4395-15), Januar 2015, pp.27-42
www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/4395-15.html

る場合に限られている

- 大学の中央自治機関は、大学の学問的利益の保護に影響を与える大学後援機関や大学運営機関による決定の形成を支援する権利を有する。大学後援機関又は大学運営機関は、その経済的又は戦略的利益を失う可能性がある学術的決定を拒否する権利を有する
- 大学の統治・自治体制が機能的かつ合理的であり、紛争が発生した場合でも学術的に適切な大学運営が保証されている
- 任命手続に関する責任、能力、手順は、大学の中央自治機関が採用した規則によって規制されている
- 大学が、学問の自由を保証するための紛争解決規則を制定している
- 大学が質の管理を戦略的課題と捉え、質管理手法が一貫性と透明性の下に全ての大学構成員を拘束し、各構成員の責任が明確に規定されている
- 大学の組織構造がその規模や形態において適切であり、教育、研究、運営活動が適切に行われている

3. 教職員

- 大学が、その規模や州法上の要件にかかわらず、学生数に適合したフルタイムの教員⁸⁷からなる学術の中核（akademische Kern）を有している
- 学士課程のみを提供する大学における学術の中核の半数以上がフルタイムの教授職であり、最低 6 人のフルタイムの教授職が含まれる
- 修士課程又は同等の資格を備えた課程を提供する大学の学術の中核には、修士課程の数、学生数に基づく規模、州による規制にかかわらず、半数以上がフルタイムの教授職であり、最低 10 人の教授職が含まれる
- 専任教授職の数が、大学における学術の中核の規模にかかわらず、教育、研究、運営の任務の遂行に当たって適した数である
- 教授職におけるパートタイムとフルタイムの定量的比率が、機関においてフルタイムの専門教員の規模に応じて必要とされる比率に適している
- 複数の場所で課程を提供する大学の場合、全ての場所において、学術の中核としての活動、及びフルタイムの教授職による教育、研究、運営活動が平等に行われている
- フルタイムの教授職の雇用条件が州法及び大学の要求要件に合致している
- フルタイムの教授職がその職位に相応する資格を有している
- フルタイムの教授職は学術的観点から任命され、任命手続に透明性がある
- 各課程の中心となる分野の教授がフルタイムの教授職によって行われている
- 各課程にフルタイムの教授職が適切かつ等しく配置され、各課程、毎学年度⁸⁸、全ての場所における教育の最低 50%がフルタイムの教授職によって行われている
- 教授職の労働時間の配分が教育活動、研究又は芸術活動、大学機関のための運営活動の各分野に分けられ、透明性がある
- その他の学術的・芸術的人材が、大学の制度的要件や特定のニーズに係る要求要件を満たしている
- 講師が大学の教育体制及び質保証の活動に適切に関与している
- 職員が大学の特定のニーズの要求要件を満たしている

4. 学修及び教育

- 既存及び計画中の学修課程が、大学が策定した基本方針、目標、戦略計画と一致している
- 大学が包括的な質管理体制を構築し、学生の参加が保証された、研究及び教育の質保証のための適切な措置を講じている
- 大学の学修課程が、プログラム認証評価又はシステム認証評価において適格認定を受けている
- 研究及び修了試験の要件を含む学位プログラムが、各学術領域における科学的な基準に適合し、授与する学位別に適切に区分されていることが、プログラム認証評価又はシステム認証評価によって証明されている
- 各学修課程には固有の学術的な内容、方法、理論が盛り込まれ、学生に専任教授と共に参加する機会が提供されている
- 全ての学修課程における教育が、それぞれの制度的要件に適した教授自身の研究及び／又は芸術的実践によって支えられている

⁸⁷ ドイツの大学教員・研究者の契約形態にはフルタイム（Hauptberufliches）とパートタイム（Nebenberufliches）がある。フルタイムには教授（Professoren）、講師・助手（Dozenten und Assistenten）、学術協力者・芸術協力者（Wissenschaftliche und künstlerische Mitarbeitern）、特任教員（Lehrkräfte für besondere Aufgaben）がある。原則的に教授職は任期なし、教授職以外は任期付とされる。

⁸⁸ ドイツの学年度は通常セメスター制であり、夏学期が 4～9 月、冬学期が 10～3 月である。

・学生が教わる学術的又は芸術的なスキルには、学術的又は芸術的な概念及び方法を理解、評価、適用するための方法、研究や芸術の実践において必要な知識、スキル、態度が含まれている ・学位の取得を目指す者の入学要件が、大学外で取得した知識やスキルを認定する手順やコミットメントを含めて連邦州に共通の構造的要件及び州による法規制に対応し、透明性を備え、一貫して実装されている ・大学が全ての学生に対して幅広い学位プログラム、及び適切なサービスを提供している ・大学が、教育と試験について信頼性と予測可能性を保証している ・大学が、研究及び教育の一貫として、学術、ビジネス、文化、その他の社会環境におけるパートナーと、学修課程に関する協力関係を構築している ・他の大学等において行われる学修課程（dualen Studiengängen）では、学習の場所である大学、企業、専門大学、専門学校と相互に構造面、内容面における連携が図られ、実施段階の質保証、パートナーの質保証、大学の質保証が行われている ・遠隔教育プログラム（Fernstudiengängen）では、大学が自習する学生に対して適切な指導と支援を確実にするための措置が講じられ、教材、該当する場合は仮想学習環境及び技術インフラの品質が保証されている ・大学が、研究が中止された場合に学生が研究を適切に完了できるよう予防措置を講じている	5. 研究・芸術活動 ・研究及び芸術の実践の重要性が、大学の制度的基準に適合している ・制度的要件に適合した研究及び／又は芸術の実践の達成、ならびに講師間の学術的及び／又は芸術的な（知識の）交換が、以下の構造的な枠組条件によって促進されている・ ・専任教授の通常の授業義務が、研究や芸術を実践する時間が十分に確保されるよう設計されており、大学の制度的要件に適した年平均の通常の労働時間の割合が、研究又は芸術の実践に利用できるようにされている ・研究及び芸術の実践を促進するために、研究関連の授業義務の削減や研究プロジェクトの立ち上げ資金の予算等のインセンティブ制度が設けられている ・研究及び芸術の実践のための資金が長期的に確保されている ・大学の専任教授による研究及び芸術の実践の実績が制度的要件と当該領域の文化に対応している。研究の成果は主に学術出版物を通じて文書化され、芸術の実践の成果は同等の形式の出版物及び作品（カタログ、展示会、見本市への参加、コンサート、演技等）を通じて文化されている ・大学の専任講師が、それぞれの領域における研究環境に参加している（例：学術出版物、会議への参加、（論集等の）編集、学術学会の会員（登録）及び会員活動、研究協力、芸術的活動への参加） ・大学がそれぞれの領域に適した研究及び芸術活動の実践における協力の文化を維持し、常勤の講師間の個別の協働（共同出版物の発行等）に加えて制度的な協働（第三者との共同の資金によるプロジェクト、共同プロジェクト等）を推進している ・大学が優れた学術的又は芸術の実践におけるルールを確実に遵守するために適切な措置を講じており、関連するガイドライン（例：ドイツ大学学長会議又はドイツ研究振興財団）の指導に従って倫理的な側面も考慮している ・大学が研究又は芸術の実践のための質保証措置を講じている
6. 空間及び設備 ・大学が、全ての場所を適切に整備している ・大学が、全ての場所において学習、教育、研究、芸術の実践において適した整備の実施を保証しており、設備（実験室、教室、スタジオ、実習室）、メディア、機器（コンピューター、ストレージ、カメラ等）、ソフトウェアが、最先端の技術に対応している ・講師と学生が、教育と研究又は芸術の実践に必要な全ての空間的・物質的リソースにアクセスできる ・大学が、全ての大学関係者に文献を提供し、大学の方針及び当該分野に適切な学術的文献（電子版及び／又は印刷版）の最新のコレクションを有しており、全ての大学関係者が協力を通じて関連文献にアクセス可能としている。購入予算は妥当な範囲内であり、十分な数の作業スペース及び研究スペースの利用を可能にしている ・大学が空間的及び物質的な性質を有する適切な基本設備（教室、IT 設備、研究所、図書館等）を超えて外部のリソースに依存している場合、これらのリソースへのアクセス権は、契約又はその他の法的な理由、あるいは資格を基に確保される	7. 資金の調達（Finanzierung） ・大学の資金が持続可能であり、大学が継続的な運営費用を賄うために財団の収入又は第三者等からの定期的な寄付金に依存している場合には、これらの寄付が持続して行われる可能性が確かである

ことを証明できる

- 大学の資金調達計画が、提供する学修課程の範囲、学生数、教員数、経常的な大学運営費用に適合しており、大学の運営計画が、資金調達計画及び収支計画と一致している
- 大学が、資金調達の計画及び実施、財務会計を適切に行うために、適切な資格を有する職員を確保している
- 大学の予算が定期的な外部監査の対象とされており、大学支援機関の法的な形態で許可されている場合には、認定された年次財務諸表の一部として文書化されている
- 大学が商法上の会社の非独立事業単位として管理されている場合、大学の営業単位に個別の原価計算書が作成されている
- 入学希望者は、入学契約の締結前に、通常の学修期間中に発生する学修費、受験料、その他の費用について十分な説明を受ける。学生には、標準的な学修期間が修了する前に現在の学修契約を合理的に終了する機会が与えられる。前払いした場合は、解約時に日数按分して払い戻される。

博士課程を設置する場合の補足基準
<略>

学術評議会による決定は、適格認定の場合 *akkreditiert*（認証評価された）、不適格の場合 *negative Akkreditierungsentscheidung*（否定的な認証評価の決定）という。適格認定の期限は通常 5 年又は 10 年とされ、5 年とされた大学が期限到来時に要件を満たしていれば更新時に 10 年の期限が付与される。学術評議会は機関認証評価とは別に博士課程授与の権限についても審査・及び決定を行う。博士課程授与権限の期限は初回決定時に 5 年間、更新後は 10 年間で付与される。

学術評議会が私立大学の機関認証評価の更新審査を行う際には、当該大学が認証評価評議会によるシステム認証評価の適格認定を受けていることを前提としており、更新審査においては簡潔なチェックのみが実施され、適格認定が付与される⁸⁹。

（3）認証評価団体のプログラム認証評価及びシステム認証評価

認証評価団体には、認証評価評議会（*Stiftung Akkreditierungsrat*）と認証評価評議会が認証した 10 団体がある。10 団体はプログラム認証評価（*Programmakkreditierung*）又はシステム認証評価（*Systemakkreditierung*）の適格認定を行うための査定を実施し、認証評価評議会は査定実施結果に基づいて適格認定の決定を行う。

図表－3-9 大学の認証評価を行う機関・団体

機関・団体名	機関 認証評価	プログラム 認証評価	システム 認証評価	専門分野 又は 得意分野	評価の		所在国（州略称）、所在都市
					実施	決定	
学術評議会 ⁹⁰	○	—	—	—	○	○	ドイツ（NRW）、ケルン
認証評価評議会 ⁹¹	—	○	○	—	—	○	ドイツ（NRW）、ボン
AAQ ⁹²	○	○	○	—	○	—	スイス、ベルン
ACQUIN ⁹³	—	○	○	—	○	—	ドイツ（BY）、バイロイト
AHPGS ⁹⁴	—	○	○	医学系	○	—	ドイツ（BW）、フライブルク

⁸⁹ WR（2015）Leitfaden der Institutionellen Akkreditierung nichtstaatlicher Hochschulen（Drs. 4395-15），Januar 2015，pp.15-16
www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/4395-15.html

⁹⁰ WR（Wissenschaftsrat）www.wissenschaftsrat.de/

⁹¹ Stiftung Akkreditierungsrat www.akkreditierungsrat.de/de

⁹² AAQ（Schweizerische Agentur für Akkreditierung und Qualitätssicherung）<https://aaq.ch/>

⁹³ ACQUIN（Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Institut）www.acquin.org/

⁹⁴ AHPGS（Akkreditierungsagentur für Studiengänge im Bereich Gesundheit und Soziales）
<https://ahpgs.de/>

第3章 ドイツ

機関・団体名	機関 認証評価	プログラム 認証評価	システム 認証評価	専門分野 又は 得意分野	評価の		所在国（州略称），所在都市
					実施	決定	
AKAST ⁹⁵	○	○	—	神学系	○	—	ドイツ（BY），インゴルシュタット
AQ Austria ⁹⁶	—	—	○	—	○	—	オーストリア，ウィーン
AQAS ⁹⁷	—	○	○	—	○	—	ドイツ（NRW），ケルン
ASIIN ⁹⁸	—	○	○	理工系	○	—	ドイツ（NRW）デュッセルドルフ
evalag ⁹⁹	—	○	○	法経系	○	—	ドイツ（BW），マンハイム
FIBAA ¹⁰⁰	—	○	○	—	○	—	ドイツ（NRW），ボン
ZEVA ¹⁰¹	—	○	○	—	○	—	ドイツ（NI），ハノーファー

10 団体は、EQAR（欧州高等教育質保証機関登録機構）に登録されており、APQN（アジア太平洋質保証ネットワーク）や ENQA（欧州高等教育質保証協会）などの国際的な質保証機関に加盟している。AAQ と AQ Austria は、ドイツ国外に本拠を置く国際的な認証評価団体である。AAQ と AKAST は、学術評議会の機関認証評価決定のための評価も実施する。AHPGS, AKAST, ASIIN, evalag は、特定の学術分野を専門又は得意分野とする。

プログラム認証評価はあらゆる大学の学士課程及び修士課程が対象とされ、新たな学科や課程を設置する際に受審が義務付けられている。いっぽうシステム認証評価は大学の内部質保証手続の信頼性が評価対象とされ、大学の全ての学修課程がプログラム認証評価で適格認定（akkreditiert）されていれば受審は不要とされる。しかしシステム認証評価は全学修課程が連邦及び州が定める要件を満たしていれば適格認定されるため、システム認証評価で適格認定を受けた大学は個別の学修課程についてプログラム認証評価を受審する必要はない。

認証評価協議会によるプログラム認証評価及びシステム認証評価の審査項目及び評価方法は、モデル省令（MRVO）のパート 2（学修課程；第 3～10 条）及びパート 3（学修課程及び質管理体制の技術的評価方法；第 11～21 条）に規定されている¹⁰²。

パート 2：学修課程

- ・第 3 条：学修課程の構成
- ・第 4 条：学修課程の編成
- ・第 5 条：入学要件
- ・第 6 条：学位授与
- ・第 7 条：単位
- ・第 8 条：成績評価基準
- ・第 9 条：大学でない機関と共同で行う学修課程
- ・第 10 条：他の大学と共同で行う学修課程

パート 3：学修課程及び質管理体制の技術的評価方法

- ・第 11 条：各課程の技術的及び実質的要件，質保証システム
- ・第 12 条：各課程の一貫したコンセプト，及び適切な実装
- ・第 13 条：各課程の編成

⁹⁵ AKAST（Agentur für Qualitätssicherung und Akkreditierung kanonischer Studiengänge）
<http://www.akast.info/>

⁹⁶ AQ Austria（Agentur für Qualitätssicherung und Akkreditierung Austria） www.aq.ac.at/

⁹⁷ AQAS（Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen） www.aqas.de/

⁹⁸ ASIIN（Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der Naturwissenschaften und der Mathematik） www.asiin.de/

⁹⁹ evalag（Evaluationsagentur Baden-Württemberg） www.evalag.de/

¹⁰⁰ FIBAA（Foundation for International Business Administration Accreditation） www.fibaa.org/

¹⁰¹ ZEVA（Zentrale Evaluations- und Akkreditierungsagentur Hannover） www.zeva.org/

¹⁰² Stiftung Akkreditierungsrat（2017）Musterrechtsverordnung
<https://akkreditierungsrat.de/de/media/23>

- ・第 14 条：卒業の要件
- ・第 15 条：ジェンダー平等，特別な境遇にある学生への対応
- ・第 16 条：他の大学と共同で行う学修課程に関する特別規定
- ・第 17 条：内部質保証システム（目標，手順，方法）
- ・第 18 条：内部質保証の運営
- ・第 19 条：大学でない機関との協働
- ・第 20 条：他の大学との協働
- ・第 21 条：職業アカデミーにおける学士課程に関する特別規定

システム認証評価の適格認定期限は 8 年以内とされ，8 年とされた大学が期限到来時に受審し適格認定が更新されれば 8 年の期限が付与される。何らかの条件が付与されて適格認定を受けた場合は，1 年以内に条件の充足を要する。

6. 大学における遠隔授業

(1) 現況

大学が設置した遠隔学習課程（Fernstudiengängen）や遠隔コース（Fernlehrgang）は、学位認定を前提とするもの（akademischen）と、学位認定を前提としない生涯学習（nicht-akademischen Weiterbildungen）とに区別される。前者の場合は州の設置認可に加えて認証評価機関の適格認定を要する。州による単位認定（Anrechnung）方法は各州の州高等教育法に規定されており、いずれの州においても認証評価において適格であることが前提とされている。

遠隔教育を専門にハーゲン通信大学（FernUniversität in Hagen）¹⁰³は 1974 年にノルトライン＝ヴェストファーレン州が設置した公立大学であり、州高等教育法第 77b 条¹⁰⁴を設置根拠とする。また専ら遠隔教育課程を提供する私立大学には AKAD University¹⁰⁵と、ハンブルク欧州通信大学（Euro-FH:）¹⁰⁶がある。またいくつかの州では、州内の複数の大学が合同で遠隔教育を推進している例がある。バイエルン州は 2000 年に州省令¹⁰⁷を設置根拠として州内 32 大学の合同で vhb（バイエルンバーチャル大学）¹⁰⁸を、ハンブルク州は 2015 年に州内 9 大学が合同して有限責任会社 HOOU（ハンブルクオープンオンライン大学）¹⁰⁹をそれぞれ設置して遠隔教育を実施している。これらのほか、ノルトライン＝ヴェストファーレン州文化科学省は 2018 年に州内 42 大学の合意に基づいたコンソーシアム DH.NRW（NRW デジタル大学）を開設し、遠隔教育の学修及びアセスメントの方法論や技術的知見を参加大学から集めて共有を図り、標準化モデルの構築及び近い将来の実装を目指している。

(2) 運営基準

1978 年に合意された「遠隔教育に関する州間協定」により、大学が遠隔教育プロバイダ（Veranstalter von Fernunterricht）として遠隔教育課程（Fernstudieneinheit）を設置する場合は、ノルトライン＝ヴェストファーレン州ケルンの ZFU（遠隔教育中央機関）に申請して認可（Zulassung）を得ることが義務づけられている。

ZFU の認可申請手続は電子的に行われ、申請者は申請書と共に学習教材のリスト、教員又はモデレーターのリスト、作業設備等に関する証明書類等の添付を要する。ZFU は遠隔学習者保護法が定める契約書の要件に適合するか、及び当該コースの質が技術的及び教育的に適切であるかという観点から審査を行う。ZFU の認可は、州当局による遠隔教育コースの認可（staatliche Zulassung von Fernlehrgängen）の前提となる。

ZFU による遠隔教育課程の認可基準は「遠隔学習者保護法」及び「遠隔教育に関する州間協定」に規定されている。該当部分の日本語訳を以下に示す。

¹⁰³ FernUniversität in Hagen www.fernstudi.net/fernhochschulen

¹⁰⁴ § 77b HG (Gesetz über die Hochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen: Hochschulgesetz) www.lexsoft.de/cgi-bin/lexsoft/justizportal_nrw.cgi?xid=7148215,1

¹⁰⁵ AKAD University www.akad.de/ueber-akad/ueber-uns/

¹⁰⁶ Euro-FH: Europäische Fernhochschule Hamburg www.euro-fh.de/euro-fh/qualitaetssiegel/

¹⁰⁷ Verordnung über die Virtuelle Hochschule Bayern Vom 4. Mai 2000

www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BayVirtHSchV>true

¹⁰⁸ vnb (virtuelle hochschule Bayern) www.vhb.org/ueber-uns/

¹⁰⁹ HOOU (Hamburg Open Online University) www.hoou.de/f/hoou-de

- 遠隔学習者保護法（FernUSG）¹¹⁰
- ： 1976 年 8 月 24 日制定，2021 年 8 月 10 日最終改正

第 1 条 目的

- (1) 本法において遠隔教育（Fernunterricht）は、契約に基づいた有償による知識の伝達であり
 1. 教師（Lehrenden）と学習者（Lernenden）が排他的又は専ら空間的に分離されており、かつ
 2. 教師又はその代理人が学習成果を監督するもの、とする。
- (2) 本法は、他の定めがない限りにおいて無償の遠隔教育にも適用される。

第 12 条 遠隔教育課程の認可要件

- (1) 遠隔教育課程（Fernlehrgänge）は認可（Zulassung）を要する。認可は、認可された遠隔教育課程の重要な変更に対しても要する。遠隔教育課程が専らレジャー活動又は娯楽のために提供される場合は認可を要しない。所管機関（zuständigen Behörde）は第 3 文に従って遠隔教育課程の実施に関する通知を受ける必要がある。
- (2) 第 13 条第 1 項に規定されている場合を除き、遠隔教育課程の認可は特に以下の理由に基づき拒否されるものとする。
 1. 遠隔教育課程が主催者（Veranstalter）により指定された目的を達成するのに適していないこと。
 2. 遠隔教育課程の内容又は目的が公共の安全又は規制に違反していること。
 3. 主催者が契約上の申出を提出する前に参加者が法規（第 16 条）に従って完全で正確な情報を提供されているという証拠を提出していないこと。
 4. 主催者が提供する契約条件の設計が、法規が定めた要件に従っていないこと。
 州法はこれら以外の拒否する理由を規定し、第 1 項に従って拒否する理由の内容と範囲の詳細を決定することができる。
- (3) 遠隔教育課程で用いる教材（Lehrmaterial）の提供が完全でない場合は、以下の場合に暫定的に認可される必要がある。
 1. 課程の目標につながる課程計画が策定されていること
 2. 遠隔教育課程の完了した部分が、遠隔教育課程の完了後、州法（第 2 項第 2 文）及び第 13 条第 1 項に従って拒否の理由がないという仮定を正当化していること。
 3. 主催者が主催者としての従前の活動又は別の活動に基づいて、遠隔教育課程に関する資料の提供が法定の要件に従って妥当な期間内に完了することを保証していること。
 4. 第 2 項第 1 文の第 3 号及び第 4 号に基づいた拒否理由がないこと。
 暫定的な入学は、遠隔教育課程に関する不足資料が指定された期間内に提出されることを条件として許可される。提出期限は、遠隔教育課程の適切な実施が保証されるように設定される。
- (4) 認可は、参加者を保護するための条件及び所管機関による本法の適切な実施のための条件に従い、限られた期間付与することができ、更新される。主催者は、入学を決定する実際の状況に変化があれば、遅滞なく報告する必要がある。

- 1978 年 2 月 16 日付け遠隔教育に関する州間協定（FernUVtrG HA）¹¹¹

第 1 条 遠隔教育中央機関の設置

- (1) ノルトライン=ヴェストファーレン州教育大臣は、ノルトライン=ヴェストファーレン州の機関として遠隔教育中央機関（中央機関）を設置する。
- (2) 中央機関の構成はノルトライン=ヴェストファーレン州教育大臣が他の連邦州の教育大臣らと協議の上決定する。

第 2 条 中央機関の役割

- (1) 中央機関は以下の役割を担う。
 1. 助言や示唆を通じた遠隔教育の監督及び開発。
 2. 遠隔教育参加者のための遠隔教育及び試験の手續に関する問題に関する連邦州への助言。
 3. 遠隔教育課程に関する情報の提供、遠隔学習による教育の可能性に関する助言。
 4. 州法の規制下にある無料の遠隔教育課程について主催者が希望する場合に審査。
- (2) 中央機関はまた連邦州における所管機関であり、以下の法に基づく。

¹¹⁰ Gesetz zum Schutz der Teilnehmer am Fernunterricht (Fernunterrichtsschutzgesetz – FernUSG
www.gesetze-im-internet.de/fernusg/BJNR025250976.html

¹¹¹ Staatsvertrag über das Fernunterrichtswesen - FernUVtrG HA- vom 16. Februar 1978
www.landesrecht-hamburg.de/bsha/document/jlr-FernUVtrGHArahmen

1. 遠隔学習者保護法、1976年8月24日（連邦法令公報 I, 2525 ページ）
2. 秩序違反法第 36 条第 1 項第 1 文、及び遠隔学習者保護法第 21 条
3. 連邦奨学金法第 3 条第 2 項、1976 年 4 月 9 日（連邦法令公報 I, 990 ページ）
4. 付加価値税法第 4 条第 21 号 b、1973 年 11 月 16 日（連邦法令公報 I, 1682 ページ）の遠隔学習課程に関する規定

第 7 条 遠隔教育課程の認可

遠隔学習者保護法第 12 条第 1 項に基づく遠隔教育課程の認可は以下の場合に拒否される。

1. 遠隔教育課程の内容、目標、期間、実施する種類が、第 8 条の詳細規定に照らして、主催者が指定した課程の目的を達成するのに適していない場合、又は、
2. 遠隔教育課程が職業訓練を提供する場合に、内容、範囲、期間、目標、実施する種類において、連邦法、特に職業訓練法、法令を基とした職業訓練の目標と一致しない場合や、職業訓練における遠隔教育に適用される連邦州の規定や他の法規による規制に準拠していない場合、又は、
3. 遠隔教育課程の内容又は目的が公共の安全又は秩序に違反している（遠隔学習者保護法第 12 条第 2 項第 1 文第 2 号）場合、又は、
4. 主催者が、契約の申出が提出される前に、参加者が法規に従って完全で正しい情報が提供されているという証拠を提供していない（遠隔学習者保護法第 12 条第 2 項第 1 文第 3 号）場合、又は、
5. 主催者が提供した契約条件の設計が法的要件（遠隔学習者保護法第 12 条第 2 項第 1 文第 4 号）を満たしていない場合。

第 8 条 遠隔教育課程の適切性

- (1) 第 7 条第 1 号の遠隔教育課程は、第 2 項から第 5 項の要件に適合すること。
- (2) 遠隔教育課程が完全で、科学的に完璧で、教訓に基づいて準備された方法で、指定された課程の目的を達成するために必要な知識とスキルを提供している必要がある。
そのためには以下が要求される。
 1. 教材が完全であること。
 2. 遠隔教育課程が学修課程に対応すること又は試験の準備を目的としている限り、課程の内容が法に規定されている教育課程の内容と同等であり、法定の試験の実施要件に準拠していること。
 3. 最先端（^注の技術）を追求し、標準的な規制に準拠し、一般的な定義による用語の使用を検討していること。
 4. 完璧な言語と対象者に適したデザインを用いていること。
 5. 職業訓練を提供する遠隔教育課程の場合、職業訓練分野の研究計画に基づく専門的な訓練の実施が検討されていること。
 6. 教訓的に得られた遠隔教育の原則を遵守し、実証済み又は有望な新規の方法を適用していること；特に以下を要する。
 - a) 参加者が課題の解決のために自律的に忍耐をもって適切な数の質問又は演習を行うこと
 - b) 遠隔教育課程の種類又は参加者の対象グループに応じて、学習の成功を繰り返し監視する必要がない場合を除き、適切な数の試験と補習を行うこと。
 - c) 遠隔教育課程の種類又は参加者の対象グループに不必要でない場合を除き、指導を付随すること。
 - d) 参加者と教師が達成度の概要を把握するために、定期的な試験、追試、又は補習あるいはその他必要な指導を行うこと。
 - e) 参加者が明らかに必要としている場合に参加者への個人的な指導を実施すること。
- (3) 遠隔教育課程での教育が、
 1. その種類及び期間、
 2. 使用する教材、
 3. 実施場所の性質及び設備、
 4. 遠隔教育特有の調整に従って課程の目標の達成を適切に図るのに適していること。
- (4) 参加者の解決策と詳細を確認する教師、修正・評価する教師、参加者に専門的な助言を行う教師、付随する指導を行う教師が、その任務に精通していること。
- (5) 遠隔教育課程が法で規制されている教育課程に対応している場合は、その教育課程に適用される評価制度を適用するものとする。
- (6) （^注中央機関の）管理委員会（Verwaltungsausschuss）は、第 2 項から第 5 項の詳細要件に関するガイドラインを発出するものとする¹¹²。

¹¹² 遠隔教育に関する州間協定に関するガイドライン（Richtlinien für die Arbeit der Staatlichen Zentralstelle für Fernunterricht）
www.zfu.de/rechtlichegrundlagen.html

第9条 参加手順

中央機関は、連邦職業訓練研究所と共同して、連邦規制の対象である職業訓練を提供する遠隔教育課程の認可を、合理的な期間内に申請書が提出された場合に決定する。中央機関が不認可とした場合は、連邦職業訓練研究所にその理由を説明する。

第10条 リスト

中央機関は、遠隔学習者保護法第12条に基づいて認可した遠隔教育課程のリストを作成し、毎年公表する。

第11条 重要な変更、不完全な遠隔教育課程の取扱い

- (1) 第7条から第10条までの規定は、第12条第1項第2文に基づき認可された遠隔教育課程の重要な変更の承認に適用される。
- (2) 不完全な遠隔教育課程の暫定的認可は、第12条第3項の枠内で、第7条から第10条の規定が適宜適用される。

第12条 適格認定

1 第7条第1項から第3項、及び第8条の規定は、第2条第1項第4号に従って遠隔教育課程の見直しに適用される。これらの要件を満たした遠隔教育課程が適格認定される。

第13条 遠隔教育試験

認可された又は適格認定を受けた遠隔教育課程の参加者の試験について、連邦州は遠隔教育特有の事情を考慮しなければならない。

(3) 質評価

学術評議会の機関認証評価ガイドラインは、「4.学習及び教育」において「遠隔教育課程(Fernstudiengängen)では、大学が自習する学生に対して適切な指導と支援を確実にするための措置が講じられ、教材、該当する場合は仮想学習環境及び技術インフラの品質が保証されている」ことを機関認証評価の要件としている。

認証評価評議会によるプログラム認証評価及びシステム認証評価の評価方法を示したモデル省令(MRVO)には遠隔教育課程の質評価に関する規定がない。

(4) 教育課程

州高等教育法には、遠隔教育課程で取得する単位や対面授業を遠隔授業に切り替えた場合の単位に関する規定がない。

大学の単位は Kreditpunkt (credit point) という。大学は 4～9 月を夏学期、10～3 月を冬学期とするセメスター制であり¹¹³、通常夏学期は 14 週間、冬学期は 16 週間からなるが、州によって異なる。学士課程の卒業所要単位数は 180～240 単位であり、通常学士号の取得には各セメスターで 30 単位以上、1 年間で 60 単位以上、6 セメスター合計で 180 単位以上取得することを要する¹¹⁴。学士課程は 6 セメスターからなり、授業の履修は最初の 5 セメスターでは前提とされ、最後の 1 セメスターでは前提とされない。大学の授業時間 (Vorlesungszeit) は 1 時間の授業 (Eine Lehrveranstaltungsstunde) が 45 分間とされ、1 週間に実施する授業数を SWS (Semesterwochenstunde; 週当たりセメスター時間) という。1 単位を取得するための授業履修時間は 25 時間以上 30 時間以下が前提とされるが、ECTS (欧州単位互換制度) による単位互換を行うには 30 時間の履修を要する¹¹⁵。

¹¹³ 専門大学／応用科学大学の夏学期は 3～8 月、冬学期は 9～2 月とされている。

¹¹⁴ Wie viel arbeitsaufwand ist ein ects? <https://alleantworten.de/wie-viel-arbeitsaufwand-ist-ein-ects>

¹¹⁵ HRK, Module, ECTS-Punkte und Workload

第3章 ドイツ

(5) 課題・今後の取組等

ドイツでは、フルタイム契約の大学教員には州省令に基づいて 1 週間に実施する授業数 (SWS) が教授義務 (Lehrverpflichtung) として職位別¹¹⁶に義務づけられている。教授義務は州によって異なり、大学と専門大学とでも異なる。SWS の最低ラインは KMK (州教育・文化大臣常設会議) において合意が図られている¹¹⁷。

各州は州省令に大学の教授義務を規定しているところ、バーデン=ヴュルテンベルク州など 6 つの州は、州省令において教授義務に占める遠隔授業の割合を 25%に制限している。

図表-3-10 大学教員の教授義務に関する州省令

州 (州略称)	教授義務に関する州省令	遠隔授業の制限	
		条項	遠隔授業の割合
バーデン=ヴュルテンベルク (BW)	LVVO vom 3. September 2016	§3(7)	25%以内
バイエルン (BY)	LUFV vom 14. Februar 2007		
ベルリン (BE)	LVVO vom 27. März 2001		
ブランデンブルク (BB)	LehrVV vom 13. January 2017		
ブレーメン (HB)	LVNV vom 14. Mai 2004		
ハンブルク (HH)	LVVO vom 21. Dezember 2004	§5a	25%以内
ヘッセン (HE)	LVVO vom 10. September 2013	§2(3)	25%以内
メクレンブルク=フォアポンメルン (MV)	LVVO vom 25. Oktober 2001		
ニーダーザクセン (NI)	LVVO vom 3. September 2018	§14(5)	25%以内
ノルトライン=ヴェストファーレン (NRW)	LVV vom 10.11.2020	§4(6)	25%以内
ラインラント=プファルツ (RP)	HlehrVO vom 13. August 2012		
ザールラント (SL)	LVVO vom 25. April 2018		
ザクセン (SN)	DAVOHS vom 10. November 2011		
ザクセン=アンハルト (ST)	LVVO vom 6. April 2006		
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン (SH)	LVVO vom 27. Juni 2016		
テューリンゲン (TH)	ThürLVVO vom 24. März 2005	§5(8)	25%

図表-3-11 大学教員の教授義務 (単位: SWS)

州	教授			准教授	特任教員	講師・助手
	研究・教育	研究のみ	教育のみ			
バーデン=ヴュルテンベルク (BW)	9	2~8	10~12	4~6	—	12~18
バイエルン (BY)	9	—	12~16	5~7	—	7
ベルリン (BE)	9	—	12	4~6	16~22	4~9
ブランデンブルク (BB)	8	—	10~12	4~8	—	—
ブレーメン (HB)	8	—	—	4~8	16~24	4~8
ハンブルク (HH)	9	—	—	4~6	—	—
ヘッセン (HE)	8	—	~14	4~6	8~18	4~8
メクレンブルク=フォアポンメルン (MV)	8	6	12~20	—	—	4~6
ニーダーザクセン (NI)	8~9	6	~12	4	12~24	4~10
ノルトライン=ヴェストファーレン (NRW)	9	—	13	4~5	13~17	4~9
ラインラント=プファルツ (RP)	9	—	18	4~6	16~23	—
ザールラント (SL)	9	—	—	4~6	12~21	~8
ザクセン (SN)	9	2~	~16	4~6	16~24	4~8
ザクセン=アンハルト (ST)	8	—	—	4~6	12~16	8

www.hrk-nexus.de/themen/studienqualitaet/ects-und-kreditpunkte/module-ects-punkte-und-workload/

¹¹⁶ 大学教員の職位には教授 (Professoren), 准教授 (Juniorprofessoren), 特任教員 (Lehrkräfte für besondere Aufgaben) 講師・助手 (Dozenten und Assistenten) がある。

¹¹⁷ KMK-Vereinbarung über die Lehrverpflichtung an Hochschulen
www.bildungsserver.de/onlinereource.html?onlinereourcen_id=18258

州	教授			准教授	特任教員	講師・助手
	研究・教育	研究のみ	教育のみ			
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン (SH)	9	4～6	12	4～6	16	4
テューリンゲン (TH)	9	—	—	4～6	14～20	2～16

(注) 州省令に当該職について言及されていない場合はコマ数を「—」としている。

これについて HLB (Hochschullehrerbund: 大学教授協会) は、大学教員が授業をどのように設計し実施するかは基本法 (GG) 第 5 条第 1 項に「何人も、言語、文書、及び図画によって自己の意見を自由に表明し頒布する権利、ならびに一般に接触可能な情報源から妨げられることなく知る権利を有する」とあるために自由であり、遠隔授業を 25% 以内と制限している州の大学は基本法に基づいて柔軟に対応すればよいと考えており¹¹⁸、実際各大学は柔軟に対応しているようである。

例えば 25% ルールがあるハンブルク州のハンブルク大学は、コロナ禍により大学を閉鎖した 2020 年 4 月に大学評議会 (Präsidium) が夏学期中は遠隔授業を 100% とすることを決定した¹¹⁹。また、25% ルールを設けていないブランデンブルク州にあるポツダム大学は、2019 年 9 月の大学評議会決定により、遠隔授業による教授義務を学則に規定した¹²⁰。

7. 大学における大規模公開オンライン講座 (MOOC)

大規模オンライン講座 (MOOCs) のローカルプロバイダにはベルリンを拠点とする iversity があがあるが、大学が提供する講座はない。

大学による MOOCs には、TUM (ミュンヘン工科大学) が edX をプラットフォームとして英語で提供しており、2022 年 2 月時点で 16 個のコース (courses) と 2 個のプログラム (programs) がある。コースの受講期間は約 6 週間であり、有料コースと無料コースを選択でき、有料で受講する場合は教材のアクセスが制限されず修了時に修了証 (Professional Certificate) が交付される。プログラムは受講期間が 11 か月で受講料 889.20 米ドルのものと 6 か月で 357.20 米ドルのものとがあり、いずれも経営改善手法であるリーン・シックスシグマ (Lean Six Sigma) の修得を目指すもので、修了者には修了証 (Lean Six Sigma Green Belt / Yellow Belt) が交付される。これらの修了証は大学での取得単位とされない^{121 122}。

¹¹⁸ HLB, Corona-Krise – Auswirkungen auf den Hochschulbetrieb, 10.09.2021

www.hlb.de/ziel-professur/infobereich/detail/794-corona-krise-auswirkungen-auf-den-hochschulbetrieb

¹¹⁹ Universität Hamburg, Sommersemester 2020, 03.04.2020

www.uni-hamburg.de/newsroom/intern/2020/0131-corona-faq/20200403-lehrende.pdf

¹²⁰ Universität Potsdam, E-Learning-Veranstaltungen auf die Lehrverpflichtung anrechnen lassen

www.uni-potsdam.de/de/zfq/lehre-und-medien/services/anrechnung

¹²¹ TUMx Free online courses from Technische Universität München

www.edx.org/school/tumx

¹²² OEPASS (2020) Credentials in Open Education: Final report of Intellectual Output 1 Annex 2

<https://oepass.eu/outputs/io1/>

第3章 ドイツ

8. 参考文献

【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国における大学の質保証システムに関する調査研究 第3章ドイツ，文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国の大学・研究機関における教員・研究者の労働法制及び労働時間把握に係る調査研究 第3章ドイツ，文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- 日本学術振興会（2016）ドイツの高等教育機関・城多努（2010）ドイツにおける高等教育制度と大学の設置形態
- 吉川裕美子（2016）ドイツの高等教育における職業教育と学位，大学改革支援・学位授与機構，高等教育における職業教育と学位—アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告一，第5章，pp.83-115
- 寺倉憲一（2014）大学のガバナンス改革をめぐる国際的動向—主要国の状況と我が国への示唆—，レファレンス No.766，pp.73-101
- NIAD-QE（2014）諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 ドイツ
- NIAD-QE（2010）学位と大学—イギリス，フランス，ドイツ，アメリカ，日本の比較研究報告 第5章 アメリカの大学・学位制度
- 吉川裕美子（2010）ドイツの大学・学位制度，学位と大学—イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告，第4章，pp.161-232
- 高田敏，初宿正典（2010）ドイツ憲法集 第6版，信山社
- 金口恭久（2006）ドイツにおける私立大学設置の動向，大学評価・学位研究第4号

【外国語文献】

- Universität Bielefeld, Digitale Lehre
- ZFU（2021）Ratgeber für Fernunterricht und Fernstudium（遠隔教育及び遠隔学習のためのアドバイス）
- BIBB（2020）Strukturdaten Distance Learning/Distance Education 2020
- Hochschulforum Digitalisierung（2021）Hochschulen im Lockdown - Lehren aus dem Sommersemester 2020, NR.58 / April 2021（ロックダウン状況下の大学の状況）
- BMBF, Coronavirus (COVID-19): Häufige Fragen und Antworten (FAQ) im Universitäts- und Hochschulbereich, Letzte Aktualisierung: 13. Dezember 2021
- HLB（2020）Was vom Corona- Semester bleibt, Die Neue Hochschule 2020-6
- BIBB（2021）Auswirkungen der Corona-Pandemie auf Weiterbildungsanbieter : vorläufige Ergebnisse der wbmonitor Umfrage 2020
- DUZ Open（2020）Digitalisierung der Hochschullehre: Aspekte und Perspektiven der Transformation
- Hochschulforum Digitalisierung（2021）Hochschulen im Lockdown: Lehren aus dem Sommersemester 2020

第4章 英国

【目次】

第4章 英国	137
1. 概要.....	137
2. 関係機関	138
3. 関係法令	139
4. 大学.....	140
5. 大学の設置認可.....	142
(1) OfS への登録	142
(2) QAA による認証評価	145
6. 大学における遠隔授業.....	150
(1) 現況	150
(2) 運営基準	150
(3) 質評価.....	154
(4) 教育課程	155
(5) 課題・今後の取組等	155
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	161
8. 参考文献	162

第4章 英国¹

1. 概要

英国はイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4か国から構成される連合王国（UK: United Kingdom）であるところ、本章では、総人口の約84%を占めるイングランドの状況について専ら説明する。

イングランドで大学の認可は登録（registration）と呼ばれ、2017年高等教育法（HERA）に基づき、イングランド教育省（以下、教育省）の高等教育規制機関であるOfS（Office for Students）が所管し、認証評価機関であるQAA（高等教育質保証機構）が登録の可否のための審査（review）を行う。登録は任意であるが、政府補助金の受給や学位授与権の申請等を行う場合に必須とされている。

大学の学修課程は、我が国のような通学課程と通信課程のように区別されず、遠隔教育と出席授業もOfSへの登録基準及びQAAの審査基準において区別されていない。教育の実施方法（modes of delivery）を表す用語には、遠隔の場合online, remote, digital, distance、出席の場合placement, face-to-face, work basedなどが用いられるが、用語の統一化は図られていない²。

イングランドにおける大規模オンライン公開講座（MOOCs）のローカルプロバイダは、The Open Universityが2012年に設立した企業FutureLearnである。FutureLearnは英国の12大学、大手企業、政府をパートナーとして2013年よりMOOCsの提供を始め、2019年にはオーストラリアの人材開発会社SEEK LTDが発行済株式の50%を取得した。現在FutureLearnを通じて学士課程又は修士課程を提供しているUKの大学は、コベントリー大学、グラスゴー大学、アンジェラ・ラスキン大学、The Open Universityの4校であり、コベントリー大学とグラスゴー大学は世界大学ランキング上位の名門校として知られている。

¹ 本章において英国の通貨（スターリング・ポンド）を表す際には、£又はSTGを用いる。

参考までに、2021年における対円年平均為替レートは、£1 = 150.97円である。

www.ofx.com/en-au/forex-news/historical-exchange-rates/yearly-average-rates/

² QAA（2020）Guidance - Building a Taxonomy for Digital Learning

www.qaa.ac.uk/news-events/news/qaa-publishes-building-a-taxonomy-for-digital-learning

2. 関係機関

図表-4-1 英国（UK）の関係機関

●UK／イングランド 【政府機関】 • DfE (Department for Education；教育省) ↳ Higher Education, STEM and Tertiary Providers Directorate ；高等教育・科学技術工学数学教育機関局) ↳ OfS (Office for Students, 2017 年 3 月迄は OFFS (Office for Fair Access)) ：イングランドの高等教育規制機関 ↳ Standards & Quality Group ↳ UKSCQA (UK Standing Committee for Quality Assessment；教育の質評価に関する UK 常設委員会)：UK における高等教育の規制機関・助成機関・認証評価機関・その他関係機関の合同会議体。事務局 (Secretariat) は OfS の Standards & Quality Group ↳ ESFA (Education and Skills Funding Agency)：イングランドの高等教育助成機関。2017 年 3 月末に EFA (Education Funding Agency) と SFA (Skills Funding Agency)を統合 ↳ National Careers Service：イングランドの資格支援機関 ↳ UKRI (UK Research and Innovation)：UK の研究助成機関 ↳ Research England：イングランドの研究助成機関 ↳ HESA (Higher Education Statistics Agency)：UK の高等教育統計機関 ↳ UK NARIC (National Recognition Information Centre for the United Kingdom) ：海外学位の認定機関 • OIA (Office of the Independent Adjudicator for Higher Education)：高等教育苦情受付独立機関) • Privy Council (枢密院) ：UK の大学に国王勅許状 (Royal Charter) を交付し設置認可, 学位授与権の付与, 学科の設置認可, 定款の変更認可等を実施。ただしイングランドにおけるこれらの役割は 2017 年高等教育・研究法 (HERA) が施行された 2017 年 4 月以降 OfS (Office for Students) が継承 【認証評価機関】 • QAA Enterprises Limited ↳ (運営) QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education；高等教育質保証機構) ：イングランド, スコットランド, ウェールズの認証評価機関 ↳ Members of the QAA 2020-21：UK の大学の約 8 割に当たる約 250 校が会員 【特定分野の認証評価機関 - 高等教育関係】 • BAC (British Accreditation Council) ：生涯教育又は職業教育課程を提供する大学の認証評価を実施 • ASIC (Accreditation Services for International Colleges) ：遠隔教育課程又は通信教育課程を提供する国内大学及び海外大学の認証評価を実施 • RICS (Royal Institution of Chartered Surveyors) ：建築・不動産・インフラ関係の学部／学科を有する大学の認証評価を実施 【公立の遠隔教育専門大学】 • The Open University ↳ FutureLearn 【民間団体】 • UUK (Universities UK) • AdvanceHE ●スコットランド Scottish Government (スコットランド政府) ↳ DG Education, Communities and Justice (教育・コミュニティ・司法総局) ↳ DGECSJ (Advanced Learning and Science Directorate；大学教育科学局) ↳ Higher Education and Service Division ↳ Commissioner for Fair Access：スコットランドの高等教育規制機関 ↳ SFC (Scottish Higher Education Funding Council；スコットランド高等教育財政カウンスル) ：スコットランドの高等教育助成機関 ↳ Skills Development Scotland：スコットランドの資格支援機関 ●ウェールズ Welsh Government (ウェールズ政府) ↳ DfES (Department for Education and Skills；教育訓練省) ↳ Education Directorate (教育局)
--

↳ HEFCW (Higher Education Funding Council for Wales；ウェールズ高等教育財政カウンスル)：ウェールズの高等教育規制機関・助成機関 ↳ Quality Assessment Committee (質評価委員会) ↳ Estyn：ウェールズの教育訓練機関の監督 ↳ Careers Wales：ウェールズの資格支援機関
● 北アイルランド - Northern Ireland Executive (北アイルランド政府) ↳ DfE (NI) (Department for the Economy in Northern Ireland；北アイルランド経済省) ↳ Skills and Education Group (スキル・教育総局)：北アイルランドの認証評価機関 ↳ Higher Education Division (高等教育局)：北アイルランドの高等教育規制機関・助成機関 ↳ Quality Improvement Team (質向上チーム) ↳ Careers Service Northern Ireland：北アイルランドの資格支援機関

3. 関係法令

図表－4-2 英国（UK）における大学の設置及び質保証に関する法令
（適用範囲：E: イングランド，S: スコットランド，W: ウェールズ，N: 北アイルランド）

法令	適用範囲（extent）				
	UK (United Kingdom)				
	GB (Great Britain)			N	
	E	S	W		
1988 年教育改革法 ³		○		○	
1992 年継続・高等教育法 ⁴		○		○	
2004 年高等教育法 ⁵		○		○	
2015 年高等教育（ウェールズ）法 ⁶				○	
1992 年継続・高等教育（スコットランド）法 ⁷			○		
2004 年高等教育（スコットランド、施行第1）法 ⁸			○		
2005 年継続・高等教育（スコットランド）法 ⁹			○		
1986 年教育及び図書館（北アイルランド）令 ¹⁰					○
1997 年継続教育（北アイルランド）令 ¹¹					○
2005 年高等教育（北アイルランド）令 ¹²					○
2017 年高等教育・研究法（HERA） ¹³	○	○	○	○	○

³ Education Reform Act 1988 www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/40

⁴ Further and Higher Education Act 1992 www.legislation.gov.uk/id/ukpga/1992/13

⁵ Higher Education Act 2004 www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/8

⁶ Higher Education (Wales) Act 2015 www.legislation.gov.uk/anaw/2015/1

⁷ Further and Higher Education (Scotland) Act 1992 www.legislation.gov.uk/id/ukpga/1992/37

⁸ The Higher Education Act 2004 (Commencement No. 1) (Scotland) Order 2005

www.legislation.gov.uk/ssi/2005/33

⁹ Further and Higher Education (Scotland) Act 2005 www.legislation.gov.uk/asp/2005/6

¹⁰ The Education and Libraries (Northern Ireland) Order 1986 www.legislation.gov.uk/nisi/1986/594

¹¹ The Further Education (Northern Ireland) Order 1997 www.legislation.gov.uk/nisi/1997/1772

¹² The Higher Education (Northern Ireland) Order 2005 www.legislation.gov.uk/nisi/2005/1116

¹³ Higher Education and Research Act 2017 (HERA) www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/29

4. 大学

UKにおいて大学は、「2017年高等教育・研究法」第25条第4項及び第83条の規定により、高等教育提供機関（higher education provider）と総称され、単に provider と呼ばれる。

高等教育提供機関は、統計上、HEI（Higher Education Institution；高等教育機関）、AP（Alternative provider；公的支援を受けない、又は、生涯教育機関でない公的機関）、FEC（Further Education College；継続教育カレッジ）の三種類に分類される。

図表-4-3 高等教育提供機関の機関数（校）2019年12月1日

		合計			
			HEI	AP	FEC
UK		271	165	103	3
	イングランド	236	134	102	0
	スコットランド	19	18	1	0
	ウェールズ	12	9	0	3
	北アイルランド	4	4	0	0

（HESA ウェブサイトを基に整理）¹⁴

なお、現在のイングランドでは設置形態による大学分類は用いられていないが、これは「1992年継続・高等教育法」の施行による。その経緯は以下の通りである。保守党サッチャー政権は1988年の地方政府法、及び教育改革法により HEI の設置・管理権限を地方教育当局（LEA）から高等教育法人（Higher Education Corporations）に移行した。しかしこれら高等教育法人は学位授与権を有していなかったため、その後メジャー政権が「1992年継続・高等教育法」により学位授与権の法的根拠を統一し、同時に HEFCE（イングランド高等教育財政審議会）が HEI の資本的投資の一部に対して国の補助金を交付する仕組みが始まった¹⁵。その後「2017年高等教育・研究法（HERA）」の施行により、HEFCE の補助金交付機能は新設された OfS（Office for Students）に引き継がれた。

「1992年継続・高等教育法」が施行される以前において、イングランドの大学の設置形態は、設置根拠別に4種類があった¹⁶。

図表-4-4 イングランドの大学の設置形態

設置形態	設置根拠	該当する大学
1571年法による法人 (incorporated by statute)	1571年オックスフォード・ケンブリッジ法（Oxford and Cambridge Act 1571）	オックスフォード大学、ケンブリッジ大学の2校
有限責任保証会社 (a company limited by guarantee)	会社法（Companies Act）	ロンドンスクールオブエコノミクス、ウエストミンスター大学など一部の大学
勅許大学 (a university operated / incorporated under Royal Charter)	国王勅許状（Royal charter）	1992年以前に設置された大多数の大学
高等教育法人 (Higher Education Corporations)	1988年教育改革法 1992年継続・高等教育法	「1992年継続・高等教育法」以前は大学の名称の使用が正式に

¹⁴ HESA, Higher education providers www.hesa.ac.uk/support/providers

¹⁵ Education in England www.educationengland.org.uk/history/chapter08.html

¹⁶ 下記の先行研究を参考に作成したもの。

秦由美子（2010）「英国における高等教育制度と大学の設置形態」独立行政法人国立大学財務・経営センター 大学の設置形態に関する研究 第6章 www.zam.go.jp/n00/n000i007.htm

山崎智子（2009）「イングランドにおける大学設置認可-University of Sheffield への勅許状交付(1905年)に注目して」東京大学大学院教育研究科紀要 49, pp.405-411

設置形態	設置根拠	該当する大学
		許可されていなかった, 大学, カレッジ, 継続教育カレッジ

これらのうち勅許大学は、国王勅許状により学位授与権が「1992 年継続・高等教育法」の施行以前に付与された大学である。勅許大学は、「大学としてふさわしい」ことが国王勅許状の交付をもって認められ、学位授与の資格を得た大学である。しかし国王勅許状が必ずしも大学の設置根拠とは限らない。例えば 1571 年法による法人の場合、オックスフォード大学は 1231 年に、ケンブリッジ大学は 1248 年に国王勅許状が交付されている。また、会社法を設置根拠とする 1885 年設立のロンドンスクールオブエコノミクス（LSE）は 1970 年に国王勅許状を交付されたが、国王勅許状には学位授与権を与える旨は記載されておらず、枢密院から学位授与権を与えられたのは 2007 年のことである。

また、イングランドには少なくとも国立大学という概念は存在しないが、公立大学（public university）と私立大学（private university）という、一般的な分類概念がある。公立大学は政府からの補助金を受けている大学を意味する。公立大学の中には専ら遠隔教育を提供する The Open University がある。The Open University は 1969 年にウィルソン労働党政権により国王勅許状（Royal Charter）を根拠として設置され¹⁷、認証評価機関 QAA から適格認定を受けており¹⁸、教育省の高等教育規制機関である OfS に高等教育機関としての登録を行っている¹⁹。

私立大学は補助金を受けず財政の完全自立を果たすことを自ら規定している大学を意味するため、独立大学（independent university）とも呼ばれる²⁰。英国における私立大学は、1973 年設立のバッキンガム大学（University of Buckingham）、1976 年設立の BBP 大学（BBP University）、2013 年設立のリージェンツ大学（Regent's University London）の 3 校のみであり、これら 3 校以外の大学は公立大学（public university）を自称するか、一般的にそう呼ばれているかのいずれかである²¹。

本章では、一次資料に高等教育提供機関（higher education provider）又は短縮形の provider とある場合、特に区別が必要な場合以外は大学と表記する。

¹⁷ The Open University Legal, regulatory and charitable status
www.open.ac.uk/about/main/governance-ou/legal-regulatory-and-charitable-status

¹⁸ The Open University, Quality assurance agency higher education review
www.open.ac.uk/about/main/teaching-and-research/qaa-higher-education-review

¹⁹ The Open University, Facts and figures
www.open.ac.uk/about/main/strategy-and-policies/facts-and-figures

²⁰ The Independent, Private universities: An independent advantage, 2012.8.16
www.independent.co.uk/student/into-university/clearing/private-universities-an-independent-advantage-8052821.html

²¹ 私立大学 3 校のうちバッキンガム大学だけが 1983 年に国王勅許状を得ている。
The University of Buckingham, History of the University www.buckingham.ac.uk/about/history

5. 大学の設置認可

以下、イングランドにおける大学の設置認可の仕組みについて説明する。

「1992 年継続・高等教育法」は、設置された大学を法に基づいて登録する（register）制度を設け、新規に大学を設置する場合には学位授与に関して責任を負うガバナンス機関（governing body）と学術運営委員会（academic boards）の設置を義務づけた。それ以前、すなわち 1992 年以前に設置された大学には歴史の古い大学が多く、国王勅許状による学位授与権の付与をもって大学設置を事後認可とする法慣行が伝統的に行われてきたことから、大学はその設置が 1992 年以前（pre-1992）と以降（post-1992）に区別される²²。

その後「2017 年高等教育・研究法（HERA）」が 2018 年 4 月に施行されたことにより、HEFCE（イングランド高等教育財政カウンスル）を廃止して新たに設置された OfS（Office for Students）がガバナンス機関として大学の登録（register）と管理を行うこととなった。

OfS への登録は任意であるが、大学が OfS からの公的資金の交付を希望するか否かにかかわらず、下記のいずれかに該当する場合には登録が必要となる²³。

- ☐ ・ 政府からの教育・研究助成等の公的資金の交付
- ☐ ・ 学生支援金の受給
- ☐ ・ 内務省（Home Office）に対する Tier4 学生ビザを使った海外留学生の受入申請
- ☐ ・ 学位授与権の取得申請²⁴
- ☐ ・ 大学（university）又はユニバーシティ・カレッジ（university college）の名称使用权（title）の取得申請

OfS が大学の登録要件を審査する際には、自ら収集するデータの他に、QAA（Quality Assurance Agency for Higher Education；高等教育質保証機構）による評価結果を参照する。

以下、（１）OfS への登録、（２）QAA による認証評価、に分けて解説する。

（１）OfS への登録

大学が高等教育機関登録制度のリストに登録されるためには、OfS に申請書と必要なエビデンスを提出し、教育の質、学生の保護、学生に対する支援、財政の持続性、健全なガバナンスとマネジメント等の最低要件を満たしていることを示さなくてはならない²⁵。

登録のカテゴリには、学生に対する授業料の請求限度額（Fee limits）を基本額（basic）までとすることを OfS に承認された Approved と、基本額を超えて上限額（higher）以下とすることを OfS に承認された Approved (fee cap) があり、大学はこれらのいずれかを選択して OfS の承認を受ける。

登録要件には、一般要件（Initial and general ongoing conditions）と²⁶個別要件（Specific ongoing conditions）がある。一般要件は大学が新規登録又は登録継続するに当たっての要件であり、個別要件は OfS が必要に応じて設定する登録継続のための要件である。

²² CDBU, Higher education in England: Frequently Asked Questions
<http://cdbu.org.uk/higher-education-in-england-frequently-asked-questions/>

²³ NIAD-QE（2020）高等教育・質保証制度の概要 英国 第三版（2020）
www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html

²⁴ OfS, Degree awarding powers and university title
www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/degree-awarding-powers-and-university-title/

²⁵ OfS, How to register
www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/how-to-register/

²⁶ OfS, Conditions of registration
www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/conditions-of-registration/initial-and-general-ongoing-conditions-of-registration/

図表-4-5 大学が OfS に登録するための一般要件, 2022 年 3 月時点²⁷

大学が OfS に登録するための一般要件 General ongoing conditions of registration		初回登録時の要件 でもある Also initial condition	登録カテゴリ Registration category		
			Approved (fee cap)	Approved	
A: 様々な背景を有する学生に向けた高等教育への進学及び学習機会の提供					
A1	Approved (fee cap)として承認された大学の要件		Yes	✓ (higher fee limit)	
	1. 2017 年高等教育・研究法（HERA）に従って OfS によって承認されたアクセス・参加プラン（Access and participation plan） ²⁸ を実施している				
	2. アクセス・参加プランに関する規定を遵守し、あらゆる合理的な措置を講じている				
A2	Approved 又は Approved (fee cap) として授業料を基本額まで請求することを承認された大学の要件		Yes	✓ (lower fee limit)	✓
	1. 学生のアクセス及び参加に関する方針を公表している				
	2. 学生のアクセス及び参加に関する方針を毎年更新して公表している				
B: すべての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学修成果					
B1	大学がすべての学生に質の高い学術体験を提供し、学生の成績を確実に評価できるよう、適切に設計された学修課程を提供している		Yes	✓	✓
B2	大学が学生の入学から修了に至るまで、高等教育において成功をおさめ、その恩恵を受けるために必要な支援を提供している		Yes	✓	✓
B3	大学がすべての学生に対して就職機会又はさらなる学修機会において雇用主からの高い評価を受けられる又は成功できるよう支援している		Yes	✓	✓
B4	大学が学生に授与する資格が当該分野で認められた基準に従っており、資格取得時点と取得後においてその価値を維持できるものである		Yes	✓	✓
B5	大学が高等教育質枠組み（Framework for Higher Education Qualifications）レベル 4 ²⁹ 又はそれ以上に記載されている学術基準を満たす学修課程を提供している		Yes	✓	✓
B6	大学が教育・学生成果評価枠組み（Teaching Excellence and Student Outcomes Framework） ³⁰ に参加している		No	✓	✓
C: すべての学生の利益保護					
C1	大学が、方針、手順、契約条件を策定し実施するに当たって、消費者保護法令を遵守するための方法に関する関連ガイダンスを作成し、適用している		Yes	✓	✓
C2	大学が以下を行っている		No	✓	✓
	1. 学生の苦情申立てを OIA（高等教育苦情受付独立機関）の手続スキームが要求する要件に従って処理している				
	2. 学生に OIA の手続スキームが利用できることを示している				
C3	大学が以下を行っている		Yes	✓	✓
	1. 大学が学生を守り、学生の学修におけるリスクコミュニケーションの計画を策定し、同計画が規制のリスク評価として適切であることを OfS に承認されている				
	2. 大学が、上記の計画の運用に当たって全ての合理的な段階を踏んで運用している				

²⁷ 大学が OfS に登録するための一般要件のうち B については 2022 年 5 月 1 日に改正が予定されている。

OfS, Changes to the conditions of registration

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/registration-with-the-ofs-a-guide/changes-to-the-conditions-of-registration/

²⁸ アクセス・参加プランとは、社会的・経済的に恵まれない学生の学習機会を改善する方法を示した計画の策定と実施を大学が OfS に誓約することで Approved (fee cap) として承認された大学が上限額までの授業料の引上げを承認される制度をいう。

OfS, Access and participation plans

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/promoting-equal-opportunities/access-and-participation-plans/

²⁹ QAA (2014) UK Quality Code for Higher Education, Part A: Setting and Maintaining Academic Standards, The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies
www.qaa.ac.uk/en/quality-code/qualifications-and-credit-frameworks

³⁰ OfS, Teaching Excellence and Student Outcomes Framework (TEF)

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/teaching/about-the-tef/

第4章 英国

大学が OfS に登録するための一般要件 General ongoing conditions of registration		初回登録時の要件でもある Also initial condition	登録カテゴリ Registration category	
			Approved (fee cap)	Approved
	3. 大学が、上記の計画の運用に当たって義務づけられている OfS に対する報告を、個別の学修課程が終了する場合を除いて実施している	Yes	✓	✓
D: 財政面の健全性				
D	大学が、以下の状態である	Yes	✓	✓
	1. 大学運営が経済的に実現可能である			
	2. 大学運営が財政的に持続可能である			
	3. 学生との契約で約束した通りの高等教育課程を完全に提供するための財源を確保している			
	4. 登録に当たって必要な要件を満たすために必要な財源を確保している			
E: 良好なガバナンス				
E1	大学のガバナンス規定が、大学に適用される公益上のガバナンス原則 (public interest governance principles) ³¹ に従っている	Yes	✓	✓
E2	大学が、以下を行うための、適切かつ効果的な管理及びガバナンスに関する取決めを実施している	Yes	✓	✓
	1. ガバナンス規定に従って運営すること			
	2. 公益上のガバナンス原則に従って提供、実施すること			
	3. 高等教育課程を広告している通りに完全に提供すること			
	4. 登録に当たって必要な条件を満たし、満たし続けること			
E3	大学のガバナンス機関 (governing body) が、以下を行っている	No	✓	✓
	1. 大学が、大学と OfS 及び OfS が指定した機関との間における責任を受け入れている			
	2. 大学が、OfS が定める登録条件と方向性に確実に従っている			
	3. 大学が、OfS が定めた責任を負う立場にある上級職員を責任者 (accountable officer) として指名している			
E4	大学の統治機関 (governing body) が、大学の OfS への登録に際して提出した情報の正確性に影響する変更があった場合に OfS に報告している	No	✓	✓
E5	大学が、大学において選ばれた職員及び学生と協力して、OfS のガイダンスに準拠している	No	✓	✓
F: 情報公開の適切性				
F1	大学が、2017 年高等教育・研究法 (HERA) 第 9 条の規定による透明性情報を、OfS から指定された方法及び形式で OfS に提出の上公開している	No	✓	✓
F2	大学が、学生の転出に当たっての取決めに係る情報を OfS に提出の上公開している	No	✓	✓
F3	大学の統治機関が、OfS が何らかの機能を実行するのを支援するため、又は法令が OfS に付与した権限を行使するために、以下を行っている	No	✓	✓
	1. 大学が、OfS 又は OfS が指定した者に対して、OfS が指定した時期、方法、形式に従って、OfS に指示された情報を提出している			
	2. 大学が、OfS から指定された方法で指定された情報を提出するに当たり、OfS が指定した者による独立した検証、又は独立した検証の手配を許可し、検証結果を OfS に対して OfS が指定した時期、方法、形式に従って報告している			
	3. 大学が、OfS の合理的な要求に従って OfS による監査又は調査を受けるに当たり、OfS に説明又は書類の提出を行い、OfS が職員の面接を行う必要があるような場合に OfS に協力している			
	※2 及び 3 の要件は、1 の要件の一般性に影響しない			
F4	大学が、2017 年高等教育・研究法 (HERA) 第 64 条第 1 項及び第 65 条第 1 項に基づく指定データ機関 (DDB) ³² に対する義務規定に従い、指定データ機関に対して指定された期限又は指示された時期に指定された情報を提出している	No	✓	✓

³¹ OfS, Public interest governance principles

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/conditions-of-registration/public-interest-governance-principles/

³² HESA, Designated Data Body for England

www.hesa.ac.uk/about/what-we-do/designated-data-body

大学が OfS に登録するための一般要件 General ongoing conditions of registration		初回登録時の要件でもある Also initial condition	登録カテゴリ Registration category	
			Approved (fee cap)	Approved
G: 授業料及び資金調達に係る責任の遂行				
G1	Approved (fee cap) の大学が、大学の質認定 (quality rating) 及びアクセス・参加プランによって特定された授業料額の制限 (fee limit) を超えない授業料を徴収している	No	✓	
G2	大学が、2017 年高等教育・研究法 (HERA) 第 41 条大 1 項又は第 94 条第 2 項に基づいて OfS 及び UKRI から受領した財政支援に付随した条件を遵守している	No	✓	✓
G3	大学が、以下を支払っている	No	✓	✓
	大臣が定めた規制に基づいた登録料、及び、その他 OfS が請求する料金			
	OfS が指定した機関が請求する料金			

公的に認可された大学は、学位授与権を自ら有する大学 (recognized bodies) と、学位授与権を自ら有しないが学位授与権を自ら有する大学の名前で卒業生に学位を授与する大学 (listed bodies) に分けて公告される³³。

(2) QAA による認証評価

イングランドにおける認証評価機関は QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education ; 高等教育質保証機構) である³⁴。

QAA による認証評価の基準は、UK Quality Code (UK 共通の質確保のための準則) である。UK Quality Code は当初 2013 年にパート A~C が公表されたが、これらを 2018 年 3 月に廃止の上改正されたものが現在用いられている³⁵。

UK Quality Code は基準 (standards) と質 (quality) の二つに対する期待事項 (expectations) からなり、各期待事項はコアプラクティス (Core Practice) とコモンプラクティス (Common Practice) からなるが、イングランドではコアプラクティスのみが適用される。

図表-4-6 UK Quality Code

基準に関する期待事項 Expectations for standards	質に関する期待事項 Expectations for quality
- 各課程の学術の基準が、関連する国の資格枠組みの要件を満たしていること - 学生に授与される資格の価値が、資格授与時及びその後も継続的に、高等教育セクターで認められた基準に対応していること	- 各課程が入念に設計され、すべての学生に質の高い学術体験を提供していること。また、学生の成果が信頼できる方法により測定できるようになっていること - 入学から卒業・修了まで、すべての学生が高等教育で成功をおさめ、高等教育の恩恵を受けるために必要な支援を受けていること
コアプラクティス	コアプラクティス
S1 高等教育機関は、資格の最低要件が関連する国の資格枠組みに合致したものになるよう保証すること S2 高等教育機関は、資格を授与された学生に対して、最低水準を超えた基準を達成できる機会を保証する。なおその基準は、英国の他の高等教育機関で達成されている水準に匹敵するものであること S3 高等教育機関が他機関と連携する場合、課程を提供する	Q1 高等教育機関が信頼でき、かつ公正で包括的な入学者選抜システムを有していること Q2 高等教育機関が質の高い課程を設計及び/又は提供していること。 Q3 高等教育機関が質の高い学術体験を提供するために、適切な資格及び技能を有する教員を十分な人数有していること

³³ OfS, The OfS Register

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/the-register/the-ofs-register/

³⁴ UK における認証評価機関は、イングランド、スコットランド、ウェールズにおいては QAA、北アイルランドにおいては北アイルランド経済省である。

³⁵ QAA (2018) The revised UK Quality Code for Higher Education
www.qaa.ac.uk/quality-code

基準に関する期待事項 Expectations for standards	質に関する期待事項 Expectations for quality
S4 場所、方法、提供者を問わず、その授与する資格の基準が信頼かつ安心できるものであると保証するために有効な取組を実施していること 高等教育機関が、信頼できかつ公正で透明性のある外部の専門家（学外試験委員等）の意見、成績の評価、成績の評定を利用していること	Q4 高等教育機関が質の高い学術体験を提供するために、適切かつ十分な施設、学習教材及び学生支援サービスを有していること Q5 高等教育機関が、学生の教育体験の質に関して、個別又は集合的に、学生の関与を積極的に促していること Q6 高等教育機関が不平等及び不服申立てに対処するための公正かつ透明性のある手順を有し、すべての学生が利用できるようにしていること Q7 高等教育機関が研究学位の授与を行う場合、適切かつ支援が整った研究環境の下で、研究学位課程を提供していること Q8 高等教育機関が他機関と連携している場合、各課程を提供する場所、方法、提供者を問わず、質の高い学術体験を確保するための有効な取組を実施していること Q9 高等教育機関が学術的かつ専門的に高い成果を達成できるようにすべての学生を支援していること
コモンプラクティス 高等教育機関が基準に関するコアプラクティスを定期的にレビューし、その結果に基づいて、改善向上を図っていること	コモンプラクティス - 高等教育機関が質に関するコアプラクティスを定期的にレビューし、その結果に基づいて、改善・向上を図っていること - 高等教育機関の質管理の手法が、外部の専門的意見を考慮したものであること - 高等教育機関が、学生の教育体験の質の発展、保証及び向上に関して、個別又は集合的に、学生の参加を促していること

また QAA は、UK Quality Code の実践のために、以下 12 個のテーマにわたる「助言及びガイダンス（Advice and Guidance）」を公開している³⁶。

- Admissions, Recruitment and Widening Access（学生選抜・入学・教育機会拡大）
- Assessment（学修評価）
- Concerns, Complaints and Appeals（不服申立て）
- Course Design and Development（課程の設計・開発）
- Enabling Student Achievement（学生の達成支援）
- External Expertise（学外の知見の活用）
- Learning and Teaching（学習・教育）
- Monitoring and Evaluation（モニタリング・評価）
- Partnerships（パートナーシップ）
- Research Degrees（研究学位）
- Student Engagement（学生参画）
- Work-Based Learning（学外実習）

イングランドにおける QAA の認証評価手続は QSR (Quality and Standards Review) という。QSR は OfS に登録を希望する大学に対して登録の可否を判断するために実施され、QAA が OfS からの連絡を受けて手続、審査する。

手続方法は、大学が OfS に新規に登録する場合と、OfS に登録済の大学が OfS から無作為抽出（random sampling）により登録要件を満たしているかの確認を受けた場合とで異なる。

後者は、大学が OfS に登録継続するための一般要件の F3「大学の統治機関が、OfS が何らかの機能を実行するのを支援するため、又は法令が OfS に付与した権限を行使するために、以下

³⁶ QAA (2018) Advice and Guidance
www.qaa.ac.uk/quality-code/advice-and-guidance

を行っている」の確認のために行われる³⁷。

図表－4-7 イングランドの大学認証評価 QSR の手続：OfS に新規に登録する大学の場合

実施事項 Event	タイムライン Timeline	実施内容 Description
準備段階 Preparation stage: Referral to submission	準備開始	大学が QSR を受けることを OfS が QAA に連絡し、QAA は大学に、必要に応じて追加に必要な情報の提供を要求し、事前訪問調査（briefing）の日程調整を行う。
	準備開始から +1 週間	QAA は大学から追加情報を受け取り、事前訪問調査において大学と打合せすべき内容を特定し、事前訪問調査に向けて大学と必要人数、日数、スケジュール等を打合せ、調整する。
	+2~3 週間	QAA が大学の事前訪問調査を実施する。
	+3~8 週間	大学が登録申請書の案を作成し、提出予定日について QAA と合意する。 QAA は登録申請書の案を精査し、修正等を指示する。 QAA は大学と審査（review）のスケジュール等を調整し、大学は審査手数料の支払に合意する。 QAA は審査班（review team）を編成し、大学は審査プロセスについて学内関係者に説明する。 大学は審査手数料を支払い、審査班の構成員に利益相反の疑いがないか確認する。
	+6~12 週間	大学は QAA に登録申請書を提出する。 登録申請書の提出日から審査の開始まで最低 4 週間を要する。 審査は、OfS が QAA に大学の QSR 受審を連絡してから 3 か月以内に開始される。
登録申請の受付 Submission	登録申請	大学は登録申請書及び付帯資料をアップロードし、学生代表は学生代表としての提出書類（student submission）をアップロードする。学生代表によるアップロードは訪問調査（review visit）予定日の 1 週間前までに行えばよい。
提出書類の確認 Initial assessment		審査班は提出された書類を確認し、追加で提出を要求する証明資料を決定する。
証明資料の提出 Evidence	登録申請から +4 週間	大学は QAA から追加で要求された証明資料をアップロードする。
書面審査の実施、 訪問調査日程の決定 Analysis and review visit schedule	+6 週間	審査班は追加で提出された書類を踏まえて書面審査を実施の上大学に助言し、訪問調査の日程調整を行う。
訪問調査 Review visit	+9 週間	審査班は、大学に訪問調査を実施する。
報告書案の作成 Draft review report	+11 週間	審査班は、大学に審査報告書（QSR report）案を送付する。
大学による補足説明 Provider comments	+12 週間	大学は、審査班に審査報告書に対して補足説明（comments）を行う。
報告書 Final report	+14 週間	QAA は OfS に報告書（final report）を提出する。

（QAA ガイダンスを基に整理）³⁸

³⁷ OfS, Regulatory advices, 15: Monitoring and intervention

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/regulation/the-regulatory-framework-for-higher-education-in-england/regulatory-notices-and-advice/

³⁸ QAA (2019) Quality and Standards Review for Providers Applying to Register with the Office for Students: Guidance for Providers

www.qaa.ac.uk/en/reviewing-higher-education/types-of-review/quality-and-standards-review/Providers-Applying-to-Register-with-the-OfS

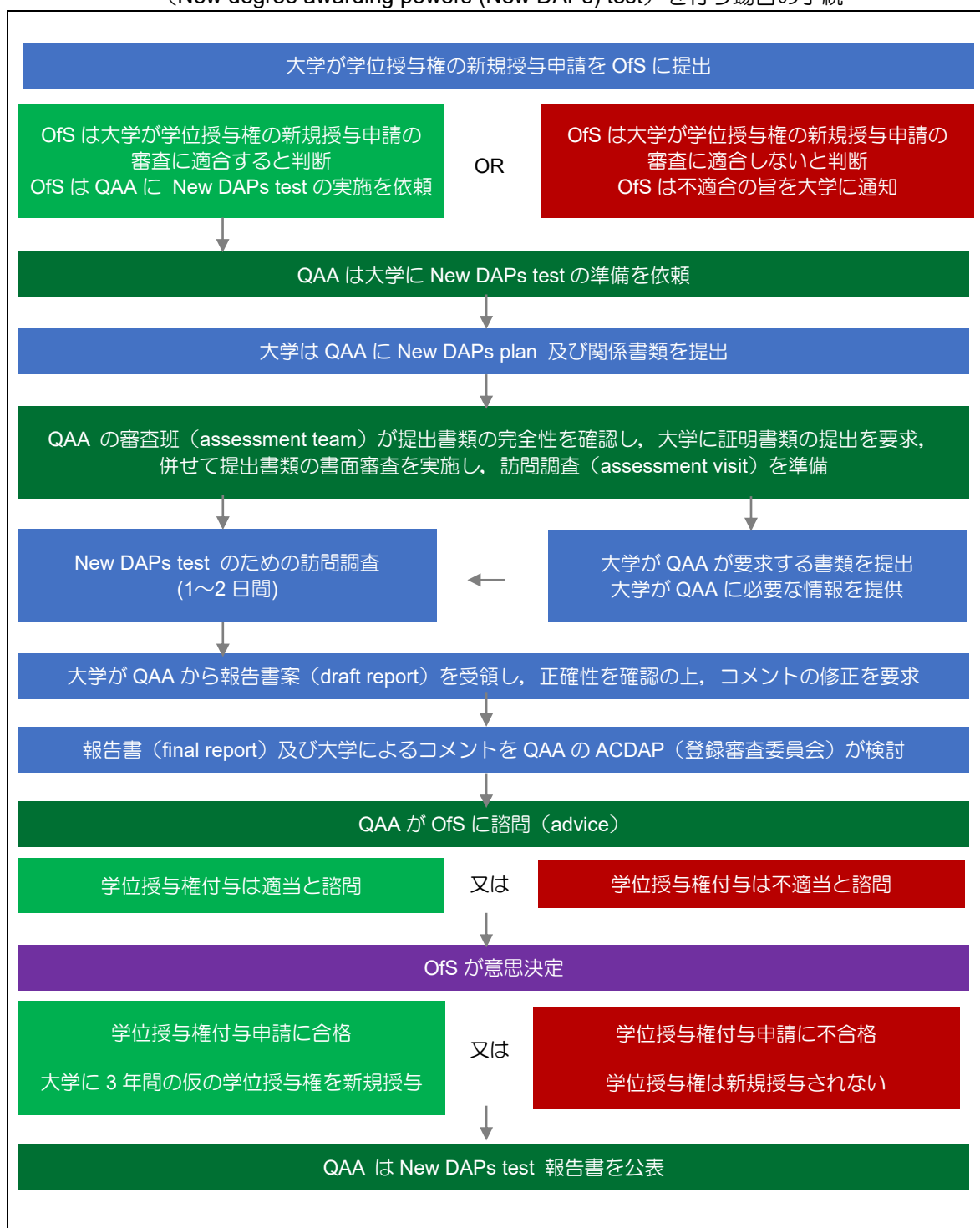
図表-4-8 イングランドの大学認証評価 QSR の手続：OfS に登録済の大学が受審する場合

実施事項 Event	タイムライン Timeline	実施内容 Description
準備段階 Preparation stage: Referral to submission	準備開始	OfS は大学に、QSR のモニタリング及び介入のため、登録継続するための一般要件の F3 に基づく通知を行い、一般要件の B1, B2, B4, B5（学修課程）の要件に関する審査を実施する旨の通知を行う。 QAA は大学に、必要に応じて追加で必要な情報の提供を要求し、事前訪問調査（briefing）の日程調整を行う。
	準備開始から +1 週間	QAA は大学から追加情報を受け取り、事前訪問調査において大学と打合せすべき内容を特定し、事前訪問調査に向けて大学と必要人数、日数、スケジュール等を打合せ、調整する。
	準備開始から +2~3 週間	QAA は大学の事前訪問調査を実施する。
	事前訪問調査 から +1 週間	QAA は OfS に、登録継続に向けて大学が充足すべき事項の案（draft review specification）を報告する。 OfS と QAA は、最終案の内容について合意する。
	準備開始から +2 週間	QAA は大学に最終案を通知し、大学は審査手数料の支払に合意する。
	準備開始から +3~8 週間	QAA は大学と審査（review）のスケジュール等を調整し、大学は審査手数料の支払に合意する。 QAA は審査班（review team）を編成し、大学は審査プロセスについて学内関係者に説明する。 大学は審査手数料を支払い、審査班の構成員に利益相反の疑いがないか確認する。 大学は登録継続申請の準備を行い、必要に応じて窓口担当者の任命を含む対応職員の調整を行う。
登録継続申請の受付 Submission	登録継続申請	大学は登録継続申請書及び付帯資料をアップロードし、学生代表は学生代表としての提出書類（student submission）をアップロードする。学生代表によるアップロードは訪問調査（review visit）予定日の 1 週間前までに行えばよい。
提出書類の確認 Initial assessment	登録継続申請 から +1 週間	審査班は提出された書類を確認し、追加で提出を要求する証明資料を決定する。
証明資料の提出 Evidence	+2 週間	大学は QAA から追加で要求された証明資料をアップロードする。 Provider uploads any additional evidence if requested by QAA
書面審査の実施、 訪問調査日程の決定 Analysis and review visit schedule	+3 週間	審査班は追加で提出された書類を踏まえて書面審査を実施の上大学に助言し、訪問調査の日程調整を行う。
訪問調査 Review visit	+5 週間	審査班は、大学に訪問調査を実施する。
報告書案の作成 Draft review report	+7 週間	審査班は大学に、審査報告書案（draft report）を送付する。
大学による補足説明 Provider comments	+8 週間	大学は、審査報告書案の記述の正確性を確認する。
報告書 Final report	+9 週間	QAA は OfS に報告書（final report）を提出する。

（QAA ガイダンスを基に整理）³⁹

³⁹ QAA（2019）Quality and Standards Review for Providers Registered with the Office for Students: Guidance for Providers, December 2019
www.qaa.ac.uk/en/reviewing-higher-education/types-of-review/quality-and-standards-review/providers-registered-with-the-ofs

図表-4-9 イングランドにおいて OfS に新規登録の際に学位授与権の新規授与審査
(New degree awarding powers (New DAPs) test) を行う場合の手続



(QAA ガイダンスを基に整理) ⁴⁰

⁴⁰ QAA (2019) Degree Awarding Powers in England: Guidance for Providers on Assessment by QAA
www.qaa.ac.uk/en/reviewing-higher-education/degree-awarding-powers-and-university-title/guidance-and-criteria/applicants-in-england

6. 大学における遠隔授業

(1) 現況

2020 年 4 月に政府は大学での授業を対面（face-to-face）から遠隔（remote）又は混合学習（blended learning）により行う方針としたことから、2020 年 11 月時点でイングランドの大学では学部生の授業の 93%、大学院生の授業の 89%が遠隔（digital）で行われている⁴¹。

また大学の学修課程は、我が国のような通学課程と通信課程のように区別されず、遠隔教育と出席授業も OfS への登録基準及び QAA の審査基準において区別されていない。

(2) 運営基準

OfS への登録基準には遠隔授業の基準が示されていない。

なお、OfS は大学がコロナ禍でキャンパス閉鎖を一斉に開始した 2020 年 4 月以降ガイダンス文書を相次いで発出しており、2020 年 4 月 3 日には大学が OfS に登録するための一般要件に関するガイダンスを発出した⁴²。同ガイダンスには、一般要件の「B: すべての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学修成果」を満たすにあたっての授業方法の変更に関する記述がある。該当部分の日本語訳を以下に示す。

高等教育課程の提供

27. OfS は、大学が既存の課程をオンライン配信に移行していることを認識している。移行に当たっては大学が課程の質と学生の学習環境を維持するための最善の方法について判断を下すことになることも認識している。
28. 大学が課程の提供方法に変更を加える方法は、各課程の通常の実施方法により異なる。多くの課程では（注授業の）中断を最小限に抑えてオンライン配信に移行することが可能であるが、移行が困難な課程もある。大学はいずれの場合であっても課程の変更が学生にもたらす影響について学生と明確なコミュニケーションを取る必要がある。
29. 大学は、（注授業の）オンライン配信が対面授業やスタジオ・実験室での授業、実践的又はその他課程特有の専門的な方法に取って代わることができるかどうか、及び、どのように置き換えることができるかについて特に考慮する必要がある。大学は、置き換える場合と置き換えない場合があることについて、学生にもたらす影響を考慮する必要がある。このような状況において大学は、課程で本来計画していた実施事項（elements）が必要であるかどうか、又は実施事項を翌年に移行することができるかどうかを検討することが重要である。大学はまた、課程における実施事項をどのように完了することができるか、及び対面教育の再開にどのように備えるかについて学生とコミュニケーションを取る必要がある。大学が全学生又は特定の学生グループの課程を継続できないと判断した場合は、報告要件に関する OfS のガイダンスを参照する必要がある。
30. 大学は、課程の提供に当たって（注学生と）締結した又は締結予定の取決めにおいて、教育へのアクセスが脆弱な学生の能力にどのように影響するかを考慮する必要がある。大学は学生に合理的なオプションを提示し、さまざまな学生グループに対するそれらオプションの実行可能性について学生からフィードバックを受けることを検討する必要がある。例えば、オンラインリソースへのアクセスが制限されているか一部の学生がアクセスできない場合に、大学が必要に応じて書面又は電話による通信など他のオプションを検討する必要がある。また、学習が困難な状況にある学生が出てくる場合もある。そのような場合大学は、授業の提供方法を変更して学習を継続することを選択しても正常に行えない場合にどうするかについて事前に学生に伝えることの保証を検討する必要がある。
31. 大学はすべての状況において課程における教育をどのように提供するかの説明を学生に対して定期的かつ明確なコミュニケーションにより行う必要がある。

⁴¹ OfS (2021) Gravity assist: propelling higher education towards a brighter future

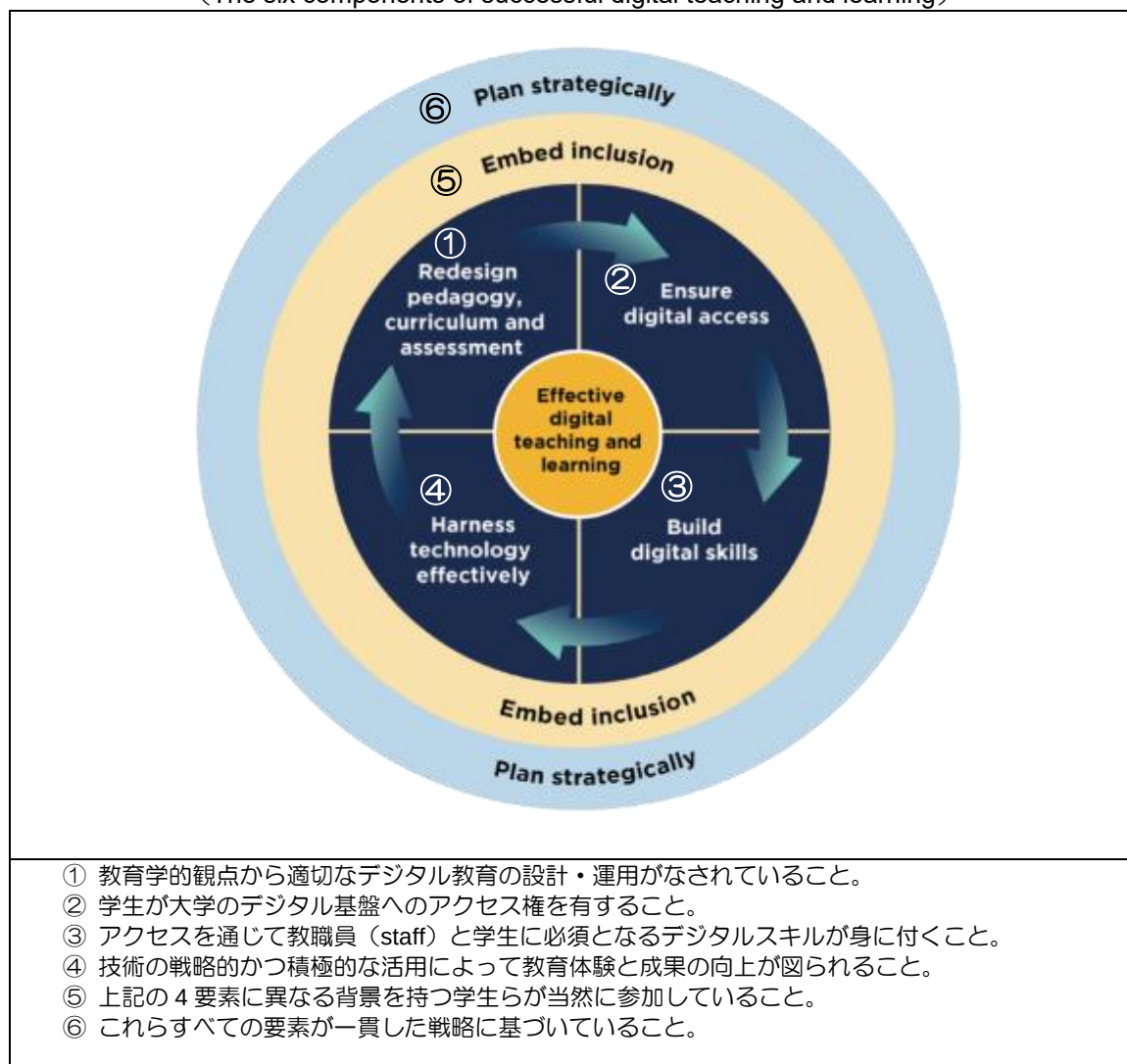
www.officeforstudents.org.uk/publications/gravity-assist-propelling-higher-education-towards-a-brighter-future/

⁴² OfS (2020) Guidance for providers about quality and standards during the coronavirus (COVID-19) pandemic

www.officeforstudents.org.uk/publications/guidance-on-quality-and-standards-during-coronavirus-pandemic/

また OfS が 2021 年 2 月に公表した大学における遠隔授業の状況に関する報告書⁴³には、遠隔教育の成功のために必要な 6 要素、2022 学年度⁴⁴に向けての対策チェックリスト、勧奨事項が記載されている。これについて以下に参考までに示す。

図表－4-10 遠隔教育の成功のために必要な 6 要素
(The six components of successful digital teaching and learning)



(OfS 報告書を基に整理) ⁴⁵

⁴³ OfS (2021) 前掲注

⁴⁴ 英国の学年度は 9 月に始まり、セメスター制の場合は 1 学期 (Semester One) が 9 月～12 月、2 学期 (Semester Two) が 1 月～6 月とされている。

⁴⁵ OfS (2021) 前掲注

図表-4-11 2022 学年度に向けての対策チェックリスト (Six actions for 2021-22)

1. 学生のデジタルアクセス状況を個別に評価し、学習に支障が出る前に対処すること。
・新入生と在学生在に適用するデジタルアクセスをどのように定義し、特定するか。 ・潜在的な問題が発生する前に対処するためにどのような手順を実行するか。 ・さまざまなケースを想定したか。策定した計画が、デジタル授業が必要とされる範囲における不確実性に対応するために十分な柔軟性を備えているか。
2. 学生が備えるべきデジタルスキルを周知すること。
・学生が学期の開始前にどのようなデジタルスキルが必要かを知っているか。 ・課程の開始前に、課程で用いるリソースについて周知できるか。
3. 学生が教育と学習の設計に参加すること。
・学習設計の計画に学生を参加させる仕組みがあるか。 ・デジタル学習体験に関するフィードバックを定期的に学生に提供する機会を設けているか。
4. 教職員に適切なスキルとリソースを提供すること。
・教職員とどのように関わり、教職員に必要とされるスキルを把握するか。 ・教職員が新たな任期に向けて準備を整えるための適切な仕組みを設けているか。
5. 全学生のデジタル環境の安全を図ること。
・デジタル環境の安全確保の仕組みが明確かつ可視化されているか。 ・あらゆる形態のハラスメントをオンラインで報告する方法を学生が知っているか。
6. 長期的な達成計画を計画すること。
・昨年度達成したすべての事項について長期的な効果をどのように振り返るか。 ・このチェックリストを自分の大学にどのように適用するかについて検討する時間を取っているか。

(OfS 報告書を基に整理) 46

図表-4-12 勧奨事項 (Recommendations)

● 勧奨事項	
● 勧奨事項	
・望ましい取組の例 (Positive indicators)	・望ましくない取組の例 (Negative indicators)
● 教育方法・カリキュラム・評価方法を再設計する。	
● デジタル授業専用の教育・学習方法を教育学的なアプローチから設計する。	
・教育・学習教材がデジタル授業向けに設計されている。 ・技術的な推進プロセスとは別に、設計プロセスにおいては教育学的なアプローチが中心に置かれている。	・教育・学習教材が対面授業向けに設計されており、変更なしで使用されている。 ・技術的な推進プロセスが優先され、デジタル教育・学習の設計プロセスにおいて教育学的なアプローチが取られていない。
● 学生がデジタル教育・学習の設計プロセスのすべての時点において関与する。	
・学生がデジタル教育・学習の設計に関与しており、定期的なフィードバックが求められている。 ・デジタル教育・学習が学生の意見とフィードバックを基に定期的に更新・改訂されている。	・学生がデジタル教育・学習の設計に関するフィードバックを求められていない。 ・デジタル教育・学習が固定的であり、学生のフィードバックに照らしていない。
● 評価結果と予定していた学習成果との違いを検討する機会を設ける。	
・教職員が評価結果と予定していた学習成果の関連性を定期的に精査し、設計の見直しを要する場合に対処し、評価を再設計している。 ・管理職 (senior leaders) 及び教員がデジタル教育・学習を理解して使用し、習得した知識とスキルの適用に焦点を当てた、より「本来的 (authentic)」な評価を作成している。	・教員が、評価結果と予定していた学習成果との関連性を精査せず、評価を再設計していない。 ・管理職及び教員が、デジタル教育・学習の評価をより「本来的」とすることに積極的でない。
● デジタルアクセスを確保する。	
● 学生のデジタルアクセスを個別かつ積極的に確保し、個別の問題の解決のために行動計画を策定する。	
・教職員がデジタルアクセスの問題に直面しているすべての学生に個別に協力して課題の解決を図り、必要に応じて追加の支援ニーズを特定する個別の行動計画を策定し、行動計画の定期的な見直しを行っている。	・大学がデジタルアクセスの問題のためにデジタル教育・学習にアクセスできない学生の数や不足しているデジタルインフラが何かを把握していない。

⁴⁶ www.officeforstudents.org.uk/publications/gravity-assist-propelling-higher-education-towards-a-brighter-future/six-actions-for-2021-22/

● 勸奨事項		
● 勸奨事項		
・ 望ましい取組の例 (Positive indicators)		・ 望ましくない取組の例 (Negative indicators)
・ 学生が課程の受講開始前に履修に必要とされるデジタル機器について通知され、課程を選択する際にもこの情報が提供されている。 ・ 大学が、デジタル教育・学習にアクセスできない学生をゼロとすることを保証するために可能な限りの措置を講じている。		・ 学生にデジタルインフラに関する必要な情報が提供されていないか、課程の受講開始後に情報が提供されることで学生が対処する時間が限定されている。 ・ デジタルアクセスの問題を抱える学生を支援するための措置が講じられていないか、制限されている。
● 学生のデジタルアクセスを最優先に考えて学習を設計しテクノロジーを導入する。		
・ 教員がデジタルアクセスの問題を念頭に置いてデジタル教育及び学習教材を設計している。 ・ デジタル教育・学習が帯域幅の低い通信環境にある学生向けに設計されており、ネット接続が制限されているか通信環境が悪い学生が非同期的な代替手段が利用できるようにしている。		・ デジタル教材がデジタルアクセスに問題がある学生を考慮せずに設計されている。 ・ デジタル学習がハイスペックのデジタル機器を使用するユーザー向けに設計されている。 ・ ネット接続が制限されているか通信環境が悪い学生に対しての代替手段が提供されていない。
● デジタルスキルを構築する。		
● 課程の開始前に課程に必要とされるデジタルスキルが何かを明確に学生に伝えることを理想とする。		
・ 学生が、課程に必要とされるデジタルスキル及びそれらを身に付けるために必要なリソースへのアクセス方法を明確に理解している。 ・ 課程に必要とされるデジタルスキルに関する情報が課程の開始日以前に入手できる。		・ 課程に必要とされるデジタルスキルに関する情報が学生に提供されないか、課程開始後に提供されている。 ・ 学生が、必要なデジタルスキルを身に付けるためのリソースにアクセスできない。
● 学生が課程を通じて身に付けたデジタルスキルを確認し、確認されたスキルを就職先に示せるようにする仕組みを設ける。		
・ 学生が課程を通じて習得したデジタルスキルをデジタルパスポートやデジタルバッジを介して確認できる。 ・ 学生が自ら身に付けたデジタルスキルを就職先に示す方法をよく理解している。		・ 学生が自ら習得したデジタルスキルを確認できない。 ・ 学生が自ら習得したデジタルスキルを就職先に示すのに苦労している。
● 卓越性の追求と継続的な改善により、教職員がデジタルスキルを習得できるよう支援する。		
・ デジタル教育と学習の卓越性が重視されており、特に高度な知識・スキルを有する者がこれを組織全体と共有する手段が設けられている。 ・ 教職員が自らに必要とされているデジタルスキルと自らの能力がどの程度であるかを理解している（これは自己評価による場合がある）。 ・ 教職員にデジタルスキルを向上させるための定期的な機会が与えられており、教職員がトレーニング資料やリソースの利用方法を明確に理解している。		・ デジタル教育と学習の卓越性が軽視されており、高度な知識・スキルを有する者がこれを組織全体と共有することが奨励されていない。 ・ 教職員に必要とされるデジタルスキルが不明確であり、自らの能力がどの程度であるかも不明確である。 ・ 教職員にデジタルスキルを向上させるための機会が与えられていないか、教職員がトレーニング資料やリソースの利用方法を分かっていない。
● テクノロジーを効果的に利用する。		
● デジタル教育・学習のためのテクノロジーを合理化し、可能な限り一貫して使用する。		
・ 学生と教職員がデジタル教育・学習に必要な全てのリソースに容易にアクセスでき、ツールやプラットフォームを切り替える必要性が限定されている。 ・ 学部・学科に関わらずツールやプラットフォームに一貫性があり、学生が何をどのように使うべきかを明確に把握している。		・ 学生や教職員がさまざまなツールを使用しなければならない状況に圧倒されている。 ・ 学部・学科毎にツールやプラットフォームの使用方法に違いがあり、学生が何をどのように使用するべきかを把握していない。
● 使用するテクノロジーとその実装方法に関する意思決定に学生と教職員が参加している。		
・ 学生、とりわけ特別なアクセス許可を得ている学生が、使用するテクノロジーとその実装方法に関する意思決定のリーダーとなっている。 ・ デジタル教育・学習を提供する教員がこれらの意思決定プロセスのリーダーとなっている。		・ 学生や教職員が、使用するテクノロジーとその実装方法に関する意思決定に関与していない。
● 臨機応変に対応し、許容範囲内のリスクを積極的に取る。		
・ テクノロジーを機敏に採用し、ツールやプラットフォームを定期的に見直し、目的に適っているか、新たなアプロ		・ 上級管理職チームが、使用するテクノロジーに関する議論や決定に関与していない、又は関与が定期的に行われてい

● 勸奨事項		
● 勸奨事項		
	・ 望ましい取組の例 (Positive indicators)	・ 望ましくない取組の例 (Negative indicators)
	・ チームを採用する必要があるかについて見直しを行っている。 ・ 上級管理職チーム又は彼らがアドバイスを乞うているチームが、使用するツール及びテクノロジーと、それらの目的を深く理解している。	・ ない。このような状態は、IT チームの責任とされていることに起因する可能性がある。
● 異なる背景を持つ学生が参加できるようにする。		
● 包摂的かつアクセスし易い状況にあるかを確認し評価する。		
	・ 学生、とりわけ少数派の学生⁴⁷が、学習環境がどれほど包摂的でアクセスし易いかについてフィードバックすることができる。 ・ 教職員が、学生からのフィードバックその他の情報を用いて学習・教育環境がどれほど包摂的であるかを確認し、改善するための権限と能力を備えている。	・ 学生が、学習環境がどれほど包摂的でアクセスしやすいかについてフィードバックする方法がない。 ・ 専門家による意見や効果的な実践の共有が欠如しているために進歩が遅れたり妨げられたりしている。
● 包摂性をもって設計し、帰属意識を高め、個々の学生に合わせた支援によりこれらを補完する。		
	・ 包摂性のある設計が、全てのデジタル教育・学習の設計において当然に行われている。 ・ 教職員が、学習環境に包摂性を組み込むことに自信とスキルを有している。 ・ 個々の学生が、必要に応じて適時に調整された支援を提供されている。 ・ 特定の学生グループ、とりわけ少数派の学生のニーズ及び経験が考慮されている。	・ 設計の際に包摂性の考慮の重要性が認識されておらず、デジタル教育・学習において当然のこととされていない。 ・ 既存のプラットフォーム、サービス水準の合意、調達手続において、アクセシビリティ要件や包摂性のある設計が十分に考慮されていない。 ・ アクセシビリティの考慮事項が限定的又は断片的であり、デジタル教育・学習の設計・実装・評価プロセスの一部とされていない。
● デジタル環境における安全を確保する。		
	・ ハラスメント、人種的憎悪、性的な違法行為等のオンライン上の虐待に対処するための効果的な保護措置が講じられ、推進されている。	・ デジタル学習及び教育環境の影響力が安全確保の観点から十分に考慮されていない。 ・ 学生や教職員がオンラインで発生する問題の解決方法について知らされていない。

(OfS 報告書を基に整理) ⁴⁸

(3) 質評価

大学の認証評価は QAA が実施するところ、QAA の認証評価基準には遠隔授業特有の基準が示されていない。QAA が 2020 年 12 月公表したコロナ禍における大学教育のデジタル化に関するガイダンス文書は、対面授業と遠隔授業を組み合わせた混合学習 (blended learning) に着目して教育計画の策定方法に関する助言を行っているが、混合学習の質評価の基準を示したものでない⁴⁹。

なおイングランドでは、2017 年に TEF (Teaching Excellence and Student Outcomes Framework) と呼ばれる大学の質評価が開始された。TEF は大学における ① 教育の質 (TQ:

⁴⁷ OfS の定義による少数派 (underrepresented groups) には、大学進学率が低い地域・低所得家庭・貧困地域の出身学生、黒人・アジア人等人種的・民族的マイノリティの学生、成人の学生、障害をもつ学生、介護休暇中の学生、子どもの保護者である学生、家族を失った学生、ジプシーなど移動生活者の学生、難民認定された学生、軍人家庭出身の学生が含まれる。

OfS, Our approach to access and participation

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/promoting-equal-opportunities/our-approach-to-access-and-participation/the-challenge/

⁴⁸ www.officeforstudents.org.uk/publications/gravity-assist-propelling-higher-education-towards-a-brighter-future/recommendations/

⁴⁹ QAA (2020) How UK Higher Education Providers Managed the Shift to Digital Delivery During the COVID-19 Pandemic

www.qaa.ac.uk/docs/qaa/guidance/how-uk-higher-education-providers-managed-the-shift-to-digital-delivery-during-the-covid-19-pandemic.pdf

Teaching Quality), ② 学習環境(LE: Learning Environment), ③ 学生の学修達成度(SO: Student Outcomes and Learning Gain)の3分野を合計10の評価基準に基づいて審査委員会が評価し、評価結果に応じて大学に対してゴールド、シルバー、ブロンズのいずれかを判定し付与するものである。TEFの参加は任意であるが、TEFに参加した大学に限ってフルタイム課程の年間授業料の上限額を9,000ポンドから9,250ポンドに引き上げることが認められる⁵⁰。

TEFの質評価において遠隔授業に関係する部分は②の学習環境である。学習環境には評価基準が3つ設けられており、その1番目が「対面(physical)又はデジタル(注授業)のリソースが学生の教育及び学習・研究の支援に効果的に用いられている」とされている⁵¹。これを評価するに当たってのエビデンスには、UKの高等教育統計機関であるHESAに大学が報告した学生の個人情報データILR(Individualised Learner Record)が用いられる⁵²。

図表-4-13 TEFにおける「対面又はデジタルによるリソース」部分の判定基準

判定	判定基準
TEF ゴールド	対面及びデジタル(注授業)のリソースが卓越しており、学生の学習強化のために積極的かつ一貫して使用されている。
TEF シルバー	対面及びデジタル(注授業)のリソースが高い水準にあり、学生の学習強化のために使用されている。
TEF ブロンズ	対面及びデジタル(注授業)のリソースが学生の生涯学習のために使用されている。

(DfE ガイダンスを基に整理)⁵³

(4) 教育課程

4年制大学の卒業に必要な単位(credits)数は、学士(Bachelor's degrees)が300単位、優等学士(Bachelor's degrees with honours (BA/BSc Hons))⁵⁴が360単位とされている⁵⁵。対面授業と遠隔授業の場合とで単位数の制限は設けられていない。

(5) 課題・今後の取組等

① OfS による2020年11～12月のアンケート調査結果

2020年11月から12月にかけてOfSは調査会社YouGov PLCに委託してイングランドの学生・教員に遠隔教育に関するアンケート調査をウェブベースで実施し、調査結果を2021年2月に公表した⁵⁶。サンプル数は学生1,285人、教員567人であった。学生に関しては学部生

⁵⁰ OfS, About the TEF

www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/teaching/about-the-tef/

⁵¹ DfE (2017) Teaching Excellence Framework and Student Outcomes Framework Specification

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/658490/Teaching_Excellence_and_Student_Outcomes_Framework_Specification.pdf

⁵² ILRには学生個人の課程における対面/オンライン等の授業モード別の受講状況や授業に使用したオンライン教材の情報等が含まれており、これらの情報データは個人の特定が不能な状態で分析に使用される。

HESA, Coverage of the record

www.hesa.ac.uk/collection/student/datafutures/coverage_of_the_record

⁵³ DfE (2017) 前掲注 p.68

⁵⁴ 優等学士学位については以下の説明を参照。

文部科学省(2009)英国における学位水準基標、教育内容等に関するワーキンググループ(第2回)配布資料
www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/41/041_1/attach/1291607.htm

⁵⁵ QAA (2021) Higher Education Credit Framework for England: Advice on Academic Credit Arrangements Second edition

www.qaa.ac.uk/quality-code/higher-education-credit-framework-for-england

⁵⁶ OfS (2021) Gravity assist: propelling higher education towards a brighter future, pp.118-131

www.officeforstudents.org.uk/publications/gravity-assist-propelling-higher-education-towards-a-brighter-future/

から大学院生までを学年別に、教員に関してはジェンダー・年齢・職位別に、各人数の全体構成比に従って重みづけしてサンプリングされている。

図表-4-14 学生を対象としたアンケート調査結果（OfS, イングランド, 2020 年秋）

設問		
回答	割合	
過去 2 週間に受けた授業について最も近いものを次の中から選んで下さい。（N=1,285）		
全ての授業がオンラインで行われた	61%	
ほとんどの授業がオンラインで行われ、対面授業は週に 1～2 回	31%	
ほとんどの授業が対面で行われ、オンライン授業は週に 1～2 回	5%	
全ての授業が対面で行われた	3%	
学年度の始めにどこに住んでいましたか？次の中から選んで下さい。（N=1,285）		
大学の寮	13%	
民間企業の寮	7%	
親又は保護者の家	19%	
持家	14%	
借家	40%	
公営賃貸住宅	6%	
その他	2%	
デジタル授業であなたが使えなかったものは何ですか？次の中から選んで下さい。（N=1,285）		
ハードウェア（コンピュータ、タブレット、スマートフォン等）	15%	
ソフトウェア（マイクロソフトオフィス、ズーム等）	12%	
良好なインターネット接続	30%	
故障や障害の際の技術的な支援	24%	
学習支援を行う有資格教員	10%	
適切な学習空間（机、椅子、静寂な環境等）	30%	
上のどれでもない	45%	
デジタル授業に必要なスキルにどの程度自信がありますか？次の中から選んで下さい。（N=1,285）		
大いに自信がある	49%	
多少自信がある	42%	
多少自信がない	7%	
全く自信がない	3%	
自分の課程のデジタル授業に満足していますか？次の中から選んで下さい。（N=1,285）		
大いに満足している	22%	
多少満足している	44%	
多少不満である	19%	
大いに不満である	9%	
わからない	5%	
オンラインではなく対面で行うべきと思うものを次の中から選んで下さい（複数選択可）。（N=1,285）		
講義	24%	
セミナー	37%	
個人指導	30%	
他学生との交流	67%	
教員との交流	53%	
学生グループの共同活動	51%	
演習（Labs；従来実験室で行われていた実習等）	53%	
学外実習（Placements；外部機関や企業での体験学習等）	52%	
個別面談（Performance and portfolio reviews）	24%	
その他	2%	
私の課程では上記のいずれもオンラインに置き換えることができない	7%	
わからない	6%	
学年度の開始時にデジタル授業についてフィードバック（意見）を求められましたか？（N=1,285）		
はい	52%	
いいえ	48%	

設問		
回答	割合	
パンデミックが終わった後の試験はどのような方法が望ましいと思いますか？次の中から選んで下さい。（N=1,285）		
オンライン試験	32%	
キャンパスでの試験	28%	
オンライン試験とキャンパスでの試験の組合せ	28%	
わからない	11%	
パンデミックが始まる前のあなたのデジタル学習経験で当てはまるものを次の中から選んで下さい。（N=1,173）		
デジタル教育・学習を受けた経験がない	63%	
デジタル教育・学習を年に 1～2 回受けている	21%	
デジタル教育・学習を月に 1～2 回受けている	8%	
デジタル教育・学習を週に 1～2 回受けている	8%	
当学年度に受けたデジタル教育・学習で当てはまるものを次の中から選んで下さい（複数回答可）。（N=1,134）		
ライブ配信によるオンライン授業	58%	
録音再生によるオンライン授業	73%	
アップロードされたスライドによる授業	68%	
ビデオセミナー（チームズ、ズーム等）	80%	
実習（実験室環境での作業等）	12%	
学外実習	6%	
個別面談	8%	
その他	6%	
わからない	2%	
あなたの経験を最も正確に表しているものを次の中から選んで下さい。（N=1,134）		
私が受けたデジタル教育・学習は、大学の説明通りであったか、説明以上に良かった	56%	
私が受けたデジタル教育・学習は、大学から説明されたものとは違った	32%	
私は大学からデジタル教育・学習について説明を受けていない	12%	
パンデミックが終わった後にオンラインで実施した方が良いと思うものを次の中から選んで下さい（複数選択可）。（N=1,134）		
講義（ズーム、チームズなどのオンライン会議ソフトウェアをライブで用いるもの）	25%	
講義（アップロードされた録画）	45%	
課題別のセミナー	19%	
個別相談	26%	
他学生との交流	11%	
教員との交流	13%	
学生グループの共同活動	14%	
演習（Labs；従来実験室で行われていた実習等）	5%	
学外実習（Placements；外部機関や企業での体験学習等）	5%	
個別面談（Performance and portfolio reviews）	9%	
その他	2%	
私の課程では上記のいずれもオンラインに置き換えることができない	29%	
わからない	8%	
オンライン授業を受けている時、対面学習に比べて、どの程度勉学意欲がわきましたか？（N=1,134）		
大いに意欲がわいた	4%	
多少意欲がわいた	9%	
対面授業のときと変わらない	20%	
多少意欲が失せた	35%	
大いに意欲が失せた	32%	

図表 4-15 大学教員を対象としたアンケート調査結果（イングランド，2020 年秋）

設問		
回答	割合	
過去 2 週間に行った授業について最も近いものを次の中から選んで下さい。（N=567）		
全ての授業をオンラインで実施した	59%	
ほとんどの授業をオンラインで実施し、対面授業は週に 1～2 回	24%	
ほとんどの授業を対面で実施し、オンライン授業は週に 1～2 回	13%	
全ての授業が対面で行われた	5%	
当学年度に実施したデジタル教育・学習で当てはまるものを次の中から選んで下さい（複数回答可）。（N=536）		
ライブ配信によるオンライン授業	51%	
録音再生によるオンライン授業	60%	
アップロードされたスライドによる授業	61%	
ビデオセミナー（チームズ、ズーム等）	80%	
演習（Labs；従来実験室で行われていた実習等）	12%	
その他	15%	
わからない	1%	
パンデミックが始まる前のあなたの経験で当てはまるものを次の中から選んで下さい。（N=567）		
デジタル教育・学習を実施した経験がない	47%	
デジタル教育・学習を年に 1～2 回実施している	30%	
デジタル教育・学習を月に 1～2 回実施している	10%	
デジタル教育・学習を週に 1～2 回実施している	13%	
デジタル授業に必要なデジタルスキルにどの程度自信がありますか？次の中から選んで下さい。（N=536）		
大いに自信がある	21%	
多少自信がある	59%	
多少自信がない	15%	
全く自信がない	3%	
「私は今後もデジタル教育・学習を提供したい」にあなたはどの程度同意しますか？（N=536）		
大いに同意する	27%	
多少同意する	28%	
多少反対である	22%	
大いに反対である	12%	
わからない	10%	
「私はできるだけ早く対面授業に戻りたい」にあなたはどの程度同意しますか？（N=536）		
大いに同意する	27%	
多少同意する	28%	
多少反対である	22%	
大いに反対である	12%	
わからない	10%	
「デジタル教育・学習は新しくエキサイティングな方法で学生に教える機会を与えてくれている」にあなたはどの程度同意しますか？（N=536）		
大いに同意する	24%	
多少同意する	46%	
多少反対である	18%	
大いに反対である	6%	
わからない	6%	
「私は高等教育におけるデジタル教育・学習の拡大に伴うリスクを心配している」にあなたはどの程度同意しますか？（N=536）		
大いに同意する	17%	
多少同意する	36%	
多少反対である	25%	
大いに反対である	12%	
わからない	10%	
「私の大学はデジタル教育・学習の実施に当たって支援してくれていると感じている」にあなたはどの程度同意しますか？（N=536）		

設問		
	回答	割合
	大いに同意する	25%
	多少同意する	41%
	多少反対である	17%
	大いに反対である	10%
	わからない	6%
「私はデジタル教育・学習の実施に当たって必要なデジタル技術のリソースを利用できている」にあなたはどの程度同意しますか？（N=536）		
	大いに同意する	23%
	多少同意する	52%
	多少反対である	15%
	大いに反対である	6%
	わからない	4%
デジタル教育・学習の実施に当たってあなたが使えなかったものは次のどれですか？（複数回答可）（N=536）		
	ハードウェア（コンピュータ、タブレット、スマートフォン等）	23%
	ソフトウェア（マイクロソフトオフィス、ズーム等）	30%
	良好なインターネット接続	31%
	故障や障害の際の技術的な支援	36%
	学習支援を行う有資格教員	8%
	適切な学習空間（机、椅子、静寂な環境等）	31%
	上のどれもでない	38%
パンデミックが終わった後にオンラインで実施したいと思うものは次のどれですか？（複数回答可）（N=536）		
	講義（ズーム、チームズなどのオンライン会議ソフトウェアをライブで用いるもの）	34%
	講義（アップロードされた録画）	41%
	セミナー	29%
	個別相談	51%
	学生との交流	37%
	他教員との交流	45%
	学生グループの共同活動	30%
	演習（Labs；従来実験室で行われていた実習等）	6%
	個別面談（Performance and portfolio reviews）	19%
	その他	5%
	私の教育は上記のいずれもオンラインに置き換えることができない	16%
	わからない	5%
オンラインではなく対面で行うべきと思うものを次の中から選んで下さい（複数選択可）（N=536）		
	講義	21%
	セミナー	35%
	個人指導	26%
	他学生との交流	45%
	教員との交流	34%
	学生グループの共同活動	44%
	演習（Labs；従来実験室で行われていた実習等）	42%
	個別面談（Performance and portfolio reviews）	21%
	その他	5%
	私の教育は上記のいずれもオンラインに置き換えることができない	11%
	わからない	5%

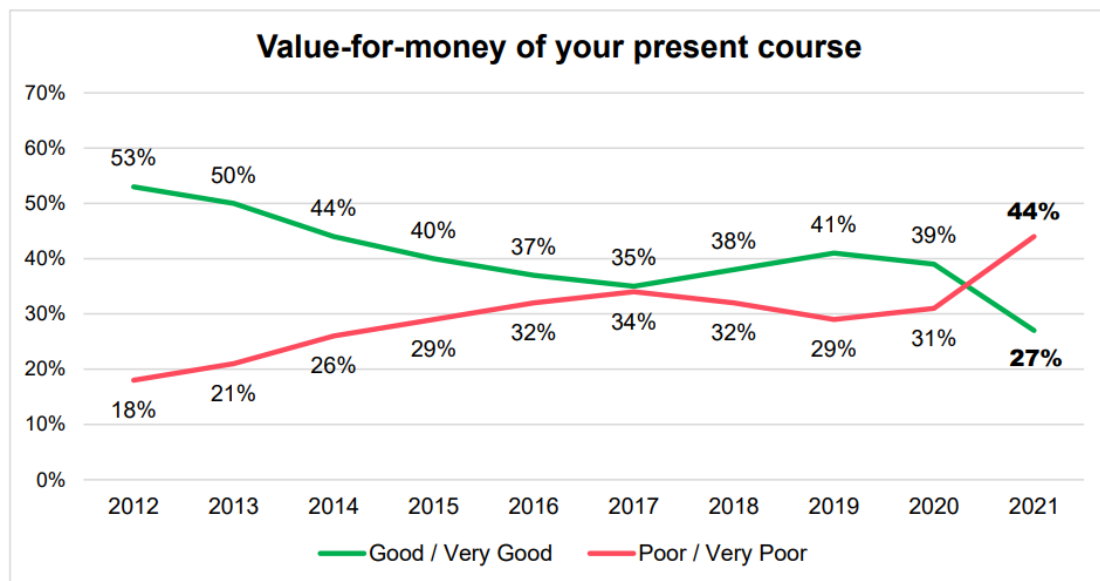
② Advance HE による 2021 年 2～3 月のアンケート調査結果

高等教育に関する民間の研究機関 Advance HE と HEPI（Higher Education Policy Institute）は、コロナ禍によるロックダウン下の 2020 年 11 月から 12 月にかけて学生の学術経験に関するアンケート調査を実施した。調査は調査会社 YouthSight のオンラインパネルが用いられ、パ

ネルサイズは UK のフルタイム学部生 10,186 人であった。同パネルは、ジェンダー・学年・課程・大学のタイプの別を用いて各人数の全体構成比に従って重みづけしてサンプリングされている⁵⁷。

アンケートは選択回答と自由回答からなり、設問のテーマも多岐にわたっているが、「あなたの課程はあなたが支払っている授業料に見合っているか」という設問の回答結果について、過去 10 年で初めて「見合っていない」が「見合っている」を上回ったこと。テクノロジーの教育活用には 65% が満足している一方でパンデミックが終わってもオンラインで学びたいとの回答が 12% にとどまったことが各方面に衝撃を与えた⁵⁸。

図表－4-16 「あなたの課程はあなたが支払っている授業料に見合っているか」の回答結果の推移



(p.17)

図表－4-17 「テクノロジーの教育活用の満足度」の回答結果

大いに満足 15%	満足 51%	納得 25%	不満 7%	大いに 不満 1%
--------------	-----------	-----------	----------	-----------------

(p.57)

図表－4-18 「パンデミックによる制限がなければどのように学びたいか」の回答結果

専ら対面 57%	専らオンライン 12%	対面とオンラインの混合 31%
-------------	----------------	--------------------

(p.59)

なお、先進国中에서도最も高いといわれている年間 9,000 ポンドの授業料が現状に見合っていない可能性については OECD も指摘している⁵⁹。

⁵⁷ Student Academic Experience Survey 2021

www.advance-he.ac.uk/knowledge-hub/student-academic-experience-survey-2021

⁵⁸ Only 12% of UK university students in favour of mostly online learning, Government Computing, 9 July 2021
www.governmentcomputing.com/technology/news/only-12-of-uk-university-students-in-favour-of-mostly-online-learning/#

⁵⁹ Online-only learning not worth £9K tuition, OECD warns UK universities, The Guardian, 16 Sep 2021

7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）

UK における大規模オンライン公開講座（MOOCs）のローカルプロバイダは、The Open University が 2012 年に設立した企業 FutureLearn である。FutureLearn は UK の 12 大学、大手企業、政府をパートナーとして 2013 年より MOOCs の提供を始め、2019 年にはオーストラリアの人材開発会社 SEEK LTD が発行済株式の 50%を取得した⁶⁰。現在 FutureLearn を通じて学士課程又は修士課程を提供している UK の大学は、12 大学の内コベントリー大学、グラスゴー大学、アンジェラ・ラスキン大学、The Open University の 4 校である。これら 4 校以外の参加大学は 6～8 週間の講座を低料金で提供している。

なお、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、インペリアルカレッジロンドンなど名門校は edX とパートナーシップを締結し edXwo プラットホームとして MOOCs を提供している。

www.theguardian.com/education/2021/sep/16/online-only-learning-is-not-value-for-money-uk-universities-told

⁶⁰ FutureLearn www.futurelearn.com/

8. 参考文献

【日本語文献】

- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国における大学の質保証システムに関する調査研究 第2章英国, 文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- WIP アンドアソシエイツ（2022）諸外国の大学・研究機関における教員・研究者の労働法制及び労働時間把握に係る調査研究 第2章英国, 文部科学省 令和2年度大学改革推進委託事業
- NIAD-QE（2020）高等教育・質保証制度の概要 英国 第三版（2020）
- 文部科学省（2018）諸外国の大学のガバナンス例, 国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議（第3回）配付資料
- 寺倉憲一（2014）大学のガバナンス改革をめぐる国際的動向—主要国の状況と我が国への示唆—, レファレンス No.766, pp.73-101
- 秦由美子（2013）イギリスにおける新たな大学分類, 広島大学高等教育研究開発センター 大学論集 44 号, pp.19-34

【外国語文献】

- QAA（2022）From pivot to permanent: QAA shares headline findings from online and hybrid learning research, 25th January 2022
- QAA（2022）QAA explores student engagement and performance during the shift to digital teaching, learning and assessment, 22nd February 2022
- DfE（2021）Higher education COVID-19 operational guidance, December 2021
- DfE, Remote education good practice, October 2020
- QAA（2020）Guidance - Building a Taxonomy for Digital Learning
- QAA（2021）Higher Education Credit Framework for England: Advice on Academic Credit Arrangements Second edition
- QAA（2020）Preserving Quality and Standards Through a Time of Rapid Change: UK Higher Education in 2020-21
- Higher Education Policy Institute（2021）Student Academic Experience Survey 2021
- QAA（2020）How UK Higher Education Providers Managed the Shift to Digital Delivery During the COVID-19 Pandemic
- OfS（2021）Gravity assist: propelling higher education towards a brighter future
- OfS（2021）English higher education 2021: The Office for Students annual review
- OfS（2020）Guidance for providers about student and consumer protection during the coronavirus (COVID-19) pandemic, 10 June 2020
- OfS（2021）Requirement to report reportable events to the OfS, 20 October 2021
- DfE（2017）Teaching Excellence Framework and Student Outcomes Framework Specification
- Department for Business Innovation & Skills（2013）The Maturing of the MOOC

第5章 フランス

【目次】

第5章 フランス	165
1. 概要	165
2. 関係機関	166
3. 関係法令	167
4. 大学	171
5. 大学の設置認可	177
(1) 私立大学の設置	177
(2) 認証評価	179
6. 大学における遠隔授業	181
(1) 現況	181
(2) 運営基準	181
(3) 質評価	181
(4) 教育課程	181
(5) 課題・今後の取組等	182
7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）	183
8. 参考文献	184

第5章 フランス¹

1. 概要

一般の大学に置かれる遠隔教育課程は EAD (Enseignement à distance) と呼ばれ、学部レベル及び修士レベルで国家免状の取得につながる遠隔教育が実施されている。大学が EAD を設置するに当たっては都度の設置認可手続を要せず、一定サイクルで実施される認証評価機関による機関別評価手続において総合的に評価される。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて高等教育研究イノベーション省は大学の授業を原則遠隔で実施する方針とし、学生のネット接続が困難な場合や実習を必須とする科目の場合等には例外を認める措置を講じている。

大規模オンライン公開講座については、2011 年に米国の大学が、そして 2012 年に英国の大学が MOOCs の本格的な運用を始めたことを受け、フランス政府は米英に追いつくべく約 800 万ユーロを投じ、2013 年 10 月 2 日に FUN (フランスデジタル大学) を開設した。FUN は公益団体 (GIP: groupement d'intérêt public) の法人格にある教育プロバイダであり、26 大学 (うち 16 は学術共同体 ComUE) 及び複数の国立研究所や国営公営機関がメンバーとして MOOCs を提供する形態を取っている。FUN のプラットフォームには edX が採用され、ネットワーク技術は公的な全国教育研究ネットワークである RENATER が担い、2014 年 1 月に MOOCs を開始した。FUN の立ち上げ当初には高等教育研究イノベーション省が直接運営に関与したが、現在は FUN-MOOC が運営し、国が財政支援している。

¹ 本章においてフランスの通貨を表す際には、ユーロ 又は € を用いる。
参考までに、2021 年における対円年平均為替レートは、1 ユーロ = 129.83 円である。
www.ofx.com/en-au/forex-news/historical-exchange-rates/yearly-average-rates/

第5章 フランス

2. 関係機関

図表－5-1 大学の設置・質保証・遠隔教育に関係する政府機関

- MENJS (Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports)
 - ；国民教育青少年スポーツ省
 - ↳ IGESR (Inspection générale de l'Éducation, du Sport et de la Recherche)
 - ；教育・スポーツ・研究監察総監²
 - ↳ ESRI (Collège Enseignement supérieur, Recherche et Innovation)
 - ；高等教育研究イノベーション理事会
- MESRI (Ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation)
 - ；高等教育研究イノベーション省
 - ↳ DGESIP (Direction générale de l'Enseignement supérieur et de l'Insertion professionnelle)
 - ；高等教育・就職指導総局
 - ↳ Service de la Stratégie des Formations et de la Vie étudiante
 - ；教育訓練・学生生活局
 - ↳ DGESIP A1 (Sous direction des Formations et de l'Insertion professionnelle)
 - ；教育訓練・就職準備課
 - ↳ DGESIP A1-5 (Département des Écoles supérieures et de l'Enseignement supérieur privé)
 - ；大学・私立大学教育係
 - ↳ CCESP (Comité consultatif pour l'Enseignement supérieur privé)
 - ；私立高等教育機関諮問委員会
 - ↳ CNESER (Conseil national de l'Enseignement supérieur et de la Recherche)
 - ；高等教育・研究審議会
 - ↳ CSR (Conseil stratégique de la Recherche)
 - ；研究戦略審議会
 - ↳ CCN IUT (Commission consultative nationale des IUT)
 - ；技術短期大学部全国評議会
 - ↳ CTI (Commission des Titres d'Ingénieur)
 - ；技師称号評議会
 - ↳ CFEDG (Commission d'Évaluation des Formations et Diplômes de Gestion)
 - ；教育・免状評価評議会
 - Hcéres (Haut Conseil de l'Évaluation de la Recherche et de l'Enseignement supérieur)
 - ；研究・高等教育評価高等審議会
 - ↳ Collège (理事会)
 - ↳ Départements (部門)
 - ↳ CoFIS (Conseil français de l'intégrité scientifique；フランス研究公正審議会)
 - CNED (Centre national d'enseignement à distance；フランス国立遠隔教育センター)

図表－5-2 大学の設置・質保証・遠隔教育に関係する民間団体

- FMSH (Fondation Maison des sciences de l'homme)
 - ↳ Canal-U
- FIED (Fédération interuniversitaire de l'enseignement à distance；遠隔教育大学連盟)
 - ↳ OP4RE (Online Proctoring for Remote Examination)
- EADTU (European Association of Distance Teaching Universities)
 - ↳ SIG (Special Interest Group on Online Assessment)
 - ↳ E-xcellence
 - ↳ EMC (European MOOC Consortium)

² 2018 年末迄は IGAENR (Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche)

3. 関係法令

図表－5-3 教育法典の構成

| 教育法典の構成 | | 条 |
|--|--|------------------|
| Partie législative（法律の部） | | |
| Première partie（第1部）：一般及び共通規定（Dispositions générales et communes） | | |
| Livres I（第1巻）：教育の基本原則 | | |
| Livres II（第2巻）：教育の運営 | | |
| Titre I（第1編）：国と地方機関における権限の分担 | | |
| Titre II（第2編）：教育の運営機関 | | |
| Titre III（第3編）：国と地方の教育関係機関 | | |
| Titre IV（第4編）：教育の監査及び評価 | | |
| Chapitre Ier（第1章）：監査及び評価の実施 | | L241-1 ~ L241-11 |
| Chapitre II（第2章）：学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人（EPSCP）の評価 | | L242-1 |
| Titre V（第5編）：サンピエール島・ミクロン島に適用する規定 | | L251-1 |
| Deuxième partie（第2部）：学校教育（Les enseignements scolaires） | | |
| Troisième partie（第3部）：高等教育（Les enseignements supérieurs） | | |
| Livres VI（第6巻）：高等教育における組織（L'organisation des enseignements supérieurs） | | |
| Titre I（第1編）：教育の一般組織 | | |
| Chapitre Ier（第1章）：共通規定 | | L611-1 ~ L611-11 |
| Chapitre II（第2章）：高等教育の各段階 | | L612-1 ~ L612-7 |
| Chapitre III（第3章）：学位（grades）及び称号（titles）の照合 | | L613-1 ~ L613-7 |
| Chapitre IV（第4章）：高等教育に関する計画契約 | | L614-1 ~ L614-3 |
| Titre II（第2編）：一般的な大学での教育及び教員養成 | | |
| Chapitre Ier（第1章）：法学、政治学、経済学、行政学 | | |
| Chapitre II（第2章）：科学、工学 | | L621-1 ~ L621-3 |
| Chapitre III（第3章）：文学、語学、芸術学、人文科学、社会科学 | | L622-1 |
| Chapitre IV（第4章）：体育学、スポーツ学 | | L623-1 |
| Chapitre V（第5章）：教育学 | | L624-1 ~ L624-2 |
| Titre III（第3編）：保健教育 | | |
| Chapitre Ier（第1章）：共通規定 | | L631-1 ~ L631-2 |
| Chapitre II（第2章）：医学 | | L632-1 ~ L632-13 |
| Chapitre III（第3章）：薬学 | | L633-1 ~ L633-6 |
| Chapitre IV（第4章）：歯学 | | L634-1 ~ L634-2 |
| Chapitre V（第5章）：助産学 | | — |
| Chapitre VI（第6章）：その他の保健教育 | | L636-1 |
| Titre IV（第4編）：技術教育 | | |
| Chapitre Ier（第1章）：共通規定 | | L641-1 ~ L641-5 |
| Chapitre II（第2章）：長期技術教育 | | L642-1 ~ L642-12 |
| Chapitre III（第3章）：短期技術教育 | | — |
| Titre V（第5編）：大学の外に置かれる学院・学校、高等師範学校、特別高等教育機関での教育 | | |
| Chapitre préliminaire（序章）：共通規定 | | L650-1 |
| Chapitre Ier（第1章）：大学の外に置かれる学院・学校での教育 | | — |
| Chapitre II（第2章）：高等師範学校での教育 | | — |
| Chapitre III（第3章）：特別高等教育機関での教育 | | — |
| Titre VI（第6編）：大学の研究 | | |
| Titre VII（第7編）：その他の高等教育機関での教育 | | |
| Chapitre Ier（第1章）：公立の高等農学・獣医学校 | | L671-1 ~ L671-2 |
| Chapitre II（第2章）：建築学校 | | — |
| Chapitre III（第3章）：ビジネススクール | | — |
| Chapitre IV（第4章）：鉱山学校 | | — |
| Chapitre V（第5章）：軍学校 | | L675-1 |
| Chapitre VI（第6章）：社会福祉学校 | | L676-1 |
| Chapitre VII（第7章）：商船学校 | | — |
| Titre VIII（第8編）：ウォリス・フツナ諸島、マヨット、仏領ポリネシア、ニューカレドニアに適用する規定 | | L681-1 ~ L684-3 |
| Livres VII（第7巻）：高等教育機関（Les établissements d'enseignement supérieur） | | |
| Titre I（第1編）：学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人（EPSCP） | | |
| Chapitre Ier（第1章）：学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人の設置及び自治 | | L711-1 ~ L711-10 |
| Chapitre II（第2章）：大学（universités） | | L712-1 ~ L712-10 |
| Chapitre III（第3章）：大学の構成 | | L713-1 ~ L713-9 |
| Chapitre IV（第4章）：大学付設機関 | | L714-1 ~ L714-2 |
| Chapitre V（第5章）：大学の外に置かれる学院（instituts）及び学校（écoles） | | L715-1 ~ L715-3 |

第5章 フランス

| 教育法典の構成 | | 条 |
|---|--|-------------------|
| Chapitre VI (第6章) : 高等師範学校 (écoles normales supérieures) | | L716-1 |
| Chapitre VII (第7章) : 特別高等教育機関 (grands établissements) | | L717-1 |
| Chapitre VIII (第8章) : 国外のフランス学校 | | L718-1 |
| Chapitre VIII bis (第8章の2) 高等教育機関群の連携 | | L718-2 ~ L718-16 |
| Chapitre IX (第9章) : 共通規定 | | L719-1 ~ L719-4 |
| Titre II (第2編) : 教職・教育高等学院 (écoles supérieures du professorat et de l'éducation: ESPÉ) | | |
| Chapitre Ier (第1章) : 教職・教育高等学院の使命及び組織 | | L721-1 ~ L721-3 |
| Chapitre II (第2章) : 大学の教職・教育高等学院に関する国と県の権利及び義務 | | L722-1 ~ L722-17 |
| Chapitre III (第3章) : 障害者向け社会教育施設の教員を養成する機関の使命及び組織 | | L723-1 |
| Titre III (第3編) : 私立高等教育機関 (établissements d'enseignement supérieur privés; ESP) | | |
| Chapitre Ier (第1章) : 私立高等教育機関の開設 | | L731-1 ~ L732-3 |
| Chapitre II (第2章) : 国と私立高等教育機関の関係 | | L732-1 ~ L732-3 |
| Titre IV (第4編) : 高等教育担当大臣の監督下に置かれた高等教育機関の運営 | | L741-1 |
| Titre V (第5編) : 専門高等教育機関 (établissements d'enseignement supérieur spécialisés) | | |
| Chapitre Ier (第1章) : 農業・獣医大学校 (établissements d'enseignement supérieur agricole et vétérinaire) | | L751-1 ~ L751-2 |
| Chapitre II (第2章) : 建築士学校 (écoles d'architecture) | | L752-1 ~ L752-2 |
| Chapitre III (第3章) : 商業学校 (écoles de commerce) | | L753-1 |
| Chapitre IV (第4章) : 司法、内務、産業、持続的開発、エネルギー、スポーツを所管する省の監督下にある機関 | | — |
| Chapitre V (第5章) : 軍学校 (écoles supérieures militaires) | | L755-1 ~ L755-3 |
| Chapitre VI (第6章) : 衛生・社会福祉学校 (écoles sanitaires et sociales) | | L756-1 ~ L756-2 |
| Chapitre VII (第7章) : 国立商船学校 (école nationale supérieure maritime) | | L757-1 |
| Chapitre VIII (第8章) : 国立政治学院 (fondation nationale des sciences politiques) | | L758-1 ~ L758-2 |
| Chapitre IX (第9章) : 舞台及び造形分野の芸術系高等教育機関 | | L759-1 ~ L759-5 |
| Chapitre X (第10章) : 映画及び音響映像コミュニケーション分野の芸術系高等教育機関 | | L75-10-1 |
| Titre VI (第6編) : 共通規定 | | |
| Chapitre I (第1章) : 公立機関及び私立機関に共通して適用する規定 | | L761-1 |
| Chapitre II (第2章) : 公立機関に共通して適用する規定 | | L762-1 ~ L762-3 |
| Titre VII (第7編) : ウォリス・フツタ諸島、マヨット、仏領ポリネシア、ニューカレドニアに適用する規定 | | L771-1 ~ L774-4 |
| Titre VIII (第8編) : 複数の地域圏及び海外県の大学に適用する規定 | | L781-1 ~ L781-6 |
| Partie réglementaire (命令の部) | | |
| Livres I (第1巻) : 教育の基本原則 | | |
| Livres II (第2巻) : 教育の運営 | | |
| Titre I (第1編) : 国と地方機関における権限の分担 | | |
| Titre II (第2編) : 教育の運営機関 | | |
| Titre III (第3編) : 国と地方機関における教育関係機関 | | |
| Chapitre Ier (第1章) : 教育高等審議会 (CSE) | | R231-1 ~ R231-16 |
| Chapitre I bis (第1章の2) : 教育プログラム高等審議会 (CSP) | | R231-34 ~ D231-42 |
| Chapitre II (第2章) : 高等教育・研究審議会 (CNESER) | | D232-1 ~ R232-48 |
| Chapitre III (第3章) : 学術的・文化的・専門的資格を有する公施設法人の長からなる会議体 | | D233-1 ~ D233-12 |
| Chapitre IV (第4章) : 国民教育を提供する機関に設置される審議会 | | R234-1 ~ R234-45 |
| Chapitre V (第5章) : 県国民教育審議会 | | R235-1 ~ R235-30 |
| Chapitre VI (第6章) : 国と地方機関における教育関係機関に共通して適用する規定 | | R236-1 ~ R236-4 |
| Chapitre VII (第7章) : 職業教育訓練関係の審議機関 | | D237-9 ~ D237-11 |
| Chapitre VIII (第8章) : UNESCO 国内委員会 | | R238-1 ~ R238-5 |
| Titre IV (第4編) : 教育の監査及び評価 | | |
| Chapitre Ier (第1章) : 監査及び評価の実施 | | D241-1 ~ D241-35 |
| Chapitre I bis (第1章2) : 国家学校制度評価審議会 (CNESCO) | | D241-36 ~ D241-38 |
| Chapitre II (第2章) : 研究・高等教育評価高等審議会 (Hcéres) | | D242-1 |
| Titre V (第5編) : サンピエール島・ミクロン島に適用する規定 | | D251-1 ~ D251-18 |
| Titre VI (第6編) : ウォリス・フツタ諸島、マヨット、仏領ポリネシア、ニューカレドニアに適用する規定 | | R261-1 ~ R264-19 |
| Titre VII (第7編) : サンバルテルミー島、サンマルタン島に適用する規定 | | D271-1 ~ D272-2 |
| Livres III (第3巻) : 教育の定義 | | D311-1 ~ R377-8 |
| Livres IV (第4巻) : 学校教育機関 | | |
| Titre Préliminaire (序編) : Dispositions communes (Articles) | | D401-1 ~ D401-4 |
| Titre I (第1編) : 初等教育 | | D411-1 ~ R412-3 |
| Titre II (第2編) : 中等教育 | | |
| Chapitre Ier (第1章) : 地域教育区の組織及び運営 | | R421-1 ~ D421-169 |
| Chapitre II (第2章) : 高等学校 | | D422-1 ~ D422-66 |
| Chapitre III (第3章) : 公立学校 | | D423-1 ~ D423-18 |
| Chapitre IV (第4章) : 商業学校 | | D424-1 |
| Chapitre V (第5章) : 国防学校 | | R425-1 ~ D425-25 |
| Chapitre VI (第6章) : フランス国立遠隔教育センター | | R426-1 ~ R426-22 |

| 教育法典の構成 | 条 |
|---|-----------------|
| Livre V（第5巻）：学校生活 | R511-1～D567-2 |
| Livre VI（第6巻）：高等教育における組織（L'organisation des enseignements supérieurs） | |
| Titre I（第1編）：教育の一般組織 | |
| Chapitre Ier（第1章）：共通規定 | D611-1～D611-20 |
| Chapitre II（第2章）：高等教育の各段階 | D612-1～D612-47 |
| Chapitre III（第3章）：学位（grades）及び称号（titles）の照合 | D613-1～D613-50 |
| Chapitre IV（第4章）：高等教育に関する計画契約 | D614-1 |
| Titre II（第2編）：一般的な大学での教育及び教員養成 | — |
| Titre III（第3編）：保健教育 | |
| Chapitre Ier（第1章）：共通規定 | D631-1～D631-22 |
| Chapitre II（第2章）：医学 | R632-1～R632-87 |
| Chapitre III（第3章）：薬学 | D633-1～R633-48 |
| Chapitre IV（第4章）：歯学 | R634-1～R634-23 |
| Chapitre V（第5章）：助産学 | D635-1～D635-7 |
| Chapitre VI（第6章）：その他の保健教育 | D636-1～D636-72 |
| Titre IV（第4編）：技術教育 | |
| Chapitre Ier（第1章）：共通規定 | — |
| Chapitre II（第2章）：長期技術教育 | D642-1～D642-33 |
| Chapitre III（第3章）：短期技術教育 | D643-1～D643-61 |
| Titre V（第5編）：大学の外に置かれる学院・学校、高等師範学校、特別高等教育機関での教育 | |
| Chapitre Ier（第1章）：大学の外に置かれる学院・学校での教育 | D651-1 |
| Chapitre II（第2章）：高等師範学校での教育 | D652-1 |
| Chapitre III（第3章）：特別高等教育機関での教育 | D653-1 |
| Titre VI（第6編）：大学の研究 | |
| Titre VII（第7編）：その他の高等教育機関での教育 | |
| Chapitre Ier（第1章）：公立の高等農学・獣医学校 | D671-1 |
| Chapitre II（第2章）：建築学校 | R672-1～D672-24 |
| Chapitre III（第3章）：ビジネススクール | |
| Chapitre IV（第4章）：鉱山学校 | D674-1 |
| Chapitre V（第5章）：軍学校 | D675-1～D675-21 |
| Chapitre VI（第6章）：社会福祉学校 | D676-1 |
| Chapitre VII（第7章）：商船学校 | D677-1 |
| Chapitre VIII（第8章）：国立民間航空学校 | D678-1 |
| Titre VIII（第8編）：ウォリス・フツナ諸島、マヨット、仏領ポリネシア、ニューカレドニアに適用する規定 | R681-1～D684-5 |
| Livre VII（第7巻）：高等教育機関 | |
| Titre I（第1編）：学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人（EPSCP） | |
| Chapitre Ier（第1章）：学術的・文化的・専門的性格を有する公施設法人の設置及び自治 | D711-1～R711-16 |
| Chapitre II（第2章）：大学（universités） | R712-1～R712-46 |
| Chapitre III（第3章）：大学の構成 | D713-1～D713-22 |
| Chapitre IV（第4章）：大学付設機関 | D714-1～D714-92 |
| Chapitre V（第5章）：大学の外に置かれる学院（instituts）及び学校（écoles） | D715-1～R715-13 |
| Chapitre VI（第6章）：高等師範学校（écoles normales supérieures） | D716-1～R716-3 |
| Chapitre VII（第7章）：特別高等教育機関（grands établissements） | D717-1～R717-11 |
| Chapitre VIII（第8章）：国外のフランス学校 | R718-1～R718-4 |
| Chapitre VIII bis（第8章の2）高等教育機関群の連携 | D718-5 |
| Chapitre IX（第9章）：共通規定 | D719-1～R719-208 |
| Titre II（第2編）：教職養成機関（établissements de formation des maîtres） | |
| Chapitre Ier（第1章）：教職・教育高等学院の使命及び組織 | D721-1～D721-8 |
| Chapitre II（第2章）：大学の教職・教育高等学院に関する国と県の権利及び義務 | — |
| Chapitre III（第3章）：障害者向け社会教育施設の教員を養成する機関の使命及び組織 | D723-1 |
| Titre III（第3編）：私立高等教育機関（établissements d'enseignement supérieur privés; ESP） | |
| Chapitre Ier（第1章）：私立高等教育機関の開設 | R731-1～D731-6 |
| Chapitre II（第2章）：国と私立高等教育機関の関係 | R732-1～D732-7 |
| Titre IV（第4編）：高等教育担当大臣の監督下に置かれた高等教育機関の運営 | R741-1～R741-4 |
| Titre V（第5編）：専門高等教育機関（établissements d'enseignement supérieur spécialisés） | |
| Chapitre I（第1章）：農業・獣医大学校（établissements d'enseignement supérieur agricole et vétérinaire） | D751-1 |
| Chapitre II（第2章）：建築士学校（écoles d'architecture） | D752-1 |
| Chapitre III（第3章）：商業学校（écoles de commerce） | — |
| Chapitre IV（第4章）：司法、内務、産業、持続的開発、エネルギー、スポーツを所管する省の監督下にある機関 | D754-1～D754-7 |
| Chapitre V（第5章）：軍学校（écoles supérieures militaires） | D755-1 |
| Chapitre VI（第6章）：衛生・社会福祉学校（écoles sanitaires et sociales） | D756-1 |
| Chapitre VII（第7章）：国立商船学校（école nationale supérieure maritime） | D757-1 |

第5章 フランス

| 教育法典の構成 | | 条 |
|---------|--|---------------------|
| | Chapitre VIII（第8章）：国立政治学院（fondation nationale des sciences politiques） | D758-1 |
| | Chapitre IX（第9章）：音楽、ダンス、舞台、サーカス分野の芸術系高等教育機関 | D759-1 |
| | Chapitre X（第10章）：造形芸術分野の芸術高等教育機関 | D75-10-1 ~ D75-10-8 |
| | Titre VI（第6編）：共通規定 | |
| | Chapitre Ier（第1章）：公立機関及び私立機関に共通して適用する規定 | — |
| | Chapitre II（第2章）：公立機関に共通して適用する規定 | D762-1 ~ D762-21 |
| | Titre VII（第7編）：ウォリス・フツナ諸島、マヨット、仏領ポリネシア、ニューカレドニアに適用する規定 | R771-1 ~ R774-22 |
| | Titre VIII（第8編）：複数の地域圏及び海外県の大学に適用する規定 | — |

図表ー5-4 大学の遠隔教育に関する法令

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • Code de l'Éducation（教育法典） <ul style="list-style-type: none"> ↳ Partie réglementaire（命令の部） <ul style="list-style-type: none"> ↳ Livre VI（第6巻）：高等教育における組織（L'organisation des enseignements supérieurs） <ul style="list-style-type: none"> ↳ Titre I（第1編）：教育の一般組織 <ul style="list-style-type: none"> ↳ Chapitre Ier（第1章）：共通規定 <ul style="list-style-type: none"> ↳ Section 3:（第3節）：教育の形式（Les formes d'enseignement: D611-10 ~ D611-12） ↳ Titre II（第2編）：高等教育における組織 <ul style="list-style-type: none"> ↳ Chapitre VI（第6章）：フランス国立遠隔教育センター • Décret no 1585 du 30 mai 1944 portant création du Centre national d'enseignement par correspondance • Décret n°79-1228 du 31 décembre 1979 portant création et organisation du centre national d'enseignement par correspondance *Centre national d'enseignement à distance*. • Décret n°86-254 du 25 février 1986 modifiant le décret n° 79-1228 du 31 décembre 1979 portant création et organisation du Centre national d'enseignement par correspondance et relatif au Centre national d'enseignement à distance et à ses missions. • Décret n°2002-602 du 25 avril 2002 portant organisation et fonctionnement du Centre national d'enseignement à distance • LOI n° 2018-166 du 8 mars 2018 relative à l'orientation et à la réussite des étudiants • Loi relative à l'orientation et à la réussite des étudiants：同解説 • Campus connectés に参加する大学の認可に関する 2020 年 1 月 15 日付けアレテ（Arrêté du 15 janvier 2020 relatif à l'approbation du cahier des charges de l'appel à projets « Campus Connectés »） • COVID-19 危機下における大学の遠隔教育実施義務の根拠法 <ul style="list-style-type: none"> • Loi n° 2021-689 du 31 mai 2021 relative à la gestion de la sortie de crise sanitaire (1) • Loi n° 2021-1040 du 5 août 2021 relative à la gestion de la crise sanitaire (1) • Décret n° 2020-1310 du 29 octobre 2020 prescrivant les mesures générales nécessaires pour faire face à l'épidémie de covid-19 dans le cadre de l'état d'urgence sanitaire • Décret n° 2021-699 du 1er juin 2021 prescrivant les mesures générales nécessaires à la gestion de la sortie de crise sanitaire |
|---|

4. 大学

大学は高等教育機関（établissements d'enseignement supérieur）と総称される。高等教育機関には公立（Public）と私立（Privé）があり、名称が国立（nationale）の大学も公立とされる。

高等教育機関は、教育法典（Code de l'éducation）命令の部第7巻において、第1編の学術的・文化的・専門的公施設法人（EPSCP）、第5編の専門高等教育機関（établissements d'enseignement supérieur spécialisés）、第3編私立高等教育機関（ESP）に分類されている³。後期中等教育機関である高校（Lycée）に付設された上級技手養成課程（STS）、及びグランド・ゼコール準備級（CPGE）もまた高等教育機関とされており、公立と私立とがある。

高等教育機関の設置根拠は教育法典の他、デクレ（政令）、アレテ（大臣令）、オルドナンス（閣議決定）に示されている⁴。フランスの高等教育機関を公立と私立に分けて教育法典命令の部第7巻の分類で整理することを試みれば、次のように示される。

図表－5-5 教育法典命令の部第7巻の分類による高等教育機関⁵

| 公／私 | 法令上の分類 | 監督機関
又は設置機関 | 設置根拠又は
定義が示され
た法令 | 機関名が
示された
法令 |
|-----|-------------------------|---------------------|---|----------------------|
| 公立 | 学術的・文化的・専門的公施設法人（EPSCP） | 国民教育大臣 ⁶ | 大学（université） | D711-1 |
| | | | 大学の中に置かれる | |
| | | | 国立高等教職学院（Inspé） | L712-3 アレテ |
| | | | 技師学校（école d'ingénieurs / IUP） | L641-1 アレテ |
| | | | 技術短期大学部（IUT） | L713-1 アレテ |
| | | | 大学の外に置かれる学院（institut）・学校（école） | L715-1～3 D711-2 |
| | | | 国立理工科学院（INP） | L713-9 D711-1 |
| | | | 学院（institut）・学校（école） | L713-9 D711-2 |
| | | 高等教育研究大臣 | 高等師範学校（ENS） | L716-1 D711-5 |
| | | | 特別高等教育機関（grand établissements） | L717-1 D711-3 |
| | | | コレージュ・ド・フランス他 | 高等教育研究大臣 デクレ D717-1 |
| | | | 国立自然史博物館他 | 複数の大臣が共管 デクレ D717-2 |
| | | | アグロ・パリ・テック他 | 農業大臣 デクレ D717-3 |
| | | | 国立土木学校（ENPC） | 設備大臣 デクレ D717-4 |
| | | | エコール・ポリテクニーク他 | 国防大臣 デクレ D717-5 |
| | | | 国立海事学校（ENSM） | 海事大臣 デクレ D717-6 |
| | | | 国立スポーツ競技力向上学院（INSEP） | スポーツ大臣 デクレ D717-7 |
| | | | 国立経済統計学校グループ（GENES） | 経済大臣 デクレ D717-8 |
| | | | 国立高等電気通信学院（IMT） | 産業・電気通信大臣 デクレ D717-9 |
| | | 高等教育研究大臣 | 国外のフランス学校（école française à l'étranger） | L718-1 D711-4 |
| | | | 大学・高等教育機関共同体（ComUE）、アソシアシオン | L718-7 D711-6 |

³ 法令により設置され、国から公的な資金を受け、公共の利益を目的とする法人は公施設法人（établissement public）と呼ばれ、公施設法人には、学術的・文化的・専門的公施設法人（EPSCP）、行政的公施設法人（EPA）、商工的公施設法人（EPIC）、科学技術的公施設法人（EPST）等 10 以上の種類がある。なお、海外の研究者を招聘するための認可手続に関する案内を示した高等教育研究省のウェブサイトに、2020 年 2 月時点の公立高等教育機関のリストが EPSCP、EPA、EPIC に分けて掲載されている。

La mobilité des chercheurs et des enseignants-chercheurs, Liste des personnes morales agréées
www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid56284/accueil-en-france-des-scientifiques-et-rangers.html

⁴ デクレは共和国首相又は大統領により署名される場合や国務院（Conseil d'État）が関係者からの意見を聞いて採択する執行的決定であり、一般に政令と訳される。アレテは大臣又は県知事あるいは市町村長が発出する執行的決定であり、発出者に応じて大臣令、県知事令などと訳される。オルドナンスは政府が法律の授権に基づき決定する期間限定の法令である。

⁵ 本章における高等教育機関の種類や名称の日本語訳は、我が国で一般に定着している訳語や先行研究で用いられた訳語に準拠することを原則とした。

⁶ 法律上国民教育大臣が監督機関とされている EPSCP の高等教育機関は、高等教育研究大臣が国務大臣の場合は高等教育研究大臣が監督者となる。

第5章 フランス

| 公／私 | 法令上の分類 | | 監督機関
又は設置機関 | 設置根拠又は
定義が示され
た法令 | 機関名が
示された
法令 |
|--------------------------|---|-----------------------------------|----------------|-------------------------|--------------------|
| | | 試験的連携・統合機関 | | オルドナンス | D711-6-1 |
| | 専門高等教育機関 | 農学・獣医学系の国立学校 | 農業大臣 | D717-2 他 | D751-1 |
| | | 国立高等建築学校（ENSA） | 文化大臣 | デクレ | R752-2 |
| | | 建築士学校（écoles d'architecture） | 建築大臣 | L752-1 | D752-5 |
| | | 商業学校（écoles de commerce） | 地域の商工会議所 | L753-1 | B.O. ⁷ |
| | | 国立公務学院（INSP） ⁸ | 首相 | デクレ | D754-1 |
| | | 地域行政学院（IRA）5 校 | | デクレ | |
| | | 国立司法学院（ENM） | 法務大臣 | デクレ | D754-3 |
| | | 国立刑務管理学校（ENAP） | | デクレ | |
| | | 国立高等警察学校（ENSP） | 内務大臣 | デクレ | D754-4 |
| | | 国立高等消防学校（ENSOSP） | | デクレ | |
| | | 情報通信学院（IMT） | 産業大臣 | デクレ | D754-5 |
| | | 国立民間航空学校（ENAC） | 民間航空大臣 | デクレ | D754-6 |
| | | 国立地理情報科学学校（ENSG） | | デクレ | |
| | | 国立スポーツ学校（ENE, ENVSN, ENSM, CREPS） | スポーツ大臣 | D717-7 | D754-7 |
| | | 国立先端技術学校（ENSTA） | 国防大臣 | L755-1 | D755-1 |
| | | リヨン軍衛生学校（ESA） | | | |
| | | 国立高等商船学校（ENSM） | 海事大臣 | D717-6 | D757-1 |
| | | 国立政治学院（IEP） | 複数の省の共管 | L758-1 | D758-1 |
| | | ストラスブール国立劇場学校（Ecole du TNS） | 文化大臣 | デクレ | D759-1 |
| | | リヨン国立高等音楽・舞踊学校（CNSMD de Lyon） | | デクレ | |
| | | パリ・オペラ座バレエ工学校 | | デクレ | |
| | | 国立高等演劇学校（CNSAD） | | デクレ | |
| | | 造形芸術関係高等教育機関 10 校 | | L759-1 他 | D759-8 |
| | フランス国立視聴覚研究所（INA） | デクレ | | D75-10-1 | |
| | 国立映像・音声技術創造学院（ENSMIS） | | | | |
| | 公・私 | 上級技手養成課程（STS：高校に付設） | | 国民教育大臣 | － |
| グランド・ゼコール準備級（CPGE：高校に付設） | | － | なし | | |
| 私立 | 私立高等教育機関（ESP: établissements d'enseignement supérieur privés） | | | L731-1 ～ L732-3 | なし |
| | 私立高等教育機関 | | 高等教育研究大臣 | L731-1 | なし |
| | 公的サービスに貢献する非営利の私立高等教育機関（EESPIG） | | 高等教育研究大臣 | L732-1, 労働法典 L2131-1 | なし |
| | 学術的・文化的・専門的公施設法人（EPSCP）と連携する私立高等教育機関 | | 高等教育研究大臣、保健大臣 | デクレ | D731-6 |

教育法典命令の部第 7 巻第 5 編の専門高等教育機関は専ら行政的公施設法人（EPA）と位置付けられるが、例外として造形芸術関係高等教育機関 10 校の内の国立産業創造高等学院（ENSCI）と国立映像・音声技術高等学院（ENSMIS）は EPA ではなく商工的公施設法人（EPIC）と位置付けられている。

EPA と位置付けられた高等教育機関には、文化大臣所管のパリ・セルジー＝ポントワーズ国立芸術学校（ENSAPC）、経済大臣所管のサン＝テティエンヌ国立高等鉱業学校（EMSE）、国民教育大臣・高等教育大臣共管のフランス国立遠隔教育センター（CNED）など、教育法典命令の部第 7 巻第 5 編に掲載されていないものも多数あり、これらの多くはデクレを設置根拠とする⁹。

⁷ Bulletin officiel n°30 du 23 juillet 2020

www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid20536/bulletin-officiel.html?cid_bo=153208&cbo=1

⁸ 国立公務学院（INSP）はマクロン首相の方針により 2022 年 1 月に設置され、廃止した国立行政学院（ENA）を統合した。

⁹ フランス国立遠隔教育センター（CNED）はデクレを根拠として設置され、デクレは教育法典命令の部第 6 巻第 2 編 R426-1～R426-22 に編纂されている。

www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006071191/LEGISCTA000018378126/#LEGISCTA0000

在日フランス大使館のウェブサイトには「フランスの高等教育は、大学、高等職業学校、グランド・ゼコールで行われます」とあり¹⁰、「高等職業学校（Écoles supérieures professionnelles）では…芸術、医師以外の医療部門、福祉関係、メディアなどの分野の教育が行われる」と説明されている。しかし法令に「高等職業学校」という分類はない。このように説明されている理由は、芸術、医師以外の医療部門・福祉関係・メディアなどの教育分野が大学やグランド・ゼコールでは一般に取り扱われないからである。グランド・ゼコール（Grandes écoles）はエリートの養成機関として知られている難関の高等教育機関であるが、法令上の分類ではない。

現在グランド・ゼコールと認知されている高等教育機関は CGE（グランド・ゼコール会議）に加盟している 229 校であり¹¹、上の表の分類では高等師範学校（ENS）4 校と、大学、技師学校、国立理工科大学（INP）、特別高等教育機関、専門高等教育機関、私立高等教育機関の中に含まれ、私立高等教育機関では技師学校（écoles d'ingénieurs）と商業学校（écoles de commerce）に偏在している。なお CGE とは別に、私立のグランド・ゼコールの全国団体に、37 校が加盟している UGEI¹²と 27 校が加盟している FESIC¹³がある。

教育法典 L731-1 の私立高等教育機関について、MESRI は「（授業料が）無料の私立高等教育機関（établissements privés d'enseignement supérieur libres）」と「私立高等技術学校（établissements privés d'enseignement supérieur technique）」があると説明している。前者は教育法典 L151-6 条が規定する「高等教育は無償とする」を事実上実施している 13 の機関で、うち 6 機関はカトリック系の機関である¹⁴。これらの機関は国家免状（diplômes nationaux）の発行権限を持たないが、EPSCP とされている機関と提携することで、在学生在が提携先機関で修了試験を受け合格した場合に国家免状が授与される。後者は技師学校約 50 校と商業学校約 60 校であり、これらの多くは UGEI 又は FESIC に加盟している¹⁵。

教育法典 L732-1 条の「公的サービスに貢献する非営利の私立高等教育機関（以下 EESPIG）」とは、国と私立高等教育機関の関係について定めた 2013 年高等教育研究法に基づいて高等教育研究大臣に申請し認可を受けて国と複数年契約¹⁶した私立高等教育機関をいい、非営利の機関のみ申請資格がある。EESPIG は、申請機関が教育法典 L123-3 条の「公的教育サービス機関の目的と使命」に適合すると認められた場合に認可される。EESPIG として認可を受けた機関は官報

18380092

¹⁰ 在日フランス大使館、フランスの高等教育制度（概要と近年の改革）

<https://jp.ambafrance.org/article4034>

https://niad.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=435&item_no=1&page_id=13&block_id=57

¹¹ Conférence des grandes écoles www.cge.asso.fr/listings/

¹² Union des grandes écoles indépendantes www.ugei.fr/

¹³ Fédération des établissements d'enseignement supérieur d'intérêt collectif www.fesic.org/

¹⁴ 実際は、公立の大学は授業料（droits de scolarité）ではなく登録料（droits d'inscription）として学士課程では年間 170 ユーロ、修士課程では年間 243 ユーロを徴収している。私立も年間 300 ユーロ程度の授業料を徴収しているケースが多い。EU/EEA 域外の学生の登録料又は授業料ははるかに高く設定されている。

Arrêté du 19 avril 2019 relatif aux droits d'inscription dans les établissements publics d'enseignement supérieur relevant du ministre chargé de l'enseignement supérieur

www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000038396885/

¹⁵ MESRI, Les établissements d'enseignement supérieur privés

www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid49085/les-etablissements-d-enseignement-superieur-prives.html

¹⁶ MENJS, La politique contractuelle de site

www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid90732/la-politique-contractuelle-de-site.html

（Bulletin officiel）に公告され¹⁷，EESPIG のマークが使用でき，契約に従って国による財政支援や国の奨学金の受給資格が得られる。認可更新時には私立高等教育機関諮問委員会（CCESP）による審査を受けなければならない。EESPIG マークは一般に，当該私立高等教育機関の教育の品質や信頼性を表すものと認識されている¹⁸。

MENJS（国民教育省）は MESRI と共同で高等教育機関の機関数を種類別に示した統計表を公表しているが，これらの統計表には機関の合計数が示されていない。また，私立高等教育機関の合計数はどの統計資料にも掲載されていない。

図表－5-6 は，MENJS が 2021 年 9 月に公表した資料に掲載されている統計表を分析の上，元データには記載されていない合計をあえて置いて整理したものである。

図表－5-6 高等教育機関の機関数

| 種類 | 2019 年 | 2020 年見込 |
|-----------------------------------|--------|----------|
| 大学（Universités） | 71 | 71 |
| 技術短期大学部（IUT） | 108 | 108 |
| 教職・教育高等学院（Inspe, 2019 年以前は Espé） | 30 | 30 |
| 上級技手養成短期高等教育課程（STS）を提供する高校（公立・私立） | 310 | 286 |
| グランド・ゼコール準備級（CPGE）を提供する高校（公立・私立） | 18 | 16 |
| 技師学校（Écoles d'ingénieurs） | 275 | 279 |
| 商業学校 | 334 | 354 |
| 高等師範学校（ENS） | 4 | 4 |
| 建築士学校（Écoles d'architecture） | 24 | 24 |
| 芸術・文化高等学校 | 298 | 307 |
| 医学系の学校（大学を除く） | 370 | 370 |
| 社会系の学校 | 182 | 182 |
| その他の高等教育機関 | 426 | 447 |
| CFA（見習い訓練センター） ¹⁹ | 1,059 | 1,467 |
| 公立 | 220 | 173 |
| 私立 | 839 | 1,294 |
| 合計 | 3,509 | 3,945 |

（MENJS 統計資料を基に分析，整理）²⁰

2019 年の合計数 3,509 は，フランスの公的機関である Campus France の日本語版サイトの記述「フランスには，公立と私立を併せて 3,500 以上の高等教育機関があります」と一致する²¹。しかし，大学の中に設置されている法人（personnes morales）である技術短期大学部（IUT）や教職・教育高等学院（Inspe）の機関数などは，本来は大学（Universités）の機関数の内数であるべきである。結局のところ，フランスの高等教育機関の正確な合計数は，我が国や他の多くの国

¹⁷ MESRI, La qualification d'établissement d'enseignement supérieur privé d'intérêt général (EESPIG) www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid91425/qualification-etablissement-enseignement-superieur-prive-interet-general-eespig.html

¹⁸ Catherine de Coppet (2015) L'enseignement supérieur privé et l'État approfondissent leurs relations, EducPros, 16.09.2015 www.letudiant.fr/educpros/actualite/enseignement-superieur-prive-et-etat-vers-plus-de-reconnaissance-et-de-moyens.html

¹⁹ CFA (centre de formation d'apprentis；見習訓練センター) は教育法典上の機関ではなく労働法典 (Code du Travail) L6231-1 条に規定された職業訓練機関であるが，高等教育機関修了者と同水準の職業資格の取得が可能なことから統計上は高等教育機関とされている。

²⁰ MENJS (2021) Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche – 2021, p.25, p.59 <https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/reperes-et-references-statistiques-sur-les-enseignements-la-formation-et-la-recherche-2021-49781#>

²¹ Campus France フランスの高等教育システム www.japon.campusfrance.org/ja/a-la-decouverte-de-l-enseignement-superieur-francais

で示されるような形では示され得ない。

なお、教育法典 L718-7 条により学術的・文化的・専門的公施設法人（EPSCP）の法的地位が与えられている大学・高等教育機関共同体（ComUE）及びアソシアシオン（Association；民間非営利団体）は、2013 年高等教育研究法に基づいた複数の高等教育機関からなる学術共同体（regroupements d'établissements）である²²。学術共同体には地域同盟（Coordination territoriale）と試行的共同体（Etablissement expérimental）も含まれる。

図表－5-7 学術共同体，2020 年 1 月 1 日時点

| 学術共同体 | | 機関数 |
|---|---|-----|
| アソシアシオン
Association | エクス=マルセイユ大学（Aix-Marseille université） | 5 |
| | ストラスブール大学（Université de Strasbourg） | 6 |
| | クレルモンオーヴェルニュ大学（Université Clermont-Auvergne） | 3 |
| | シャンパーニュ（Site champenois） | 11 |
| | ロレーヌ大学（Université de Lorraine） | 2 |
| | ピカルディ大学（Picardie Universités） | 6 |
| | ソルボンヌ大学（Sorbonne Université） | 5 |
| 大学・高等教育機関共
同体
ComUE | アキテーヌ（Aquitaine） | 7 |
| | エザム大学（Hesam Université） | 13 |
| | ノルマンディー大学（Normandie Université） | 6 |
| | ブルゴーニュ・フランシュコンテ大学（Université Bourgogne Franche-Comté） | 7 |
| | レオナルド・ダ・ヴィンチ大学連盟（Université confédérale Léonard de Vinci） | 3 |
| | リヨン大学（Université de Lyon） | 12 |
| | トゥールーズ・ミディピレネー大学連盟（Université fédérale de Toulouse Midi-Pyrénées） | 17 |
| | パリ・リュミエール大学（Université Paris Lumières） | 2 |
| | パリ・セーヌ大学（Université Paris Seine） | 15 |
| | パリ・エスト大学（Université Paris-Est） | 6 |
| 地域同盟
Coordination territoriale | ラングドック・ルシヨン大学同盟（Alliance Languedoc-Roussillon Universités） | 5 |
| | ブルターニュ大学同盟（Alliance universitaire de Bretagne） | 3 |
| 試行的共同体
Etablissement
expérimental | CY セルジー・パリ大学（CY Cergy Paris Université） | 5 |
| | パリ工科大学（Institut polytechnique de Paris） | 4 |
| | コートダジュール大学（Université Côte d'Azur） | 6 |
| | パリ大学（Université de Paris） | 3 |
| | グルノーブル・アルプ大学（Université Grenoble Alpes） | 5 |
| | ギュスターヴ・エッフェル大学（Université Gustave Eiffel） | 5 |
| | パリ・サクレ大学（Université Paris-Saclay） | 7 |
| | PSL 研究大学（Université Paris Sciences et Lettres） | 10 |
| | ポリテクニック・オー＝ド＝フランス大学（Université Polytechnique Hauts-de-France） | 4 |
| 合計 | | 170 |
| 合計（重複除く） ²³ | | 168 |

（MESRI 統計資料を基に分析、整理）²⁴

²² 学術共同体については以下の論文を参照。

大場淳（2019）フランスにおける大学連携・統合―「成功」と「失敗」の事例の研究―

www.jstage.jst.go.jp/article/taikaip/78/0/78_230/_article/-char/ja/

大場淳（2018）フランスにおける高等教育改革 - 高等教育機関の連携・統合を巡って、大学マネジメント

Vol.14, pp.33-36 <https://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/docs/daigaku-management/v14-06.pdf>

大場淳（2015）フランスにおける大学・高等教育機関共同体（communauté d'universités et établissements: COMUE）の設置―大学の統合・連携を巡る政策の形成とその背景―，広島大学高等教育研究開発センター戦略プロジェクトシリーズ IX「大学の機能別分化の現状と課題」pp.31-50

<https://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/docs/senryaku09%28COMUE%29.pdf>

²³ コンピエーニュ工科大学（Université de technologie de Compiègne）はアソシアシオンであるピカルディ大学とソルボンヌ大学の双方に，ESIEE 工科大学院大学は ComUE であるパリ・エスト大学と実験的共同体であるギュスターヴ・エッフェル大学の双方に属している。

²⁴ MENJIS（2020）Repères et références statistiques 2020, 2.18: Les établissements et structures de l'enseignement supérieur, Tableau 3: Les regroupements d'établissements au 1er janvier 2020, hors inscriptions simultanées en CPGE et à l'université

上記の他に、国の政策に基づいて設置されたデジタル大学（Universités numériques）と呼ばれる教育機関がいくつかあるが、伝統的な大学とは異なり、遠隔教育を行う機関と行わない機関がある。

高等教育研究イノベーション省が 2003 年に設置した遠隔高等教育機関の UNT（Universités numériques thématiques；分野別デジタル大学）の法人格はアソシアシオン（民間非営利団体）であり、学術分野別に 6 のデジタル大学を傘下に置く。デジタル大学は遠隔教育を提供するが単位や学位の提供は行わず、専ら大学教員を対象に教授法を支援するための無料の遠隔教育や教材の提供等を行う機関として機能している²⁵。

また、地域の複数の大学が共同で設置している UNR（Université Numérique en Région；地域デジタル大学）も大学ではなく、単位や学位は提供しない。例えばアンドル=エ=ロワール県のトゥールにある UNRC（Université Numérique en Région Centre；中央地域デジタル大学）は、地域の 4 大学、サントル=ヴァル・ド・ロワール地域圏、国の 6 者が共同で推進しているプロジェクトであり、オンライン又は対面による IT 関連の教育訓練コースを提供している²⁶。

本章では以降、単位や学位を提供する高等教育機関を大学と表記し、公立私立の別については必要に応じて示すこととする。

www.education.gouv.fr/reperes-et-references-statistiques-2020-1316

²⁵ Université Numérique

<https://universitenumerique.fr/presentation/>

²⁶ L'Université Numérique en Région Centre (UNRC)

www.univ-tours.fr/formations/formations-2/outils-pedagogiques/luniversite-numerique-en-region-centre-unrc

5. 大学の設置認可

大学は、公立であれば学術的・文化的・専門的公施設法人（以下 EPSCP）と専門高等教育機関に分けられ、専門高等教育機関はごく一部の例外を除いて行政的公施設法人（EPA）と位置付けられるところ、EPSCP と EPA の設置は国が CNESER（高等教育・研究審議会）に諮問し、設置を承認するデクレが設置根拠となる。公立大学は設置後 10 年以内に認証評価を受ける必要がある。

大学が私立である場合は、教育法典 L731-1 条に、25 歳以上のフランス国民又は欧州共同体（EU）あるいは欧州経済地域（EEA）の国籍者であれば届出など一定の条件の下に自由に教育課程を提供し設置できることが規定されている。

我が国と異なり、フランスでは大学の設置にいわゆる学位授与権が随伴しない。ボローニャプロセスの上で学位はフランスでは学位（Grade）又は称号（Title）といい、修業年限 3 年の学士（Licence）、学士取得後 2 年の修士（Master）、修士取得後 3 年の博士（Doctrat）の修了者を対象とするところ、大学が修了者に授与するのは学位や称号ではなく免状（diplôme）²⁷といい、免状には国家免状（DN: diplôme national）、大学免状（DU）、大学間免状（DIU）がある。大学免状と大学間免状は国の認定（Reconnaissance par l'Etat）を受けて大学が独自に発行する。国家免状は署名者が国民教育大臣であることからわかるように²⁸、その授与権は大学ではなく国に属する。大学に対する学位授与権の付与を免状の授与権認証（habilitation）といい、大学は認証評価機関の認証（accréditation）審査を経て国家免状の授与権が得られる²⁹。

以下（１）私立大学の設置認可、（２）認証評価、に分けて解説する。

（１）私立大学の設置

教育法典における私立大学の設置に関する規定を整理すると、次のように示される。

図表－58 教育法典における私立大学の設置要件に関する規定

| 条 | 内容 |
|--------|---|
| L731-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置者が、フランス人又は他の欧州連合国あるいは欧州経済地域の国民であること ・設置者の年齢が 25 歳以上であること ・設置者が L.731-7 条に定める欠格事由に該当しないこと ・医学、薬学、歯学、助産学、救急医学の学部を有する私立高等教育機関の設置には、高等教育研究大臣と保健大臣の共同による認可を受けることを要し、認可を受けるためには、かかる教育を行うために専門資格を有するものが関与していることを証明すること |
| L731-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置者及び管理者の名称・職業・住所、設置者らの集合場所、設立規定が示された設置趣意書を、大学区総長³⁰、国の県出先機関、管轄裁判所の検事総長又は検事正の三者に届け出ること |

²⁷ フランスの大学学位については、以下の論文を参照。

大場淳（2010）フランスの大学・学位制度 pp.95-96, pp.114-115, pp.118-119

https://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/docs/niad-ue_report1%282010%29france.pdf

大場淳（2008）フランスの高等教育機関と学位授与権、日仏教育学会年報（14）、pp.45-55

<https://home.hiroshima-u.ac.jp/oba/docs/asfjse14diplomes.pdf>

²⁸ 時の高等教育研究大臣が国務大臣の場合は高等教育研究大臣が署名する。

²⁹ 免状には大学が授与するものの他に、慢性疾患予防のためのスポーツ指導を無償で行うコーチやトレーナーに対してスポーツ連盟が授与する連盟免状（DF: Diplôme fédéral）がある。

Arrêté du 8 novembre 2018 relatif à la liste des certifications fédérales autorisant la dispensation d'activité physique adaptée prescrite par le médecin traitant à des patients atteints d'une affection de longue durée www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000037658253/

³⁰ 大学区（Académie）は学校区ともいい、2016 年の再編時以降は全国に 30 の大学区が設けられている。大学区総長（Recteur d'académie）は地域圏の学校長の中から選ばれる。

Décret n° 2015-1616 du 10 décembre 2015 relatif aux régions académiques

| 条 | 内容 |
|---------------------|---|
| L731-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出の際に、各学修課程の長が、講義を行う場所及び教育の目的を表示すること ・届出の際に、各学修課程の長が、基本財産について大学区総長及び県の高等教育関係局課に届出ること |
| L731-4 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出の際に、機関が少なくとも3人によって管理されることを示すこと ・各学修課程の教員のリストを毎年最初のセメスターが始まる10日前までに大学区総長及び県の高等教育関係局課に届出ること |
| L731-5 | <ul style="list-style-type: none"> ・機関が3人によって管理される場合、博士号を有する国家公務員の教授によるものとし、当該教授は公立大学の教授ポストが少ない場合に無償で当該機関の教授職につくことができること |
| L731-6 | <ul style="list-style-type: none"> ・文学、科学、法律の各学部の設置に当たっては、少なくとも100人の学生が収容できる教室、講堂、学習室、専門の図書館を有すること ・科学学部は、教育に必要とされる物理・科学の実験室、及び、物理・自然史に関する施設を有すること |
| L731-6-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・医学、薬学、歯学、助産学、救急医学の各学部の設置に当たっては、高等教育研究大臣と保健大臣が共同で設定した学修課程の要件に適合していること |
| L731-7 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の者を私立高等教育機関の管理者又は教授として不適格とすること <ol style="list-style-type: none"> 1. 民法上の権利（droits civils）を有さない者 2. 刑事罰、又は、誠実違反又は道徳違反による罰を受けた者 3. 判決によって民法上の権利、公民権（droits civiques）、家族法上の権利（droits familiaux）の全部又は一部を剥奪された者 |
| L731-8 | <ul style="list-style-type: none"> ・L731-1条に該当しない外国人も、国民教育学術評議会（CAEN）の意見に基づいて許可を受けることを可能とすること |
| L731-9 | <ul style="list-style-type: none"> ・L731-2条からL731-7条に違反した者に、罰金3,750ユーロを課す。その場合、 <ol style="list-style-type: none"> 1. L731-3条違反の罰金は、当該課程の長に課す 2. L731-2条、L731-4条、L731-6条違反の罰金は当該学部の長に課し、当該学部の長が任命されていない場合は任命権者に課す 3. L731-7条違反の罰金は、当該管理者又は教授に課す |
| L731-10 | <ul style="list-style-type: none"> ・L731-2条からL731-6条の違反が認められた場合、裁判所は当該学修課程を3か月以内停止することを命ずることができること ・L731-7条に違反した場合、当該学修課程は廃止されること ・L731-2条からL731-6条の違反が認められてから1年以内に再度違反が認められた場合はL731-7条の欠格事項に該当するものとし、裁判所は当該学修課程を5年間以内停止することを命ずることができること ・異議申し立ては停止命令から2週間以内に行うこと |
| L731-11~
L731-19 | <略> |

図表－5-9 教育法典における私立大学の設置手続に関する規定

| 条 | 内容 |
|--------|---|
| L731-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・認可届出から10日以降に行い、認可条件が付された場合は条件が付されてから5日後以降に条件充足を行うこと |
| R731-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・L731-2条からL731-4条の届出書類は、次の形式とすること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者及び教員の氏名、年齢、国籍を示した公証済みの書類 2. 届出日の過去3か月以内に発行された、管理者及び教員の無犯罪証明書 3. 管理者及び教員が高等教育を行うにふさわしい学位・称号を有することを示す証拠書類 |
| R731-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学区総長は、届出を受理してから24時間以内に裁判所に回付し、回付した事実を県当局及び高等教育研究大臣に通知すること ・届出があった事実が10日間公告されること |
| R731-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学区総長は届出から10日以内に当該申請者及び開校予定施設を視察すること ・視察に当たっては施設のセキュリティが公共の施設として適切かという観点を除外すること ・大学区総長は、届出から10日目の48時間前までに検事総長と届出事項に問題がないか協議すること |

(2) 認証評価

我が国では大学を評価して適格又は不適格であるかについて認証することを認証評価といい、認証評価を実施する機関を認証評価機関というが、フランスには大学を評価(évaluation)するが認証はしない機関と、大学を評価した上で国による授与権認証にふさわしいことを認証(accréditation)³¹する機関とがある。

大学の評価は、フランスでは 2013 年高等教育研究法に基づいて設置された独立行政機関である Hcéres (研究・高等教育評価高等審議会、「アッシュレス」と読む)が専ら行っている。しかし Hcéres の評価チームである専門委員会は、評価報告書に各項目に対する所見及び大学の強みと弱み並びに助言を箇条書で記載して公表するが、適格又は不適格の判断は行わない。

Hcéres の評価結果に基づいて大学に対して免状の授与権認証を行うのは国であるが、公立の技術短期大学(IUT)及び公立・私立の技師学校及び商業学校についてはこれらのために設置されている法定機関が評価することとされており、各法定機関は実施した評価の結果に従って当該大学の免状の授与権認証に係る認証を行い、国は各法定機関の認証結果を基にして複数年契約の締結を判断し、契約期間における免状の授与権認証を行う。

Hcéres による評価は、まずフランス本土の地域圏及び海外領土を 5 つの群にグルーピングし、1 年に 1 群ずつ順番に実施され、評価の方法論やベンチマークは毎回見直される。1 年当たり 50 機関から 60 機関を対象に評価が行われ、対象となった大学は、機関評価、学術共同体評価、学修課程評価、博士学院評価、研究評価のいずれかを受ける。評価の対象とされる大学は、公立大学、公立と共同で学位を授与する私立大学、公的サービスに貢献する非営利の私立高等教育機関(EESPIG)であり、大学単体だけでなく学術共同体も対象とされる。国と複数年契約を締結しない私立大学や、公立大学のうち首相が所管する大学は対象とされない³²。Hcéres の評価対象機関が 5 つの群にグルーピングされ 5 年サイクルで評価が行われているのは、国が高等教育機関に対して補助金等の財政支出を行う前提として高等教育機関と締結する複数年契約の更新審査の際に Hcéres の評価結果が勘案されるために、特定の年に更新手続きが集中しないようにするところにある。

Hcéres の 2021 年度(B 群)を例に、機関認証評価の観点を示す。

図表-5-10 Hcéres の機関評価における認証評価の観点(2021 年度)

| 領域(Domaine) | |
|--|--|
| サブ領域(Sous-domaine) | |
| 要件(Référence) | |
| 領域 1: 大学の戦略・運営計画 | |
| 大学機関の位置づけ | |
| 要件 1: 大学が、地域内・国内・国際的な環境における機関の位置づけを特定している | |
| 大学機関の戦略 | |
| 要件 2: 大学が主要な運用目標及び提携計画に戦略的な方針を示し、実施状況を監視するための仕組みを設けている | |
| 要件 3: (医学部のある大学のみ) 大学が共通の戦略目標に基づいて大学病院(CHU)及び医療訓練を担当する他の機関との関係を発展させ、管理している | |

³¹ 'accréditation'は、Hcéres がフランス領土内にある外国の高等教育機関の学修課程を評価して当該機関が欧州共通の基準(ESG)に適合すると認証する場合にも用いられる。

³² Débat Comment repenser l'évaluation dans l'enseignement supérieur, Septembre 24, 2020
<https://theconversation.com/debat-comment-repenser-levaluation-dans-lenseignement-superieur-146246>

| 領域 (Domaine) | |
|---------------------|---|
| サブ領域 (Sous-domaine) | |
| 要件 (Référence) | |
| | 大学の内部組織及びガバナンス |
| | 要件 4: 大学のガバナンスが、大学の使命と戦略に適合した組織・母体・意思決定機関の意思疎通によって図られている |
| | 要件 5: 大学の経営陣が、グローバルな品質方針を開発、推進している |
| | 大学の全体的な運営管理 |
| | 要件 6: 大学が、将来の分析ツール・予算計画・構造化された内部質管理手法に基づいて戦略の実装を主導している |
| | 要件 7: 人的資源の管理方針及び社会的対話の発展が大学の戦略に含まれており、教職員のやりがいによって貢献している |
| | 要件 8: 大学が、大学の開発と社会的・環境的責任を果たすための施設整備施策を戦略に織り込んでいる |
| | |
| 領域 2: 研究及び教育 | |
| | 研究の方針 |
| | 要件 9: 大学の研究方針が大学の運営方針に基づいて戦略に位置付けられており、国際化の観点が含まれている |
| | 要件 10: 研究を促進し大学の科学技術文化を広めるための方針が、社会経済的発展と社会的変化に貢献している |
| | |
| | 生涯学習の方針 |
| | 要件 11: 大学が大学の位置づけと国内・国際的な戦略に従って生涯学習の提供を管理し、教授法を開発している。 |
| | 要件 12: 大学が、教育の提供と大学の国際化における連携された活動を保証するためのメカニズムを構築している |
| | |
| 領域 3: 学生の成功 | |
| | 入学オリエンテーションから専門資格取得に至るまでの学生の経路 |
| | 要件 14: 大学が、学生の入学オリエンテーションから専門資格の取得に至るまで、適切な体制と経路を通じて学生の成功を促進している |
| | 要件 15: 大学が、学生生活の発展とガバナンスへの学生の関与を支援し、学生の福祉を促進している |
| | |
| 領域 4: 卓越性イニシアチブの継続 | |
| | 要件 16: IDEX 又は ISITE ³³ におけるガバナンスが一定の範囲内で機能しており、持続的なプロジェクトの目標達成を可能とする組織と意思決定機関に依存している。 |
| | 要件 17: IDEX 又は ISITE の管理によって計画実行時の全体的な制御が可能となり、それらの結果の測定と評価を保証している。 |

(Hcéres 評価基準書を基に整理) ³⁴

³³ 研究大学計画 (action Ecoles universitaires de recherche : E.U.R.) に基づいて研究の卓越性が認められた大学に国が集中的な研究助成を行う制度で、2017 年の公募に応募した大学のうち 9 大学が IDEX (Initiatives d'excellence ; 卓越性イニシアチブ) に、9 大学が ISITE (Initiatives Science / Innovation / Territoires / Economie : 科学・イノベーション・地域・経済イニシアチブ) の認定を受けた。

Secrétariat général pour l'investissement (SGPI), IDEX / ISITE

www.gouvernement.fr/index-isite

³⁴ Hcéres (2018) Référentiel de l'évaluation externe des établissements d'enseignement supérieur et de recherche, Campagne d'évaluation 2019-2020 – Vague A
www.hceres.fr/fr/evaluation-des-etablissements-1

6. 大学における遠隔授業

(1) 現況

フランスでは大学の課程が我が国のように通学制と通信制とで区別されていない。

教育法典命令の部に、大学の課程において授業は対面（*présence des usagers*）又は遠隔（*à distance*）で行われると規定されている³⁵。この規定は、「高等教育機関における遠隔教育の規定に関する 2017 年 4 月 24 日付けデクレ第 2017-619 号」により挿入された³⁶。

| | |
|---------|--|
| D611-10 | 高等教育機関の教育訓練の枠組みの中で行われる授業は、学生が存在する場所か又は離れている場所で行われるものとし、必要な場合は電子的な方法、あるいはこれらの組合せにより行われるものとする。 |
| D611-11 | 遠隔高等教育（ <i>enseignement de l'enseignement supérieur à distance</i> ）は、教師が教育を提供する場所以外で行われる教育を意味する。
この教育手段は、大学機関において教師がその全部又は大部分を企画する。
遠隔教育は、生徒の個人指導を伴う。 |
| D611-12 | 高等教育機関が電子化された遠隔授業を対面形式又は遠隔形式により実施するに当たっての確認要件は、遅くとも当学年度の最初の月までに策定しなければならず、当学年度中では変更できない。
試験が電子化され遠隔で実施されることを前提としている課程の確認は、次の方法で実施する必要がある。
1. 受験者が合格に向けて試験に臨むための技術的手段を有することの確認
2. 受験者の身元の確認
3. 試験の監督及び試験に適用される規則の遵守 |

大学に置かれる遠隔教育課程は EAD（*Enseignement à distance*）と呼ばれ、学部レベル及び修士レベルで国家免状の取得につながる遠隔教育が実施されており、提供学術分野は専ら人文科学系及び社会科学系に集中している。

EAD の設置には都度の設置認可手続を要さない。EAD は、一般の教育課程と同じく、一定サイクルで実施される認証評価機関による機関別評価において総合的に評価される。

(2) 運営基準

遠隔授業の運営基準は設けられていない。

(3) 質評価

認証評価の基準には遠隔教育課程のための評価基準がない（図表 5-10 を参照）。

(4) 教育課程

フランスの学士（*Licence*）課程は 3 年制であり、1 年次を Bac+1、2 年次を Bac+2、3 年次を

³⁵ Code de l'éducation, Partie réglementaire, Livre Ier, Chapitre Ier, Section 3 Les formes d'enseignement www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGIARTI000034485778/2017-04-27

³⁶ Décret n° 2017-619 du 24 avril 2017 relatif à la mise à disposition d'enseignements à distance dans les établissements d'enseignement supérieur <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000034485767/2017-04-27/>

Bac+3 というが³⁷、学士号の取得に当たって対面授業と遠隔授業は区別されていない^{38 39}。

「学士国家免状に関する 2018 年 7 月 30 日付けアレテ」第 8 条は、学士号の取得には ECTS（欧州単位互換制度）上の 60 単位を毎年次取得して 3 年間合計で 180 単位（ECTS credits）を取得することを要すること、ECTS の 1 単位の取得には教室内外の課業を 25 時間から 30 時間要するために学士課程の学生は 3 年間の通算課業時間 4,500～5,400 時間のうち「授業及び教育上の監督（enseignement et d'encadrement pédagogique）」の時間を 1,500 時間以上と定めた。また、「授業及び教育上の監督」は対面授業（enseignements en présentiel）、遠隔学習（enseignements à distance）、デジタルツールを用いた学習（enseignements mobilisant les outils numériques）、実習又は演習のいずれでも行えることとした⁴⁰。

なお、2020 年 10 月 30 日に高等教育研究省の高等教育・就職指導総局（DGESIP）は、コロナ禍の拡大を受けて大学における全教育活動は原則遠隔教育で行い、対面授業等を行う場合は収容能力の 50%以内で行うよう通達を発出した⁴¹。

（5）課題・今後の取組等

① 大学遠隔教育における教員支援イニシアチブ

高等教育研究イノベーション省（MESRI）の高等教育・就職指導総局（DGESIP）は、ウェブサイトにおいてコロナ禍において遠隔授業を行う教員を支援するための特設ページを開設している⁴²。また同局は 2020 年 5 月 19 日に教育継続計画（Plan de continuité pédagogique）と題する大学教員向けガイドを発出した⁴³。同ガイドには遠隔授業の実務に役立つさまざまな情報が整理されている。

② Campus connectés プロジェクト

近年の国主導による大学遠隔教育の取組で最も注目されているのは、2019 年に開始された Campus connectés プロジェクトである⁴⁴。フランスの大学は大都市部に集中していることから、同プロジェクトでは大都市部から距離的に離れた中規模都市に所在する大学が実施環境を整え、当該大学のエリアから入学学生を募って学部レベルから修士レベルの学位取得を前提と

³⁷ Campus France フランスの学位・資格

www.japon.campusfrance.org/ja/les-formations-et-diplomes

³⁸ PARFAIRE, Établissements Enseignement Supérieur - Structure et fonctionnement, Édition revue et corrigée avril 2021

https://ics.utc.fr/parfaire/structure/co/03_missions_01_formlnit_02_principesLmd.html

³⁹ MESRI, E.E.E.S : les instruments de la politique

www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/eees-les-instruments-de-la-politique-46489

⁴⁰ Arrêté du 30 juillet 2018 relatif au diplôme national de licence

www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000037291166

⁴¹ Objet : mise en œuvre du confinement adapté dans l'enseignement supérieur et la recherche, 30 octobre 2020

www.snesup.fr/article/circulaire-mesri-reconfinement-du-30-octobre-2020

⁴² DGESIP, Initiatives d'accompagnement des enseignants à la pédagogie à distance

<https://services.dgesip.fr/119/T1/>

⁴³ Plan de continuité pédagogique

www.cdefi.fr/files/files/20201106_-_FichesDGESIP.pdf

⁴⁴ Campus connectés に参加する大学の認可に関する 2020 年 1 月 15 日付けアレテ

Arrêté du 15 janvier 2020 relatif à l'approbation du cahier des charges de l'appel à projets « Campus Connectés »

www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041549045

した遠隔教育を行い、当該大学のチューターから個人指導が受けられるようにしている。同プロジェクトは国の未来投資プログラム（PIA: Programme d'investissements d'avenir）補助金によって実施されるもので、地域の大学の再興を図り、地方の若者が高等教育の恩恵に与りにくい現状を打開することが目指されている。2022 年 9 月現在、Campus connectés は海外県を含む全国 89 の中規模都市に開設されている⁴⁵ ⁴⁶。

7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）

大規模オンライン公開講座については、2011 年に米国の大学が、そして 2012 年に英国の大学が MOOCs の本格的な運用を始めたことを受け、フランス政府は米英に追いつくべく約 800 万ユーロを投じ、2013 年 10 月 2 日に FUN（France université numérique；フランスデジタル大学）を開設した⁴⁷。FUN は伝統的な大学ではなく公的利益団体（GIP: groupement d'intérêt public）の法人格にあるプロバイダであり、26 大学（うち 16 は学術共同体 ComUE）及び複数の国立研究所や国営公営機関がメンバーとして MOOCs を提供する形態を取っている⁴⁸。

FUN のプラットフォームには edX が採用され、ネットワーク技術は公的な全国教育研究ネットワークである RENATER が担い、2014 年 1 月に MOOCs を開始した。FUN の立ち上げ当初には高等教育研究イノベーション省が直接運営に関与したが、現在は公的利益団体 FUN-MOOC が運営し、国が財政支援している⁴⁹。

FUN を通じて提供される講座はキャリアアップを図る就労者を専らの対象としているが、学部生や高等教育進学希望者向けの講座もある。FUN による学位授与を前提とした講座には、ESTIA（先進工業技術大学）が提供する M1（修士課程 1 年次）修了者向けの科学修士国家免状取得コースが 2 つだけある。これらのコースの国家免状の授与は国が ESTIA を通じて行うが、コースの教授陣は全国の様々な公立大学又は研究機関から集められている⁵⁰。FUN は大都市部に比べて学生数が少ない地方都市の大学に勤務する公務員の身分にある教授職の活躍機会の受け皿としての機能も担っている。

⁴⁵ Qu'est-ce qu'un lieu labellisé Campus Connecté ?

www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/se-former-dans-lieu-labellise-campus-connecte-46381

⁴⁶ MESRI, Offre de services de la DGESIP, Campus connectés

https://services.dgesip.fr/T844/S162/campus_et_territoires

⁴⁷ FUN (France université numérique) www.fun-mooc.fr/en/

⁴⁸ Arrêté du 10 septembre 2020 portant approbation de la prorogation et des modifications de la convention constitutive du groupement d'intérêt public dénommé « France Université Numérique » (FUN)

www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042393667

⁴⁹

⁵⁰ FUN-MOOC, Découvrez les formations diplômantes

<https://diplomes.fun-mooc.fr/>

8. 参考文献

【日本語文献】

- ・大場淳（2019）フランスにおける大学連携・統合―「成功」と「失敗」の事例の研究―
- ・文部科学省（2018）国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議（第3回）配布資料 諸外国の大学のガバナンス例 pp.5-9（大場淳）
- ・大場淳（2018）フランスにおける高等教育改革 - 高等教育機関の連携・統合を巡って，大学マネジメント Vol.14, pp.33-36
- ・塩井洋介（2018）フランスにおける大学合併・統合，日本学術振興会ストラスブール研究センター
- ・清田雄治（2008）フランスにおける「独立行政機関（les autorités administratives indépendantes）」の憲法上の位置：CNILの法的性格論への覚書，立命館法学 5.6. pp.321-322
- ・大場淳（2017）今，フランスの高等教育は？，大学マネジメント（13），pp.16-23
- ・NIAD-QE（2017）諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 フランス
- ・NIAD-QE（2016）翻訳資料4 欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン
- ・大場淳（2015）フランスの大学の自律性と質保証
- ・大場淳（2015）フランスにおける大学・高等教育機関共同体（communauté d'universités et établissements: COMUE）の設置―大学の統合・連携を巡る政策の形成とその背景―，広島大学高等教育研究開発センター戦略プロジェクトシリーズ IX「大学の機能別分化の現状と課題」pp.31-50
- ・大場淳（2014）フランスにおける大学の連携と統合の推進―研究・高等教育拠点（PRES）を中心として―
- ・大場淳（2014）フランスにおける大学ガバナンスの改革：大学の自由と責任に関する法律（LRU）の制定とその影響 <論考>，広島大学高等教育研究開発センター 大学論集 45号, pp.1-16
- ・寺倉憲一（2014）大学のガバナンス改革をめぐる国際的動向―主要国の状況と我が国への示唆―，レファレンス No.766, pp.73-101
- ・ティエリ マラン(著)，夏目達也(訳)（2014）フランス高等教育における学位・免状制度，大学評価・学位研究（16），pp.27-43
- ・角田敏一（2012）フランスの大学における工学教育と学位授与の現状：オルレアン大学の例，大学評価・学位研究（13），pp.23-36
- ・白鳥義彦（2010）フランスの高等教育制度と大学の設置形態
- ・大場淳（2010）フランスの大学・学位制度
- ・NIAD-QE（2010）学位と大学 - イギリス，フランス，ドイツ，アメリカ，日本の比較研究報告 第5章 アメリカの大学・学位制度
- ・大場淳（2009）フランスの大学評価，広島大学高等教育開発センター
- ・大場淳（2008）フランスの高等教育機関と学位授与権，日仏教育学会年報（14），pp.45-55
- ・大場淳（2005）フランスの契約政策と全国大学評価委員会(CNE)―日本の国立大学法人化と大学評価との比較―，日仏教育学会年報（12）

【外国語文献】

- ・MENJS（2021）Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche 2021
- ・MESRI, Covid-19 : l'enseignement supérieur français mobilisé
- ・MESRI, FAQ Covid-19 - Reconfinement
- ・Rentrée universitaire 2021 : modalités pratiques et guide pour orienter les étudiants, 10 septembre 2021
- ・Marc Trestini（2012）Evaluation du dispositif d'Enseignement à Distance à l'Université de Strasbourg
- ・EADTU（2016）Output 9 SCORE2020: Evidence based practice for teachers and institutions using MOOCs
- ・CNCDDH（2021）Avis pour un enseignement supérieur respectueux des droits fondamentaux : se doter des moyens de cette ambition
- ・IGAENR（2016）Les universités numériques thématiques
- ・MESRI（2008）L'histoire du Cned - Depuis 1939
- ・Olivier Marty, Ray Amirault（2021）The transition of a French distance learning institution to a fee-based model : an ethnographic study, . Quarterly Review of Distance Education, IAP Journals

第6章 オーストラリア

【目次】

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第6章 オーストラリア | 187 |
| 1. 概要 | 187 |
| 2. 関係機関 | 188 |
| 3. 関係法令 | 189 |
| 4. 大学 | 190 |
| 5. 大学の設置認可 | 194 |
| 6. 大学における遠隔授業 | 196 |
| (1) 現況 | 196 |
| (2) 運営基準 | 197 |
| (3) 質評価 | 198 |
| (4) 教育課程 | 198 |
| (5) 課題・今後の取組等 | 198 |
| 7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC） | 199 |
| 8. 参考文献 | 200 |

第6章 オーストラリア¹

1. 概要

オーストラリアの高等教育では用語の上で遠隔教育（distance education）よりもオンライン学習（on-line study/ study online）の方が多用されており、オンライン学習を前提とした課程をオンライン課程（online courses）という。

オーストラリアの高等教育機関は一般の課程と同等のオンライン課程を設けており、修了者に学士や修士の学位を授与している。高等教育機関がオンライン課程を新規開設する場合は各州が州の高等教育法に従って審査の上認可し、その認可には認証評価機関 TEQSA の適格認定が前提とされる。しかし連邦政府が大学（Australian Univeristy）として登録認可している 42 の高等教育機関には、提供する高等教育課程を自己決定し学位等の資格の授与権限を有することを意味する SAA（Self-accrediting Authority）が認められている。そのため大学がオンライン課程を含む修課程を新規に設置する際に州の認可や TEQSA による適格認定は不要とされている。

複数の大学のオンライン課程を一元的に提供する非営利団体に OUA（Open Universities Austaralia）がある。OUA はモナシュ大学が連邦政府の支援を受けて 1993 年に設立した OLA（Open Learning Agency of Australia）を前身とし、その後 2004 年に現在の名称に変更したもので、英国の The Open Univeristy とは無関係である。OUA は世界大学ランキング上位校を含む国内 21 大学のオンライン課程を短期課程又は学士レベル、修士レベルで提供しており、修了者に授与される単位又は学位は AQF（オーストラリア資格枠組み）に完全に対応している。この他、国立の職業教育訓練機関である TAFE SA もオンライン課程を提供している。

大規模オンライン公開講座（MOOCs）は国内大学の多くが edX や Coursera のプラットフォームを通じて実施しているが、長くて 6 か月程度の短期講座のみであり、単位認定の対象外とされている。MOOCs の短期講座の修了者に対して AQF の資格取得につながる単位（credentials）を与えるかについては 2018 年に連邦政府が見直しを行ったが、2019 年に公開された AQF に係る政策評価の最終報告書には単位を付与するのは時期尚早であるとの判断が示されている。

¹ 本章においてオーストラリアの通貨を表す際には、AUD 又は A\$ を用いる。
参考までに、2021 年における対円年平均為替レートは、1AUD = 82.45 円である。
www.ofx.com/en-au/forex-news/historical-exchange-rates/yearly-average-rates/

第6章 オーストラリア

2. 関係機関

図表-6-1 大学の認可・質保証に関する機関

【連邦機関】

- DESE (Department of Education, Skills and Development ; 教育訓練開発省)
 - ↳ Higher Education, Research, and International Group
 - ↳ Skills and Training Group
 - ↳ Reporting directly to Deputy Secretary, Employment and National Workforce Group
 - ↳ Digital Services
- ↳ HESP (Higher Education Standards Panel ; 高等教育の質保証に関する諮問機関)
- ↳ TEQSA (Tertiary Education Quality and Standards Agency ; 高等教育質・基準機構)
- ↳ TAFE SA : 高等教育レベルの職業教育訓練機関
 - ↳ Regional University Centres : 25 か所
- ↳ ASQA (Austarlian Skills Quality Agency ; オーストラリア技能・質機構)
- ↳ ADCET (Australian Disability Clearinghouse on Education and Training ; オーストラリア障害者教育訓練支援機関)

【民間団体】

- ACoP (Australian Council of Professions)
- UA (Universities Austalia)
- ACoP (Australian Council of Professions)
- ITECA (Independent Tertiary Education Council Australia)
- IHEA (Independent Higher Education Australia)
- ACEN (Australian Collaborative Education Network)
- NCSEHE (National Centre for Student Equity in Higher Education)

3. 関係法令

図表－6-2 高等教育機関の認可・質保証に関する法令

| 【連邦法令】 | |
|---|--|
| • Higher Education Support Act 2003 (HESA) ² | ：2003 年高等教育支援法，最終改正 2021 年 9 月 1 日 |
| • Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011 (TEQSA Act) ³ | ：2011 年高等教育質保証・基準機構法（TEQSA 法），最終改正 2021 年 11 月 3 日 |
| • Higher Education Legislation Amendment (Provider Category Standards and Other Measures) Act 2020 ⁴ | ：高等教育関係法令（機関のカテゴリー基準その他要件）改正法，2021 年 3 月 1 日成立，2021 年 7 月 1 日施行 |
| ↳ Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2021 ⁵ | ：2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令，2021 年 4 月 21 日公布 |
| • National Vocational Education and Training Regulator Act 2011 ⁶ | ：最終改正 2021 年 9 月 1 日施行 |
| ↳ Standards for VET Accredited Courses 2021 ⁷ | ：2021 年職業教育訓練課程の認証評価基準に関する政令，2021 年 3 月 11 日公布 |
| • Education Services for Overseas Students Act 2000 (ESOS) ⁸ | ：2000 年留学生のための教育サービス法，2000 年 12 月 21 日成立，最終改正 2021 年 9 月 26 日 |
| 【州高等教育法】 | |
| 州 | 州高等教育法 |
| ニューサウスウェールズ州 | Higher Education Act 2001 No 102 ⁹
↳ Higher Education Regulation 2008 ¹⁰ |
| ビクトリア州 | Victoria University ACT 2010 ¹¹
↳ Legislation administered by the Minister for Training and Skills ¹² |
| クイーンズランド州 | Higher Education (General Provisions) Act 2008 ¹³ |
| 南オーストラリア州 | Flinders University Act 1966 ¹⁴
Torrens University Act 2013 ¹⁵
University of Adelaide Act 1971 ¹⁶
University of South Australia Act 1990 ¹⁷ |
| 西オーストラリア州 | Higher Education Act 2004 ¹⁸ |
| タスマニア州 | University of Tasmania Act 1992 ¹⁹ |
| 首都特別地域 | Australian National University Act 1991 ²⁰
University of Canberra Act 1989 ²¹ |
| 北部準州特別地域 | Higher Education Act 2004 ²² |

² www.legislation.gov.au/Details/C2021C00264³ www.legislation.gov.au/Details/C2021C00476⁴ www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r6591⁵ www.teqsa.gov.au/higher-education-standards-framework-2021⁶ www.legislation.gov.au/Details/C2011A00012⁷ www.legislation.gov.au/Details/F2021L00269⁸ www.legislation.gov.au/Series/C2004A00757⁹ <https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2001-102>¹⁰ <https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/2010-07-09/si-2008-0386>¹¹ http://classic.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/vua2010262/¹² <https://www.education.vic.gov.au/about/departments/legislation/Pages/higheredaskills.aspx>¹³ http://classic.austlii.edu.au/au/legis/qld/num_act/hepa2008n25381/¹⁴ www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/THE FLINDERS UNIVERSITY OF SOUTH AUSTRALIA ACT 1966.aspx¹⁵ www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/TORRENS UNIVERSITY AUSTRALIA ACT 2013.aspx¹⁶ www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/UNIVERSITY OF ADELAIDE ACT 1971.aspx¹⁷ www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/UNIVERSITY OF SOUTH AUSTRALIA ACT 1990.aspx¹⁸ www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_420_homepage.html¹⁹ www.legislation.tas.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-1992-051²⁰ www.legislation.gov.au/Series/C2004A04206²¹ www.legislation.act.gov.au/a/alt_a1989-179co/²² <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/HIGHER-EDUCATION-ACT-2004>

4. 大学

オーストラリアにおける高等教育機関（Higher Education Provider）の分類（categories）には、連邦政府による分類と、高等教育機関の登録審査を行う TEQSA（高等教育質・基準機構）による分類の二通りがある。

分類の根拠とされる法律は、前者が「2003 年高等教育支援法」であり、後者が「高等教育関係法令（機関のカテゴリー基準その他要件）改正法」である。

（1）「2003 年高等教育支援法」に基づく分類

2003 年 12 月 19 日に成立し最終改正が 2021 年 9 月 1 日に施行された「2003 年高等教育支援法」の第 16 章（Division 16）には、所管の大臣が認可（approve）し連邦政府の財政支援対象とする機関の表（table）が、表 A・B・C に分けて掲載されている。

表 A は公立大学（Public Universities）、表 B は私立大学（Private Universities）であり、表 C の私立海外大学は「2003 年高等教育支援法」施行以前から認可を受けていた米国のカーネギーメロン大学オーストラリア校（Carnegie Mellon University Australia）1 校のみである。

また、DESE（教育訓練開発省）が公表している 2019 年の統計では、表 A～C の高等教育機関に加えて、大学以外のその他認可高等教育機関（Other approved Higher Education Institutions）のリストが示されている。

表 A・B・C と DESE が公表した統計を基に高等教育機関数を整理すれば次のように示される。

図表－6-3 高等教育機関数，2019 年 9 月時点

| 州 | 公立大学
（表 A） | 私立大学
（表 B） | 私立海外大学
（表 C） | その他認可
高等教育機関 | 計 |
|-------------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----|
| ニューサウスウェールズ州 | 9 | | | 43 | 52 |
| ビクトリア州 | 8 | 1 | - | 23 | 32 |
| クイーンズランド州 | 7 | 1 | - | 7 | 15 |
| 西オーストラリア州 | 4 | 1 | - | 6 | 11 |
| 南オーストラリア州 | 3 | 1 | 1 | 10 | 15 |
| タスマニア州 | 1 | - | - | - | 1 |
| 北部準州特別地域 | 2 | - | - | - | 2 |
| 首都特別地域（ACT） | 2 | - | - | 2 | 4 |
| 複数の州（Multi-State） | 1 | - | - | 1 | 2 |
| 合計 | 37 | 4 | 1 | 92 | 134 |

（DESE 高等教育機関統計を基に整理）²³

公立大学（表 A）37 機関、私立大学（表 B）4 機関、私立海外大学（表 C）1 機関の名称には University が付く。その他認可高等教育機関は機関の名称に University を用いることが認められていないため、「大学でない高等教育機関（Non-University Higher Education Institutions）」とも呼ばれ、大半の機関は名称に College, Institute, School, Academy などが付く²⁴。その他認可高等教育機関は専ら私立であるが、公立の TAFE（Technical and Further Education；技術・継続教育機関）7 校が含まれる。

²³ DESE, Higher Education Statistics, 2019 List of higher education institutions
www.desse.gov.au/higher-education-statistics/resources/2019-list-higher-education-institutions

²⁴ DESE, Quality and Legislative Frameworks, Guidelines for the use of the word 'university'
www.desse.gov.au/quality-and-legislative-frameworks/guidelines-use-word-university

連邦政府の財政支援については、公立大学は無条件で支援対象とされるが、私立大学と私立海外大学は連邦補助金（Commonwealth Grant）²⁵の受給資格を有するのみで無条件の支援対象とはされない。また、私立のその他認可高等教育機関は連邦補助金の受給資格を有さない。

複数の州から認可を受けているのは、公立大学であるオーストラリアカトリック大学（Australian Catholic University）と、その他認可高等教育機関のオーストラリア神学カレッジ（Australian College of Theology）である。

（２）「高等教育関係法令（機関のカテゴリー基準その他要件）改正法」に基づく分類

2021年3月1日に成立した「高等教育関係法令（機関のカテゴリー基準その他要件）改正法」は、連邦政府機関である TEQSA（高等教育質・基準機構）による高等教育機関の登録（register）について定めた「2011年 TEQSA 法」を改正したもので、2021年7月1日に施行された。

改正法に基づいて2021年4月21日に公布された政令「2021年高等教育の基準枠組（最低基準）」のパートBは、連邦機関である TEQSA に高等教育機関が登録（National Register）するに当たってのカテゴリーを、大学（Australian University）、大学以外の高等教育機関（Institute of Higher Education）、海外大学（Overseas University）、大学カレッジ（University College）の4種類とすることを規定している²⁶。2021年12月時点で高等教育機関は188校あり、そのうち55校が自己認証権（SAA: Self-accrediting Authority）を有する。

自己認証権とは、2011年 TEQSA 法に基づく、提供する学修課程を自らの権限において設置する権限及び学位等の教育資格を授与する権限のことをいい、すべての大学に付与されている他、TEQSA が審査の上認定した一部の大学以外の高等教育機関、海外大学、大学カレッジ（University College）にも付与されている。自己認証権は7年毎に更新審査を要する。

図表－6-4 TEQSA 登録カテゴリー別の高等教育機関数，2021年12月時点

| カテゴリー (categories) | 自己認証権あり (SAA) | 自己認証権なし (Non-SAA) | 計 |
|---|---------------|-------------------|-----|
| 大学 (Australian University) | 42 | 0 | 42 |
| 大学以外の高等教育機関 (Institute of Higher Education) | 9 | 133 | 142 |
| 海外大学 (Overseas University) | 1 | 0 | 1 |
| 大学カレッジ (University College) | 3 | 0 | 3 |
| 計 | 55 | 133 | 188 |

（TEQSA ウェブサイトの情報を基に整理）²⁷

²⁵ Parliament of Australia (2021) A guide to Australian Government funding for higher education learning and teaching
www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp2021/GovernmentFundingHigherEducation

²⁶ NIAD-QE, オーストラリアの大学等の分類が6種類から4種類に—高等教育基準の一部改定, 2021年5月31日 <https://qaupdates.niad.ac.jp/2021/05/31/australiaprovider/>

²⁷ 改正法では、大学以外の高等教育機関の名称が従前の Higher Education Provider から Institute of Higher Education に変更され、大学カレッジのカテゴリー要件が従前の「登録後5年以内に大学のカテゴリー登録を目指す機関」から「大学以外の高等教育機関のうち提供する全課程の70%以上で自己認証権を保有する等一定の条件を満たす機関」に変更されている。

TEQSA, National Register summary table www.teqsa.gov.au/national-register

第6章 オーストラリア

なお大学は、AQF（Australian Qualifications Framework；オーストラリア資格枠組）による学位等について、5 から 10 のレベルを提供する機関をいう。

図表－6-5 AQF レベルと高等教育資格／学位の対応表

| AQF
レベル | 高等教育資格／学位
Qualification | 規制機関
Regulatory
responsibility | 学位レベル
Degree level |
|------------|--|--------------------------------------|-----------------------|
| 10 | 上級博士号（Higher Doctoral Degree） | TEQSA | 大学院
(Postgraduate) |
| 10 | 博士号（Doctoral Degree） | | |
| 9 | 修士号:リサーチワーク型（Masters Degree (Research)） | | |
| 9 | 修士号:コースワーク型（Masters Degree (Coursework)） | | |
| 9 | 修士号: 長期集中型（Masters Degree (Extended)） | | |
| 8 | グラジュエート・ディプロマ（Graduate Diploma） | | |
| 8 | グラジュエート・サーティフィケート（Graduate Certificate） | | |
| 8 | 優等学士号（Bachelor Honours Degree） | | |
| 7 | 学士号（Bachelor Degree） | TEQSA/
ASQA ²⁸ | 学部
(Undergraduate) |
| 6 | 準学士号（Associate Degree） | | |
| 6 | 上級ディプロマ（Advanced Diploma） | | |
| 5 | ディプロマ（Diploma） | | |

（TEQSA ウェブサイトの情報を基に整理）²⁹

図表－6-6 大学（Australian University）42 校，2021 年 12 月時点

| 州 | 大学名 | 公立 | 私立 |
|-------------------|--|----|----|
| 首都特別地域（ACT） | オーストラリア国立大学（The Australian National University） | ○ | |
| | キャンベラ大学（University of Canberra） | ○ | |
| ニューサウスウェールズ州（NSW） | チャールズスタート大学（Charles Sturt University） | ○ | |
| | マッコリー大学（Macquarie University） | ○ | |
| | サザンクロス大学（Southern Cross University） | ○ | |
| | ニューイングランド大学（The University of New England） | ○ | |
| | ニューカッスル大学（The University of Newcastle） | ○ | |
| | シドニー大学（The University of Sydney） | ○ | |
| | ニューサウスウェールズ大学（University of New South Wales） | ○ | |
| | シドニー工科大学（University of Technology Sydney） | ○ | |
| | ウーロンゴン大学（University of Wollongong） | ○ | |
| | ウエスタンシドニー大学（Western Sydney University） | ○ | |
| | オーストラリアカソリック大学（Australian Catholic University Limited） | | ○ |
| | エイボンデール大学（Avondale University Limited） | | ○ |
| ビクトリア州（VIC） | ディーキン大学（Deakin University） | ○ | |
| | フェデレーション大学（Federation University Australia） | ○ | |
| | ラトロープ大学（La Trobe University） | ○ | |
| | モナシュ大学（Monash University） | ○ | |
| | ロイヤルメルボルン工科大学（RMIT University） | ○ | |
| | スウィンバーン工科大学（Swinburne University of Technology） | ○ | |
| | メルボルン大学（The University of Melbourne） | ○ | |
| | ビクトリア大学（Victoria University） | ○ | |
| | ディヴィニティ大学（University of Divinity） | | ○ |
| クイーンズランド州（QLD） | セントラルクイーンズ大学（CQUUniversity） | ○ | |
| | グリフィス大学（Griffith University） | ○ | |
| | ジェームスクック大学（James Cook University） | ○ | |
| | クイーンズランド工科大学（Queensland University of Technology） | ○ | |
| | クイーンズランド大学（The University of Queensland） | ○ | |

²⁸ AQSA（Australian Skills Quality Authority；オーストラリア技能質保証機構）は、職業訓練機関（VET）及び職業訓練課程の認可・監督を所管する連邦政府機関である。

²⁹ TEQSA, Australian Qualifications Framework

www.teqsa.gov.au/australian-qualifications-framework

| 州 | 大学名 | 公立 | 私立 |
|----------------|--|----|----|
| | 南クイーンズランド大学 (University of Southern Queensland) | ○ | |
| | サンシャインコースト大学 (University of the Sunshine Coast) | ○ | |
| | ボンド大学 (Bond University Limited) | | ○ |
| 西オーストラリア州 (WA) | カーティン大学 (Curtin University) | ○ | |
| | エディスコーワン大学 (Edith Cowan University) | ○ | |
| | マードック大学 (Murdoch University) | ○ | |
| | ウエスタンオーストラリア大学 (The University of Western Australia) | ○ | |
| | ノートルダムオーストラリア大学 (The University of Notre Dame Australia) | | ○ |
| 南オーストラリア州 (SA) | フリンダース大学 (Flinders University) | ○ | |
| | アデレード大学 (The University of Adelaide) | ○ | |
| | サウスオーストラリア大学 (University of South Australia) | ○ | |
| | トレンス大学 (Torrens University Australia Ltd) | | ○ |
| タスマニア州 (TAS) | タスマニア大学 (University of Tasmania) | ○ | |
| 北部準州 (NT) | チャールズダーウィン大学 (Charles Darwin University) | ○ | |

(TEQSA National Register Search を基に整理)

5. 大学の設置認可

大学（Australian University）の設立は、公立大学の場合は州の高等教育法又は州議会が個別に立法した設置法に基づき、私立の場合は会社法に基づくが、いずれも「2011 年高等教育質保証・基準機構法（TEQSA 法）」に基づく TEQSA（高等教育質・基準機構）による登録（register）を要する³⁰。登録することで学位授与権が付与され連邦補助金の受給資格が得られ、登録された大学は7年毎に再登録の審査を受ける。登録の要件は、「2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令」のパート A「高等教育の基準」に記載されている³¹。

図表－6-7 「2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令」の構成

- ・定義（Definitions）
- ・パート A: 高等教育の基準（Standards for Higher Education）
 - 1 学生の参画及び達成（Student Participation and Attainment）
 - 1.1. 入学（Admission）
 - 1.2. 他大学等において取得した単位の認定（Credit and Recognition of Prior Learning）
 - 1.3. 課程開始時のオリエンテーション（Orientation and Progression）
 - 1.4. 学習成果の評価（Learning Outcomes and Assessment）
 - 1.5. 学位及び学位記（Qualifications and Certification）
 - 2 学習環境（Learning Environment）
 - 2.1. 施設・学習環境（Facilities and Infrastructure）
 - 2.2. 多様性・平等性（Diversity and Equity）
 - 2.3. 学生支援・安全の確保（Wellbeing and Safety）
 - 2.4. 不正の通報・苦情申立て（Student Grievances and Complaints）
 - 3 教育（Teaching）
 - 3.1. 教育課程の設計（Course Design）
 - 3.2. 教職員（Staffing）
 - 3.3. 学習資源・教育支援（Learning Resources and Educational Support）
 - 4 研究及び研究指導（Research and Research Training）
 - 4.1. 研究（Research）
 - 4.2. 研究指導（Research Training）
 - 5 内部質保証（Institutional Quality Assurance）
 - 5.1. 教育課程の認可・認証評価（Course Approval and Accreditation）
 - 5.2. 学術及び研究の高潔性（Academic and Research Integrity）
 - 5.3. 内部質保証推進体制（Monitoring, Review and Improvement）
 - 5.4. 外部機関との協働（Delivery with Other Parties）
 - 6 ガバナンス及び責任（Governance and Accountability）
 - 6.1. 内部ガバナンス（Corporate Governance）
 - 6.2. 経営の監督（Corporate Monitoring and Accountability）
 - 6.3. 学術上のガバナンス（Academic Governance）
 - 7 広報・情報・情報管理（Representation, Information and Information Management）
 - 7.1. 広報（Representation）
 - 7.2. 入学希望者及び在学生への情報提供（Information for Prospective and Current Students）
 - 7.3. 情報管理（Information Management）
- ・パート B: 高等教育機関の基準（Criteria for Higher Education Providers）
 - B1 高等教育機関のカテゴリ基準（Criteria for Higher Education Provider Categories）
 - B2 自己認証権の認可基準（Criteria for Seeking Self-Accrediting Authority）
 - B3 移行基準（Transitional Standards）

³⁰ TEQSA, Conditions of registration/accreditation

www.teqsa.gov.au/conditions-registrationaccreditation

³¹ Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2021

<https://www.teqsa.gov.au/higher-education-standards-framework-2021>

なお、パート A「高等教育の基準」の 2.1. 施設・学習環境（Facilities and Infrastructure）は、施設及び学習環境が教育及び研究の目的に適うことを要件としているだけで、大学に置かれるべき施設の種類や学生当たり面積等の要件は規定されていない。

2.1 施設・学習環境

1. 施設が、学外の教育施設を利用する場合も含めて教育及び研究の目的に適い、学生及び教職員の全員が利用可能なものであること。
2. 電子的情報への安全なアクセスと適切な電子通信サービスが、プロバイダの直接の管理下でない場所及び状況である場合又はメンテナンスのための合理的な利用停止の場合を除いて、学生及び教職員にアクセスが許可されている期間を通じて継続的に利用できるものであること。
3. 対面型（physical）、仮想型（virtual）、混合型（blended）のいずれの学習環境であっても、関連する学習活動が伝統的な教育（formal teaching）外に置かれた学生に学術的な相互作用をもたらすものであること。

6. 大学における遠隔授業

(1) 現況

連邦政府が大学（Australian Univeristy）として登録認可している 42 校には、提供する高等教育課程を自己決定し学位等の資格の授与権限を有することを意味する自己認証権（SAA: Self-accrediting Authority）が認められている。これにより、大学がオンライン課程（online courses）を新規設置する場合に州の許可や TEQSA（高等教育質・基準機構）による適格認定は不要とされる。コロナ禍を受けて、どの大学も通学課程（face-to-face courses）をオンライン課程に切り替えるか、対面授業をオンライン授業としている。

なお、複数の大学のオンライン課程を一元的に提供する非営利団体に OUA（Open Universities Austaralia）がある³²。OUA はモナシュ大学が連邦政府の支援を受けて 1993 年に設立した OLA（Open Learning Agency of Australia）を前身とし、その後 2004 年に現在の名称に変更したもので、英国の The Open Univeristy とは無関係である。OUA は世界大学ランキング上位校を含む国内 21 大学のオンライン課程を短期課程又は学士レベル、修士レベルで提供している。

図表－6-8 OUA（Open Universities Austaralia）の学生数，年齢別，2019 年（人）

| 年齢 | 男性 | 女性 | 男女計 |
|----------|-------|-------|-------|
| 17 歳以下 | 63 | 108 | 171 |
| 18 歳 | 72 | 153 | 225 |
| 19 歳 | 107 | 196 | 302 |
| 20 歳 | 112 | 229 | 340 |
| 21 歳 | 125 | 235 | 360 |
| 22 歳 | 138 | 227 | 365 |
| 23 歳 | 131 | 222 | 354 |
| 24 歳 | 127 | 203 | 330 |
| 25 歳 | 119 | 193 | 312 |
| 26 歳 | 123 | 186 | 308 |
| 27 歳 | 120 | 170 | 290 |
| 28 歳 | 118 | 165 | 283 |
| 29 歳 | 102 | 149 | 251 |
| 30～39 歳 | 719 | 1,169 | 1,888 |
| 40～49 歳 | 349 | 608 | 957 |
| 50～59 歳 | 121 | 208 | 329 |
| 60 歳以上 | 73 | 63 | 136 |
| 2019 年合計 | 2,717 | 4,483 | 7,200 |
| 2018 年合計 | 2,620 | 4,371 | 6,991 |
| 前年比 | 3.7% | 2.6% | 3.0% |

(DESE 高等教育機関統計を基に整理)³³

図表－6-9 OUA（Open Universities Austaralia）の学生数，学系別，2019 年（人）

| 学系 | 2018 年 | 2019 年 | 前年比 |
|------------|--------|--------|--------|
| 自然科学・物理科学系 | 657 | 677 | 3.0% |
| 情報技術系 | 419 | 427 | 1.9% |
| 工学系 | 53 | 63 | 18.9% |
| 建築学系 | 238 | 234 | -1.7% |
| 農学・環境学系 | 8 | 6 | -25.0% |
| 医学系 | 284 | 269 | -5.3% |

³² OUA（Open Universities Austaralia） www.open.edu.au/³³ DESE Higher Education Statistics, 2019 Section 10 Open Universities Australia
www.dese.gov.au/higher-education-statistics/resources/2019-section-10-open-universities-australia

| 学系 | 2018 年 | 2019 年 | 前年比 |
|---------|--------|--------|--------|
| 教育学系 | 1,247 | 1,207 | -3.2% |
| 経営学・商学系 | 1,005 | 975 | -3.0% |
| 社会科学系 | 2,132 | 2,333 | 9.4% |
| 芸術系 | 874 | 959 | 9.7% |
| 学系横断 | 75 | 50 | -33.3% |
| | 6,991 | 7,200 | 3.0% |

(DESE 高等教育機関統計を基に整理)

(2) 運営基準

「2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令」は、連邦政府の認証評価機関である TEQSA（高等教育質・基準機構）が「2011 年高等教育質保証・基準機構法（TEQSA 法）」に基づいて大学を登録（register）するに当たっての審査基準を定めたものであるが、同政令には遠隔で行われる授業の運営に係る基準は示されていない。

なお、コロナ禍を受けて各大学は 2020 年以降対面授業のオンライン授業化や通学課程のオンライン課程への変更を実施しているところ、TEQSA は 2020 年 4 月に「2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令」の特定の項目に関係した「授業のオンライン化に当たっての主要検討事項」を 4 点示し、大学がこれを参考に体制の整備を検討することを勧奨している³⁴。

図表－6-10 TEQSA「授業のオンライン化に当たっての主要検討事項」、2020 年 4 月

| 授業のオンライン化に当たっての主要検討事項
(Online delivery – key considerations for providers) | 「2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令」の関係項目 |
|---|--|
| <p>1. 新しい学習環境での学生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン学習を行う学生への必要なリソースの提供。IT にアクセスする際の障壁を特定の上対処し、課程の提供に大幅な変更や混乱が生じた場合は費用の引下げや払戻し、延期手続等を行う他、学生に代替手段の提供を可能にすること。 学生との契約における教育方法に関する取決めに学生の意見が反映される可能性があるかの確認。 オンライン化により必要となる可能性がある追加の学習や学術的及び個人的な教育支援についての検討。これには、学生が学術スタッフ又は支援スタッフと連絡を取って交流する機会の確保と、学生支援に十分なリソースを提供することが含まれる。 ピアツープアの相互作用、スタッフ間の相互作用、学生に対する支援等、課程の提供全体を通じて学生の関与がどのように維持されるかの検討。これには社会的孤立に関連するリスクの軽減方法についての検討が含まれる。 | <p>1.3. 課程開始時のオリエンテーション</p> <p>2.3. 学生支援・安全の確保</p> <p>3.3. 学習資源・教育支援</p> |
| <p>2. 教員の支援及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員が学生の学習成果の達成を支援するために必要とされる適切な資格、知識、スキルを確実に身に付けるための、オンライン授業転換に必要な支援サービス及び教員の訓練の実施。 教員がオンラインで提供するツールにアクセスできるようにすること。 教員が学生の学習及び教育の成功に向けた共通のベースラインを設定していることの確認。 教員間のピアツープアの相互作用と教員への支援の維持方法。 | <p>3.2. 教職員</p> |

³⁴ TEQSA (2020) Online delivery – key considerations for providers
www.teqsa.gov.au/latest-news/publications/online-delivery-key-considerations-providers

| 授業のオンライン化に当たっての主要検討事項
(Online delivery – key considerations for providers) | 「2021 年高等教育の
基準枠組（最低基
準）に関する政令」
の関係項目 |
|---|--|
| <p>3. 教育及び学習成果の質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学生の学習成果がどのように達成できるかを保証し、学生の進歩と学習成果を効果的に監視する方法。 • 学生が定期的にログインしていることの確認方法、学生の関与と相互作用の監視方法。 • 学習成果のレビュー・測定・改善のための方法等、オンライン授業転換に合わせた質保証の在り方。 • 学術的な高潔性をいかに監視し維持するか。これには、不正行為や盗用を含むオンライン特有のリスクの適切な軽減方法の検討が含まれる。 • 試験及び評価が目的に適合しており、学生に明確かつ効果的に伝わり、学生が学習成果を実証できるようにすること。 • 評価の学術的な完全性を維持するためのプロセスが試験や試験の監督に含まれ実施されていることの確認。 • 該当する場合、教員の専門性の認定をいかに維持するかについての検討。 | <p>1.4. 学習成果の評価
3.1. 教育課程の設計
5.2. 学術及び研究の高潔性</p> |
| <p>4. オンライン授業転換を支援するその他ガバナンス上の取決め</p> <ul style="list-style-type: none"> • オンライン授業転換を企画、承認、実装するための内部の意思決定プロセスと承認プロセスが明確であり、目的に適合していることの確認。 • 重要な決定と執行、及び決定の理由を適切に保存しているかの確認。 • オンライン授業転換が学生の管理ファイルに正確に記録され記録が保持されているかの確認。 • スタッフと学生のための適切なコミュニケーション計画があることの確認。コミュニケーションにおいては、オンライン授業転換に伴う重要な変更点、国内学生及び留学生に対する適用の相違点、特定の課程、クラス、プログラムに関連する情報の設定等の情報が含まれる。 • 学術的な高潔性に対する脅威を含むオンライン授業配信モード特有の運用リスクの監視について、どのように行い、報告し、対処するか確認。 | <p>6.2. 経営の監督
6.3. 学術上のガバナンス</p> |

(3) 質評価

「2021 年高等教育の基準枠組（最低基準）に関する政令」にはオンライン授業の質評価の項目がない。

(4) 教育課程

学士課程は通常 3 年制であり、3 年制の大学の卒業所要単位は 144 単位（credit points）以上とされている。オンライン課程により取得する単位数の制限はない。

(5) 課題・今後の取組等

TEQSA は、コロナ禍における高等教育機関におけるオンライン授業の満足度に関するアンケート調査の報告書を 2020 年 11 月に公表した³⁵。調査は 2020 年の 1 学期³⁶に全国の高等教育機関 179 校を対象に実施され、118 校から有効回答が得られた。調査結果によれば、学生全体の 33%

³⁵ TEQSA (2020) Foundations for good practice: The student experience of online learning in Australian higher education during the COVID-19 pandemic
www.teqsa.gov.au/latest-news/publications/foundations-good-practice-student-experience-online-learning-australian

³⁶ オーストラリアにおいて大学の学期はセメスター制であり、1 学期（semester one）は 2 月下旬から 6 月下旬まで、冬休みを挟んだ 2 学期（semester two）は 7 月下旬から 11 月中旬までとされるのが通常である。

から 50%がオンライン学習に満足せず対面授業の再開を望むとしていた。報告書には、調査結果を通じて今後改善すべき点やいくつかの大学の好事例が掲載されている。

また TEQSA はオンライン授業の好事例に関する特設ページをウェブサイトに出している³⁷。

7. 大学における大規模公開オンライン講座（MOOC）

大規模オンライン公開講座（MOOCs）は国内大学の多くが edX や Coursera のプラットフォームを通じて実施しているが、長くて 6 か月程度の短期講座のみであり、単位認定の対象外とされている³⁸。

MOOCs の短期講座の修了者に対して AQF の資格取得につながる単位（credentials）を与えるかについては 2018 年に連邦政府が見直しを行ったが³⁹、2019 年に公開された AQF に係る政策評価の最終報告書には単位を付与するのは時期尚早であるとの判断が示されている⁴⁰。

³⁷ TEQSA, Online learning good practice

<https://www.teqsa.gov.au/online-learning-good-practice>

³⁸ Australian University Rankings by MOOC (Massive Online Open Course) Performance 2020

<https://studyco.com/en/article/349-Australian-University-Rankings-by-MOOC-Massive-Online-Open-Course-Performance-2020>

³⁹ DESE (2018) Review of the Australian Qualifications Framework: Discussion Paper

www.dese.gov.au/reviews-and-consultations/australian-qualifications-framework-review

⁴⁰ DESE (2019) Review of the Australian Qualifications Framework: Final Report 2019

www.dese.gov.au/higher-education-reviews-and-consultations/resources/review-australian-qualifications-framework-final-report-2019

8. 参考文献

【日本語文献】

- 野崎与志子（2017）オーストラリア高等教育の国際化と質保証，高等教育の国際的質保証に関する調査研究 第3章 pp.27-50, 大学基準協会
- NIAD-QE（2015）諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア 第2版
- NIAD-QE（2010）大学の設置形態に関する調査研究, 第7章 オーストラリアの高等教育制度と大学の設置形態
- 杉本和弘（2010）オーストラリア高等教育のガバナンスと質保証－州政府の位置と機能－, 広島大学高等教育開発センター大学論集 41, pp.251-269

【外国語文献】

- Parliament of Australia（2021）A guide to Australian Government funding for higher education learning and teaching
- Universities Australia（2021）University Profiles 2021
- Universities Australia（2020）Higher Education Facts and Figures 2020
- TEQSA（2020）Foundations for good practice: The student experience of online learning in Australian higher education during the COVID-19 pandemic
- DESE, Coronavirus (COVID-19) information for higher education providers
- Safe Work Australia, COVID-19 Information for workplaces
- TEQSA, National Register summary table
- DESE（2018）Review of the Australian Qualifications Framework: Discussion Paper
- DESE（2019）Review of the Australian Qualifications Framework: Final Report 2019

令和３年度大学改革推進委託事業
諸外国における通信制大学等の制度・実態に関する調査研究
報告書

令和４年３月

© 文部科学省

受託事業者／発行者：WIP アンドアソシエイツ株式会社

本報告書に関する照会先：執筆編集責任者 高瀬富康

電話：03-3868-2747 t-takase(@)wipgroup.com